

鈴 鹿 市 地 域 防 災 計 画

鈴鹿市防災会議

令和8年8月

鈴鹿市地域防災計画 目次

第 1 部 鈴鹿市地域防災計画

第 1 章 総 則

第 1 節	構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2 節	細部計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 3 節	修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 4 節	三重県地域防災計画等との関係・・・・・・・・	2
第 5 節	用語・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

第 2 章 鈴鹿市の概況

第 1 節	自然条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 2 節	社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

第 3 章 防災組織

第 1 節	鈴鹿市防災会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第 2 節	鈴鹿市災害対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・	7

第2部 風水害等対策編

第1章 総 則

第1節	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第2節	構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第3節	防災機関の業務大綱・・・・・・・・・・・・・・・・	18

第2章 災害予防・減災対策計画

第1節	治水計画・・・・・・・・・・・・・・・・	21
第2節	治山計画・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第3節	地盤災害防止計画・・・・・・・・・・・・・・・・	24
第4節	火災予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	27
第5節	危険物施設等災害予防計画・・・・・・・・	31
第6節	林野火災予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	35
第7節	文教対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・	37
第8節	通信整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・	39
第9節	備蓄資材・機材等の整備計画・・・・・・・・	41
第10節	防災知識の普及計画・・・・・・・・・・・・・・・・	44
第11節	防災訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・	47
第12節	避難行動要支援者（要配慮者等）対策計画	49
第13節	自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化計画	56
第14節	公共施設・ライフライン施設の安全対策計画	58
第15節	避難対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・	61
第16節	医療・救護計画・・・・・・・・・・・・・・・・	67
第17節	ボランティア対策計画・・・・・・・・	69
第18節	災害廃棄物処理対策計画・・・・・・・・	71
第19節	地区防災計画・・・・・・・・・・・・・・・・	72
第20節	受援・応援体制の整備計画・・・・・・・・	74
第21節	突発的災害への対策計画・・・・・・・・	76
第22節	被災者の生活再建に関する事前計画	80

第3章 災害応急対策計画

第1節	組織計画	82
第2節	災害通信計画	83
第3節	気象予警報等の伝達計画	86
第4節	災害情報収集・伝達計画	88
第5節	災害広報計画	93
第6節	消防・救急計画	95
第7節	水防活動計画	98
第8節	交通応急対策計画	100
第9節	災害救助法の適用計画	103
第10節	避難計画	105
第11節	応急住宅対策計画	113
第12節	食料供給計画	116
第13節	給水計画	118
第14節	衣料・生活必需品供給計画	121
第15節	医療（助産）救護計画	124
第16節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	128
第17節	障害物の除去計画	131
第18節	防疫計画	133
第19節	廃棄物処理計画	135
第20節	文教対策計画	137
第21節	ボランティアの受入計画	140
第22節	輸送計画	142
第23節	公共施設・ライフライン施設応急対策計画	146
第24節	危険物施設等災害応急対策計画	150
第25節	災害警備計画	152
第26節	自衛隊災害派遣要請計画	154
第27節	三重県防災ヘリコプター応援要請計画	157
第28節	災害義援金・義援物資の受入計画	158
第29節	救助活動に関する計画	159
第30節	突発的災害への応急対策計画	161
第31節	財政金融計画	164

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	復興体制の構築と方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・	166
第2節	公共施設災害復旧事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・	168
第3節	中小企業振興計画・・・・・・・・・・・・・・・・	169
第4節	農林漁業経営安定計画・・・・・・・・・・・・・・・・	169
第5節	被災者の生活確保計画・・・・・・・・・・・・・・・・	170
第6節	激甚災害の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	175
第7節	被災者生活再建支援制度・・・・・・・・・・・・・・・・	176

第3部 地震・津波対策編

第1章 総 則

第1節	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	178
第2節	構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	179
第3節	防災関係機関の業務大綱・・・・・・・・・・	180
第4節	本市における既往地震・・・・・・・・・・	181
第5節	地震の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・	184
第6節	地震に関する調査研究・・・・・・・・・・	190

第2章 災害予防・減災対策計画

第1節	都市の防災化・・・・・・・・・・・・・・・・	191
第2節	公共施設・ライフライン施設の安全対策計画	194
第3節	地盤災害防止計画・・・・・・・・・・	200
第4節	建築物等災害予防計画・・・・・・・・	203
第5節	地震火災の予防計画・・・・・・・・	205
第6節	危険物施設等災害予防計画・・・・・・・・	208
第7節	文教対策計画・・・・・・・・・・	212
第8節	通信整備計画・・・・・・・・・・	214
第9節	備蓄資材・機材等の整備計画・・・・・・・・	216
第10節	避難対策計画・・・・・・・・・・	219
第11節	防災知識の普及計画・・・・・・・・	226
第12節	防災訓練計画・・・・・・・・・・	230
第13節	避難行動要支援者（要配慮者等）対策計画	232
第14節	自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化計画	239
第15節	医療・救護計画・・・・・・・・・・	241
第16節	ボランティア対策計画・・・・・・・・	243
第17節	津波災害予防計画・・・・・・・・	245
第18節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	247
第19節	災害廃棄物処理対策計画・・・・・・・・	248
第20節	地区防災計画・・・・・・・・・・	249
第21節	受援・応援体制の整備計画・・・・・・・・	251
第22節	被災者の生活再建に関する事前計画	253

第3章 災害応急対策計画

第1節	組織計画	255
第2節	災害通信計画	256
第3節	災害情報収集・伝達計画	259
第4節	災害広報計画	261
第5節	消防・救急計画	263
第6節	水防活動計画	265
第7節	津波対策計画	267
第8節	交通応急対策計画	270
第9節	障害物の除去計画	273
第10節	災害救助法の適用計画	275
第11節	避難計画	277
第12節	応急住宅対策計画	285
第13節	食料供給計画	288
第14節	給水計画	290
第15節	衣料・生活必需品供給計画	293
第16節	医療（助産）救護計画	296
第17節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	301
第18節	防疫計画	304
第19節	廃棄物処理計画	306
第20節	文教対策計画	308
第21節	ボランティアの受入計画	311
第22節	輸送計画	313
第23節	公共施設・ライフライン施設応急対策計画	319
第24節	危険物施設等災害応急対策計画	323
第25節	災害警備計画	325
第26節	自衛隊災害派遣要請計画	327
第27節	三重県防災ヘリコプター応援要請計画	331
第28節	災害義援金・義援物資の受入計画	332
第29節	救助活動に関する計画	333
第30節	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	335
第31節	財政金融計画	342

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	復興体制の構築と方針の策定	344
第2節	公共施設災害復旧事業計画	346
第3節	中小企業振興計画	347
第4節	農林漁業経営安定計画	348
第5節	被災者の生活確保計画	349
第6節	激甚災害の指定	354
第7節	被災者生活再建支援制度	355

第5章 東海地震の警戒宣言発令時の緊急応急対策計画

第1節	総則	357
第2節	組織計画	358
第3節	情報伝達計画	359
第4節	広報計画	361
第5節	避難計画	362
第6節	消防活動に関する計画	364
第7節	警備対策計画	365
第8節	ライフライン施設応急対策計画	366
第9節	交通対策計画	367
第10節	食料・生活必需品確保計画	368
第11節	医療（助産）救護計画	369
第12節	公共施設等対策計画	370
第13節	市民のとるべき措置	372

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	総則	374
第2節	関係者との連携協力の確保	375
第3節	津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	376
第4節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	381
第5節	防災訓練計画	381
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	381
第7節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	381

第7章 複合災害対策計画

第1節	複合災害に備えた対策・・・・・・・・・・・・・・・・	382
第2節	後発地震に備えた事前防災・・・・・・・・・・・・・・・・	383
第3節	先発災害発生後の対策及び後発災害後の対策・・・・・・・・	386
第4節	複合災害からの復旧・復興対策・・・・・・・・・・・・・・・・	386

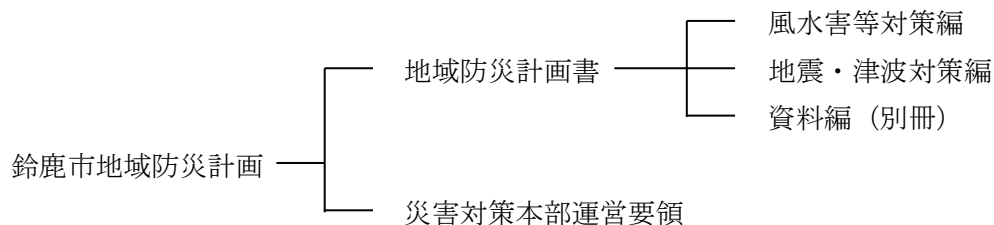
第 1 部 鈴鹿市地域防災計画

第 1 章 総 則

本章では、地域防災計画全体の構成と、三重県地域防災計画との関連について述べる。

第 1 節 構 成

鈴鹿市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 2 条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本計画として策定されたものであり、次のとおり構成するものとする。



「風水害等対策編」では、台風等における風水害等に対する予防・減災対策、応急対策、復旧・復興の各計画をまとめる。

「地震・津波対策編」では、地震及び津波による災害に対する予防・減災対策、応急対策、復旧・復興の各計画、東海地震の警戒宣言発令時の対策及び南海トラフ地震防災対策推進計画をまとめる。

「資料編」では、「風水害等対策編」、「地震・津波対策編」に関する数値、各種データ等を一冊の資料としてまとめる。

「災害対策本部運営要領」では、災害に際して直ちに災害対策本部を設置し、防災活動ができるよう職員の配備体制、作業要領をまとめる。

第 2 節 細部計画の策定

この計画に基づく防災上の諸活動を行うに当たっての必要な細部計画については、それぞれの担当部及び防災関係機関などにおいて、あらかじめ定めておく。

第 3 節 修 正

本計画は、災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めたときはこれを修正することとする。

各防災関係機関は、関係ある事項について、毎年 3 月末日までに（緊急を要するものについては、その都度）計画修正案を鈴鹿市防災会議に提出する。

第 4 節 三重県地域防災計画等との関係

本計画は、三重県地域防災計画及び鈴鹿市総合計画 2 0 3 1 との整合性・関連性を有する。

第 5 節 用 語

以下、本計画において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 風水害等 | 豪雨、洪水、暴風、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、竜巻、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等をいう。 |
| (2) 基本法 | 災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）をいう。 |
| (3) 救助法 | 災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）をいう。 |
| (4) 県防災計画 | 三重県地域防災計画をいう。 |
| (5) 市防災計画 | 鈴鹿市地域防災計画をいう。 |
| (6) 県本部 | 三重県災害対策本部をいう。 |
| (7) 県地方部 | 三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。 |
| (8) 本部 | 鈴鹿市災害対策本部をいう。 |
| (9) 支部 | 鈴鹿市災害対策本部の支部をいう。 |
| (10) 要領 | 鈴鹿市災害対策本部運営要領をいう。 |
| (11) 防災関係機関 | 地方自治体、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。 |
| (12) 要配慮者 | 高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語を理解できない外国人等をいう。 |
| (13) 収容避難所 | 基本法第 4 9 条の 7 に基づく指定避難所をいう。 |
| (14) 避難地 | 基本法第 4 9 条の 4 に基づく指定緊急避難場所をいう。 |
| (15) 福祉避難所 | 基本法第 4 9 条の 7 に基づく指定避難所をいう。 |
| (16) 津波避難ビル | 基本法第 4 9 条の 4 に基づく指定緊急避難場所をいう。 |
| (17) 土砂災害防止法 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）をいう。 |
| (18) 土砂災害警戒区域 | 土砂災害防止法第 7 条に基づき指定される区域をいう。 |
| (19) 医師会マニュアル | 鈴鹿市医師会が策定した、「鈴鹿市医師会災害時対応マニュアル」をいう。 |

なお、その他の用語については、基本法及び大規模地震対策特別措置法の例による。

第 2 章 鈴鹿市の概況

災害を未然に防止するためには、本市の特質を把握することが必要である。災害に関わる特質として考えられる、地形・地質等の自然条件と人口などの社会的条件について述べる。

第 1 節 自然条件

第 1 項 地勢

鈴鹿市は、三重県の北部に位置し、東は伊勢湾に面し、西は鈴鹿山脈で滋賀県に接するほか亀山市と接し、北は四日市市に、また、南は津市の 3 市に接している。

地形は、市の西部を南北に海拔 300 m から 900 m の鈴鹿山脈が走り、その山ろくから鈴鹿川左岸に至る地域は、海拔 30 m から 300 m の内部川開析扇状地が広がっている。

鈴鹿川右岸から海岸にかけては海拔 0 m から 10 m の鈴鹿川流域の沖積平野と海岸線の後退によって生じた、海岸平野が形成されている。

市の中南部は、洪積層である稻生丘陵、道泊台地、神戸台地及び郡山台地が海拔 10 m から 80 m で分布し、その間を中ノ川が沖積平野を形成している。

市の概形は、東西 22.6 km、南北 21.9 km の扇形に近い形で、面積 194.46 km² を有している。

第 2 項 気候

鈴鹿市は、伊勢平野の中心より、やや北寄りに位置し、年平均気温は 16.3℃、年間降雨量約 1,613 mm（津地方気象台、平年値：1991 年～2020 年平均）という恵まれた気候である。しかし、冬は養老山地と伊吹山の間を抜けてくる強風（俗に「鈴鹿おろし」という。）のために寒く、市の北西部では比較的降雪量も多く、まれには海岸部まで積雪が見られることがある。

年間を通しての風向きは、亀山市寄りの西部地域では西風が、平野部では北西風が多い。

台風の東海地方への接近数の平年値は年間で 3.5 個であるが、最も注意をはらわなければならないのが台風進路の右側となる紀伊半島上陸コースである。

第 2 節 社会的条件

第 1 項 市の概況

昭和 17 年 12 月に、2 町 12 か村が合併し、鈴鹿市として市制を実施し、当時の人口は 52,370 人であった。その後の市域の拡大や昭和 30 年代後半からの相次ぐ企業の進出及び住宅団地造成などにより、急激に人口が増加した。

しかし、昭和 48 年の第 1 次石油ショックを契機に人口の社会増が少なくなり、全国的な傾向に呼応するように出生率も低下してきているため、昭和 50 年代以降は、人口増加率が低くなっている。

令和 8 年 3 月 31 日現在の、鈴鹿市の総人口は 192,339 人、総世帯数は 90,647 世帯である。

第 2 項 住宅建築物の状況

本市にある住宅建築物のうち、約 62.4% が木造住宅（防火木造を含む。）である。この建物の建築年別割合は、昭和 56 年以降が 69.0% となっている。

※平成 30 年住宅・土地統計調査結果（総務省統計局）に基づく。

第 3 項 ライフラインの状況

1 水道

市内における水道の普及率は 99.9% である。

2 下水道等

下水道の普及率は令和 6 年 3 月 31 日現在で 63.5% である。また、集落排水事業区域のうちすべての地区が供用開始している。

3 ガス

家庭用のガスとして、都市ガス及びプロパンガスが使用されている。

4 電気

市内の電気の普及率は 100% である。

第 4 項 道路の状況

1 高速道路

鈴鹿市西部にある東名阪自動車道鈴鹿 IC と新名神高速道路鈴鹿 PA スマート IC から中部圏、関西圏へのアクセスが可能であり、伊勢湾岸自動車道に接続していることから、交通の便に優れ、利便性が高い。

2 国道・県道（広域幹線道路・地域高規格道路）

国道 1 号、国道 23 号、国道 306 号、中勢バイパスが供用されているほか、北勢バイパス（鈴鹿四日市道路）や鈴鹿亀山道路の整備が進められている。

第 5 項 海路の状況

国際拠点港湾に指定されている国際貿易港である四日市港へは、一般道路を利用して約 30 分でのアクセスが可能であり、輸出入における利便性が高い。

第 6 項 空港の状況

中部国際空港へは、陸路では、東名阪自動車道から伊勢湾岸自動車道、知多半島道路、知多横断道路を経由して約 1 時間でアクセスすることが可能である。また、海路では、津市にある空港アクセス港から高速船を利用すると、約 1 時間でのアクセスが可能である。

第 3 章 防災組織

市及び防災関係機関は、総合的な防災体制を確立するため、各種の防災組織を組織し、防災活動を実施する。

第 1 節 鈴鹿市防災会議

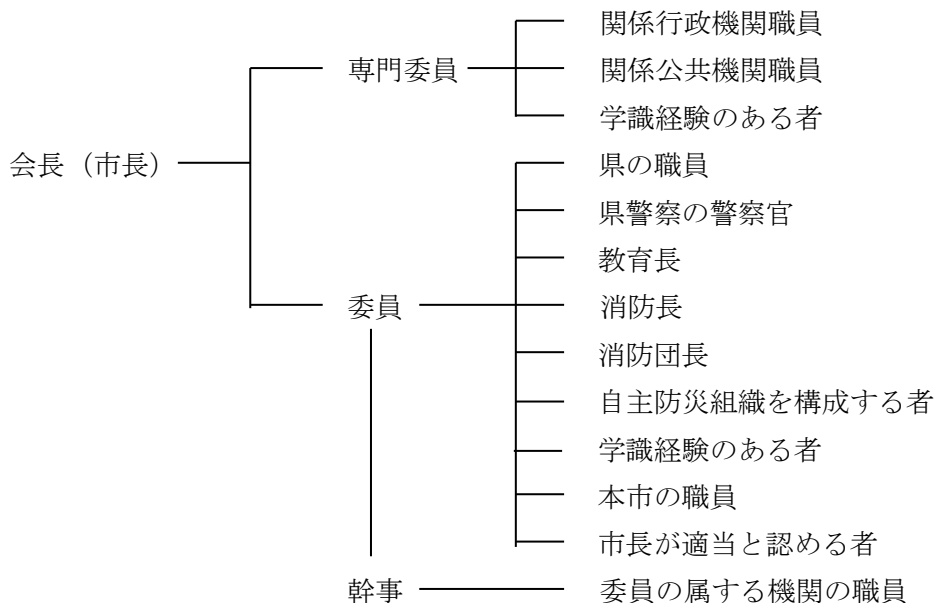
第 1 項 設置の根拠

基本法第 16 条の規定に基づき、鈴鹿市の市域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、鈴鹿市防災会議を設置する。

第 2 項 所掌事務

- 1 地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- 2 災害発生に際し、情報の収集並びに災害応急対策及び災害復旧について、防災関係機関相互の連絡調整をする。
- 3 法律又はこれに基づく政令により権限に属する事務を行う。

第 3 項 組織



資料編 16 - 6	鈴鹿市防災会議条例
資料編 16 - 7	鈴鹿市防災会議委員
資料編 16 - 8	鈴鹿市防災会議幹事

第 2 節 鈴鹿市災害対策本部

第 1 項 設置の根拠

基本法第 2 3 条の規定に基づき、鈴鹿市の市域に災害が発生し、又は災害の発生のおそれがある場合、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、鈴鹿市災害対策本部を設置する。

第 2 項 設置の基準

1 災害対策本部の設置

本部は、次の場合に鈴鹿市役所内に設置する。

- (1) 市内に気象業務法（昭和 2 7 年法律第 1 6 5 号）に基づく暴風（暴風雪）、レベル 3 氾濫、レベル 3 大雨、大雪、レベル 3 土砂災害、レベル 3 高潮、津波に関する警報が発表されたとき。
- (2) 市内に震度 4 以上の地震が発生したとき。
- (3) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表したとき。
- (4) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表したとき。
- (5) 県内（鈴鹿市を除く。）に震度 5 強以上の地震が発生したとき。
- (6) その他異常な自然現象、人為的原因による災害又は広範囲に災害が発生又は予想されるときに、市長が必要と認めたとき。

2 災害対策本部の廃止

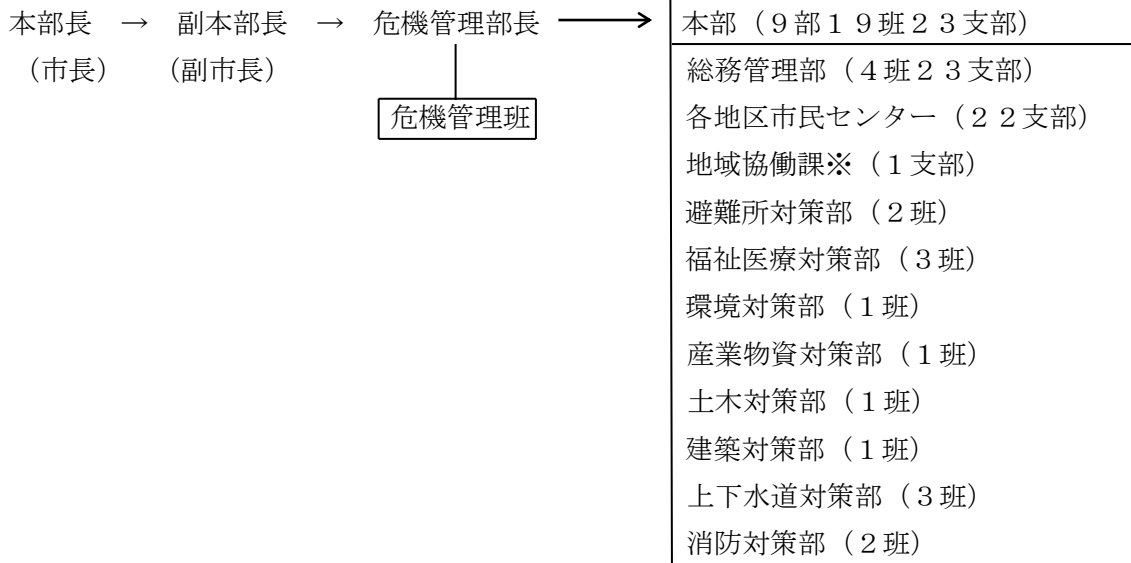
本部は、次の場合に災害対策本部を廃止する。

- (1) 気象業務法等に基づく警報の解除が発表されたとき。
- (2) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の警戒措置、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の注意措置のいずれも解除され、市内で被害が確認されなかったとき。
- (3) 市内において予想された災害による危険が解消したとき。
- (4) 応急対策が概ね完了したと認められたとき。
- (5) その他、災害対策本部長が必要と認めたとき。

3 県への報告

本部を設置したときは、人員の配備状況を県へ報告する。（県防災情報システムへ入力）

第 3 項 組織



※ 鈴鹿市行政組織規則第 5 条第 1 項別表第 1 内、地域協働課の事務分掌概目の第 8 号に規定する神戸地区との連絡調整に関することを担当する職員。

第 4 項 本部及び支部の組織と所掌事務

- 1 本部長は災害対策本部の事務を総括し、本部員、その他の職員を指揮監督する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 危機管理部長は、本部長及び副本部長を補佐し、各部長を指揮監督する。
- 4 部長及び班長、支部長は、それぞれの所掌事務に基づき班員や支部員を指揮監督する。
- 5 副部長又は副班長は、部長又は班長を補佐し、不在のときはその職務を代理する。
- 6 指定のない本部員は、部長の指示を受け、特定の事務を行う。
- 7 各部及び各支部並びに各班は、災害の規模に応じて、所掌事務以外の事務にも対応する。
- 8 各部及び各支部並びに各班は、災害の規模に応じて、管理する施設（建築物、構造物、設備等）に被害があるか確認し、被害がある場合は、速やかに復旧する。
- 9 支部派遣職員及び避難所派遣職員として指名された職員は、当該所掌事務を優先する。

第 1 部 鈴鹿市地域防災計画
第 3 章 防災組織

本部〔◎部長、班長 ○副部長、副班長〕

部	班	所掌事務	班員
	危機管理班 ◎防災危機管理課長	1 災害対策本部の運営 2 避難情報の発信 3 関係機関等との連絡調整 4 防災行政無線局の管理運営 5 気象予警報等の収受 6 災害記録	防災危機管理課員
総務管理部 ◎総務部長 ○政策経営部長 ○会計管理者兼会計課長 ○議会事務局長 ○選挙管理委員会事務局長 ○監査委員事務局長	総務班 ◎情報政策課長 ○交通防犯課長 ○総合政策課長 ○秘書課長 ◎総務課長 ○男女共同参画課長 ○市民対話課長 ○議事課長 ○監査委員事務局次長	1 被害状況の収集及び報告 2 災害情報発信 3 各種事務処理 4 各課所管の災害対策業務 5 ワンストップ窓口の設置	情報政策課員 交通防犯課員（交通安全・防犯Gの職員） 総合政策課員 秘書課員 総務課員 男女共同参画課員 市民対話課員 戸籍住民課（管理・個人番号Gの職員） 議事課員 選挙管理委員会事務局員 監査委員事務局員
	支部 別表参照	別表参照	別表参照
	動員班 ◎人事課長	1 職員の把握 2 職員の動員 3 職員の健康管理 4 職員の給与等 5 派遣職員の調整 6 組織編成・異動	人事課員
	管財班 ◎管財課長	1 庁舎施設の維持管理等 2 公用車の管理等	管財課員

第 1 部 鈴鹿市地域防災計画
第 3 章 防災組織

部	班	所掌事務	班員
	財務会計班 ◎財政課長	1 総務班の協力 2 災害対策緊急予算の編成等 3 代金等の支払い	財政課員 会計課員
避難所対策部 ◎地域振興部長 ○地域振興部次長 ○文化スポーツ部長 ◎教育長 ○教育次長 ○教育委員会参事(課長を兼務する者を除く)	救助施設班 ◎地域協働課長 ○人権政策課長 ○戸籍住民課長 ◎文化振興課長 ○文化財課長 ○スポーツ課長 ○図書館長	1 避難所(福祉避難所を除く)の開設及び管理運営 2 各課所管の災害対策業務	地域協働課員(神戸担当の職員を除く) 人権政策課員 戸籍住民課員(証明窓口G、届出窓口Gの職員) 文化振興課員 文化財課員 スポーツ課員 図書館員
		1 避難所(福祉避難所を除く)の開設及び管理運営	避難所派遣職員
	学校管理班 ◎教育総務課長 ○教育政策課長 ○学校教育課長 ○教育指導課長 ○教育支援課長	1 学校施設の災害対策 2 学校施設による避難所及び避難地の供用 3 被災児童生徒に対する授業 4 各課所管の災害対策業務	教育総務課員 教育政策課員 学校教育課員 教育指導課員 教育支援課員 小中学校職員
福祉医療対策部 ◎健康福祉部長 ○こども政策部長 ○こども政策部次長兼健康福祉部次長兼社会福祉事務所長	福祉班 ◎健康福祉政策課長 ○保護課長 ○長寿社会課長 ○障がい福祉課長 ○保険年金課長 ○福祉医療課長 ○こども政策課長 ○こども育成課	1 避難行動要支援者等の支援に係る業務 2 コールセンター対応 3 被災者生活再建支援業務 4 各課所管の災害対策業務 5 医療班の協力	健康福祉政策課員 保護課員 長寿社会課員 障がい福祉課員 保険年金課員 福祉医療課員 こども政策課員 こども育成課員 こども家庭支援課員

第 1 部 鈴鹿市地域防災計画
第 3 章 防災組織

部	班	所掌事務	班員
	長 ○こども家庭支援課長		
	医療班 ◎地域医療推進課長 ○こども保健課長	1 コールセンター対応 2 災害医療対策本部・救護所の開設・運営 3 収容避難所の環境整備と避難者の健康管理 4 DMAT 等の派遣要請	地域医療推進課員 こども保健課員
	調査班 ◎資産税課長 ○納税課長 ○市民税課長	1 罹災家屋の調査・罹災証明の発行 2 各課所管の災害対策業務	資産税課員 納税課員 市民税課員
環境対策部 ◎環境部長 ○環境部次長	衛生清掃班 ◎環境政策課長 ○廃棄物対策課長 ○開発整備課長 ○環境施設課長 ○クリーンセンター所長	1 各課所管の災害対策業務（災害廃棄物処理） 2 廃棄物の処理 3 仮置場の設置・運営 4 収集運搬 5 中間処理 6 最終処分 7 障害物の除去 8 家屋解体 9 思い出の品の対応（遺体処理） 10 被災状況の把握 11 遺体収容所の設置・運営 12 遺体の埋火葬 13 遺体処理に係る事務処理（防疫・ペット救護） 14 防疫措置 15 ペット救護所の設置等 16 防疫・ペット救護に係る事務処理	環境政策課員 廃棄物対策課員 開発整備課員 環境施設課員 クリーンセンター所員

第 1 部 鈴鹿市地域防災計画
第 3 章 防災組織

産業物資対策部 ◎産業振興部長兼 農業委員会事務 局長 ○観光・モーター スポーツ局長 ○耕地課長	産業物資班 ◎産業政策課長 ○商業振興課長 ○農林水産課長 ○農業委員会事 務局次長	1 救助物資の配給・管理・調達 2 各課所管の災害対策業務	産業政策課員 商業振興課員 観光・モータースポ ーツ振興室員 農林水産課員 耕地課員 農業委員会事務局 員 技術監理契約課員 (契約Gの職員)
土木対策部 ◎土木部長 ○道路保全課長 ○技術監理契約 課長	建設班 ◎河川雨水対策 課長 ○土木総務課長 ○道路整備課長 ○土木用地課長 ○市街地整備課 長	1 被害状況の把握・応急対策 2 道路の確保 3 内水排除機能の回復 4 津波対策 5 下水道工務班の協力	河川雨水対策課員 土木総務課員 道路整備課員 道路保全課員 土木用地課員 市街地整備課員 交通防犯課員(交通 施設Gの職員) 技術監理契約課員 (土木技術管理G、 建築技術管理Gの 職員) 都市計画課員(風水 害時) 下水道工務課員(風 水害時)
建築対策部 ◎都市整備部長 ○技術監理部長	営繕班 ◎住宅政策課長 ○公共施設マネ ジメント課長 ○建築指導課長 ○都市計画課長	1 建設班の協力 2 各課所管の災害対策業務 3 市有建築物の応急対策 4 応急危険度判定業務 5 応急仮設住宅等の供与 6 被災住宅建築物の支援	住宅政策課員 公共施設マネジメ ント課員 建築指導課員 都市計画課員

第 1 部 鈴鹿市地域防災計画
第 3 章 防災組織

上下水道対策部 ◎上下水道事業管理者 ○上下水道局次長	給水班 ◎経営企画課長 ○経理課長 ○営業課長	1 飲料水及び生活用水の供給 2 下水道工務班の協力	経営企画課員 経理課員 営業課員（料金 G の職員）
	水道工務班 ◎水道工務課長 ○水道施設課長	1 水道施設に関すること	水道工務課員 水道施設課員 営業課員（給水 G、排水設備 G の職員）
	下水道工務班 ◎下水道工務課長	1 下水道施設に関すること 2 集落排水施設に関すること 3 建設班の協力	下水道工務課員
消防対策部 ◎消防長 ○消防本部次長	消防統制班 ◎消防課長 ○消防総務課長 ○予防課長 ○情報指令課長	1 災害情報に関すること 2 関係機関との連絡調整	消防課員 消防総務課員 予防課員 情報指令課員
	消防活動班 ◎中央消防署長 ○中央消防署副署長 ○南消防署長 ○統括指揮課長	1 災害防除活動	中央消防署員 〃 北分署員 〃 西分署員 〃 東分署員 〃 鈴峰分署員 南消防署員 〃 天名分署員 統括指揮課員

※支部派遣職員は、各班員には含まない。

支部〔◎支部長〕

支部	所掌事務	支部員
各地区支部 ◎各地区市民センター所長 ◎地域協働課（神戸地区担当の職員）	1 支部の開設・運営 2 避難所の開設・運営 3 地区市民センター所管の災害対策業務 4 その他本部長の指示した事項	地区市民センター職員 支部派遣職員

第 5 項 配備体制

1 第 1 非常配備（準備体制）

次の場合は、災害対策本部の設置前の活動段階として、情報収集及び連絡体制の確認等を行う。

- (1) レベル 2 大雨注意報、レベル 2 氾濫注意報、レベル 2 土砂災害注意報、大雪、レベル 2 高潮注意報、強風注意報のいずれかが市内に発表され、災害の発生が予想されるとき。
- (2) 津波注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき。
- (3) 長周期地震動 3 又は 4 が発表され、災害の発生が予想されるとき。
- (4) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき。
- (5) その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときに、危機管理部長が必要と認めたとき。

2-1 第 2 非常配備（警戒体制）（大雪体制・災害対策本部設置）

- (1) 市内に大雪警報が発表されたとき。

2-2 第 2 非常配備（警戒体制）（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）体制）

- (1) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。

2-3 第 2 非常配備（警戒体制）（初動体制・災害対策本部設置）

- (1) 市内にレベル 3 大雨警報、レベル 3 氾濫警報、レベル 3 土砂災害警報が発表されたとき。
- (2) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。

2-4 第 2 非常配備（警戒体制）（本体制・災害対策本部設置）

- (1) 市内にレベル 3 大雨警報、レベル 3 氾濫警報、レベル 3 土砂災害警報、大雪警報が発表され、被害の発生が予想されるとき。
- (2) 市内に暴風、暴風雪、高潮警報のいずれかが発表されたとき。
- (3) 市内に震度 4 又は震度 5 弱の地震が発生したとき。
- (4) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、かつ、市長が必要と認めたとき。
- (5) 県内（鈴鹿市を除く）に震度 5 強以上の地震が発生したとき。
- (6) 遠地地震により、津波警報が発表されたとき。
- (7) その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときに、市長が必要と認めたとき。

備考 支部長が支部派遣職員とは別に増員又は交代職員の配備を必要とする場合は、本部に要請する。

3 第 3 非常配備（警戒体制）（災害対策本部設置）

- (1) 市長が第 2 非常配備の拡充を必要と認めたとき。

備考 支部長が支部派遣職員とは別に増員又は交代配備を必要とする場合は、本部に要請する。

4 第 4 非常配備（非常体制）（災害対策本部設置）

次の場合は、市職員全員とする。

- （１）市内に震度 5 強以上の地震が発生したとき。
- （２）津波警報又は、大津波警報が発表されたとき。
- （３）広範囲に災害が発生又は予想されるときに、市長が必要と認めたとき。

第 6 項 職員の招集

- 1 各班長及び支部長は、常に所属職員の配備体制に応じた招集区分や連絡先等を付した名簿を整備し、動員班長に報告する。
- 2 勤務時間内の動員は、動員班長がその旨（第○非常配備）を庁内 LAN や庁内放送を用いて周知を行うとともに、当該各班長及び支部長に連絡する。
- 3 勤務時間外の招集
 - （１）市役所当直者（消防本部当直者、宿直業務委託業者）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは危機管理部長に報告し、その指示を受ける。
 - （２）職員招集のための通知は、電話やメールによる自動配信（職員メール等）など最も速やかに行える方法による。
 - （３）各班長は、常に所属職員の非常招集計画を実情に即した方法で定めておく。
 - （４）非常招集の通知を受けた者は速やかに参集し、所属班長に参着した旨を報告する。
 - （５）病気その他、やむを得ない理由により招集に応じられないときは、その旨を適宜の方法をもって所属班長に届け出る。
 - （６）招集を完了したときは、各班長は、下令員数、応招不可能員数及び参着員数を動員班長に報告しなければならない。また、参着員については氏名についても報告する。
 - （７）被災によって必要な職員数が確保できない場合における初動対応の手順を明確にし、訓練や研修を通じて初動対応の理解に努める。
- 4 招集の心得
 - （１）招集が予想される職員は、テレビやラジオ等の視聴、班長や支部長への適宜な方法による連絡等によって、自ら参集に必要な情報の取得に努める。
 - （２）非常招集の命令を受けた職員は、直ちに参集する。
 - （３）非常招集時には自分の食糧、飲料水、着替え等を持参する。
 - （４）参集途上では市内の被害状況の把握に努め、参着後所属班長に報告する。
 - （５）交通の途絶等により所属部署への参集が不可能な場合は、最寄りの地区市民センター、その他の最寄りの市機関（市立学校を含む）の順位により参集する。
 - （６）災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に参集する。
- 5 非常配備時における注意点
 - （１）各班は、必要に応じて災害対策本部室に隣接する災害対策要員待機室（502 ミーティングルーム）に情報整理担当者を待機させ、本部内の情報の共有を図る。

(2) 各班は、職員の活動環境を確保するため、初動期から配備要員の交代を計画する。

(3) 活動に必要な資機材は、予め各班で検討し用意する。

6 職員の健康管理

各部は、所属職員の健康と安全を確保するため、勤務時間等を把握、管理し、適宜職員の交代を行うとともに、適切に休息等を取れるよう配慮する。

また、災害対応が長期化等する場合は、備蓄食糧等を職員に配布することができる。

第 7 項 市町間の派遣要請

本部は、他市町の職員の派遣が必要な場合には、県に対し他市町職員の派遣について要請を行うこととする。

県は、被災市町から要請を受けた場合は、他市町に対し、要請、取りまとめを行い、被災市町に対し連絡するものとする。

派遣要請の手続については、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等適宜の方法により要請し、事後に文書を速やかに送付するものとする。

ただし、県に要請するいとまがないときは、直接応援可能な市町に要請し、事後速やかに県に報告するものとする。

1 被害の状況

2 応援を要請する内容

(1) 物資・資機材の搬入

物資等の品目、数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

(2) 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(3) その他必要な事項

資料編 1 6 - 5	防災に関する協定一覧
資料編 1 6 - 1 4	県内市町災害時応援協定
資料編 1 6 - 1 5	三重県内消防相互応援協定
資料編 1 6 - 1 6	水道災害に関する協定

第2部 風水害等対策編

第1章 総 則

第1節 目 的

第1項 計画の目的

この計画は、基本法第42条の規定に基づいて、鈴鹿市防災会議が作成する計画であり、市域の災害予防・減災対策、災害応急対策及び復旧・復興計画対策を定め、行政、防災関係機関及び市民による防災活動を総合的に実施することにより、風水害による被害の軽減（減災）を図り、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、社会秩序の維持と公共の福祉に資することを目的とする。

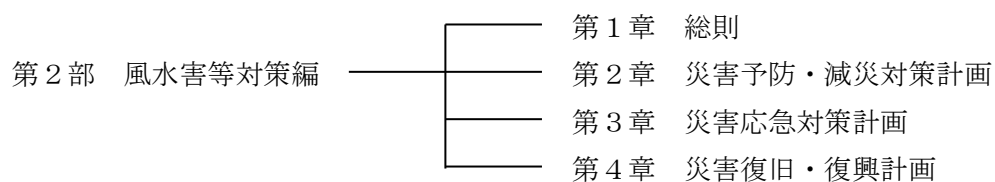
第2項 計画の基本方針

この計画は、市、防災関係機関、事業者、地域、市民の総合力で風水害対策に取り組むことを基本方針とする。

そのために、市や県等の防災関係機関が実施する災害予防・減災対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を推進することと併せて、事業者、地域、市民等が果たすべき責務、役割を明確にし、「自助」、「共助」、「公助」の有機的な連携を図れる体制作りを目指す。

第2節 構 成

風水害等対策編の構成は次のとおりとする。



第3節 防災機関の業務大綱

災害の発生を防止又は軽減し、市民の生命及び財産の保全のため実施すべき市の事務、業務の大綱を以下のように定める。また、国、県及び防災関係機関が防災に関して処理すべき業務は、概ね以下のとおりである。

第1項 市

市は、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策について次のことを実施する。

- 1 鈴鹿市防災会議に関する事務を行うこと
- 2 鈴鹿市災害対策本部条例の定めるところにより、本部、支部を設置し、廃止すること
- 3 本部その他防災に必要な組織を整備すること
- 4 本部会議を開き、防災上必要な対策を講じること
- 5 防災行政無線等の通信施設の整備と運用を図ること
- 6 関係機関と一体となり、防災訓練を行うこと
- 7 市民に対する防災知識の普及、啓発に努めること
- 8 予警報又は災害情報を、本部、支部、県本部、県地方部及び被災住民等に対し連絡すること
- 9 危険区域内にある住民に対し、避難指示並びに被災者の救出及び保護（食料、衣料、生活必需品等の供給、給水、仮設住宅等の建設、医療及び助産等）を行うこと
- 10 ボランティアの受入れに関する措置を行うこと
- 11 災害時における被災地域の清掃及び防疫を行うこと
- 12 民間事業者等との防災協定を進め、より幅広い分野での協力関係を構築すること
- 13 災害前後における児童・生徒の身体生命の保全と教育の措置を講じること
- 14 防災に関する資機材の備蓄及び防災施設の整備点検を行うこと
- 15 消防、水防、その他応急措置を行うこと
- 16 施設及び設備の応急復旧を行うこと
- 17 災害復旧を行うこと

第2項 県

県防災計画に掲げる所掌事務について防災対策を推進するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

第3項 指定地方行政機関等

指定地方行政機関、指定公共機関等の処理すべき業務の大綱については、県防災計画の定めるところによるが、各機関の業務は、概ね次のとおりとする。

1 国土交通省三重河川国道事務所

- (1) 公共土木施設の整備と防災管理
- (2) 水防のための情報等の伝達と水害応急対策

(3) 被災公共土木施設の復旧

2 東海農政局三重県拠点

災害時における主要食糧の需給対策

3 東京管区气象台（津地方气象台）

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

4 自衛隊

- (1) 災害派遣の計画及び準備に関すること
- (2) 災害派遣の実施に関すること

5 鈴鹿警察署

- (1) 交通の整理規制に関すること
- (2) 救出・避難及び行方不明者の調査に関すること
- (3) 犯罪予防及び警備情報に関すること

6 NTT西日本株式会社三重支店

- (1) 電報、電話その他通信施設の整備及び防災対策並びに管理に関すること
- (2) 災害における防災関係機関等との緊急通話の確保に関すること
- (3) 通信施設の被災状況の調査と復旧に関すること

7 中部電力パワーグリッド株式会社鈴鹿営業所

- (1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
- (2) 電力供給設備へ必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
- (3) 市、警察、関係会社等との連携
- (4) 発災後の電力供給施設被害状況の把握及び復旧計画の立案
- (5) 電力供給施設の早期復旧の実施
- (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施

8 日本郵便株式会社鈴鹿郵便局

災害時における郵便事業の運営の確保及び災害特別事務取扱並びに援護対策の実施

9 鈴鹿市医師会

- (1) 医師会救護班の編成及び連絡調整
- (2) 医療、助産等救護活動の実施

10 三重交通株式会社中勢営業所

- (1) 車両施設等の整備及び防災対策並びに管理に関すること
- (2) 災害時におけるバス輸送に関すること
- (3) 車両施設等の被害状況調査及び災害復旧に関すること

1 1 自動車運送関係企業

災害応急活動のため、市長の車両借り上げ要請に対する即応態勢の整備及び配車

1 2 報道機関

(1) 市民に対する防災知識の普及及び各種予警報等の報道に関する対策並びに方法に関すること

(2) 市民に対する情報等の報道に関すること

(3) 義援金品の募集、配分等の協力に関すること

1 3 ガス事業者（三重県鈴鹿LPGガス協議会及び東邦ガス株式会社北勢導管課）

(1) 供給設備の安全性の強化

1 4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 平素から災害予防のための整備を図ること

(2) 災害時の応急対策を講ずること

(3) 市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力すること

第2章 災害予防・減災対策計画

災害の発生を未然に防止するため、突発的な気象現象にも対処できるよう、平常時から注意と関心を払うとともに、災害が発生した場合においても、その被害を最小限にとどめるための諸施設の整備、物資及び資材の備蓄、組織の充実及び訓練を行う事業又は事務に関する計画を定める。

第1節 治水計画

第1項 計画の主旨

集中豪雨等の災害を未然に防止するため、河川等の防災計画に十分な注意を払い、これに堪え得る将来性のある計画を国、県とともに実施する。

また、近年の災害では、全国各地において異常気象による豪雨や、台風の大型化による浸水被害が頻発している。過去にも、浸水被害の発生頻度が高い地区では、河川、排水路の改修、調整池等の整備を実施することで、浸水被害の軽減を図っているが、都市化の進展による雨水等の流出量の増加、想定を上回る降雨の増加により、浸水へのリスクが高まっていることから、本市では、「鈴鹿市総合雨水対策基本計画（平成30年度策定）」に基づき、浸水被害の軽減に努める。

第2項 市が実施する対策

1 現状

本市は、河川は1級水系1＝15河川、2級水系3＝5河川、準用河川24河川に分かれ、鈴鹿川水系を中心とする鈴鹿川左岸側の区域と同右岸側の金沢川、堀切川、中ノ川を中心とする区域に分けられる。

資料編2 防災上注意すべき自然的社会的条件

2 計画の策定（産業振興部、土木部、都市整備部、上下水道局）

集中豪雨等の災害を未然に防止するため、国、県の改修事業等の導入を図り、河川施設、海岸施設、農業用施設、下水道（雨水）施設、排水施設等の整備を行い、総合的な治水対策を計画する。

鈴鹿市水防計画を参照

3 浸水被害の軽減対策（土木部・産業振興部・危機管理部）

（1）重点地区の選定・整備

過去に大きな浸水被害が発生した地区を重点地区として位置付け、重点地区から優先的に河川の改修、雨水幹線、ポンプ場等の施設整備の実施に加え、施設の適正な維持管理、保全等を実施し、浸水被害の軽減に努める。

（2）内水ハザードマップの更新

過去に家屋の浸水被害が発生した地域の実績図を明記した現行の内水ハザードマップから、浸水シミュレーション結果等を用いた内水ハザードマップの作成に努め

る。

(3) 農業用ため池改修事業

市域の農業用ため池は、水田の水源として重要な役割を果たしているが、老朽化が進んでいるものもあるため、緊急度が高い農業用ため池から補強対策や統廃合等の改修工事を実施する。

また、平成30年7月豪雨では、防災重点農業用ため池ではない小規模な農業用ため池で被害が発生したことから、国（農林水産省）により「防災重点農業用ため池」の具体的な基準が設定されたため、本市においても国の基準に基づき「防災重点農業用ため池」の見直しを実施した。

なお、ソフト対策として、「ため池ハザードマップ」を市公式ウェブサイト等で公表しているため、引き続き同マップの周知を図る。

資料編2-1 防災重点農業用ため池

資料編2-2 その他の農業用ため池

(4) 農地、農業施設の災害の防止

洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業用施設等を守るため、防災ダム、農業用ため池等の整備を進めるほか、洪水防止などの農業の有する多面的機能を適正に発揮するため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽ため池の補強、低・湿地地域等における排水対策等を推進し、災害発生未然防止を図る。

資料編2-3 農地等湛水危険箇所

4 「My まっぷラン+（プラス）」の活用

デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路の作成が可能となる「My まっぷラン+（プラス）」等を活用した避難計画づくりの促進を図る。

第2節 治山計画

第1項 計画の主旨

山地災害を防止するため、危険地の調査を引き続いて行うとともに、国、県の治山事業と同時に治山対策を兼ねた育林事業を推進する。

第2項 市が実施する対策（産業振興部、土木部）

県に対して、継続した治山事業の実施を要望する。また、災害発生が予想される危険地域については、防災パトロールの強化に努めるとともに、地域住民への周知を図り、早期自主避難などにより被害の未然防止に努める。

資料編2 防災上注意すべき自然的社会的条件

第3節 地盤災害防止計画

第1項 計画の主旨

土石流、地すべり、がけ崩れ、地割れ、擁壁の倒壊等の災害が発生しないよう、住民への周知、適正な土地利用及び予防措置の指導、防災体制の整備等の対策を講じる。

第2項 市が実施する対策

1 現状

市域には、県が調査した山腹崩壊危険地区6箇所、崩壊土砂流出危険地区14箇所、三重県が平成25年度から令和5年度にかけて指定した土砂災害警戒区域243箇所がある。

土砂災害警戒区域等については、県により緊急施工の必要がある箇所から砂防工事等が実施され、危険区域内における有害行為の制限、防災措置の指導・勧告等がなされている。

また、これら危険箇所における警戒避難体制の確立等総合的な土砂災害対策が推進されている。

資料編2 防災上注意すべき自然的社会的条件

2 土砂災害の防止（危機管理部、産業振興部、土木部）

- (1) 急傾斜地崩壊等による災害予防のため、関係住民に対して、土砂災害警戒区域等の周知徹底を図る。また、がけ崩れ等を誘発するような危険行為を行わないよう指導するとともに、関係者自らがけ地等を観察して現状を把握するよう奨励する。
- (2) 必要に応じパトロール等を実施して、土砂災害警戒区域等について実態の把握に努め、早期の自主避難などにより被害の未然防止を図る。
- (3) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定された区域については、区域毎に警戒避難体制を整備する。
- (4) 警戒避難体制の整備に当たっては、災害情報の収集と伝達の円滑化を推進するため土砂災害情報提供システムを活用する。

〔警戒避難体制の内容〕

- ア 避難所の設置
- イ 避難指示等の発令時期決定方法
- ウ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
- エ 避難誘導責任者
- オ 避難所の位置及び避難指示等の住民への周知
- カ 崩落危険箇所の把握
- キ 崩落危険箇所のパトロール
- ク 救助に関する事項
- ケ その他必要事項

資料編2－11 土砂災害警戒区域

3 農業用ため池改修事業（産業振興部）

市域の農業用ため池は、水田の水源として重要な役割を果たしているが、老朽化が進んでいるものもあるため、緊急度が高い農業用ため池から補強対策や統廃合等の改修工事を実施する。

また、平成30年7月豪雨では、防災重点農業用ため池ではない小規模な農業用ため池で被害が発生したことから、国（農林水産省）により「防災重点農業用ため池」の具体的な基準が設定されたため、本市においても国の基準に基づき「防災重点農業用ため池」の見直しを実施した。

なお、ソフト対策として、「ため池ハザードマップ」を市公式ウェブサイト等で公表しているため、引き続き同マップの周知を図る。

資料編2-1 防災重点農業用ため池

資料編2-2 その他の農業用ため池

4 宅地災害の防止（都市整備部）

がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、三重県宅地開発事業の基準に関する条例、鈴鹿市開発事業指導要綱等により、安全かつ良好な宅地の確保を図る。

(1) 宅地造成工事については、都市計画区域及びその他の地域に区分して、それぞれ一定規模以上の面積について、災害防止に重点をおいた技術基準に基づき、審査のうえ許可及び完了検査を実施する。

(2) 梅雨期及び台風期に備え、地域住民及び宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、県が毎年5月を宅地防災月間と定め、期間中は市・県合同で防災パトロールを行い、現地で適切な指導を行う。

また、宅地災害が発生する恐れがある場合には、県が改善指導などの措置を行う。

(3) がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域又は建築基準法第40条の適用区域に存する危険な不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努める。

(4) 被災宅地危険度判定体制の整備及び制度の周知

災害時に被災宅地危険度判定活動が円滑に行えるよう、県及び三重県建築物震後対策推進協議会と連携してその体制づくり及び制度の周知に努める。

5 避難行動要支援者関連施設の土砂災害対策（危機管理部、こども政策部、健康福祉部、土木部）

土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を含む土砂災害警戒区域等について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施するよう県に要請する。

6 土砂災害警戒区域に所在する配慮を要する者が利用する施設における警戒避難体制の整備（危機管理部、健康福祉部、こども政策部、教育委員会）

土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒区域内に所在する社会福祉施設、学校、医療施設などの配慮を要する者が利用する施設のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある（同法に基づく避難確保計画作成対象施設

となった) 場合については、予め施設の名称及び所在地をリスト化する。

また、対象となる施設が避難確保計画を作成した際は、同計画に基づく避難訓練結果の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行う。

資料編 2－13 土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成対象施設

第4節 火災予防計画

第1項 計画の主旨

火災の発生を未然に防止するとともに、被害の拡大防止を図るため、火災の予防対策を推進する。

第2項 市が実施する対策（消防本部）

1 火災予防対策

（1）火災予防運動等の実施

火災予防対策の充実を図るため、関係機関及び各種団体などの協力のもとに春・秋季火災予防運動、歳末火災警戒運動、文化財火災予防運動、危険物安全週間等の実施、広報すずか、消防だより等の防火広報により事業所及び一般家庭等に防火意識の普及高揚を図り、きめ細かな防火情報を提供して市民一人ひとりの防災意識を高め、無火災都市の実現を目指す。

また、災害に対する日頃の備えを図るため、実践に即した防災研修や訓練を積極的に推進して市民の安全の確保を図り、防災の知識、災害時の正しい行動を身につけさせ「防災行動力」を高める。

（2）木造住宅密集地域の火災予防

木造家屋が密集し、かつ、道路が狭く消防活動が非常に制約され、延焼拡大が大きいと予想される地域に所在する防火対象物については、特に火災予防対策の徹底を図るとともに自主防火管理の推進を図る。

（3）中高層建築物の火災予防

ア 中高層建築物（4階以上）に対する立入検査を励行して消防用設備の維持管理状況、避難、初期消火、通報連絡その他防火管理体制の強化について指導を行う。

イ 発災に備え、居住者、従業員その他関係者による消火、避難、通報連絡その他の訓練を随時行うよう指導する。

（4）文化財の火災予防

市内には、古き良き文化財が保存されている。これら文化財は、かけがえのない貴重な財産であり、次代に引き継いでいく上からも、各所有者・管理者に防災意識の高揚と防火対策の徹底を図る。

（5）車両の火災予防

電車、バス等旅客輸送車両を始め、危険物運搬車両等を対象に立入検査を行い、消火器の設置、維持管理の状況及び避難誘導等について指導を行い、乗客の安全確保と車両火災等の未然防止に努める。

(6) 予防査察

火災を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るために、消防職員が防火対象物、危険物施設等に計画的に立入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵取扱状況について検査及び質問を行い、立入検査の結果に基づいて火災予防上の法令違反及び不備欠陥事項については、関係者に対し、口頭又は文書により指摘、指導し、その是正を促すとともに、経営者、防火管理者、従業員等の自主防火管理の意識の高揚を図る。

(7) 防火管理者

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、複合用途防火対象物、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物においては、消防法第8条に基づいて、管理権原者に防火管理者を選任させ、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせるため、立入検査等において指導し、その重要性を認識させ、防火管理の徹底を図る。

また、毎年、防火管理者資格習得講習会を開催し、その資格を取得させ、防火対象物の関係者に防火管理に関する理解と関心を深める機会をつくり、防火管理体制の質的強化を図る。

(8) 建築物の不燃化

建築物の耐火構造化及び内装材の不燃化を促進するため、次の施策の推進を図る。

- ア 都市計画法（昭和43年法第100号）第9条の規定に基づく準防火地域の指定
- イ 消防法（昭和23年法律第186号）第7条の規定に基づく消防同意制度及び消防法第8条の3の規定に基づく防災規制に係る効果的な運用を図り、総合的な防災対策を推進する。

(9) 消防力の強化

市は、次により公設消防力の強化に努める。

ア 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」（改正平成26年10月消防庁告示第28号）に示された市町村が消防力の整備を進める上での整備目標に近づけるため、年次整備計画により、人員、消防機械器具、消防用水利、消防通信施設等の整備充実を推進する。

また、消防職員の健康管理、体力練成、能力開発、適正な人事配置、装備の軽量化、動力化など、長期にわたって高齢化に対応するための総合施策を計画的に推進する。

イ 自衛消防力の強化育成

火災に対する初期消防体制の万全を期するため、事業所における防火管理者制度の徹底と結びつけて、自衛消防組織の指導育成を行うとともに、各地区自治会が組織する自主的消防・防災組織に対して積極的に指導育成を行い、災害に強いまちづくりを目指す。

ウ 消防団の育成・指導

消防団は地域防災の要であり、的確な防災活動を遂行するために必要な消防団員の確保に努めるとともに、入団促進、イメージアップ活動を行う。

エ 消防教育訓練の充実

多様化する災害に対応できるよう、職員の技術・知識の向上を行うため、県消防学校、消防大学校への入校、各種講習会に積極的に参加させる。

オ 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」（改正平成26年10月消防庁告示第29号）に基づいて、整備充実を図る。

また、災害時の消防水利の多様化を目的に、耐震性防火水槽を年次的に市内全域に設置し、河川底等自然水利取水施設の維持管理に努める。

資料編3-1 消防水利状況

2 防火対象物に係る表示・公表制度の実施

(1) 防火対象物定期点検報告制度の導入

これは、防火対象物の関係者に防火管理の必要性を認識させるとともに、よりきめ細かい防火管理が必要であるという判断に基づくものである。この点検の結果、防火管理が良好であると認められた防火対象物には、「防火基準点検済証」の表示を行うことができる。

また、過去3年以内において、一定の要件を満たす場合は、定期点検報告制度の特例認定の申請を行うことができ、特例認定されれば、3年間の点検及び報告が免除され、「防火優良認定証」の表示を行うことができる。

さらに、適マーク制度が廃止され、防火基準適合表示制度が新設されたことにより、適マーク制度の対象となっていた旅館ホテル等のうち、消防法令を遵守している対象物は、「防火基準適合証（銀）」の表示を行うことができるようになった。

また、3年間継続して表示基準に適合していると認められた場合には、「防火基準適合証（金）」の表示を行うことができる。いずれかの表示により、防火対象物の利用者に対し当該対象物が消防法令に適合しているという情報を提供する。

(2) 措置命令等の発動要件の明確化

措置命令により違反防火対象物についての情報を市民に公開することにより、市民の防火安全に対する認識を高めるとともに、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置等を促進するため公表を行う。

(3) 重大違反對象物の公表

措置命令による公表は、防火対象物の違反を覚知してから命令による公示までは時間を要する。命令による公示まで一般市民に重大違反對象物が知らされないことを避けるため、消防機関が重大な違反對象物を覚知してから一定の期

間経過後、当該建物の火災危険に関する情報の公表を行う。

第5節 危険物施設等災害予防計画

第1項 計画の主旨

危険物、ガス、毒劇物及び火薬類は、その取扱を誤ると、火災、爆発、中毒等の特殊な災害の要因となり、災害を誘発する恐れがあるため、危険物等の施設管理者、所有者又は占有者は、災害の予防についてその責務を十分認識するとともに、防災関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

第2項 市等が実施する対策

【危険物施設】

1 危険物製造所等に対する指導（消防本部）

消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下、「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、また、特定危険物施設に対しては、予防規程の作成及び施設保安員制度、自衛消防組織の確立について指導し、法令基準に適合するよう維持管理されているか、その確認を行う。

また、関係法令に基づく構造、設備基準の遵守及び、設置地盤に応じた施設の耐震化、耐浪の促進等、その都度災害予防上必要な指導を行う。

2 危険物輸送車両に対する指導（消防本部）

消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者、運転者に対し移送及び運搬並びに取扱基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、警察の協力を得て、必要に応じ路上取締りを実施し運転者への直接指導を行う。

3 保安教育の実施（消防本部）

危険物製造所等の施設管理者、所有者又は占有者（以下、「管理者等」という。）は、取扱者に対し、保安教育訓練を実施し安全管理の徹底を図る。消防機関は管理者等が行う保安教育、訓練について、必要な助言指導を行う。

【L Pガス、都市ガス】

L Pガス及び都市ガス（以下、「ガス」という。）による災害を防止し、公共の安全を確保するため、防災関係機関、L Pガス販売事業者、都市ガス事業者及び取扱者（以下、「ガス事業者等」という。）並びにガス消費者の保安体制を確立するとともに、火災、爆発等の災害予防に万全を期する。

1 保安、防災体制の確立（消防本部）

「高圧ガス保安法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく取扱について技術上の基準に適合するよう関係事業者に対し指導するとともに、消防法の規定による届出を励行させ災害の防止と公共安全の確保に努めるほか、関係事業所の指導と技術上の基準適合を維持するため、製造、販売、貯蔵、消費設備等各場に対する立入検査を実施し、違反施設に対しては、法令に適合させるよう指導する。

2 土木工事におけるガス埋設管の安全対策（土木部等）

(1) 道路管理者及び警察機関は、ガス管等の埋設されている道路について、道路法に基づく道路の占有許可を与える際には、当該申請者に対し、次の事項について、指示又は条件を付する。

ア 地下埋設物の管理者と十分協議のうえ、工事施工箇所の地下埋設物の位置を確認できる図面を提出すること。

イ 掘削の際は、工事による地盤沈下、崩壊予防並びに地下埋設物を防護するための十分な対策を講ずること。

ウ 地下埋設物に影響のある掘削は人力により施工すること。

エ 工事着工の前日までに鈴鹿市消防署等関係機関及び地下埋設物の管理者に工事予定期間を了知させるとともに、危険防止について協議し指導助言を受けること。

オ 工事箇所についての通行止め、迂回路、危険箇所等の標識を要所に設置すること。

カ 工事の施工を下請させる場合において、元請者は、上記事項を十分周知徹底させること。

3 緊急時の対応

ガス等の供給停止は、原則としてガス事業者等が行うものとするが、ガス漏れ等の現場に、消防又は警察機関がガス事業者等よりも先に到達した場合等で、消防又は警察機関がガス災害の発生を防止するため、緊急やむを得ないと認める場合は、消防又は警察機関がガスの供給遮断を行う。

【高圧ガス】

工事等において、取り扱われている高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、県は各施設の把握に努め、火災、爆発等の災害予防に万全を期する。

【毒物劇物】

災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等不測の事態に備えて、次の事項の徹底を図る。

- (1) 毒物及び劇物危険防止規定の策定
- (2) 定期点検及び補修の実施
- (3) 安全教育及び訓練の実施
- (4) 事故対策組織の確立

第3項 危険物施設等を管理する事業者が実施する対策

【危険物施設】

1 危険物所有等々の予防対策

管理者等は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

(1) 火災、爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災、爆発防止のための必要な措置を講じる。

(2) 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に実施できるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な措置を講じる。

また、関係法令に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、設置地盤の状況をよく調査し、施設の耐震化、耐浪の促進に努める。

(4) 保安体制の整備、確立

管理者等は、緊急時における保安体制の整備と市、消防機関等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

(5) 従事者に対する教育訓練

管理者等は、定期的にあるいは必要が生じた際は、その都度教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

資料編 1 2 - 1 危険物施設地区別状況

資料編 1 2 - 2 市内主要危険物施設状況

【LPGガス、都市ガス】

1 資料の提供

- (1) ガス事業者等は、集合供給施設及び大型企業、地階、中高層建築物等並びに不特定多数の者が出入りする建築物で、関係機関が必要と認める場所におけるガス導管及び遮断装置の設置状況及び場所を示す図面並びに保安規定、その細則、その他の資料で防災活動上必要なものを、必要とする関係機関に提出する。
- (2) 各関係機関は、ガス漏えい防除に必要な施設及び資機材等の資料を相互に交換する。

2 ガス供給施設の安全対策

- (1) ガス事業者等は、防災上必要と認める箇所にガス遮断装置を設置する。
- (2) ガス共同供給施設を有する防火対象物の管理者は、ガス等が滞留する恐れのある場所に、漏えいした場合、これを検知し、警報する設備を設置するよう努める。

3 ガス供給施設等の管理の徹底

- (1) ガス事業者等は、ガス供給施設の点検を定期的に行い、施設の管理を徹底する。
また、関係法令に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、設置地盤の状況をよく調査し、施設の耐震化、耐浪を促進に努める。
- (2) ガス事業者等は、ガス等の消費施設の点検を定期的に行うとともに、消費者に対し保安指導を行う。
- (3) 各関係機関は、平素からガス災害対策上必要最小限度の資機材を確保しておく。
 - ア 可燃性ガス検知器、可燃性ガス測定器
 - イ 酸素、有毒ガス測定器
 - ウ 空気呼吸器
 - エ 耐熱服

- オ 放水台座
- カ エアーソー
- キ 防爆型懐中電灯
- ク その他必要な災害対策用資機材

4 土木工事におけるガス埋設管の安全対策

- (1) ガス事業者等は、工事中の巡回点検、指導を強化するとともに、必要に応じ安全点検を行うこと。
- (2) ガス事業者等は、事故発生に備え、緊急車の配置とガス検知器等の防災資機材を常時整備すること。
- (3) 大口ガス消費者は、責任者を定めガス使用開始時及び終了時に、必ず設備の点検を行うよう努める。

5 緊急時の対応

- (1) 電気事業者は、消防及び警察機関との協議により、ガス漏れ現場等の電源を速やかに遮断する。
- (2) 大口ガス消費者は、ガス漏れ等の異常時における避難誘導及びガス事業者等への通報訓練等を行う。
- (3) 二次災害の抑止活動
ガス遮断後のガス供給再開は、二次災害発生の防止を図るため、ガス事業者等が行う。

6 ガス消費者に対する啓発

ガス事業者等は、ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため、ガスが漏れいした場合等危険防止のための必要な措置を記した広報パンフレットを配布し、必要な啓発を行う。

第4項 市民が実施する対策

ガス消費者は、安全装置付きガス器具を設置するよう努めるとともに、ガス器具を使用する場所に、ガス漏れ警報器を設置するよう努める。

第6節 林野火災予防計画

第1項 計画の主旨

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末が原因となることが多い。一度林野火災が発生すると、地理的条件等によってその消火活動は極めて困難となるため、貴重な森林資源をいたずらに焼失することになり、気象状況によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や人家への延焼等大きな被害に発展する可能性が少なくない。

林野火災の防止については、本計画により万全を期する。

第2項 市が実施する対策（産業振興部、消防本部）

1 林野火災消防計画の確立

昭和60年11月1日に2市1町（鈴鹿市、亀山市、旧関町）において、大規模な林野火災に対処しうる体制を整えており、加えて小火災に対しても早急な対応を図るよう体制の充実に努める。

2 林野所有（管理）者の予防対策

林野火災予防のため、林野所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行う。

- （1）防火線、防火樹帯の整備及び造林地に防火樹の導入
- （2）自然水利の活用等による防火用水の確保
- （3）事業地における防火対策の具体化
- （4）火入れに当たっては、森林法に基づく鈴鹿市火入れに関する条例（昭和59年鈴鹿市条例第33号）による許可のほか消防機関との連絡体制の確立
- （5）火災多発期（12月～3月）における見回りの強化
- （6）林野火災消火用諸資機材の整備

3 監視体制の確立

市は、林野火災防止のため、県と連携を図り、林業関係者等による火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、林野火災警報発令時においては、市及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を徹底する等万全の対策を推進する。

4 空中消火

林野火災の発生状況によっては、陸上における消火活動では鎮圧できないことが予想されるため、三重県防災ヘリコプターを活用するほか、陸上自衛隊の支援を受け、空中消火活動の実施を要請する。

5 防火思想の普及

関係機関の協力を得て、住民等に対し、「山火事予防週間」等の行事を通して森林愛護並びに防火思想の普及啓発を図る。

なお、登山、道山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、「火気取扱注意の掲示」・「キャンプ地等の指定炊はん場所の設置」等の措置を講ずる。

6 三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱

三重県が保有する林野火災対策等資機材を使用する場合は、三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱による。

第7節 文教対策計画

第1項 計画の主旨

災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体、安全並びに学校その他の教育機関の土地・建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）、設備を災害から防護するため、管理者は、次に掲げる事項について必要な計画を策定しその推進を図る。

第2項 市が実施する対策（地域振興部、文化スポーツ部、教育委員会）

1 防災上必要な組織の整備、安全教育

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、文教施設では平常時から災害に備え、教職員等の任務の分担及び相互の連携等についての組織を整備する。

また、児童生徒等に対して三重県教育委員会が作成した「防災ノート」を利用した授業などを実施し、防災上必要な安全教育（ホームルーム活動等）や研修を行うとともに防災意識の向上に努める。

公民館講座等においても、防災関係講座を開催するなど市民の防災意識向上に努める。

2 防災上必要な計画及び訓練

教職員及び児童生徒等の防災に対する意識の向上を図るとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動が取れるよう、防災計画をあらかじめ定め、定期的な訓練に努めるとともに、訓練に当たっては、災害の種別に応じ、学校等の規模、施設、設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、避難経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法等の計画をとおして、その周知徹底を図る。

文教施設における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会、生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

訓練実施後は、十分な反省を行うとともに、必要に応じ計画の修正や整備を図る。

3 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

4 施設等の安全確保（地域振興部、教育委員会、文化スポーツ部）

文教施設、設備等を災害から防護し、児童生徒や利用者等の安全を図るため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、改修工事等により改善を図る。

また、文教施設は、災害時に避難場所として使用するため、十分な安全性の確保に努める。

5 文化財の安全確保（文化スポーツ部）

貴重な文化財を災害から防護するため、保管設備の安全確認を定期的に行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。文化財の所有者または管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たり、災害からの防護措置に努める。

また、古文書等の貴重な資料については、その所在を計画的に調査し、災害等に対応できるよう記録しておくとともに、災害前の文化財の状況を詳細に記録しておくため、映像、及び写真等の確保に努める。

資料編 16－19 市内文化財一覧

6 児童生徒の安否確認の手段の検討（教育委員会）

非常時における児童生徒の保護者との連絡手段を検討する。また、災害時における家庭訪問に関するルールや実施方法を検討するとともに、児童生徒が避難所に避難した場合の情報収集の方法について検討し、保護者との共有に努める。

第3項 市民や地域が実施する対策

古文書等文化財の所有者または管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たるものとし、災害からの防護措置に努める。

第8節 通信整備計画

第1項 計画の主旨

災害が発生した場合、防災関係機関相互の連絡や地域住民に災害に関する正確な情報を、迅速に収集伝達することが災害対策を行う上での基本となる。しかし、災害発生時には、電話などの有線通信網は被害を受けて不通になることや、直接被害を受けなくても通信の殺到のため輻輳によって機能を果たせなくなる恐れが想定される。災害時においても、通信を確保するため、防災行政無線システム(Jアラート：全国瞬時警報システムを含む。)等をはじめ、多様な通信手段の整備に努め、通信体制の強化を図る。

また、整備したシステムは適切な運用管理を行い、必要に応じ定期的な訓練を行う。

第2項 市が実施する対策

1 防災行政無線（危機管理部）

防災行政無線は、停電時や一般の電話回線が不通になった際も情報共有・情報伝達が可能なことから、災害時においても確実に利用できるよう、定期的に保守点検や訓練を行う。

なお、本市では以下の防災行政無線を配備している。

(1) 三重県防災行政無線

三重県は県全域に衛星系・地上系の2系統の防災行政無線網を設置・運用しており、本市には端末固定局として2局（鈴鹿市・鈴鹿消防）が設置されている。

(2) 鈴鹿市防災行政無線

デジタル移動系無線システムを市の各部署、防災関係機関及び生活関連機関に配備し、運用する。

また、直接市民に情報伝達を行うため、デジタル同報系無線システム（モーターサイレンを含む。）を運用する。

なお、両システム（モーターサイレンを除く。）は停電時にも対応できるよう整備を行った。

資料編16-11 鈴鹿市防災行政用無線局管理運用規程

資料編16-21 モーターサイレン設置場所一覧

2 その他の行政無線（上下水道局、消防本部）

防災行政無線のほか、市では日常業務に使用する無線設備として消防救急デジタル無線、鈴鹿市上下水道無線を整備している。

消防救急デジタル無線は、高機能消防指令システムとの連携をしている。

これらの設備は、災害発生時において有線通信系統が不通になった場合に、災害に関する通信のために使用する。

また、災害が発生した場合に、消防団が円滑な消防活動を行うための無線整備をしている。

資料編16-12 鈴鹿市消防無線局一覧

資料編16-13 鈴鹿市署活系アナログ無線 識別信号

3 アマチュア無線（危機管理部）

災害時に有線通信系統、無線通信系統が使用できなくなった場合または使用することが困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規程に基づく非常無線通信の活用を図る。

このため、平成18年4月28日に締結した「アマチュア無線による災害時応援協定」に基づき、災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿に協力を求め、非常無線通信体制の整備に努める。

資料編16-5 防災に関する協定等一覧

4 電話回線の優先使用（総務部）

災害時の電話回線の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（基本法第79条）を確保するため、NTT西日本株式会社三重支店とあらかじめ協議を行い、使用手続を定める。

5 防災情報伝達手段の整備（各部）

市民に迅速的確に災害情報を提供するため、インターネット、メール、携帯電話、ケーブルテレビ、コミュニティFM等情報媒体の活用を普及・推進する。

また、市職員は災害対応に迅速に対応できるよう、参集メール等に登録を行い、管理者は登録状況を管理し、定期的に訓練メールを配信する。

なお、避難所等においては、Wi-Fi設備等のインターネット環境の整備に努める。その情報取得方法の一つとして、地域BWA（ブロードバンド・ワイヤレス・アクセス）事業者と協力して整備を行い、地域BWAに対応する無線LAN端末を設置するよう努める。

6 要配慮者への配慮（危機管理部、総務部、健康福祉部）

高齢者、障がい者、日本語が理解できない外国人等の要配慮者にも配慮した、わかりやすい情報伝達、収集の手段及び体制の整備を図る。

7 特設公衆電話の設置（危機管理部）

避難所における避難者の連絡手段を確保するため、避難所となる施設に対し、NTT西日本株式会社三重支店と協力し、特設公衆電話を設置するよう努める。

資料編16-22 災害時特設公衆電話設置箇所一覧

第3項 市民が実施する対策

市民は、複数の情報媒体から防災情報を取得できるよう準備に努める。災害時には、市や関係機関に対して被災現場の状況を連絡するように努める。（電話、メール、すずか減災プロジェクトへの投稿等）

第9節 備蓄資材・機材等の整備計画

第1項 計画の主旨

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう、「鈴鹿市備蓄計画（令和5年度策定）」に基づいて、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図る。

第2項 市が実施する対策

1 備蓄資材・機材等の点検整備（各担当部）

それぞれの資機材等は、下記の点検責任者が平常時から点検整備を行い、不足するものについては、これを迅速に補充等、整備する。

対象となる資材・機材の種類	点検責任者
飲料水の応急給水に必要な機械器具	経 営 企 画 課
医療（助産）・救護に必要な応急処置資材	地 域 医 療 推 進 課
防疫に必要な薬品器具	環 境 政 策 課
水害又は火災に必要な資材器具	消 防 課
災害対策本部及び支部等の自家用発電機	管 財 課 ・ 地 域 協 働 課

各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画を作成し、実施する。

点検、整備は次の事項に留意し実施する。

（1）資機材等

数量の確認、不良品の取替え、薬剤等の効果測定など

（2）機械類

不良箇所の有無及び故障の整備、不良部品の取替え、機能試験の実施など

2 非常食料、生活物資の備蓄（危機管理部、上下水道局）

市は、感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄物資数量目標が設定された「鈴鹿市備蓄計画（令和5年度策定）」をもとに、企業等の協力を得ながら、あらかじめ調達体制を構築しておく。

また、年に1回、備蓄状況を公表する。

なお、物資や資機材の管理は、「新物資システム（B-PLo）」等を活用して行う。

（1）非常食料の備蓄

災害時の非常食料については、市庁舎防災備蓄倉庫等に備蓄するとともに、災害時に基幹的な収容避難所となる小・中学校、公民館、武道館等についても、分散備蓄を行う。

（2）生活物資の備蓄

生活物資として、毛布、紙おむつ、生理用品、非常用トイレ（マンホールトイレ、簡易トイレ、トイレ処理袋等）、非常用照明、発電機、段ボール間仕切り、感染症対策資機材等を災害時に収容避難所となる小・中学校を中心として市庁舎防災備蓄倉庫、公民館、A G F 鈴鹿体育館防災倉庫、武道館等に分散備蓄を行う。

※津波浸水予測区域内の小学校6校については、風水害等を考慮し、毛布の備蓄を1校あたり100枚程度とする。

資料編3-2 備蓄資材

（3）飲料水の確保

災害時の飲料水については、小学校受水槽、飲料水兼用耐震性貯水槽、配水池、送水場などの施設及び防災協定等により飲料水を確保する。

また、大規模災害時において貯水された水を直接取水できる緊急取水拠点施設の位置等に関する広報等を実施する。

（4）生活水の確保

トイレ等に使用できる生活用水については、小・中学校等に設置された防災井戸を維持管理するほか、設置場所や使用方法などの周知を図る。

また、災害時協力井戸登録制度の周知を図り、市民の協力を得られる体制を構築する。

3 備蓄に関する啓発（危機管理部）

市は、市民等が各家庭において最低3日分の非常用の食料、飲料水、生活用品の備蓄をするよう、啓発を行う。また、循環備蓄（ローリングストック）の方法や実用性についても周知を図る。

4 多様なニーズへの対応（危機管理部、産業物資対策部）

災害時においては多種多様な支援物資が大量に送付されることから、避難所のニーズ把握のための手段等を検討する。

5 大規模停電を想定した資機材等の整備（危機管理部）

台風災害の発生時においては、暴風による影響で市内の広範囲で停電が発生することが想定されるため、非常用発動発電機のほか、非常用ポータブル電源の配備に努める。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 個人での備蓄

市民は、「自らの身は自らで守る」という防災の原則に基づき、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルト食品、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を、非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。

2 事業所における備蓄

事業所や企業等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民等も考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。

第10節 防災知識の普及計画

第1項 計画の主旨

風水害による被害を軽減するためには、市民一人ひとりが、自助「自らの身の安全は自らで守る」という自覚をもって、共助「地域の中で助け合うこと」が必要であることから、防災意識の高い人づくりを進め、地域の防災力・減災力を高める。

第2項 市が実施する対策

1 市民に対する啓発（危機管理部、政策経営部、地域振興部、健康福祉部、こども政策部、消防本部）

災害発生時における被害を軽減し、防災応急対策活動を円滑に行うため、市民、地域に対し、避難生活支援に関する知見やノウハウなど防災上必要な知識を普及し、平常時からの備えと災害発生時の的確な行動等、風水害に関する正しい知識と情報を提供する。

また、防災知識の普及啓発に当たっては、高齢者、障がい者、日本語が理解できない外国人、乳幼児等の要配慮者に対する配慮や、防災対策への女性の参画について、市民の理解を深めるように努める。

（1）方法

- ア 広報紙やホームページ等に対し防災関係記事の掲載
- イ 防災パンフレット・防災マップの配布
- ウ 防災ビデオの上映
- エ 防災講演会（研修会）等の開催
- オ テレビ・コミュニティFM・新聞等の報道機関の利用
- カ 防災ギャラリーの活用（市役所本館1階ロビー）
- キ 防災コーナーの活用（鈴鹿市河川防災センター等）
- ク SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

（2）内容

- ア 台風、集中豪雨などに関する基礎知識
- イ 出火の防止及び初期消火に関する知識
- ウ 河川浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- エ 避難指示等の市が発信する情報の入手方法と取るべき行動
- オ 防災関係機関の防災対策概要
- カ 近隣の人々と協力して行う防災活動（共助）
- キ 避難方法、避難場所、避難生活に関する知識
- ク 平常時における備えと心構え
- ケ 非常食、身の回り品の備蓄

- コ 過去の災害による教訓
- サ 地区防災計画の策定支援
- シ 避難所運営ゲーム（HUG）等を通じた避難所運営マニュアルの策定支援
- ス 「My まっぷラン+（プラス）」の作成に向けた普及・啓発
- セ 自動車へのこまめな満タン給油・充電
- ソ 防災アプリ（CNSコネクト等）の活用

2 児童・生徒に対する教育（危機管理部、教育委員会）

風水害に関する基礎的知識及び災害予防、災害時の行動等の防災知識を児童生徒等に身に付けさせるために、防災教育を充実させ、学校教育等を通じて、防災教育の重要性の徹底を図るとともに、家庭において学校での学習内容の共有化を図る。

（1）方法

- ア 三重県教育委員会が作成した「防災ノート」を利用した総合的な学習
- イ 防災ビデオ等の上映
- ウ 避難訓練、災害図上訓練の実施
- エ タウンウォッチング

（2）内容

- ア 台風、集中豪雨等に関する基礎知識
- イ 日頃の備えと心構え
- ウ 災害時の行動
- エ 危険箇所の確認
- オ 要配慮者に関する知識

3 社会福祉施設等に対する教育（危機管理部、健康福祉部、こども政策部）

社会福祉施設等の職員等に対して、風水害等に関する基礎的知識の習得する機会を設け、災害時においても適切な対応ができるよう、啓発を行う。

4 指定管理者に対する教育（危機管理部、各担当部）

指定管理者の施設の職員等に対して、風水害等に関する基礎的知識の習得する機会を設け、災害時においても適切な対応ができるよう、啓発を行う。

5 市職員に対する啓発（危機管理部、総務部）

市職員に対して、風水害発生時の応急対策に万全を期するため、研修会、講演会等により防災教育を行う。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう、災害時の行動マニュアル等を作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

その他、実際の災害対応の検証を行い、情報の共有化と災害対応能力の向上に努める。

（1）方法

- ア 研修会等の職場研修
- イ 日常業務を通じての取組
- ウ 防災パンフレットの配布

- エ 防災講演会（研修会）の開催
- オ 災害図上訓練の実施
- カ 災害対応の検証

(2) 内容

- ア 台風、集中豪雨等に関する基礎知識
- イ 市防災計画の内容
- ウ 鈴鹿市の被災事例
- エ 市の防災対策の現状と課題
- オ 台風等の風水害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- カ 職員の責務と役割

6 個人備蓄の促進に関する啓発（危機管理部、地域振興部、健康福祉部、こども政策部、上下水道局）

風水害発生からしばらくの間、水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により、飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態となった場合も想定し、飲料水をはじめとする生活用水、食料、感染症対策用品、生活必需品等を最低3日分、可能な限り1週間分程度個人において備蓄しておくよう市民に広報する。

特に、特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品については供給が困難となる場合が想定されることから、各家庭の事情に応じた備蓄をしておくよう市民に広報する。

また、市の非常用物資の備蓄計画についても広報し周知を図る。

7 企業に対する啓発（危機管理部、産業振興部）

- (1) 企業の防災体制の構築や、事業継続計画（BCP）の策定について周知を図るほか、地域の防災訓練への参加を促進する。

また、風水害の発生に伴う帰宅困難時に備え、事業所等においても備蓄に努めるよう広報を行う。

- (2) 市、商工会議所が連携し、中小企業等に対し、防災・減災対策の普及啓発を行い、事業継続力強化計画の策定を支援する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 防災研修会の開催

防災意識の向上を図るため、地域において防災研修会等の啓発の機会を設けるように努める。

2 防災講演会（研修会）への積極的な参加

風水害に備え、市等が実施する防災講演会等へ積極的に参加し防災知識の習得に努める。

3 災害教訓の伝承

過去の風水害から得られた教訓を伝承することにより、世代を越えた防災知識の向上に努める。

第11節 防災訓練計画

第1項 計画の主旨

災害被害を未然に防止し又は最小限に止めるためには、市をはじめ各防災関係機関及び市民が連携して防災活動を行うことが必要となるため、大規模災害を想定した総合防災訓練を実施する。

また、地域の防災力を高めるため、市民や自主防災組織による防災訓練の実施を促進する。

第2項 市が実施する対策

訓練を実施する際には、男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、日本語が理解できない外国人等の要配慮者や女性、自主防災組織、企業、ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。

1 総合防災訓練（危機管理部、各担当部、消防本部）

大規模災害を想定して、市対策本部各班、各防災関係機関及び市民の参加のもとに、災害発生状況、避難状況、避難者情報等の情報収集伝達、本部運営、消火、水防、水門等の閉鎖、救助、災害警備、応急復旧など様々な訓練を合同で実施する。

2 市職員を対象とした防災訓練（危機管理部、総務部）

訓練を通じて災害時に主体性を持って迅速に行動できる職員や災害対応の専門的な知見を有する職員の育成に努める。

（1）非常通信訓練

災害により有線通信系に支障が生じた場合を想定して、無線通信訓練を実施する。

（2）安否確認訓練

ア 災害発生時に迅速な応急対策を実施するためには、職員の早期参集が重要であるため、職員メールアンケート機能を用いて、非常参集訓練を実施して参集方法、連絡体制、災害情報の収集方法等の定着を図る。

イ 避難者や住民等の安否に関する情報を迅速かつ的確に収集・整理するため、「安否情報システム（総務省消防庁）」を活用した訓練を実施する。

（3）災害図上訓練

風水害を想定したうえで、図上訓練を実施する。訓練に際しては、参加者の意思決定と役割・行動の検証を図る。

応急対応の進め方をシミュレーションすることにより、職員の対応能力や本部機能の充実強化を図る。

3 防災訓練の検証（危機管理部、各担当部、消防本部）

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じ、災害対応力を高める。

4 Jアラート受信訓練（危機管理部）

国のJアラート受信訓練の際に、同報無線、コミュニティFM、庁内放送を利用した放送訓練を行う。

5 市民が実施する防災訓練への支援（危機管理部、消防本部）

自主防災組織、自治会及び防災ボランティアグループ等地域の団体が主体となって実施する防災訓練に対して、協力を行う。

6 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成施設に対する防災訓練支援（危機管理部、健康福祉部、こども政策部、教育委員会）

水防法及び土砂災害防止法に基づき、避難確保計画の作成が義務付けられた施設については、同計画に基づく訓練の実施が義務付けられていることから、訓練結果の確認を行うとともに、支援を実施する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 地域の防災訓練

自主防災組織、自治会、地域づくり協議会及び防災ボランティアグループ等地域の団体が主体となって、当該地域の特性を考慮し、近隣多数の市民の参加による、初期消火、救助、避難所運営等の訓練を実施する。

また、訓練には、要配慮者や女性が参画するよう努める。

2 事業所等の防災訓練

高層建築物、大規模店舗、娯楽施設、宿泊施設、病院、工場等事業所及び施設を管理し、又は運営するものは、災害の拡大を防止するため、定期的に通報・連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救急・救助訓練等を内容とした防災訓練の実施に努める。

第4項 防災関係機関が実施する対策

1 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時にその機能が十分発揮できるよう、市が行う防災訓練に協力するほか、固有の防災活動に応じた情報伝達、消火、救出救助、避難誘導、水防、動員配備等の訓練を適宜実施し、機能の向上に努める。

第12節 避難行動要支援者（要配慮者等）対策計画

第1項 計画の主旨

近年では、大規模災害時における情報の入手や自力での避難が困難な高齢者、障がい者等の避難行動要支援者対策の推進が迫られている。避難行動要支援者の被害を最小限にとどめるため、市は、国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月災害時要援護者の避難対策に関する検討会）、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）を基に全体計画を策定する。さらに、個人情報に配慮しつつ避難行動要支援者の情報を庁内で共有・把握するとともに、平常時から地域において避難行動要支援者を支援する体制整備に努める。

第2項 避難行動要支援者の定義

国において、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者（「要配慮者」）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人（自ら避難することが困難な人）を「避難行動要支援者」とすることとされた。

第3項 市が実施する対策

市は、水防法に基づく対策のほか、関連部門が把握している避難行動要支援者に関する情報を、災害時に活用することを目指すとともに、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織などに対して、避難支援に関する情報を提供できる体制の整備に取り組む。

1 高齢者、障がい者等に対する防災対策（危機管理部、健康福祉部、消防本部）

市は、基本法及び鈴鹿市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に関する要綱（令和6年9月12日告示第184号）の規定に基づき、市内に居住する高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者について、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に努める。

（1）避難行動要支援者名簿の作成

市は、基本法第49条の10及び鈴鹿市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に関する要綱第4条の規定に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿を整備する。

ア 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次に掲げる者（社会福祉施設又は医療機関等に長期入所し、又は長期入院している者を除く。）とする。

（ア） 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定（第5号ア（イ）において「要介護認定」という。）を受けている者のうち、その要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者

（イ） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害程度等級が1級又は2級で

ある者

- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、その障害等級が1級又は2級である者
- (エ) 三重県療育手帳制度実施要綱（昭和63年障第117号）第4条に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、その障がい程度が最重度（A1）又は重度（A2）である者
- (オ) 名簿への登録を希望する者であって次のいずれかに該当するもの（前各号に掲げる者を除く。）
 - a 単身の世帯に属する者であって次のいずれかに該当するもの
 - (a) 70歳以上の者
 - (b) 要介護認定を受けている者又は介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
 - (c) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (d) 療育手帳の交付を受けている者
 - b 次のいずれかに該当する世帯（aの世帯を除く。）に属する者
 - (a) 75歳以上の者のみで構成される世帯
 - (b) 70歳以上の者のみで構成される世帯（(a)に掲げる世帯を除き、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5に該当する者を含む世帯に限る。）
 - c 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付を受けている者
- (カ) 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると市長が認めるもの

イ 名簿情報

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

市は、定期的に避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管する。

(2) 個別避難計画の作成

市は、名簿情報その他の市が保有する情報を基に、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに計画を作成するものとする。ただし、計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

ア 計画情報

計画には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(ア) 名簿情報に掲げる事項

(イ) 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

(ウ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(エ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

(3) 名簿情報等の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、自治会、自主防災組織、民生委員又は児童委員、消防署、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署その他の避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者に対し、名簿情報及び計画情報を提供するものとする。ただし、名簿情報等を提供することについて当該名簿情報等に係る避難行動要支援者（計画情報を提供する場合にあっては、避難行動要支援者及び避難支援等実施者）の同意が得られない場合は、この限りでない。

なお、基本法第49条の11の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報等を提供することができる。

(4) 名簿情報等の管理

名簿情報等の提供を受けたものは、名簿情報等の漏えい、紛失、毀損及び改ざんの防止その他の名簿情報等の適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 避難支援等の目的以外の目的のために名簿情報等を自ら利用し、又は第三者に提供しないこと。

イ 名簿情報等を市の許可なく複製しないこと。

ウ 名簿情報等を施錠可能な場所等で厳重に管理すること。

エ 名簿情報等被提供者が法人その他の団体である場合にあっては、当該団体において名簿情報等を管理する者を定めること。この場合において、その任を後任の者に引き継ぐときは、適切に名簿情報等を引き継ぐこと。

(5) 緊急警報システム等の整備

市は、避難行動要支援者の対応能力を考慮した緊急警報システム（FAXによる緊急警報システム等）の充実に努めるとともに、自主防災組織、近隣居住者等の協

力を得て、迅速かつ安全に避難が行えるよう、地域ぐるみの避難誘導システムの確立に努める。

(6) 社会福祉施設対策

市は、社会福祉施設の管理者に対して、危険箇所及び危険区域、避難場所、避難情報の発令基準等の提供に努める。

(7) 避難対策及び生活支援

市は、避難所において、避難行動要支援者が安心して生活ができるよう、支援体制の整備に努める。

ア 避難計画や避難所運営マニュアルの策定

イ 避難所の指定

ウ 福祉避難所としての、社会福祉施設等との協定締結

(8) 応援協力体制の整備

市は、災害時の避難行動要支援者に対する救援活動等を円滑に実施するため、平常時から医療機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉施設、居宅介護支援事業所、近隣住民やボランティア組織、三重県災害派遣福祉チーム（DWAT）、国及び他の地方公共団体、企業等との応援協力体制の確立に努め、人員体制に不足がある場合は、三重県に対し応援職員の派遣について要請を行う。

(9) 防災教育・防災訓練の実施

市は、社会福祉施設、障がい者団体、近隣住民等の協力を得て避難行動要支援者が自らの災害対応能力を高めるために、避難行動要支援者の特性に合わせた防災教育や防災訓練の充実を図る。

(10) 停電時における医療機器の電源の確保

市は、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

2 その他の要配慮者（妊産婦、乳幼児、日本語が理解できない外国人等）に対する防災対策（危機管理部、地域振興部、こども政策部、健康福祉部、消防本部）

市及び防災関係機関等は、妊産婦、乳幼児、傷病者や言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人のほか本市への旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

(1) 地域全体で収容避難所等でのこれらの者への支援システムや救助体制の整備に努める。

(2) 妊産婦や乳幼児等を持つ保護者が安心して避難生活を送れるよう、専用の避難スペースの確保に努めるとともに、妊産婦及び新生児は、保健上配慮を要するため、医療機関等と連携し、適切な対応に努める。

(3) 保育所及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）施設・設備の被害を予防し、児童の安全を確保する。また、災害発生時に適切な行動がとれるよう、避難訓練等を定期的実施する。

(4) 避難場所等の誘導標識等を簡明かつ効果的なものとし、多言語化の対応を推進する。

- (5) 日本語の理解が十分でなかったり、日本の生活習慣に慣れていないため災害時の行動に不安のある外国人が存在することから、外国人を対象とした防災教育や防災訓練の実施、普及に努める。
- (6) 外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。また、多言語での情報提供、相談等の実施や、みえ災害時多言語支援センター、国際交流関係団体、NPO等の協力を得て通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。
- (7) 市は、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について、あらかじめ関係事業者（企業等）と協議する。

3 水防法（昭和24年法律第193号）及び土砂災害防止法（平成12年5月8日法律第57号）に基づく対策（危機管理部、健康福祉部、こども政策部、消防本部）

浸水想定区域内及び土砂災害（特別）警戒区域内における対策

(1) 洪水予報等の伝達方法

洪水予報等の伝達方法は、鈴鹿市水防計画第3章第1節水防体制による。

(2) 避難確保事項

洪水時等の避難計画については、第3章第10節避難計画による。

(3) 避難確保計画作成対象施設

水防法に基づく浸水想定区域内又は土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域内若しくはその両方にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設）で、当該施設利用者の洪水時等又は土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は、**資料編2-12**水防法に基づく避難確保計画作成対象施設 及び **資料編2-13**土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成対象施設 とする。市は、施設管理者等が作成する避難確保計画及びその計画に基づく避難訓練の結果の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行う。

なお、当該施設の利用者への洪水予報等の伝達方法は、(1)に準ずる。

第4項 社会福祉施設等が実施する対策

1 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常召集体制等の確立に努める。

また、市、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入居者及び利用者（以下「入居者等」という。）の実態に応じた体制づくりに努める。

2 施設の防災対策

施設等管理者は、施設全体の防災対策の強化を図るよう努める。

3 緊急連絡体制の整備

施設等管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化に資するため、緊急連絡

体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の実施

施設等管理者は、社会福祉施設の入居者等の災害対応能力を高めるために、個々の特性に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

5 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、3日間程度の間に必要な食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

6 福祉避難所としての役割

市との間で福祉避難所としての協定に対応するよう努める。

7 避難確保計画の作成

資料編2-12水防法に基づく避難確保計画作成対象施設 又は **資料編2-13**土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成対象施設若しくはその両方に該当する施設は、次の（１）及び（２）の措置をとらなければならない。また、水防法に基づく避難確保計画作成対象施設は（３）のとおり努めなければならない。

（１）計画の作成等

国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等又は土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（２）訓練の実施

計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等又は土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

（３）自衛水防組織の設置

国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くように努めなければならない。

自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

第5項 市民や地域が実施する対策

1 平常時からの準備

（１）災害時における避難行動要支援者の避難誘導及び安否確認については、近隣住民等避難支援等実施者の協力が不可欠となることから、平常時から避難行動要支援者の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。

（２）大規模災害発生時に、地域で円滑な避難所運営を図るため、平常時から避難行動要支援者が参加した避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。

- (3) 地域特性に応じた避難所運営マニュアルを策定し、避難所生活を円滑にするための基本的かつ必要最小限度の内容を、地域で取り決める。
- (4) 避難行動要支援者及びその家族は、平常時から地域活動（防災訓練など）に積極的に参加し、災害時に手助けが必要な状況を理解してもらえよう、地域住民等との関係構築、交流に努める。
- (5) 避難行動要支援者は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住民等避難支援等実施者及び支援団体等避難支援等関係者へ必要な情報を提供し、市へ個別避難計画登録申出を行う。
- (6) 避難行動要支援者やその家族は、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所等の位置を確認し、避難経路をあらかじめ把握する。
- (7) 災害は、家族全員が揃っているときに起こるとは限らないため、避難行動要支援者については、あらかじめ、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。
- (8) 平常時から、各自で最低3日分の食料品と水を用意する。
- (9) 各自でマスクや消毒液等、感染症予防用品を用意する。

2 災害発生時の対応

- (1) 地域において、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者がいることを理解し、状況に応じて声をかけて、一緒に避難する。
- (2) 避難場所等における避難行動要支援者への対応については、地域支援者や地域担当スタッフを決めて必要な支援に取り組むことに努める。
- (3) 収容避難所において、段差の少ない場所やトイレに近い場所に、高齢者や障がい者を配置したり、集団で過ごすことが苦手な人や妊産婦等のためのスペースを確保するなど避難行動要支援者の特性に応じた対応を行う。
- (4) 内臓機能、聴覚、音声・言語機能に疾患のある人など外見からは障がいのあることがわからない場合があるため、その対応に留意する。
- (5) 視覚障害者や聴覚障害者への配慮として、情報提供時に、読んで知らせる、放送で知らせる、掲示して知らせるなどを心がける。
- (6) 食料や生活物資の配布において、避難行動要支援者に配慮して配布する。また、避難していない避難行動要支援者がいるときは、自宅に取り残されていないか等協力して安否の確認を行う。

第13節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化計画

第1項 計画の主旨

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自助・共助の精神のもと、活動を行う消防団と自主防災組織の存在は、人的、物的被害を軽減するうえで、非常に重要である。特に発災直後の行政の防災活動が十分に機能しない状況下での救出、初期消火活動や応急手当等々の災害対応は、消防団や自主防災組織に負うところが大きい。

また、平常時には、地域で防災知識の啓発活動を行うための組織としての役割も大きい。このため、市は自主防災組織の組織化や消防団及び自主防災組織の育成指導に努めるとともに、防災資機材等の整備を図る。

第2項 市が実施する対策

1 自主防災組織の結成促進（危機管理部、消防本部）

自主防災組織の未結成地域に対し、自主防災組織の立ち上げを推進するよう働きかける。

また、自主防災組織は自治会を母体として組織化を行うが、その際、自治会の規模、防火水槽又は自然水利等の状況、その他地域の実情を考慮して結成単位を指導する。

（1）組織の編成

自主防災組織は、災害予防活動や災害応急活動を迅速かつ効率的に行うため、原則として30名から40名程度の隊員とし、情報班、救出救護班、消火班等を編成するよう指導する。また、その際、女性の参画に努めるよう働きかける。

（2）活動内容

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 情報の収集、伝達
- エ 出火防止の徹底と初期消火活動
- オ 救出、救護の活動
- カ 自主避難及び誘導活動
- キ 防災資機材等の備蓄管理
- ク 避難行動要支援者への配慮や避難対策
- ケ 避難所の運営

2 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進（危機管理部、消防本部）

地域の自主防災体制を強化するため、必要な助成等を講じることにより自主防災組織の育成を推進する。

（1）自主防災組織への財政支援等

自主防災組織の活動に必要な防災資機材の整備や、隊員の防災士制度等の資格取得について、県とともに助成を行い積極的な支援に努める。

また、自主防災組織の活動に積極的に協力するとともに、県が実施する自主防災

組織のリーダー研修等を利用して組織の中核となるリーダーを育成する。

(2) 自主防災組織の活動計画への支援

自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画の作成を支援する。

(3) 自主防災組織への協力・参画の促進

自主防災組織と連携し、地域住民に対して自主防災組織への参画、活動への協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

資料編 13-2 自主防災組織

3 消防団活動の活性化（消防本部）

地域住民の消防団活動への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、市消防への協力や消防訓練、地域行事等への参加を通じて消防団が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、消防団に必要な消防施設等の整備を図り、組織の活性化に向けた支援を行う。

また、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、情報の共有や他地域の消防団との交流を図る。

(1) 消防団による地域防災力の向上

地域防災力の向上を図るため、消防訓練において消防団が自主防災組織を指導し、地域の自主防災体制の強化を図るとともに、災害時に、消防団と自主防災組織が緊密に連携できる地盤を築く。

(2) 団員の確保

平常時の自主防災組織に対する消防訓練の指導や、災害時の対応を行う人員を確保するため、自治会等の協力を得ながら、団員数の確保・維持に努める。

(3) 団員の知識及び技術の向上

消防団の災害対応能力を向上するため、研修及び訓練を実施し、消防団の充実強化を図る。

(4) 消防施設、消防車両及び資機材等の整備

地域防災力の要となる消防団の充実強化に必要な消防施設、消防車両及び資機材等の整備を図る。

4 事業所等の自衛消防組織の育成（消防本部）

消防本部は、事業所の自衛消防組織等の設置について推進する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 自主防災組織や消防団の活動への参画

市民は地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団へ加入することや両組織が実施する訓練、研修に積極的に参画するよう努める。

また、市職員は、業務に支障のない範囲で、これらの地域活動に積極的に参加する。

第14節 公共施設・ライフライン施設の安全対策計画

第1項 計画の主旨

災害発生時における道路、河川、海岸、漁港、鉄道、電気、上下水道等の公共施設・ライフライン施設の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、これら公共施設等の管理者は、代替性、多重化の確保等災害に強い施設整備を推進する。

第2項 市が実施する対策

1 災害対策支部の代替施設の検討（危機管理部）

浸水リスクが高い河川浸水想定区域にある災害対策支部について災害時の代替施設の運用を検討する。

2 道路施設（土木部）

道路施設は、災害直後は避難者の避難路や消防活動、救助活動の救援路として、応急復旧活動期には救助物資や復旧資材の輸送路として重要である。

また、火災発生時には、広幅員道路は延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、道路整備計画の中でその安全性の向上を図る。

さらに、落石等の危険箇所の把握に努め、これらの箇所については、危険頻度及び区間重要度等を総合的に判断し、特に緊急度の高いものから災害防除事業に努めるほか、道路パトロール、維持修繕等により構造を強化し、交通の円滑化を図る。

（1）都市計画街路の整備

防災の観点から次のア～ウの路線について、整備に努める。また、その整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成を図る。

- ア 広域避難場所や主要な都市施設に連絡する道路
- イ 災害応急対策活動の拠点となる施設周辺の道路
- ウ 火災の延焼遮断効果が期待できる道路

（2）災害ネットワーク道路の整備

県・緊急輸送道路と市の主要な防災拠点施設をむすぶ避難、緊急輸送上重要な災害ネットワーク道路の整備に努める。

資料編9-4 災害ネットワーク道路等 路線一覧

3 河川施設（土木部）

（1）本市の河川は、一級河川を始めとし、二級河川、準用河川、末端水路まで至るが、堤防損壊に起因する浸水を未然に防止するため、改修効果の大きい箇所又は緊急度の高い箇所から改修に努める。

（2）災害に起因する堤防及び水門の損壊等による浸水被害を回避するため、堤防、水門等の構造強化を図る。

（3）河川水を緊急時の消火・生活用水として確保するため水へのアクセスを確保する河川整備を図る。

4 海岸の対策（土木部、産業振興部）

市内海岸の主要部は、昭和34年の伊勢湾台風に伴う伊勢湾等高潮対策事業として整備されたが、年月の経過により、地盤沈下、海浜の侵食等により機能低下が生じているため、これらの施設管理者に要望し整備促進を図る。

5 水道・下水道施設

（1）水道施設（上下水道局）

災害による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の構造強化、応急給水・応急復旧体制を図り、非常時の協力体制、防災用資機材の整備、管理図書の整備等に努める。

（2）下水道施設等（土木部、上下水道局）

下水道施設等の機能を最小限維持するとともに、施設の被害を抑え、早期の機能回復を図るため、管理図書の整備、下水の応急処理、非常時の協力体制等の整備に努める。

6 廃棄物処理施設（環境部）

災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、民間企業も含めた応援体制の整備を推進する。また、災害により発生した廃棄物等は一時的に集約しておくための仮置場の候補地を「鈴鹿市災害廃棄物処理計画」にて選定しておく。

7 災害応急対策に必要な資機材の確保（各担当部）

応急対策の諸活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、緊急用機材を備蓄しておく。
また、市内の関係業者の保有量の把握、他市との応援連絡体制の確立に努める。

8 ライフライン企業等への災害復旧活動用地の提供（危機管理部）

災害によって被災したガス、電力施設、通信施設等の早期復旧を図るため、ライフライン企業等の災害復旧活動用地の確保に努める。

9 災害からライフラインを守る事前伐採事業（産業振興部）

県や県内一般送配電事業者と協力し、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な侵入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、県内一般送配電事業者と連携体制について協議しておく。

10 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用し、備蓄空地等の整備などの防災対策の推進に努める。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

第3項 企業が実施する対策

1 ライフライン施設の対策

（1）ガス（ガス事業者）

ガス事業者は、災害発生時における災害防止のため、緊急措置体制の整備を図る。

（2）電力施設（電力事業者）

ア 電力供給設備の耐震性確保

電力供給機関は、災害時における電力供給を確保するため、電力施設等の構造強化、緊急措置体制の整備を図るとともに、二次災害の防止に努める。

イ 市との事前連携に関する確認

風水害等による大規模停電が発生した際の市との連絡窓口を毎年確認し、被災後の状況や復旧見込み等について、速やかに情報共有を図れる体制を整備する。

ウ 長期停電対策

県や市と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な侵入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、県内一般送配電事業者と連携体制について協議しておく。

(3) 電話等通信施設（通信事業者、放送事業者）

通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設の耐水・耐風等の予防対策を講じるとともに、伝送路、回線確保のための非常措置計画を整備する。

また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

(4) 共通事項

ライフライン施設の管理者は、災害復旧に係る道路占用工事について、事態の緊急性を鑑み、手続きを簡略化する等、事前に道路管理者と協議するよう努める。

2 鉄道機関の対策

鉄道事業会社は、列車運転の安全確保に必要な線路及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し、施設の維持改良に努めるとともに、災害に対処するため、情報連絡設備、復旧体制の整備を図る。

3 バス機関等の対策

一般乗合旅客自動車運送事業者は、災害に対処するため、災害要請に基づく派遣体制並びに乗務員の確保、保安施設、情報連絡施設の整備強化等の整備を図る。

第15節 避難対策計画

第1項 計画の主旨

市は、関係機関と協力し、帰宅困難者や要配慮者に配慮して、避難場所及び避難路を整備するとともに、これらの施設等の周知など、総合的な安全性の向上を図る。

また、災害時に市民の避難誘導が迅速に行えるよう努める。

第2項 市が実施する対策

避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、日本語が理解できない外国人等の要配慮者や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。

また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き室の把握に努め、災害時に迅速に引っ越せるよう整備を図る。

1 避難場所等の指定（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、こども政策部、産業振興部、都市整備部、教育委員会）

市は、警察署及び他の防災関係機関と協議して、避難場所をあらかじめ指定しておく。指定にあたっては、基本法第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所（洪水や津波等の災害種別ごとに市町が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所）及び指定避難所（基本法第49条の7第1項の規定に基づき、市町が指定する、規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所）の指定を行う。

また、指定後は避難所等を表示した案内図、案内板等を設置し、市民や来訪者等に対する周知を行うほか、防災マップの配布や広報活動等を適時実施し、避難場所の周知徹底を図る。

資料編16-5 防災に関する協定一覧

（1）避難場所の種類

ア 緊急避難所

緊急に避難しなければならない場合に、一時的に避難する近くの施設
（地域の自治会等で管理し、緊急時にすぐに開放できる集会所等の施設）

イ 収容避難所（基本法第49条の7に基づく指定避難所）

災害により住居を失った方などが長期的に避難する施設（官公庁が所有する施設で、ある程度の人員を長期間収容できる施設）

ウ 避難地（基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所）

地震や火災などの場合に一時的に避難する公園、広場等。

エ 教育関係緊急避難予定場所

児童・生徒の登下校中に地震が発生した場合に避難する施設で、緊急避難所・収容避難所・避難地の中から指定する。

オ 福祉避難所（旧名称：二次避難所）

収容避難所での生活が困難な高齢者や障がい者の方など、特別な配慮が必要な者が避難する施設

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

（2）収容避難所の位置付け

ア 基幹収容避難所

収容避難所のうち、小・中学校全校の体育館及び市立武道館の41施設を基幹収容避難所として位置付ける。

イ 公民館

公民館31施設を基幹収容避難所での長期避難生活が困難な避難行動要支援者等を収容する収容避難所として位置付ける。

ウ その他の収容避難所

基幹収容避難所や公民館等が被災したことにより開設が不可能となった場合や、想定を超える多数の避難者が発生した際に開設する施設として位置付ける。

資料編 4 避難場所等

（3）避難場所の留意事項

ア 公園、広場等のような、相当な広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽があること。

イ 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建築物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。

ウ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品のないこと。

エ 地割れ、崩落等のない土質の土地及び安全性や耐火性のある建築物であること。

オ 延焼の危険があるとき、又は収容人員の安全度を越えたときは、更に別の場所へ避難移動できること。

カ 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。

キ 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。

ク 仮設テントの設置に配慮すること。

（4）収容避難所の留意事項

ア 長期にわたる避難を想定し選定すること。

また、学校については空き教室などを活用し、平時から防災施設としての整備を図っておくこと。

イ 施設の管理者不在時の開設体制を事前に取り決めておくこと。

ウ 高齢者や障がい者等避難行動要支援者に配慮した、福祉避難所の確保について検討及び指定等をしておくこと。

エ 授乳室や男女別の物干し場、更衣室の臨時の設置等、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や避難行動要支援者等に配慮したスロープ等の環境整備に配慮するとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図っておくこと。

- オ 男女のニーズなど多様な視点に立った整備を図ること。
- カ やさしい日本語やピクトグラム（視覚記号）を利用し、日本語が十分に理解できない外国人避難者に配慮した情報伝達体制の整備を図ること。
- キ 収容避難所の備蓄物及び防災資機材については、収容避難所の開設頻度や想定避難者数等を考慮の上、基幹収容避難所及び公民館から優先的かつ計画的に整備を図ること。
- ク 収容避難所の感染症対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすため、一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。
- ケ 良好な生活環境を維持するため、あらかじめ施設の区割り等のマニュアルの作成に努めること。

2 避難場所、避難路の整備（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、こども政策部、産業振興部、土木部、都市整備部、教育委員会）

市は、災害により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域における、公園、緑地、広場その他の公共空間を避難場所として、また、それらの避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通じる道路等を避難路として、市の公共施設等総合管理計画と整合を図って整備を検討する。

収容避難所の整備にあたっては、暑さ・寒さ対策のための空調設備等の導入、断水時に備えた生活用水の確保に努めるとともに、スフィア基準を踏まえて1人あたり3.5㎡以上の居住スペースの確保や、発災時からの簡易ベッドやパーティションの設置、衛生的なトイレ環境の整備、温かい食事の提供や入浴機会の確保のための体制整備に努める。

基幹収容避難所及び公民館については、多数の避難者を受け入れることから、生活確保のための水、食料などの非常食の他、停電対策、感染症対策等の防災資機材を備蓄する。

3 令和5年度までに実施した収容避難所（小中学校）の整備内容

（1）飲料水対策

- ア 受水槽の改良（非常時には直接取り出せるよう改良）
- イ 車載式布製水槽の配備（飲料水の輸送に利用する。）

（2）生活用水対策

- ア 防災井戸の新設（トイレ用水等に使用する。）

資料編3-3 緊急取水拠点等一覧（飲料水）

資料編3-4 緊急取水拠点等一覧（生活用水）

（3）災害備蓄室（備蓄倉庫）の設置

空き教室の利用、又は倉庫の設置（食料・毛布・非常用トイレ等を備蓄）

（4）停電対策（非常用照明と発電機、停電時電源切替システム（エレクトロピース）を配備）

資料編3-2 備蓄資材

資料編16-23 停電時電源切替装置 設置箇所一覧

(5) その他(資材運搬用リヤカー、担架等を配備)

4 河川の浸水想定区域内に所在する小学校、中学校における備蓄物資に関する対策(危機管理部、教育委員会)

河川の浸水想定区域内にある小学校、中学校の備蓄倉庫は、河川の氾濫による浸水の影響を受けない適切な場所に移設するよう努める。

5 避難標識等の設置(危機管理部、都市整備部、土木部)

市内主要地点、緊急避難所、収容避難所、大規模避難地の入口等に案内板、表示板を整備し、平常時からの住民意識の向上、災害時の避難誘導を図る。

6 避難情報発令等基準の策定(危機管理部)

風水害等に伴う避難指示等を行うことを想定し、「鈴鹿市避難情報等の判断・伝達マニュアル」を整備し、適宜見直しを行う。

7 避難誘導体制の整備(危機管理部、健康福祉部)

避難に当たっては、高齢者、障がい者、日本語が理解できない外国人、乳幼児、病人等の要配慮者を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の協力が必要となることから、あらかじめ協力を要請しておく。

帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所を指定するとともに、鉄道事業者、警察署、事業所、自主防災組織等と協力して帰宅困難者誘導体制の構築を図る。

また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図る。

8 避難所運営(危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部)

避難所の円滑な運営を図るため、避難行動要支援者等に配慮した具体的な避難所運営方法を定め、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。

また、地域に対しては避難所運営マニュアルづくりが促進されるよう助言等支援を行うよう努める。

9 車中避難者に関する対応の検討(危機管理部)

ショッピングセンター駐車場や公共施設等の広場では、車中避難者が発生し、狭い車内での長期避難が原因となり健康状態の悪化が想定されるため、三重県避難所運営マニュアル策定指針を参考に、車中避難者の把握や支援等の方法について検討する。

10 指定管理者に対する事前協議(各担当部)

避難所となる施設等の管理を指定管理者に委託している部は、災害発生時に施設が避難所として使用されることを想定し、災害時における連絡方法や施設の開設等について事前に協議する。

11 避難所運営委員会に関する事前周知及び訓練(危機管理部、地域振興部)

地域内の住民が主体的かつ円滑に避難所の開設及び運営を行うため、運営委員会の必要性について地域づくり協議会等に対して周知を図る他、避難所運営委員会の運営訓練等の実施を支援する。

12 避難所外避難者対策（危機管理部）

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所外避難者対策を推進する。

13 感染症対策（危機管理部）

地域の実情に応じた避難所運営における感染防止対策等を講じるよう努める。

また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難場所として活用することを検討する。

14 広域避難の実施（危機管理部）

避難先を市内の避難所とすることが困難であり、かつ、避難者の生命又は身体を災害から保護するため当該避難者を一定期間他の市町に滞在させる必要があるときは、その受入れについて避難先の市町と協議する。

また、三重県を通じて他の都道府県の市町村から広域避難の受入協議を求められた場合、被災者の受入について協議する。

なお、避難者の受入れを他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を県に要求する。

15 避難者の大規模移送（危機管理部）

避難者の大規模な移送が必要であり、市にて措置できない場合は、三重県へ要請し、災害時における緊急・救援輸送に関する協定（三重県にて締結）に基づき、（公社）三重県バス協会の協力を得るなどにより、避難者の移送を行う。

16 原子力災害時における広域避難者の受入れ（危機管理部）

原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定書に基づき、広域避難の受入れ要請があった際には、避難所を開設する。

17 その他（各担当部）

他の自治体に避難する被災者に対して必要な情報や支援サービスの提供ができる体制の整備を図る。

第3項 市民や地域が実施する対策

地域の防災研修会や防災訓練等に積極的に参加し、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「My まっぷラン+（プラス）」や、防災マップ等を参考に避難場所や避難ルートを地域自らが複数設定の上、平常時から避難訓練等を実施し、確認しておく。

また、共助の観点から避難者や地域住民が助け合って避難所生活ができるよう避難所の運営について話し合いを行う。

特に留意すべき内容は次のとおりである。

（１）各地域において、地区防災計画を策定することに努める。

（２）避難所での円滑な運営を図るため、地域特性に応じ、あらかじめ具体的な避難所

運営方法等を記載した避難所運営マニュアルの策定に努める。

- (3) 要配慮者の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。
- (4) 要配慮者が参加できる避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。
- (5) 要配慮者及びその家族は、地域活動(防災訓練など)に積極的に参加し、災害時において場合によっては、手助けが必要な状況を理解してもらえよう、関係構築、交流に努める。
- (6) 避難行動要支援者は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住民等地域支援者及び支援団体等へ必要な情報を提供し、市へ個別避難計画登録申出を行う。
- (7) あらかじめ、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所の位置、現況の避難経路を確認し、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。
- (8) 平常時から、最低3日分の食料品と水を用意する。
- (9) 日本語が十分に理解できない外国人等への情報提供方法等について決めておく。
- (10) 各自でマスクや消毒液等を備蓄するなど、感染症予防対策を実施する。

第16節 医療・救護計画

第1項 計画の主旨

災害時の医療救護需要は、極めて大量、広域的に発生し、かつ即応体制が要求されるため、これに対応する応急医療体制の整備、医療品等の確保及び救護活動等について計画しておく。

第2項 市が実施する対策

1 医療体制の整備（健康福祉部）

（1）初期医療体制の整備

救護所の設置、救護班の編成、各避難所での救護所の位置を施設管理者と協議の上、事前に定める他、出動について鈴鹿市医師会と協議して「医師会マニュアル」に沿った初期医療体制の整備を進めるとともに、自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定めておく。

救護班の編成等については、第3章災害応急対策計画の第15節医療（助産）救護計画に定めるところによる。

資料編7-3 鈴鹿市医師会災害時対応マニュアル

（2）後方医療体制等の整備

ア 医療機関の情報ネットワークの構築

災害時に傷病者等の診察の可否、収容の可否等の医療情報を迅速かつ正確に把握、提供できるような情報ネットワークの整備に努め、医療機関の情報通信手段の多重化を図る。

イ 災害時の医療機関相互の役割分担や連携体制の整備

構築された情報ネットワークを活用し、同時多数の人命救助、医療救護を可能とするため、適切な治療の優先度を判断（トリアージ）し、その負傷の度合いに応じた医療機関への搬送など、医療機関相互の連携体制及び役割分担を整備する。

ウ 後方医療機関への搬送

手術等を要する負傷者を後方医療機関へ迅速に搬送するため、ヘリコプターを有効に活用するとともに、他市との相互受入体制を構築する。

2 医療品等の確保・供給体制の整備（健康福祉部）

災害時の医療活動が円滑かつ迅速に実施されるよう関係機関は、医療品等の確保と供給に努める。医療品等の確保と供給については、第3章災害応急対策計画の第15節医療（助産）救護計画に定めるところによる。

3 トリアージ訓練等の実施

医師会等と連携のうえ、防災訓練や総合防災訓練にて大規模災害を想定した実践的なトリアージ訓練等を実施し、大規模災害時においても適切かつ迅速に対応できるよう備える。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 災害時の医療に関する事前対策

平常時から災害時の地域の医療体制を把握するとともに、各々の病状に応じた医薬品等を備蓄するよう努める。特に慢性疾患のある患者は、各家庭において病状に応じた医薬品等の確保に努める。

また、大規模災害時の混乱時においても適切な医薬品支援を受けられるよう、「お薬手帳（電子版含む）」などを非常持ち出し品として備える。

第17節 ボランティア対策計画

第1項 計画の主旨

災害時は各種救護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される。行政として、ボランティア活動の領域と役割に留意しつつ、ボランティアの善意が活かされ、活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境整備を図るとともに、行政、ボランティア関係機関、ボランティアグループをはじめとした多様な支援主体と相互の協力の体制を構築する。

第2項 市が実施する対策

1 活動環境の整備（危機管理部、健康福祉部、地域振興部）

災害時において、効果的なボランティア活動を助長するために、市及び関係団体とボランティア間の情報システムの構築を行うとともに、関係機関及び関係団体と連携して、活動拠点の整備を推進する。

2 人材等の育成（危機管理部、健康福祉部、地域振興部）

災害時において、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県及び鈴鹿市社会福祉協議会と連携して日常活動においてボランティア登録及び災害ボランティアコーディネーターの育成等による団体の組織化、相互交流を図ることが重要である。

(1) 市民のボランティア登録や、実践的・活動的な企業ボランティアの育成を促進する。そのため、関係団体が実施するボランティア養成講座等の支援を行い、研修制度の充実を図るとともに、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献の一つとして位置付けられるよう努める。

(2) 災害ボランティアセンターの運営を担う人材育成を支援し、専門性を持ったボランティアの確保を推進するとともに、ボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの育成を行い、人員の充足を促進する。

3 協力体制の構築（危機管理部、環境部、健康福祉部、地域振興部）

(1) 災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアセンターの設置・運営に関して関係団体と協力体制を構築する。

平常時から行政、ボランティア関係団体、ボランティアグループ等が研修等を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、ボランティアの受入れや効果的な活用のためのコーディネートに関する役割分担やボランティアセンターの設置予定場所の明確化など、協力体制の構築を図る。また、ボランティア間のネットワーク化を支援する。

(2) 災害時において、被災住宅からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を、市及び鈴鹿市社会福祉協議会、ボランティア関係団体等との間で構築するよう努める。

また、災害廃棄物の分別・排出方法等について、市民やボランティア関係団体等に対し周知し、ボランティア活動の環境整備に努める。

資料編 16-20 鈴鹿市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定

第3項 市民や地域が実施する対策

1 企業の対策

企業の社会活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

2 市民の対策

災害ボランティア等への協力やボランティア活動への参画に努める。

第18節 災害廃棄物処理対策計画

第1項 計画の主旨

大規模災害発生時において大量発生する廃棄物は、迅速かつ円滑な処理が、被災地の復旧・復興には極めて重要である。

このことから、広域的な大規模災害が発生した場合においても、迅速かつ円滑に廃棄物処理が行われるよう、あらかじめ災害時の処理システムを検討し、整備しておくことが必要である。

第2項 市が実施する対策

1 災害廃棄物処理計画の管理（環境部）

災害時に発生する廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、早期復旧に資するため、「鈴鹿市災害廃棄物処理計画（平成26年度策定）」を適切に管理し必要が生じた際は、適宜修正を行う。

なお、当該計画には、発災直後の初動体制、一次及び二次仮置場管理運営手法、具体的な処理方法をはじめ、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記する。

2 教育・訓練（環境部）

災害廃棄物処理計画の実効性を保つため、計画の内容について平常時から担当職員を対象とする教育を行なうとともに、災害時の対応訓練を行う。訓練終了後に検証を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて計画の改善措置を講じる。

3 広域的な協力体制の整備（環境部）

（1）三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための支援活動及び受援活動について、県と市町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき推進する。

（2）協力体制の整備

災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体、民間企業との協力体制の整備を推進すると共に、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の活用を検討する。

（3）仮置場の候補地の選定

災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物等を一時的に集積するための仮置場候補地を選定するよう努める。

第19節 地区防災計画

第1項 計画の主旨

平成25年の基本法の一部改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設された。

市は、関係機関と協力し、基本法第42条第3項に基づく市民等が策定する地区防災計画などの策定の支援を行う。

また、地域の事情に応じた災害に対する事前の備えや発災時の対応等を記した地区防災計画を地域住民が策定することにより、地域における防災・減災力の向上に努める。

第2項 市が実施する対策（危機管理部、地域振興部）

1 地区防災計画の策定に対する支援

- (1) 地域が地区防災計画を策定する際は、市が積極的に策定作業に参加し、地域住民に対し適切な助言を行い、地区防災計画の策定を支援する。
- (2) 地域内に居住する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、日本語が理解できない外国人等の要配慮者を支援する対策が計画に盛り込まれるよう、助言を行う。
- (3) 地域が地区防災計画を策定した際は、市防災計画に定めるため、市防災会議に提案するよう、あらかじめ地域に対し促す。
- (4) 防災への取組の必要性を掲げている地域づくり協議会が多くあるため、地域自らの防災力の向上に向け、地域づくり協議会と連携し地区防災計画の策定を支援する。

2 現在の策定状況

現在、減災を進める一環で、地域コミュニティを単位とする住民同士で地区防災計画を策定した地区が11地区ある他、策定に向けて協議を進めている地区及びその他の地域においても策定への取組が広がるよう支援する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 地区防災計画の策定

自助、共助による防災活動の推進の観点から、地区居住者等が中心となり自発的に行う防災活動に関する事項を定めた計画として、地域コミュニティにおけるさらなる共助の促進に寄与する「地区防災計画」の策定に努める。

なお、策定にあたって、国の定める「地区防災計画ガイドライン」を参考とし、市等からの助言が必要な場合は、適時防災危機管理課と協議を行う。

2 活動体制の整備等

地区防災計画を策定するための活動体制として、地域づくり協議会、町内会・自治会、小学校区、マンション単位等の自主防災組織、その他防災関連の地域住民によって構成されたNPO、事業者等が考えられる。

地区内で自主的な活動体制を整備するためには、その体制を取りまとめる会長をおくほか副会長等活動に参加するメンバーの仕事の分担を具体的に決め、班を編成しておくことが有用となる。

また、大規模災害の発生時には周辺地域等、広範囲で被害が発生することが想定され、近隣の地区居住者等、自主防災組織、消防団、地域活動団体等と連携することが重要である。これを実現させるには、平常時から情報交換、人的交流、防災まちづくりの共同実施等を行い、友好な関係を築くとともに、いざというときの応援要請の在り方等連携方法についてあらかじめ決めておくことが重要となる。

特に、大規模災害時には火災が同時に発生し、市や常備消防の対応だけでは限界があるため、消防団との連携が重要となる。平常時から、地区居住者等が防災活動の体制を維持し、防災知識や技術を身に付けるためのアドバイザーとして、消防団との交流を図り、地域を守る組織として協力し合うことが、共助力の向上として重要となる。

3 市防災計画への規定

地区防災計画が策定された際は、市防災会議に提案し、市防災計画に規定するよう努める。

第20節 受援・応援体制の整備計画

第1項 計画の主旨

大規模災害が発生した際は、関係機関や応援協定団体の支援を受けること又は支援を行うこととなる。発災直後においても各種受援・応援が可能な体制の整備、情報共有のあり方、執務スペース、活動拠点、宿泊場所の環境確保を目指す。

第2項 市が実施する対策（危機管理部、総務部）

1 市町間の応援・受援に係る計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく訓練の実施及び協力に努める。

2 県外市区町との災害時連携体制の構築

- (1) 県外の市区町と締結している災害時応援協定がより有益なものとなるよう、定期的に対策会議を開催し応援及び受援に関する事項を定める。
- (2) 協定締結市区町との訓練を実施し、発災時における応援及び受援体制の確認を行う。
- (3) 被災市区町村応援職員確保システムを活用した受援体制構築の検討を行う。

3 広域一時滞在への協力

基本法第86条の8及び第86条の9に基づき、広域一時滞在の協議等に参加する。

資料編16-4 相互応援協定等締結市区町一覧（県内市町除く）

4 防災関係機関の受援拠点の整備

防災関係機関からの応援が円滑に受けられるよう、「桜の森公園」を、警察・自衛隊等による応援部隊の展開場所や宿営場所となる進出拠点に位置付ける。

5 応援協定団体の受援体制の整備

本市は多数の団体と災害時応援協定を締結していることから、各種団体による救援活動拠点等の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

なお、応援協定団体による物資や食料等の受入れ先（市物資拠点）については、「AGF鈴鹿体育館」と「西部体育館」を位置付け、受入れに必要な資機材の確保や設備の整備に努めるとともに、物流関係事業者等と防災協定を締結し、民間の施設等を活用できるよう努める。

6 新物資システム（B-PLo）の活用

新物資システム（B-PLo）を用いて、備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の調達を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

資料編16-5 防災に関する協定一覧

7 三重県広域受援計画への対応

上記の各種受援体制を確保するために、三重県広域受援計画と整合した市の受援計画である「鈴鹿市災害時受援計画」を策定し、体制の充実を図る。

8 応急対策職員派遣制度（被災市区町村応援職員確保システム）の活用

県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に、被災市区町村応援職員確保システムを用いて被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣要請する。

9 復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用

復興体制の構築に当たっては、必要に応じて復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用して他の地方公共団体に技術職員の派遣を要請する。

10 応援時の留意事項

被災地に応援職員を派遣する際は、県と協力して応援職員の活動拠点の確保、女性職員が安心して活動できる環境の確保、確実に業務の引継ぎができる方法の検討、派遣体制などをあらかじめ検討するように努める。

第21節 突発的災害への対策計画

第1項 計画の主旨

局地的大雨・竜巻・雪害等突発的災害に対処できるよう、関係機関の体制整備を目指す。

第2項 市が実施する対策（危機管理部、土木部、都市整備部、産業振興部）

1 局地的大雨対策

（1）河川、下水道（雨水）及び道路の適切な維持管理

市管理の都市地域河川の有堤区間について、背後地の利用状況を考慮した適切な河川改修・維持管理を実施し、堤防の安全性の向上を図る。

市管理下水道（雨水）施設について、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される浸水被害の軽減を図る。

市管理道路について、浸水時の転落防止のための側溝蓋や転落防止柵等の設置、道路占有者に対するマンホール蓋浮上・飛散防止対策の指導、アンダーパス等浸水時危険箇所の通行止実施体制の整備、大雨時危険区間の雨量規制設定及び通行規制体制整備等による安全確保対策を講じる。

（2）情報収集・伝達体制の整備

局地的大雨の発生状況や危険箇所等の把握をするためには、通常的气象情報の収集に加え、気象庁が提供するキキクル（危険度分布）の活用と共に、「降水短時間予報」や「高解像度降水ナウキャスト」や、ケーブルテレビ事業者や国等が設置するライブカメラ等による状況確認が重要であり、また、レーダー観測技術の向上等により提供される情報の内容や精度も日々進歩していることから、平常時から局地的大雨対策に活用できる気象情報の種類や利用方法等についての研究を行い、災害対策に活用するとともに、市民・事業者等への情報提供を検討する。

（3）洪水ハザードマップの作成・活用

国・県が作成する浸水想定区域図等を活用して洪水ハザードマップなどを作成し、市民・事業者等への情報提供を行うとともに、洪水からの避難・誘導訓練等への活用を図る。

（4）土砂災害ハザードマップの作成・活用

県が指定する土砂災害警戒区域等を基に土砂災害ハザードマップなどを作成し、市民・事業者等への情報提供を行うとともに、土砂災害に関する防災訓練等への活用を図る。

（5）都市型水害に強い土地利用の推進

浸水等のおそれのある区域については、水害に強い土地利用の推進に努める。

（6）局地的大雨対策に関する知識の啓発

局地的大雨から身を守るための対策に関する知識について、ウェブサイトやマスメディア、防災パンフレット等を通じて啓発を図る。

(7) 農林業への被害防止

局地的大雨による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。

(8) 市民等の意識啓発

市民・事業者等が、第3項に記す対策を適切に果たすことができるよう、市民・事業者等への啓発を行う。

(9) 危機管理型水位計の設置

局地的大雨による河川の急激な水位上昇を監視するため、危機管理型水位計を関係機関と連携しながら設置に努める。

2 竜巻等突風対策

(1) 関係機関・県との情報伝達体制の整備

津地方気象台からの竜巻等突風への注意に言及した防災気象情報の通知を、県を通じて受けた場合に、その情報を的確に処理することができるよう、体制を整備する。

(2) 農林業への被害防止

竜巻等突風による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。

(3) 市民等の意識啓発

市民・事業者等が、第3項に記す対策を適切に果たすことができるよう、市民・事業者等への啓発を行う。

3 雪害対策

(1) ライフライン施設等の機能の確保

ライフライン施設等について、雪害に対する安全性の確保を図る。

(2) 災害情報の収集・伝達体制の充実

津地方気象台からの大雪への注意に言及した防災気象情報の通知を、県を通じて受けた場合に、その情報を的確に処理することができるよう、体制を整備する。

(3) 道路除雪対策

大雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等についての体制整備を図る。

(4) 農林業への被害防止

降積雪による農林業への被害を防止するため、農林業施設の雪害対策に努める。

(5) 市民等の意識啓発

市民・事業者等が、第3項に記す対策を適切に果たすことができるよう、市民・事業者等への啓発を行う。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 局地的大雨対策

(1) 地域の局地的大雨への対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺について、局地的大雨による浸水や土砂災害、交通支障等の災害がどの程度発生する可能性があるかを、国・県・市が公表している洪水や内水氾濫に関するハザードマップや土砂災害警戒区域などの情報を活用し、事前に発災時の避難方法等を確認するなどの対策に努める。

(2) 局地的大雨に関する防災気象情報の取得

市民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、局地的大雨への対処として有効な「警報・注意報」、「降水短時間予報」、「高解像度降水ナウキャスト」、三重県等が管理する「危機管理型水位計」、ケーブルテレビ事業者や国等が整備する「河川ライブカメラ」などの情報や「すずか減災プロジェクト」を平常時から利用するよう努める。

また、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）について注意するよう努める。

(3) 建築物等の地階における避難体制の整備

建築物のうち、特に不特定多数の利用が想定される地階を有する建築物の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を実施するよう努める。

2 竜巻等突風対策

(1) 住居・施設等の予防対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住宅や事業所等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、屋根や外壁、アンテナ、屋外動産や植木等の状況を定期的に確認し、必要に応じて補強等を行うよう努めるとともに、飛散防止フィルムの活用などによる窓ガラスの飛散防止対策などを講じるよう努める。

(2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の取得

市民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、竜巻等突風への対処として有効な「防災気象速報（竜巻注意）」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの情報を取得するように努める。

また、竜巻等突風の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、気圧の変化で耳に異常を感じる）について注意するよう努める。

3 雪害対策

(1) 自家用自動車等車両の予防対策

降雪時において車両を使用する市民・事業者等は、所有又は管理する車両への冬期におけるスタッドレスタイヤの装着やタイヤチェーンの携行など事前対策を図る。

(2) 雪害に関する防災情報の取得

市民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、雪害に関する情報を

取得するよう努める。

第2節 被災者の生活再建に関する事前計画

第1項 計画の主旨

過去の大規模災害発生時においては、被災者が災害発生後に環境の変化による健康状態の悪化や生活の困窮により死亡する「災害関連死」が問題となっている。これを防ぐため、本計画では大雨等により大規模災害が発生した際においても、早期の被災者生活再建を実現するための必要な事項を定める。

なお、発災後の具体的な被災者生活再建支援制度の実施内容等については、第4章「災害復旧・復興計画」による。

第2項 市が実施する対策（各担当部）

1 被災者支援体制の整備

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。また、イスのサンケイホール鈴鹿を活用した、被災者生活再建支援のワンストップ窓口の実施や、自治体応援職員支援事務室の整備を行う。

2 鈴鹿市被災者生活再建支援ハンドブック（仮称）の事前整備

被災者生活再建支援制度については、国、県、各種団体により多種多様な支援制度が設けられているため、災害発生後に被災者が各種生活再建支援制度を一覧可能となるよう、被災者支援に関するハンドブックを事前整備のうえ、発災後に速やかに提供できる体制を整えるよう努める。

3 被災者生活再建に関する制度の事前周知

被災者生活再建支援制度を地域の民生委員及び児童委員等に対して事前に周知を図ることにより、発災後に平常時から支援している市民等へ制度紹介可能となる体制を整える。

4 救助法の特別基準に関する事前協議

救助法では、「災害救助事務取扱要領（内閣府）」に基づき事務を実施することが基本となるが、同要領以外の基準についても法に基づく救助の一部として認められる（特別基準が適用される）場合があるため、特別基準について救助法の実施主体となる県と事前協議し、発災後においても救助の実施に躊躇がなくなるよう体制の整備を進める。

5 被災者生活再建支援に関連する防災協定締結団体との事前協議

本市が防災協定を締結している、被災者生活再建支援に関連する企業・団体等と、事前に具体的な支援内容を協議し、発災時においても早急な応援を実現できる体制を整える。

また、併せて各協定を担当する所属を検討・決定し、平常時及び発災時の連絡窓口の確保を図る。

6 被災者支援システムの活用

被災者生活再建支援を円滑に行うため、情報の集約や罹災証明の発行等を行う際に被災者支援システムを活用する。

第3章 災害応急対策計画

大規模災害の発生のおそれのある場合及び大規模災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、その体制について具体的かつ明確に定める。

第1節 組織計画

第1項 計画の主旨

災害を防御し、又は応急的救助を行う等、被害を最小限にとどめるための組織を確立する。

第2項 市が実施する対策（危機管理班）

1 組織計画

組織計画は、第1部第3章第2節第3項の防災組織による。

2 防災関係民間団体の協力（各担当部）

その所掌事務に関係する民間団体等に対し、市が行う災害応急対策に積極的な協力が得られるよう、協力体制の確立に努める。

第2節 災害通信計画

第1項 計画の主旨

市及び防災関係機関は、災害に関する情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等重要通信を確保するため、通信施設の適切な利用を図る。

災害時における迅速、的確な情報の収集及び伝達を図るための通信手段の確保については、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、電話・電報施設の優先利用、警察通信設備、非常無線、公共放送等を利用し、防災関係機関相互の有機的な災害応急対策活動の円滑な遂行を図る。

第2項 市が実施する対策

1 通信手段の利用方法等

(1) 電話による通話（総務管理部）

市及び関係機関は、通信設備の優先利用について、NTT西日本株式会社三重支店とあらかじめ協議し、使用手続きを決めておく。

ア 直通電話

交換機による通信の運用中は、IP電話による電話や内線が利用できる。また、交換機が使用不可の場合は、防災危機管理課に設置されている直通回線（2回線）を利用する。内線電話から外線が利用できない場合は、庁内交換機を経由しない直通電話で通信を行う。

イ 災害時優先電話

災害のため通話が集中して外線が利用できない場合は、災害時優先電話及び庁舎内の公衆電話で通信を行う。

ウ 電話回線の優先使用

災害時の電話回線の優先利用及び優先使用（基本法第79条）を確保するため、NTT西日本株式会社三重支店とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定める。

(2) 三重県防災行政無線による通信（危機管理班）

三重県は県全域に衛星系・地上系の2系統の防災行政無線網を設置・運用しており、本市には端末固定局として2局（鈴鹿市・鈴鹿市消防本部）が設置されている。

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体の団体相互間で防災対策に関する通信を行う。

(3) 鈴鹿市防災行政無線による通信（危機管理班）

デジタル移動系無線システムを市の各部署、防災関係機関及び生活関連機関に整備しており、防災対策に関する通信を行う。

(4) その他の行政無線等（上下水道対策部、消防対策部）

防災行政無線のほか、市では日常業務に使用する無線設備として鈴鹿市消防救急無線を整備しており、防災対策に関する通信を行う。

なお、上下水道対策部についてはＩＰ無線を利用する。

(5) 地域ＢＷＡを利用した通信（総務管理部、避難所対策部）

（株）ケーブルネット鈴鹿が整備した地域ＢＷＡによるインターネット網を活用し、ＩＰ通信等を実施する。

(6) 特設公衆電話の設置（避難所対策部）

避難所における避難者の連絡手段を確保するため、ＮＴＴ西日本株式会社三重支店と協力し、特設公衆電話を開設する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

資料編 16-22 災害時特設公衆電話設置箇所一覧

2 無線車の事前配備（危機管理班、総務管理部）

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶又は輻輳のおそれがあるときは被害状況等を把握するため、無線車を災害現地に派遣し、災害状況報告並びに本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるよう努める。

3 通信設備の応急復旧（防災関係機関）

(1) 専用通信

災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市、警察本部、気象台、国土交通省、海上保安部、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、更に中部電力パワーグリッド株式会社、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家用発電用施設、電池等）、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行っておくことが必要である。

ウ 混信等の対策

災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現場に配備し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努める。

エ 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施、発災時に備えるように努める。

(2) 公衆通信

N T T西日本株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等の災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

第3項 市民や地域が実施する対策

市民は、防災情報を複数から入手できるよう努力し、それぞれが最善の防災行動を取り減災に努める。

アマチュア無線による災害時応援協定に基づき、市に防災情報を提供するため必要に応じて、市と災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿は協議を行う。

災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿からの申し出により可能な範囲で、市内の相当無線技士に当会の周知を行い、より詳細な情報が収集できるよう協力する。

第3節 気象予警報等の伝達計画

第1項 計画の主旨

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報、注意報及び情報、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく洪水予報及び水防警報を、この計画により迅速かつ的確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

第2項 市が実施する対策（危機管理班）

1 予報等の伝達

気象予報等の伝達は、次ページの気象予警報等伝達系統図による。

なお、洪水予報及び水防警報については、水防計画第3章第1節水防体制の[水防連絡系統図]による。

[予警報の発表、種類]

（1）注意報

気象業務法に基づき、津地方気象台が災害発生のおそれがある場合において注意を呼びかけて行う予報をいう。津波注意報に関しては気象庁または大阪管区気象台が、発表する情報をいう。

（2）警報

気象業務法に基づき、津地方気象台が重大な災害が発生するおそれのある場合に警戒を呼びかけて行う予報をいう。津波警報は気象庁または大阪管区気象台が、発表する情報をいう。

（3）危険警報

気象業務法に基づき、津地方気象台が重大な災害が発生するおそれが大きい危険な状況である場合に警告して行う予報をいう。

（4）特別警報

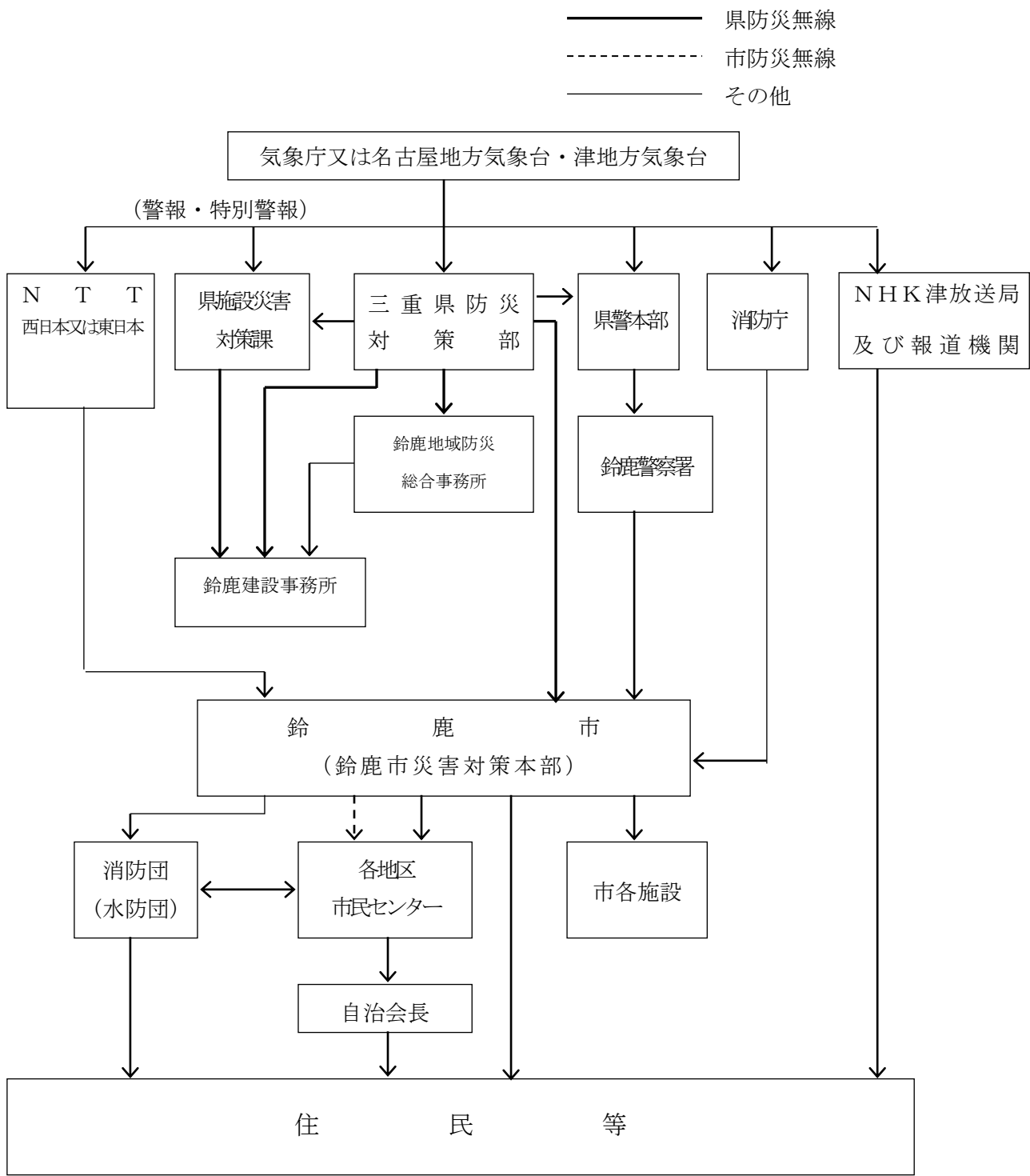
気象業務法に基づき、津地方気象台が予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるものをいう。津波については、大津波警報、地震については緊急地震速報（震度6弱以上または長周期地震動階級4）が特別警報に位置付けられており、気象庁または大阪管区気象台が発表する。

（5）洪水予報

一級河川である鈴鹿川及び鈴鹿川派川については、水防法に基づき国土交通省三重河川国道事務所と津地方気象台が共同して洪水予報を行う「指定河川洪水予報」に指定された。

梅雨期や台風期等の大雨により、洪水のおそれがあると認められた場合には、水位・雨量等の現況及び予報等を示した洪水予報を発表し、県及び市等の防災機関に通知する。

【気象予警報等伝達系統図】※水防警報及び洪水予報はこの系統図によらない。



第4節 災害情報収集・伝達計画

第1項 計画の主旨

災害情報及び災害報告の収集並びに伝達は、災害応急対策を確実に実施する基礎となるものである。したがって、災害が発生した場合又は発生が予想される場合には、速やかに被害状況又は災害情報を収集把握して、本部(総務管理部)に報告する。

第2項 市が実施する対策

1 情報収集・連絡手段(危機管理班、各担当部、総務管理部)

(1) 情報の収集・連絡

コールセンター及び各部は、それぞれの所掌の災害等の情報を職員の現場派遣や無人航空機の活用も含めて可能な限りの手段を講じて収集する。参集途上の職員は、周囲の被害状況を把握し、参集後班長に対し報告する。

各部は、収集した情報を総務管理部総務班に報告する。また、各班はあらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調査について責任を持つ。

さらに、必要に応じて、国の新総合防災情報システム(SOBO-WEB)も適切に活用する。

資料編16-5 防災に関する協定一覧

(2) 情報の連絡手段

各部は、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話、メール等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡する。

(3) 災害対策業務の記録

危機管理班は、災害対策業務に関する情報をコールセンター及び各部等から集約し、災害対応終了後に記録する。

(4) 住民等の被害情報・安否情報の収集・伝達

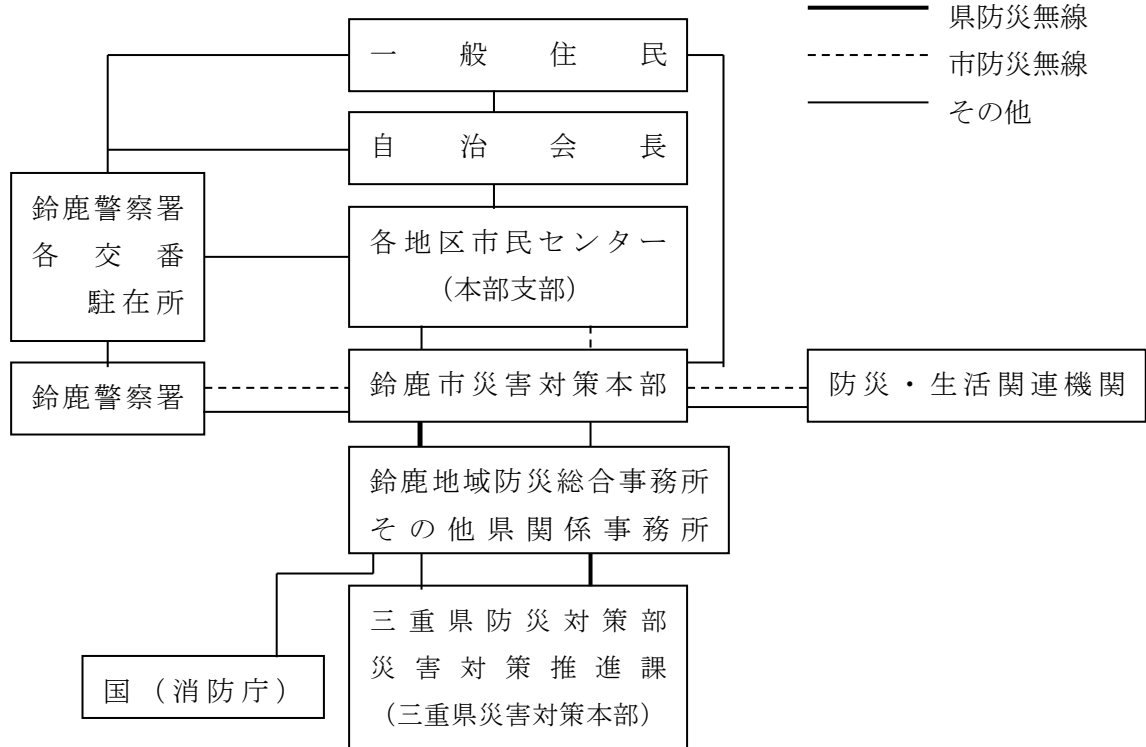
ア 広域災害が発生した場合は、住民等の避難情報、安否情報等に関する照会に対し速やかに回答するため、「安否情報システム(総務省消防庁)」を活用し、住民等の避難情報や安否情報等を収集・整理し、他の被災自治体や警察、消防及び三重県等の防災関係機関と情報共有を行う。

イ 現在地や避難所から、安否登録及び安否確認ができる防災アプリ(CNSコネクト等)の活用の周知をはかる。

ウ 被災者台帳支援システムを活用する。

被災者生活再建支援を円滑に行うため、情報の集約や罹災証明の発行等を行う際に被災者支援システムを活用する。

〔災害情報及び被害情報等の伝達系統図〕



2 報告の種類

(1) 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

- ア 概況報告
- イ 被害状況速報
- ウ 被害報告
 - (ア) 中間報告
 - (イ) 確定報告

(2) 報告の内容と時期

ア 概況報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、各部（各班等）から総務管理部（総務班）を経て、県地方部総括班（鈴鹿地域防災総合事務所）に報告する。

なお、代替として被害速報送受信票も可とする。

ただし、通信手段の途絶、輻輳により、県地方部及び県本部に連絡できない場合には、直接消防庁へ報告する。

また、火災・災害等即報要領の直接即報基準に基づく下記に記述した火災・災害等については、火災・災害等即報要領により第1報を覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で直接消防庁に対しても報告する。

(ア) 火災等即報

a 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- (a) 航空機火災
- (b) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- (c) トンネル内車両火災
- (d) 列車火災
- (イ) 危険物等に係る事故
 - a 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、死者（交通事故によるものを除く）若しくは行方不明者又は負傷者（5名）が発生したもの
 - b 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの
 - c 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (a) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (b) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - (c) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (ウ) 原子力災害等
 - a 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から通報のあったもの
 - b 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- (エ) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (オ) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
- (カ) 救急・救助事故等即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

 - a 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
 - b バスの転落等による救急・救助事故
 - c ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
 - d 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
 - e その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
- (キ) 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- イ 被害状況速報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票、被害状況速報に基づく内容とし、各部（各班等）から総務管理部（総務班）を経て、県地方部（鈴鹿地域防災総合事務所）に報告する。

ただし、通信手段の途絶等により、県地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、直接消防庁へ連絡する。

消防庁への連絡先

(平日 9:30～18:30)

N T T 回 線	消 防 防 災 無 線	地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 7-048-500-90-49033

(上記以外)

N T T 回 線	消 防 防 災 無 線	地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 7-048-500-90-49036

なお、住家の被害状況が救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記速報とは別に住家等被害状況速報を、県地方部(鈴鹿地域防災総合事務所)に報告する。

ウ 被害報告

被害報告の、県その他関係機関への報告責任者は、各部関係班長とする。

(ア) 中間報告

ア、イの速報の段階において、報告を求められたときは、その都度所定の様式又は項目により、県地方部(鈴鹿地域防災総合事務所)に報告する。

(イ) 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令その他所定の様式、方法(時期)に基づき各部(各班等)から各関係機関に報告する。報告要領は、中間報告と同様とする。

資料編 10-8 県報告様式

3 被害状況等調査収集

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害情報、被害状況の調査担当班は次のとおり。

分 掌 事 項	調 査 担 当 班
被害状況の総括的収集	総 務 班
被害状況のうち公共土木施設及び急傾斜地	建 設 班
被害状況のうち都市計画施設	
被害状況のうち下水道(雨水)施設	
被害状況のうち市有建築物	営 繕 班
被害状況のうち農業土木施設	産 業 物 資 班
被害状況のうち一般農林関係	
被害状況のうち一般水産関係	
被害状況のうち一般畜産関係	
被害状況のうち一般建築物	調 査 班
被害状況のうち水道施設	水 道 工 務 班
被害状況のうち下水道施設	下 水 道 工 務 班

分 掌 事 項	調 査 担 当 班
被害状況のうち一般商工業	産 業 物 資 班
被害状況のうち教育関係	学 校 管 理 班
被害状況のうち社会福祉施設	福 祉 班
被害状況のうち一般的関係	各 支 部 消 防 統 制 班

4 夜間及び休日等の被害報告の通報

夜間及び休日等において、突発的な被害等について住民又は関係機関から通報があったときは、受信者は直ちに危機管理班長に報告をする。危機管理班長は、本部長、副本部長、危機管理部長及び関係部長に連絡する。

5 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

（1）発見者の通報

「異常現象」を発見したときは、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報する。

（2）警察官の通報

「異常現象」を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、順を経てその旨を速やかに市長に通報する。

（3）市長の通報

上記(1)及び(2)によって「異常現象」の通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報又は連絡する。

気象官署、県、警察及びその他関係機関

6 主要交通機関の災害情報

災害時における主要交通機関の運行状況等は、必要に応じ次の機関により収集する。

（1）近畿日本鉄道株式会社関係

平日の昼間・・・・・・鉄道本部名古屋統括部運行課（電話 059-354-7021）

平日の夜間及び土、日、祝日・・・・・・〃 運転指令課（電話 059-354-7022）

鉄道路線全線

（2）三重交通株式会社関係

平日の昼間・・・・・・運転保安部運転指導課（電話 059-229-5537）

平日の夜間及び土、日、祝日・・・・・・中勢営業所（電話 059-233-3501）

バス路線全線

（3）東海旅客鉄道株式会社関係

平日の昼間・・・・・・三重支店（電話 059-226-6140）

平日の夜間及び土、日、祝日・・・・・・東海総合指令所（電話 052-564-2467）

関西本線（長島－亀山）

（4）伊勢鉄道株式会社 玉垣運転指令室（電話 059-384-3000）

第5節 災害広報計画

第1項 計画の主旨

住民の安全の確保、混乱の防止、民心の安定を図り、円滑な災害応急対策を実施するため、防災行政無線、テレビ、コミュニティFM、新聞、広報車、インターネットを利用したウェブサイト、電子メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や防災アプリ等のあらゆる広報手段を活用して迅速かつ適切な広報を行う。

第2項 市が実施する対策（総務管理部）

1 広報内容

広報内容の主なものは、次のとおりとする。

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象予報及び警報に関する情報
- (3) 二次災害の危険性に関する情報
- (4) 主要道路情報
- (5) 公共交通機関の状況
- (6) 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況
- (7) 医療救護所の開設状況
- (8) 医療機関の状況
- (9) 給食、給水の実施状況
- (10) 衣料、生活必需品等供給状況
- (11) 河川、港湾、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (12) 避難所に関する情報
- (13) 被災者の安否に関する情報
- (14) 公衆浴場の情報
- (15) 市民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のために必要な情報

2 広報手段

- (1) 市をはじめ各防災関係機関は、あらゆる広報媒体を利用して広報を行うとともに、高齢者、聴覚障害者、視覚障害者、日本語が理解できない外国人等の要配慮者に配慮した情報伝達に努める。
- (2) 広報の伝達について、消防団、警察及び自衛隊等に協力を求める。
- (3) 報道機関は、極めて広範囲にかつ迅速に報道することができるので、災害復旧に関する情報は迅速に報道機関に対しても発表する。また、報道機関が行う独自の取材活動についても、積極的に協力する。
- (4) 市をはじめ各防災関係機関は、生命の危険にさらされない範囲で、「すずか減災プロジェクト」を含む、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用して自ら災害情報の発信を心掛け、市内の情報共有に努める。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

3 広聴活動

住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口（コールセンター）を設置する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 情報の受信

住民は、自らの命を守る適切な行動をとるために、市、県等が行っている災害情報のメール配信サービスへの登録に努めるほか、災害時にはテレビ、コミュニティFM等を利用して多重的かつ積極的に情報を受け取るよう心掛ける。

2 情報の発信

住民は、生命の危険にさらされない範囲で、「すずか減災プロジェクト」を含む、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や防災アプリ（CNSコネクト、みえ防災ナビ等）等を利用して自ら災害情報の発信を心掛け、市内の情報共有に努める。

第6節 消防・救急計画

【消防応急対策計画】

第1項 計画の主旨

大規模な災害が発生した場合における消防応急対策については本計画の定めるところによる。

第2項 市が実施する対策（消防対策部）

1 消防活動の主体

市の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、市が主体となり消防機関を動員して実施する。

2 消防施設の整備

機械器具の点検、整備をさらに徹底し、出動に支障のないようにする。

また、整備計画に基づき消防水利の充実を図る。

(1) 災害の重要度に応じて分団車の移動配置を行う等応急の措置を講ずる。

(2) 消防車要員の編成を車長以下4～6名とする。

3 応援協力関係

(1) 隣接市町との相互応援

市の消防力をもって火災等災害の鎮圧が困難な場合は、隣接市町に対し応援を要請する。

なお、応援要請に係る応援区分、費用負担区分等については、あらかじめ隣接市町と協定を結んでおく。

(2) 知事への要請

他市町に応援の要請をする場合は、知事にその指示を仰ぐことができるものとし、同時に必要に応じて、県の応援も要請する。

(3) 県内全ての市町及び消防組合への要請

近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内全ての市町及び消防組合に応援出動を要請する。

資料編 16-15 三重県内消防相互応援協定

(4) 緊急消防援助隊の出動要請

知事は、災害の状況により特に必要があると認める場合には、消防庁長官を通じて緊急消防援助隊の出動を要請する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

4 災害時における救急業務対策

災害時における救急業務は、消防機関、市の医療機関、運輸業者等の協力を求めて

実施し、市のみではこれら救急業務が不可能な場合には、隣接市町村に対し応援を要請する。

なお、あらかじめ応援協定等を結んでおく。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

5 火災気象通報の取扱

消防法第22条第1項の規定により津地方気象台から伝達される火災気象通報の発表基準及びその取扱は、次による。

(1) 火災気象通報

津地方気象台長から通報される火災気象通報は、概ね次の基準等による。

- ・「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一する。
- ・通報における区域は、概ね市町村を単位とした「二次細分区域」として明記する。
- ・気象台等は、5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として、毎日朝（5時頃を想定）に三重県に通報する。

三重県は、通報を受けた内容を市町等へ通報する。

(2) 火災警報の発表

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。

6 林野火災注意報・林野火災警報の発令

市長は、火災予防条例で規定された条件を満たした場合、林野火災注意報・林野火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置を取る。

【林野火災空中消火対策計画】

第1項 計画の主旨

市の森林面積は3,586haとなっており、ひとたび火災が発生すると地理的条件等によって、従来の地上消防活動は極めて困難であると予想されることから、迅速的な消火活動を実施し、貴重な森林資源を守るため、本計画により県を介して空中消火活動を行う。

第2項 市が実施する対策（消防対策部）

1 空中消火等の概要

本計画でいう空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点又はその近傍に消火剤を散布し消火を行う作業のほか、現地指揮本部、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた作業をいう。

2 空中消火の実施

市長は、市防災計画に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、次の措

置を講じる。

(1) 初動体制

ア 災害情報等の報告

市長は、市防災計画の定めるところにより災害情報等を報告する。

イ 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定に当たっては、火災現場に近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易である場所を選定する。

空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の設定については、「第3章第26節自衛隊災害派遣要請計画」に定める所要の措置をとる。

（河川の水位が通常の場合は、河川敷の使用を検討する。）

資料編9-3 臨時ヘリポート一覧表

3 県防災ヘリコプターの派遣要請

市長は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

4 自衛隊の災害派遣要請

空中消火を実施するに当たり、林野火災が大規模化した場合など、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、定められた手順により要請を行う。

5 報告

空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県(消防保安課)に報告するものとする。
報告事項

- (1) 林野火災の場所
- (2) 林野火災焼失面積
- (3) 災害派遣を要請した市名
- (4) 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- (5) 散布回数（機種別）
- (6) 散布効果
- (7) 地上支援の概要
- (8) その他必要事項

第7節 水防活動計画

第1項 計画の主旨

災害発生時には、港湾、河川、ため池等の護岸・堤防の損壊、海岸堤防の損壊、山腹の崩壊などによるせきとめ、いつ流、氾濫などによって水害が生じることが予想される。

このため、水防活動としては、港湾、河川、海岸堤防、ため池等その損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早急に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずる。

水防活動における応急対策は、「鈴鹿市水防計画」に準拠して、次の事項を実施する。

第2項 市が実施する対策

1 監視、警戒体制（危機管理班、福祉医療対策部、土木対策部、産業物資対策部、消防対策部）

（1）巡視

水防管理者、水防団長は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸堤防等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡して必要な措置を求める。

（2）非常警戒

水防管理者は水防警報が発表された場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡するとともに、水防作業を開始する。

（3）水門、えん堤、ため池等の操作

水門、えん堤、ため池等の管理者（操作責任者）は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行う。

その操作に当たり、危険を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町及び警察署に通知するとともに一般に周知させる。

ただし、操作員の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難を優先する。

さらに、水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に避難行動要支援者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じる。

管理者は毎年出水期に先立ち、門扉の操作等について支障のないように点検整備を行う。

資料編2-1 防災重点農業用ため池

資料編2-2 その他の農業用ため池

（4）災害発生直前の対策

水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に避難行動要支援者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じる。

2 資機材の配備（総務管理部、産業物資対策部、土木対策部、消防対策部）

災害が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

3 応急復旧（土木対策部、産業物資対策部、消防対策部）

堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の拡大を防止するとともに、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う。

資料編 16－5 防災に関する協定一覧

第8節 交通応急対策計画

第1項 計画の主旨

災害により道路施設が被害を受けた場合、被災者及び応急対策要員あるいは災害応急対策用物資及び資材の輸送等災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線として、市内主要道路の確保を図る。

また、応急対策の実施に係る緊急輸送を円滑に行うため、交通の禁止及び制限を行う必要があると認めた場合は、この計画により行う。

第2項 市及び防災関係機関が実施する対策

1 重要物流道路の確保（土木対策部、道路管理者）

救援物資等の安定的な輸送を確保するため、国が物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定したため、災害時において、国及び県等の関係機関と密接に情報共有を図り、重要物流道路の確保を行う。

2 緊急輸送道路等の確保（土木対策部、消防対策部、道路管理者）

（1）緊急時における通行可能連絡路線の検討

災害時には道路管理者は、道路交通の状況等について速やかに調査を実施し、道路の破損、決壊、橋りょうの損壊その他交通に支障を及ぼす箇所を早急に把握するとともに、平常から橋りょうの位置、構造等について十分に調査し、有事に迅速かつ適切な対策が実施できるようにする。

（2）路上放置車両や立ち往生車両等に対する措置（土木対策部、消防対策部、道路管理者）

消防吏員は通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、路上放置車両等の移動等の措置を行うことができる。

ただし消防吏員の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

また、道路管理者は、三重県公安委員会より、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があり、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等の要請を受けた際は、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

資料編 16－5 防災に関する協定一覧

3 交通規制（土木対策部、道路管理者、警察）

（1）災害により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、その安全と緊急輸送道路等を確保するため、速やかに通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行う。この場合、道路管理者と警察関係機関は密接なる連絡のもとに、適切な処置をとる。

（2）交通規制を行うときは、その内容を立看板、報道機関等を利用して一般に周知させる。

(3) 実施

ア 道路管理者等

(ア) 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合

(イ) 道路に関する工事のため、必要と認める場合

イ 警察官

(ア) 災害対策に従事する者及び必要物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認める場合

(イ) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、交通の危険が生じるおそれのある場合

4 道路交通状況の調査（土木対策部、道路管理者）

(1) 災害の発生により道路状況を調査する必要があるときは、直ちに道路パトロールを行う。

(2) 道路交通状況の調査について必要がある場合は、県及び自衛隊の応援を得て上空からヘリコプターにより調査する。

(3) 道路交通状況の調査結果は、災害対策本部や関係機関に円滑に情報共有できるような仕組みを検討する。

5 緊急通行車両の取扱い（警察、県）

緊急通行車両の確認は、警察及び災害時に設置される交通検問所又は、知事において行う。

6 その他の交通規制（警察、土木対策部、道路管理者）

広域交通規制以外の災害時における交通規制については、道路交通法第6条（混雑緩和の措置）及び第8条（通行の禁止及び制限）又は道路法の規定に基づき措置する。

なお、災害発生時における通行規制は、県防災計画風水害等対策編に定める方法による。

7 海上交通の確保（海上保安部、港湾管理者）

海上の交通安全を確保するため、次の活動を行う。

(1) 海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

(2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

(3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(4) 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(5) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(6) 軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽

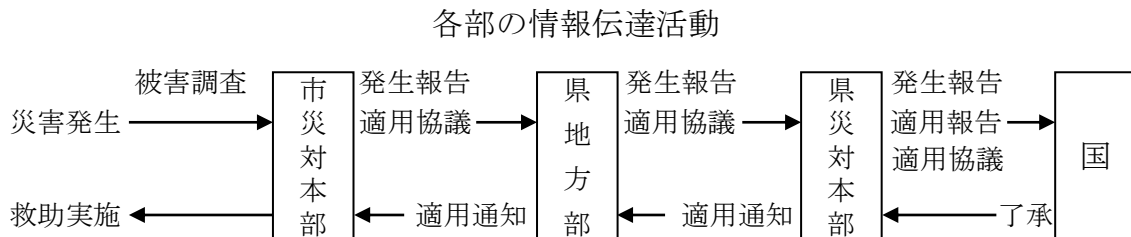
石除去による航路啓開に努める。

第9節 災害救助法の適用計画

第1項 計画の主旨

市長が自ら実施する災害応急措置のうち、一定規模以上の災害に際しての救助活動については、救助法の適用を受け、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第2項 市が実施する対策



1 実施責任者

救助法の適用に基づく応急救助活動は、国の責任において知事が実施する。ただし、災害の事態が切迫して救助法に基づく知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長は知事の補助執行機関として、また、知事の職権の一部を委任された場合（救助法第13条）は委任された救助事項について、市長は実施責任者となって応急救助活動を実施する。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、市域に原則として同一原因による災害があり、救助法に定める一定規模以上の被害が生じた場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに適用される。

(1) 適用基準（救助法施行令第1条）

ア 住家の滅失した世帯の数が、100世帯数以上に達したとき。（施行令第1条第1項第1号 市町村別適用基準に定められた数）

イ 滅失世帯数が100世帯に達しないが、県の区域内の滅失世帯数が1,500世帯以上で、市の区域内の滅失世帯数が50世帯数以上に達したとき。（施行令第1条第1項第2号市町村別適用基準に定められた数）

ウ 滅失世帯数がア又はイの基準に達しないが、県の区域内の滅失世帯数が、7,000世帯に達した場合で、市の区域内の滅失世帯数が多数であるとき。（施行令第1条第1項第3号）

エ 災害が隔絶した地域に発生し、被災者の救護が著しく困難であり、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。（施行令第1条第1項第3号）

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。（施行令第1条第1項第4号）

(2) 被災世帯の算定基準

ア 住家の滅失等の認定

「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づく被害認定方法を用いる。

イ 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

3 救助法の適用手続（総務管理部、産業物資対策部）

- （1）市長は、本市における災害の程度が救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- （2）救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認めるときは、市長が直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

4 救助の種類と実施権限の委任

（1）救助法による救助の種類

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 福祉サービスの提供
- キ 被災した住宅の応急修理
- ク 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ケ 学用品の給与
- コ 埋葬
- サ 遺体の搜索及び処理
- シ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- （2）（1）のアのうち、応急仮設住宅の供与及びエ以外の救助の実施については、あらかじめ市長に委任されており、また、知事が災害発生都度の市長に委任した救助については、市長が実施責任者となる。

- （3）（1）のクにいう生業資金の貸付等については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていない。これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。

5 救助の程度、方法及び期間等

救助法による救助の程度、方法及び期間については次のとおり。

資料編 16-1 災害救助法による救助の程度と期間

第10節 避難計画

第1項 計画の主旨

災害緊急時に際し、危険な地域にある住民に対して、自主避難の指導並びに避難のための立ち退きを指示し、安全に避難させるとともに、それらの避難者及び住居の場所を失った者を一時的に収容するための避難所等に関して定める。

第2項 市が実施する対策

1 自主避難の促進（危機管理班、避難所対策部）

市は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域の住民に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な事前避難や、不測の事態時の緊急避難の実施を促進する。ただし、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等の避難に関する情報の正しい意味の理解を広める。

また、台風などの風水害時において、住民等の早期避難を促すため、自主避難所となる収容避難所を早期開設する。自主避難所は、地区市民センター併設公民館20施設、単独公民館3施設（一ノ宮、愛宕、神戸）、小学校体育館4施設（長太、箕田、白子、鼓ヶ浦）の27施設とする。

なお、感染症がまん延するおそれがある状況下においては、必要に応じて追加開設する。

2 避難の指示等の実施（危機管理班、総務管理部）

洪水・浸水・土砂災害等の発生により人命の危険が予測される場合は「鈴鹿市避難情報等の判断伝達マニュアル」を基に避難指示等を発令する。また、同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための立退きの指示を行う。また、「警戒レベル4 避難指示」の他、必要に応じて「警戒レベル3 高齢者等避難」を伝達し、適切な避難誘導を実施する。避難指示等の発令に際しては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言を活用する。

第2部 風水害等対策編
第3章 災害応急対策計画

実施責任者	種 別	要 件	根 拠
市 長	災 害 全 般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは避難を指示する。	基本法第60条
		【警戒レベル3】 高齢者等避難 高齢者、障がい者等の避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を必要に応じて伝達する。	
		【警戒レベル4】 避難指示 指定避難所等への立退き避難を基本とするが、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」も併せて促す。	
		【警戒レベル5】 緊急安全確保 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとるよう促す。	
警 察 官	災 害 全 般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難を指示する。この場合、速やかにその旨を市長に報告する。	基本法第61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災的危険な事態がある場合に避難を命ずる。	警察官職務執行法第4条
消 防 長 又 は 消 防 署 長	危 険 物、 ガ ス 等 の 漏 洩、流 出	危険物等の漏洩等の事故現場において、火災警戒区域を設定して、その区域から退去、出入の禁止、制限、火の使用を禁止する。	消防法第23条の2

第2部 風水害等対策編
第3章 災害応急対策計画

実施責任者	種 別	要 件	根 拠
消 防 吏 員 消 防 団 員	火 災	火災現場において、消防警戒区域を設定して、その区域からの撤去を命じ、出入を禁止し若しくは制限する。	消防法第28条
知 事 知事の命を受けた職員 水防管理者	洪水	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。	水防法第29条
知 事 知事の命を受けた職員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。	地すべり等防止法第25条
自 衛 官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に避難を指示する。(警職法の準用)	自衛隊法第94条

3 避難の指示等の内容及びその周知（危機管理班、総務管理部、消防対策部）

(1) 警戒レベル4 避難指示、警戒レベル3 高齢者等避難の内容

避難指示等は、次の内容を明示して行う。

- 要避難対象地域
- 避難先
- 避難理由
- 避難時の注意事項等

(2) 避難の周知徹底

避難指示者等は避難のため、立退きを指示したとき、「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令したとき又はその指示等を承知したときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知、連絡し、その周知徹底を図る。

ア 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難のための立退きを指示し又は「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令し、あるいは指示等を承知したときは、関係機関に通知又は連絡する。

(ア) 県に対する報告

指示者等、避難理由、指示等の日時、避難先等を知事に報告する。

(イ) 関係機関への連絡

次の機関のうち必要なものに連絡する。

- a 県の関係機関及び警察署
- b 避難場所の管理者
- c 隣接市町

イ 住民等に対する周知

(ア) 事前処理

市長及び関係機関は、避難のための立退きの万全を図るため、避難場所等を

あらかじめ住民に周知徹底させておく。

(イ) 指示等の周知徹底

市長は、避難の指示をしたとき、「警戒レベル3 高齢者避難等」を発令したとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法でその周知徹底を図る。

- a 広報車による巡回周知
- b 同報系防災無線による周知
- c 市ウェブサイト、CATV、コミュニティFM、Yahoo!防災速報、緊急速報メール（エリアメール）等による周知
- d 三重県防災ヘリコプターによる周知

市長は、避難の周知につき必要と認められる場合は、県本部に対し、三重県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

e 放送等による周知

市長は、避難の周知につき必要と認められる場合は、県本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

市長が県本部を通して放送機関へ放送を依頼した場合、県本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民に徹底すべく放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

- f 高齢者、障がい者、日本語が理解できない外国人等の要配慮者に対する避難情報の提供を図る。

(ウ) 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

警鐘	乱		打	
余韻防止付きサイレン信号	1分	1分	1分	1分
	5秒	5秒	5秒	5秒

信号に当たっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

4 避難方法（総務管理部、福祉医療対策部、消防対策部）

(1) 避難の順序

避難立退きの誘導に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を優先して行う。

また、避難行動要支援者の情報把握については、個別避難計画を参考に民生委員や地域住民、社会福祉施設等関係機関と連携した状況確認や避難誘導を行う。

(2) 移送の方法

ア 避難立退きに当たっての移送及び輸送は、原則、避難者が個々に行う。

イ ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、市において車両等によって行うことができる。

ウ 必要に応じて誘導用ロープを使用して安全を図る。

(3) 広域災害による大規模移送

被災者が広域で大規模な立退き移送を要し、市において措置できないときは、市は県地方部をとおして、県本部に避難者移送の要請をする。

なお、事態が急迫しているときは、市は、直接隣接市町村、警察署等に連絡して実施する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きに当たっての携帯品を必要に応じ最小限に制限をし、円滑な立退きについて適宜の指導をする。

5 避難所の開設及び運営（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部、建築対策部）

災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため避難所を開設する。

開設に当たっては、必要に応じて避難所となる公共施設の緊急点検、巡視等を実施し、当該建築物の被災状況の把握に努める。

また、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達・確保を行うため、職員の派遣を行う。

資料編 16－5 防災に関する協定一覧

(1) 避難者

災害により、住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等となったり、交通機関の停滞などにより帰宅困難となったりするなど災害によって現に被害を受けた者や、避難指示の対象となる者など被害を受けるおそれがあるため避難した者。

(2) 設置の方法

ア 避難場所は学校、公民館、地区集会所等の既存建物を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは、テント等を借り上げて野外に仮設する。また、高齢者、障がい者、妊産婦、日本語が理解できない外国人等の要配慮者に配慮して、多様性を考慮した避難場所の確保に努める。

イ 災害の様相が深刻で、市内に避難場所を設置することができないときには、基本法第86条の8、及び三重県市町災害時応援協定に基づき、県を通じ、隣接市町に住民の受入を要請する。

ウ 避難所を設置したときは、その旨を公表の上、市職員を配置し、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

市民等が市の指示に基づかず親戚や縁者等の住家に集まって避難所と称しても避難所として指定することはできない。

エ 小中学校等の学校施設については、屋内運動場（体育館）を避難所として開設するが、外水もしくは内水氾濫等で当該施設に浸水の恐れがある場合は、施設管理者と協議の上、垂直避難可能な校舎等の施設を開放するなど、柔軟な対応を実施する。

オ 降雨等による宅地地盤・擁壁等から生ずる二次災害を軽減・防止するため、必

要に応じて県と連携し、避難所の被災宅地危険度判定を実施する。

(3) 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、知事に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

(4) 運営管理

避難所の運営及び管理にあたっては、次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、住民が主体的かつ円滑に避難所の開設及び運営を行うため、地域住民、施設管理者、避難所派遣職員（救助施設班）等で避難所運営委員会を組織するよう努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町村、NPO、ボランティア等に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別等の避難者の多様なニーズに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

イ 避難所の運営は男女ともに参画するとともに、男女のニーズなどの多様な視点等、男女双方の視点等に配慮した避難者ニーズの把握に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

エ 避難所における感染症（新型コロナウイルス感染症等）対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすため、一人あたりの占有スペースの確保、ゾーン分け等の対策のほか、避難者の受付での体調確認や検温、体調不良者の隔離、保健師・看護師職員による見守り等を行うよう努める。

オ 感染症対策用品収納箱（避難所派遣職員用、避難所を開設する避難者用）の設置や、感染症対策資機材等の確保を行う。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

カ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

キ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉避難所となる福祉施設等への入所、三重県災害派遣福祉チーム（DWA T）やホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

ク 避難者の住宅については、速やかに被災宅地危険度判定を実施し、必要に応じて応急修理を施すなどして、自宅の安全性が確認できた避難者の帰宅を促進する。

ケ 被災者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅や目的外利用による公営住宅の迅速な提供、賃貸型応急住宅供与への協力により転居を促し、避難所の開設期間の短期化に努めることを基本とする。

コ 帰宅困難者については、交通情報等の迅速な提供により早期の帰宅を促す。

サ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

シ 屋内運動場（体育館）に多数の避難者を収容できない場合や、避難行動要支援者等への対応のため、校舎を二次開設することが必要となった場合は、施設管理者及び避難所運営委員会等と協議の上、校舎を開放する。

資料編4 避難場所等

(5) 開設の期間

- ア 救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長を行うことができる。
- イ 避難者の減少等により、避難所を閉鎖又は縮小する場合は、施設管理者及び避難所運営委員会等と協議を行い、避難所の閉鎖や避難スペースの縮小、又は他の避難所へ避難者を移送し、避難所の集約等を実施する。
- ウ 一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をなしたあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指導し、できる限り短期間にとどめる。

(6) 費用の限度

救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用の限度に係る救助の程度、方法、期間については次のとおりである。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

(7) 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、市は、県本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

(8) 避難行動要支援者への対応

- 市は、避難所で生活する高齢者・障がい者等の避難行動要支援者に対し、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。
- ア 医療や介護の専門職が避難所を巡回しながら種々の相談を受け、福祉避難所への収容など必要な措置を関係機関に要請する。
- イ 保健師やケアマネージャーなどによる家族への支援活動を行う。

(9) 避難場所の指定

市が避難のための立退きを指示したときは避難所、避難地等避難場所を指定する。ただし、市は当該避難場所が万一被災し、又は当該避難場所に至る避難経路が遮断された場合には、新たな避難場所を指定し、又は輸送することに努める。

資料編4 避難場所等

第3項 防災関係機関等が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 市町長が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の避難の必要が認められる事態において、市長が避難指示を行うことができないと認められるとき又は市長から要求があったときは、海上保安官は、自ら避難を指示する。この場合は、海上保安官は、速やかにその旨を市長に報告する。（基本法第61条）

(2) 自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者

を避難させることができる。(自衛隊法第94条)

2 避難指示等の市民への広報（放送機関）

市長からの要請に基づき、県本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民に避難指示等を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

第4項 市民や地域が実施する対策

1 避難所における地域住民及び避難者の協力

(1) 住民及び避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に積極的に協力する。

(2) 避難行動要支援者への支援

避難所の運営にあたっては、避難行動要支援者の生活が安全になされるよう配慮するものとし、健常な避難者はその運営に配慮、協力する。

(3) 早期退出への協力

市が避難指示等を解除後、自宅の安全が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるように努める。

第11節 応急住宅対策計画

第1項 計画の主旨

災害のため住宅に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅の建設並びに日常生活に欠くことのできない部分を応急修理し、一時的な居住の安定を図る。

なお、本計画中の「2 応急仮設住宅の建設」「3 被災住宅の応急修理」の計画については、救助法適用時の基準によるものであるが、救助法が適用されない場合にも必要に応じて本計画に準じて実施する。

第2項 市が実施する対策（建築対策部）

1 実施体制

- (1) 住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握する。また、住宅相談窓口等を設置し、被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

資料編16-5 防災に関する協定一覧

- (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として市長が行う。ただし、救助法が適用された場合には知事が行う。その場合においても、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは市長が行う。
- (3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にかかる建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施する。
- (4) 災害時における被災者用の住居として、利用可能な公営住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

2 応急仮設住宅の建設

災害のため住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設し、一時的な居住の安定を図る。

- (1) 設置戸数
市の全壊（焼）流出世帯数の30／100の範囲内で、必要戸数を設置する。
なお、実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。
- (2) 設置場所
市において決定する。なお、仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。
- (3) 規模等
規模、規格、構造、単価等の面で市町間の格差が生じ、被災者に不公平感を与えないよう県と調整を行う。
- (4) 避難行動要支援者に配慮した仮設住宅
応急仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した住宅の建設を考慮する。
- (5) 入居基準
ア 住家が全壊（焼）流出した世帯であること。

- イ 居住する住家がない世帯であること。
- ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。
- エ 上記該当者が、被災者の3割を超える場合は、生活能力が低く、かつ住宅の必要性の高い者。

(注) ウに該当する者の例

- (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない寡婦及びひとり親世帯
- (エ) 特定の資産のない高齢者及び身体障がい者
- (オ) 特定の資産のない勤労者
- (カ) 特定の資産のない小企業経営者
- (キ) 前各号に準ずる経済的弱者

(6) 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。市は、災害発生の日から7日以内に建設場所及び入居該当者について県に報告する。

(7) 費用の限度

救助の程度、方法、期間等は、救助法による。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

(8) 供与期間

建築工事が完了した日から最長で2年3か月以内（救助法及び建築基準法に基づく）とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

(9) ペット対策

飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て、応急仮設住宅に隣接してペットの管理場所の確保に努める。

3 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理について、県建設労働組合等の業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば住家の被害の拡大を防止でき、居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

(1) 対象者

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者。

(2) 費用の限度

救助の程度、方法、期間等は救助法による。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

4 公営住宅や民間賃貸住宅の活用

市営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。また、県営住宅や民間賃貸住宅などの空き情報を収集し、応急仮設住宅として活用できるか確認して、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し情報提供を行う。これら住居への入居は、特別な配慮を要する避難者を優先させる。

5 被災宅地危険度判定の実施

市長は、区域内において降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、被災宅地危険度判定が必要と判断した場合は、当該危険度判定の実施を決定する。その際は、被災宅地危険度判定拠点（サテライト共）の施設の位置づけを行う。

市長は、判定実施を決定したときは、本部内に判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被害者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて判定士の派遣など判定支援を知事に要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して危険度を判定し、宅地に判定結果を標示して、所有者、使用者、付近を通行する人及び近隣住民等に注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。

第12節 食料供給計画

第1項 計画の主旨

大規模災害の発生に伴う家屋の倒壊、焼失等は、地域の住民の食料、自炊手段を奪うだけでなく、食料の供給、販売機能の混乱や停止を招き、住民の不安を増大させることとなる。

したがって、被災者（旅行者、帰宅困難者等を含む）及び応急対策活動従事者等に対する迅速な食料の応急供給を行うため、これら給食活動の実施体制、食料の調達等を迅速かつ的確に行う。

第2項 市が実施する対策

1 食料の供与（総務管理部、避難所対策部、産業物資対策部）

災害時における主食等の供給及び炊き出し等の食料の応急供給については、県と常に連絡を保ち、必要な場合は新物資システム（B-PLo）等を用いて県へ協力を要請し、市長が実施する。

市長は、災害対策用応急食料として、パン、インスタント・レトルト食品等の供給を必要とする場合に備え、これらの食料品を取り扱う小売業者との連絡調整に努める。

市長は、調達した物資を受け入れるため、物資拠点を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

市長は災害時における主食等食料の供給が不可能であると判断した場合は、県へ供給申請を行う。

なお、食料の応急供給に当たっては、農林水産省で定めている「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」及び県で定めている「災害時又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡実施要領」に基づき行う。

また、救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて市長が実施する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

（1）供給対象者

被災者（旅行者、帰宅困難者等を含む）及び救助作業、急迫した災害の防止あるいは緊急復旧作業の従事者

（2）供給品目

米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン及び麦製品等

（3）供給数量

市長が認めた数量

※ 応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。また、糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。

【食料の供給手順】

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給手順を参考に備蓄を活用した食料の供給に努めるとともに不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給し、又は応急給食を実施する。

食料の供給は概ね以下の手順を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

- ・発災～12時間以内：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の備蓄食
- ・発災12時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- ・発災24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- ・発災72時間後～：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

2 炊き出しの実施（総務管理部、避難所対策部）

炊き出しは、本部及び住民、ボランティア、自衛隊等の協力により避難所及び避難所に近い適当な場所又は給食施設等既存の施設において行うほか、市長が必要と認めるときは、米飯提供業者に依頼して実施する。

資料編 16－5 防災に関する協定一覧

資料編 8－1 炊出し予定箇所

3 自炊支援（産業物資対策部）

避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

第3項 防災関係機関等が実施する対策

市との協定や要請に基づき、食料の供給を行うこととする。

なお、三重県広域受援計画では南海トラフ地震等で国によるプッシュ型支援が実施された際の本市分の食料及び育児用調製粉乳の配送予定数量については、以下に掲げるとおり。

- （1）食料：739.8千食
- （2）乳児用粉ミルク：286kg

資料編 16－5 防災に関する協定等一覧

第4項 市民や地域が実施する対策

発災直後は、物資等の流通機能の低下が見込まれるため、3日間程度の間に必要な食料は、自らの備蓄でまかなえるよう各家庭で食料の確保に努める。

第13節 給水計画

第1項 計画の主旨

大規模災害発生時には、水道施設が損壊することが想定されるため、被災地区の住民に対する飲料水等の供給と水道施設の応急復旧を本計画により行う。

第2項 市が実施する対策

1 応急給水計画（避難所対策部、上下水道対策部）

（1）被災地域が小規模で限定的な場合

ア 給水方法

収容避難所（学校・公民館等）、医療機関、緊急避難所（集会所等）などを給水拠点とし、供給する水は水道水とする。

イ 運搬給水の実施

被災地域において、水道水を確保することが困難な場合は、配水池、送水場、飲料水兼用耐震性貯水槽等から次の機器を用いて運搬給水する。

〔給水車、ポリタンク、非常用給水袋、布製水槽〕

（2）被災地域が大規模で広域的な場合（上下水道対策部が運搬給水できない場合）

ア 水道施設からの直接取水

（ア）配水池及び送水場等の貯水施設（緊急取水拠点施設）から直接取水する。

（イ）給水状況に応じて、AGF鈴鹿体育館耐震性貯水槽を活用する。ただし、開栓は上下水道対策部で実施し、運搬給水は地域の住民や支援団体等で行う。

（ウ）貯水施設からの取出しは上下水道対策部が行う。

イ 運搬給水の実施

（ア）配水池及び送水場等の貯水施設から収容避難所等への運搬給水は、可能な限り住民自らが行う。

（イ）運搬方法は次のとおりとする。

a 各小学校に備蓄されている布製水槽（500リットル）をトラック等の車両に搭載する。

資料編3-2 備蓄資材

b 被災地付近の配水池や送水場で直接給水を受け、収容避難所である小学校等にて応急給水を行う。

c 被災を受けなかった地域の住民で運搬給水が可能な者は、可能な限り上記の運搬給水を援助する。

d ボランティア等から援助申出があった場合は、給水拠点での協力を依頼する。

e 広域応援が必要な場合は、他の自治体等へ応援要請を行う。

資料編16-16 水道災害に関する協定

ウ 仮設給水栓の設置

被害のない配水管や復旧した配水管に、臨時に仮設給水栓を設置し、応急給水を実施する。

※応急給水は、被災直後は1人1日3リットルを目標とし、主に運搬給水により実施する。

2 水及び給水資機材の確保（総務管理部、上下水道対策部、避難所対策部）

（1）個人備蓄の推進

市は、飲料水をはじめとする生活用水を、個人において準備しておくよう市民に広報する。（発災後3日間分程度）

また、給水拠点から自宅までの「水の運搬のための容器」の備蓄についても同様とする。

（2）飲料水の確保

ア 水道施設

配水池及び送水場、飲料水兼用耐震性貯水槽の貯留水とする。

イ 協定を締結している施設

協定を締結している事業者の飲料水用地下水及びウォーターサーバー用ボトル等の飲料水とする。

資料編16-5 防災に関する協定一覧

ウ 収容避難所施設（各小学校など）

受水槽の設置されている小学校等の貯留水とする。

資料編3-3 緊急取水拠点等一覧（飲料水）

（3）生活用水（トイレ用水等）の確保

水道水が不足する場合は、井戸水（個人や企業、団体等が所有）、自然水（川、ため池等の水）、プール等の水を活用する。なお、各小中学校に設置された防災井戸も利用する。

また、災害時協力井戸登録制度を活用し、住民が所有する井戸を、災害時に生活用水として周辺住民に無料で開放するよう登録者に対し伝達する。

資料編3-4 緊急取水拠点等一覧（生活用水）

（4）給水資機材の確保

市は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、給水にあたる。

資料編3-2 備蓄資材

（5）給水困難地域、避難行動要支援者への給水

道路途絶地域や避難行動要支援者への給水は、自主防災組織、自治会、ボランティア等に協力を要請し、給水拠点からの給水を依頼する。

3 救助法が適用になった場合

（1）対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

（2）供給期間

災害発生の日から7日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）

(3) 費用

1人1日3リットルの飲料水を供給するため必要な諸費用とする。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

4 その他

応急復旧計画は、「第23節 公共施設・ライフライン施設応急対策計画」に記載。

第3項 市民や地域が実施する対策

- 1 災害発生後、3日分程度は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭で飲料水や生活水の確保に努める。
また、給水を受けるための「水の運搬のための容器」の備蓄も行う。
- 2 協力できる市民は、配水池や送水場で直接給水を受け、収容避難所である小学校等にて応急給水を行う。
- 3 道路途絶地域や避難行動要支援者への給水に関して、自主防災組織、自治会、ボランティア等と協力し、給水拠点からの給水を行う。
- 4 災害時協力井戸の登録者は周辺住民に対し登録井戸を開放する。

第14節 衣料・生活必需品供給計画

第1項 計画の主旨

被災者に対する生活必需物資の需給動向の把握、応急調達及び配分等は、本計画により実施する。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、産業物資対策部）

1 実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与については、市長が実施する。

ただし、市において、その供給が不可能であると判断した場合は県に供給を要請し、県は生活必需品の確保を行い市に供給する。また、救助法が適用された場合は、物資の確保及び集積地までの輸送は県が行う。また、大規模災害により第一集積地の拠点が設置された場合においては、第一集積地の拠点からの輸送は市において行う。各世帯に対する割当及び支給は、知事の補助機関として市長が実施する。

なお、生活必需品等の供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない物資を喪失又は棄損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

2 物資の調達・輸送

(1) 市は、感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。

なお、地域内において調達が不能となったときは、新物資システム（B・PLo）を活用し、県に協力を求める。

資料編16-5 防災に関する協定一覧

(2) 市は、地域内において輸送が不能となったときは、県に協力を求める。

3 災害支給品目等

支給品目等は、被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、感染防止資機材及び光熱材料等について現物をもって行う。

4 個人備蓄の持ち出し

市は、被災直後に最低限必要となる衣料等の生活必需品を非常持出品として、個人で持ち出すよう、住民等に広報する。

5 救助物資の受入・配分

(1) 災害の規模及び災害発生の地域等に応じ、指定する場所に物資を集積し、配分を行う。

(2) 救援物資等の配分に当たっては、各配分段階において、必ず受払の記録及び受領書を整備しておく。

6 所要人員の確保

災害の規模に応じ、各部に応援、派遣を要請し、又は作業員を雇上げる。

7 救助法が適用になった場合

(1) 対象者

全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給（貸）与品目

- ア 寝 具：毛布、ふとん、シーツ、タオルケット等
- イ 外 衣：作業衣、婦人服、子供服、長靴、子供靴、運動靴等
- ウ 肌 着：肌着、靴下等
- エ 身の回り品：タオル、バスタオル、手ぬぐい等
- オ 炊事用具：なべ、やかん、包丁、まないた、バケツ等
- カ 食 器：茶碗、汁碗、皿、箸等
- キ 日用品：石けん、洗剤、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉、軍手、携帯ラジ
オ、老眼鏡、雨具、ウェットティッシュ、ティッシュペーパー、
トイレットペーパー、ゴミ袋、ビニールカーペット、ブルーシー
ト等
- ク 光熱材料：マッチ、ローソク、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセッ
トコンロ用ボンベ、固形燃料等
- ケ 薬品雑貨：哺乳びん、ミルク、紙おむつ、生理用品、虫除けスプレー等
- コ 感染防止資機材：マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等
- サ 防寒用品：電気ストーブ、セラミックヒーター、電気カーペット等
- シ 熱中症対策用品：扇風機
- ス その他：特に必要と認めるもの

(3) 給（貸）与の方法

原則として、物資の確保及び輸送（市まで）は県において行うが、それ以後の措置は産業物資対策部において行う。ただし、緊急の場合は、市長が生活必需品を購入し、配分することができる。

(4) 給（貸）与の期間及び費用の限度

- ア 給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）
- イ 給（貸）与のため支出できる費用は、救助法による。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

8 国によるプッシュ型支援が実施された際の計画及び配分予定数

三重県広域受援計画では南海トラフ地震等の際に、発災後4日目～7日目を目安に国によるプッシュ型支援物資が県物資拠点（中勢拠点）から市物資拠点（AGF鈴鹿体育館及び西部体育館）へ配送する計画であるため、市物資拠点に配送された後、速やかに避難所等へ配送する。

なお、国によるプッシュ型支援が実施された際の本市分の生活必需品等の数量については、以下に掲げるとおり。

- (1) 毛布：57,570枚

- (2) 乳児・小児用おむつ：50,085枚
- (3) 大人用おむつ：10,040枚
- (4) トイレ：940,846回分
- (5) トイレットペーパー：45,183巻
- (6) 生理用品：61,497枚

第3項 市民や地域が実施する対策

発災後は、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれるため、3日間程度の間に必要な物資等を、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、生活必需品等の不足について、地域内での住民間で融通し合うよう努める。

第15節 医療（助産）救護計画

第1項 計画の主旨

災害のためその地域の医療機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施は本計画による。

なお、本計画中「2 医療及び助産の対象者」「6 医療等の範囲」「7 費用の支弁」の計画については、救助法適用時の基準によるものであるが、救助法が適用されない場合にも必要に応じて本計画に準じて実施する。

資料編 16-1 災害救助法による救助の程度と期間

第2項 市等が実施する対策

1 実施責任者

災害時における被災者への医療及び助産については、救助法が適用された場合の実施は知事（救助法第13条の規定により権限の委任を受けた市長を含む。）が、また、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、市独自の応急対策として市長が実施する。

2 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象者として実施する。

（1）医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

（2）助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者

3 医療救護活動（福祉医療対策部、鈴鹿市医師会等）

大規模災害発生時においては、鈴鹿市医師会が定めた災害時対応マニュアル（以下「医師会マニュアル」という。）に基づき、大規模地震等以外の局所水害等の突発的かつ中規模局所災害に対しては、鈴鹿市医師会員、県職員及び市職員（福祉医療対策部）が連携した医療救護活動を実施することを基本とする。

なお、上記の事項は、医師会マニュアル内の「局所災害急性期の対応マニュアル」に定められており、この項目に沿って対応等を実施する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

（1）災害医療対策本部の設置

災害が発生し、市長から救護班の派遣要請があった際は、医師会マニュアルに基づき、災害医療対策本部を設置する。なお、災害医療対策本部の位置及び構成員については以下のとおりとする。

災害医療対策本部 → 鈴鹿市保健センター（西条五丁目118-3）

災害医療対策本部長→ 鈴鹿市医師会長

災害医療対策本部員→ 鈴鹿市医師会副会長、災害医療担当理事、鈴鹿市医師会職員、県職員、県地方部災害医療コーディネーター、福祉医療対策部職員

(2) 救護班の編成等

医療救護活動を実施するために、医師会マニュアルに定めた救護班を編成のうえ、市災害対策本部が指示した場所へ派遣する。なお、救護班員は、原則として医師会マニュアルに定められた持ち物を携行する。

資料編 7-2 鈴鹿市医師会救護活動要領

(3) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法による。

ア 救護班の派遣による方法（救護所の場合）

被災地の現地において、医療の必要があるときは、市長は、それぞれ必要な救護班を派遣して行う。なお、この場合、救護班は必要に応じて医療施設を利用して実施することができる。

(ア) 本部及び市医師会が開設する救護所において医療活動を行い、傷病者の傷病の種類、軽重、緩急を判定（トリアージ）し、輸送区分及び搬送先を指示し、傷病者を輸送機関へ引き継ぐ。なお、救護所への移動途中で遭遇した負傷者等はトリアージと簡単な処置を行い、住民等の協力を得て救護所等へ搬送する。

(イ) 避難所の設置が長期間と見込まれるとき、又は必要のあるときは、避難所内又は周辺に避難所救護センターを設置し、避難者の健康管理等の長期的ケア、内科、健康診断等やその他状況に応じ、心のケア、歯科等の医療行為等を行う。その期間は、周辺医療機関において医療行為が可能となるまでとし、撤去に当たっては、県地方部災害医療コーディネーター、市医師会と行政（県災対本部、県地方部、市災対本部）とが協議して決定する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

イ 医療機関による方法

市長は、救護班が到着するまでの間又は被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、医療機関の代表者と協議して、平常時の取扱に準じて実施することができる。

ウ 移送収容

救護班又は被災地の医療機関で治療できない重症の患者は、被災地に近い適当な医療施設へ移送し、医療を実施する。

資料編 7-2 鈴鹿市医師会救護活動要領

4 負傷者の搬送（消防対策部）

消防機関は、市長から要請のあったとき、若しくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、第3章第22節「輸送計画」により応急的に措置する。

また、市長は、緊急性があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

5 医療情報の収集・伝達（総務管理部、福祉医療対策部、消防対策部）

広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し、医療機関の状況等を把握し、医療救護活動に対する迅速で的確な情報の提供を行う。また、必要に応じて、災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿等に協力を求め、非常無線通信も活用する。

6 医療等の範囲

救助法による医療及び助産の実施の範囲と期間は、概ね次のとおりとする。

（1）医療の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

（2）助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿及びガーゼその他衛生材料の支給

（3）期間

- ア 医療の実施は、災害発生の日から14日以内とする。（ただし、内閣総理大臣の承認により延長あり）
- イ 助産の実施は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者に対して分べんした日から7日以内とする。（ただし、内閣総理大臣の承認により延長あり。）

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

7 費用の支弁

市長が対策を実施する責務を有する災害については、市が負担するものとする。ただし、救助法が適用された災害については、法の定めるところにより県が支弁する。

会社、工場、企業体等が第一原因者で発生した災害又は事故については、当該施設の事業主又は管理者が負担する。

※原則、救助法では、救護班及び日本赤十字社の救護班以外の者が任意で行った医療活動については、法による実費弁償の対象とならない他、使用した医薬品、衛生材料の実費を支出することも認められないため注意する。

8 医薬品・衛生材料等の確保（福祉医療対策部）

（1）医薬品・衛生材料等の確保

- ア 災害時における医療に必要な医薬品及び衛生材料等が円滑に供給できるよう、関係機関及び鈴鹿市医師会は緊急時における医薬品、衛生材料等の確保に努める。

資料編16-5 防災に関する協定一覧

イ 輸血用血液製剤は、三重県赤十字血液センターに備蓄する。

ウ ガスえそウマ抗毒素は、県が備蓄する。

(2) 医薬品・衛生材料等の供給と技術援助

関係機関は、災害時の医療が円滑かつ迅速に実施されるようにするため、救急医療機関の要請があったときは、医薬品、衛生材料等の供給に当たるとともに、職能に応じ技術援助に協力する。

市が行う災害時の医療及び助産に必要な医薬品等については、あらかじめ備蓄して使用するものとし、この数量が不足するときは、薬局へ発注し、又は県が備蓄している医薬品等の使用を県へ要請するなどし、必要に応じて支給する。また、その輸送に当たっては、物流事業者やボランティア団体等との連携や無人航空機等の活用を検討する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

第3項 防災関係機関等が実施する対策

1 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法による。

- (1) 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。
- (2) 患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。
- (3) 救護班の編成協力機関は、災害発生直後において、市長からの派遣要請を待たなくとも、自主的に救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。
- (4) 救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時派遣できる体制を整えておく。
- (5) 小児・周産期支援について、必要に応じ、三重県へ小児・周産期リエゾンの要請を行う。

第4項 市民や地域が実施する対策

1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間を受診できないことを想定し、各々の病状に応じた「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。

また、避難先等で適切な医薬品の提供等を受けるため、「お薬手帳」等の写しを持って避難する。

第16節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1項 計画の主旨

災害による行方不明者等の搜索及び遺体の見分、処理及び埋葬等の実施は、本計画の定めるところによる。

第2項 市が実施する対策

1 行方不明者等の搜索（消防対策部）

（1）搜索の基本

災害により行方不明者及び安否不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、搜索の実施を行うこと。

- ア 行方不明者及び安否不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品、携帯電話の位置情報等
- イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者及び安否不明者が発生した地域及び人数

（2）搜索の実施

行方不明者等の搜索は、本部において消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な車、舟艇その他機械器具等を借上げて実施する。ただし、本部において実施できないときは、他機関から応援を得て実施する。

- ア 搜索に当たる各実施機関は、情報を共有化するとともに、迅速かつ効率的に搜索活動が行えるよう、共通地図を事前に準備し活用する。
- イ 多数の行方不明者が発生した場合においては、本部員、消防団員により搜索班を編成し、行方不明者の搜索及び遺体の収容を行う。
- ウ 本部は、必要に応じて自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して、搜索班への協力を要請する。
- エ 搜索班員は、行方不明者または遺体を発見した場合は、次の措置をとること。
 - （ア）発見時において生存している場合は、DMA T又は救護班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。
 - （イ）遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察に通報するとともに、遺体及び発見場所を保存する。

資料編 16－5 防災に関する協定一覧

（3）応援の要請等

本部において、被災その他の条件により実施できないとき又は遺体が流失等により他市町村にあると認められるとき等にあつては、次の方法で応援を要請する。

- ア 本部は、県地方部（医療保健部）に遺体搜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接搜索応援の要請をする。

イ 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 遺体が埋設し、又は漂着していると思われる場所
- (イ) 遺体数、氏名、性別、年齢、容貌、特徴及び持物等
- (ウ) 応援を求めたい人数又は車、舟艇器具等
- (エ) その他必要な事項

(4) 救助法が適用された場合

救助法適用時の遺体搜索の実施基準は、次による。

ア 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者

イ 費用

遺体搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として、当該地域における通常の実費とする。

なお、輸送費及び賃金職員雇上費は、遺体搜索費から分離し、「輸送費」、「賃金職員雇上費」として、各々計上する。

2 遺体収容所の設置・運営（環境対策部）

(1) 遺体収容所の開設

警察と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視・検案場所や遺体安置所等を開けた遺体収容所を開設する。

(2) 遺体保存用資材・人員の確保

遺体を一時保存するために必要な棺・ドライアイス等の資材並びに納棺作業や遺体の移送等に必要な人員の調達について、協力協定団体（民間葬祭業者）に要請する。ただし、市において資材等の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

(3) 遺体の収容、処理

市は、鈴鹿警察署と連携し、遺体を指定された遺体収容所に収容する。

また、警察又は日本赤十字社三重県支部等により洗浄、縫合及び消毒等の処置及び検視・検案等が行われた遺体について、遺体の一時保存のため、協力協定団体（民間葬祭業者）から派遣された人員等に、納棺及びドライアイス等による腐敗防止処理を依頼する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

(4) 遺体の身元調査

警察等と協力して、身元不明遺体の身元調査や遺族等（引取人）の発見に努める。

(5) 遺体等の引渡し

身元が判明した遺体及び所持金品を遺族等（引取人）へ引き渡す。台帳等に必要事項を記載する。

3 遺体の埋火葬（環境対策部）

(1) 埋火葬の許可

死亡届を受理し、埋火葬許可証又は特例許可証を発行する。

(2) 火葬の実施

ア 市による埋火葬

救助法が適用された場合、災害による混乱期等のため遺族等による埋火葬が困難な遺体は、市が埋火葬を実施し、埋葬台帳等を作成する。

なお、身元が判明しない遺体の埋火葬は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に従って行う。

イ 火葬場の確保

斎苑で使用する燃料（火葬炉の白灯油、自家発電機の軽油等）の調達について、協力協定団体に要請する。ただし、市において資材や人員の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

また、斎苑が被災して使用できなくなった場合や、斎苑の火葬能力を超える遺体の火葬が必要になった場合は、県内外の火葬場の利用を県に要請する。

ウ 遺骨等の保管と引渡し

市が火葬した遺骨及び遺留品は、遺骨遺留品保管所で保管し、遺族等（引取人）が判明し次第、引渡す。

4 事務処理（環境対策部）

(1) 遺体の捜索・処理・埋葬等の期間延長申請

災害救助法が適用された場合の遺体の捜索期間、処理期間及び埋葬・火葬期間は、原則として、災害発生の日から10日以内である。11日目以降もこれらの作業を行う必要がある場合は、期間内（10日以内）に次の事項を明らかにし、県へ期間延長の申請を行う。

ア 延長する期間

イ 期間延長を必要とする地域

ウ 期間延長をする理由（具体的に）

エ その他（期間を延長することによって捜索される行方不明者の数、処理される遺体数、埋葬・火葬される遺体数等）

(2) 遺体照会窓口、火葬手続き等相談窓口の設置

市民等からの遺体の照会に対して情報提供する窓口や、遺族等（引取人）からの火葬手続き等に関する問い合わせに対応するための相談窓口を設置する。

(3) 費用弁済・求償

ア 民間企業等への費用弁済

民間企業等に協力を求めた人材や物品の調達等に要した費用について弁済する。

イ 県への費用求償

救助法が適用された場合は、災害救助法第18条に定めるところにより、支弁した費用について県に求償する。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

(4) 災害時における安否不明者・行方不明者・死者の個人情報の取扱い

三重県の「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の個人情報公表方針」を準用する。

第17節 障害物の除去計画

第1項 計画の主旨

災害のため排出された土砂、流木等の障害により、住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合、障害物を除去して住民の生活を安定させ、又は交通路を確保して、必要物資の輸送を円滑に行う等の応急対策を講ずる。

第2項 市が実施する対策(土木対策部、道路管理者、河川管理者、環境対策部)

1 実施機関

- (1) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行う。
- (2) 救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた市長が行う。
- (3) その他、山(崖)崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市が行う。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、概ね次のとおりとする。

- (1) 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 河川はん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置の実施のため、除去を必要とする場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

- (1) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

資料編16-5 防災に関する協定一覧

- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように実施する。
- (3) 実施者は、除去すべき廃棄物等は、できる限りの分別排出とリサイクルに努める。

4 堆積土砂排除事業について(環境対策部・土木対策部)

国土交通省と環境省が連携し、宅地内や街中に堆積した廃棄物や土砂を一括して撤去できるスキームを活用し、市町村が行う土砂等の撤去を促進し、被災者の生活の早期再建を支援する。

(1) 排除対象物

- ア 市が指定した場所に搬出集積された堆積土砂
- イ 市が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂

(2) 対象となる堆積土砂量

市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩落等により堆積した土砂の総量が30,000m³以上であるもの、又は2,000m³以上の一団をなす堆積土

砂、又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量が $2,000\text{m}^3$ 以上であるもの。ここでいう「 $30,000\text{m}^3$ 」「 $2,000\text{m}^3$ 」は、本事業が対象とするいわゆる宅地内だけの堆積土砂量ではなく、他の補助制度等により処理されるものも含んだ市街地全体の堆積土砂量のことである。

5 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するが、概ね次の場所に集積又は保管する。

- (1) 集積するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他集積に適当な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

6 障害物除去に関する応援及び協力

- (1) 市は、障害物の除去について、県に対し応援又は協力の要請をすることができる。
- (2) ボランティア窓口との作業の連携（仮置き場までの輸送等）

7 救助法が適用された場合

救助法適用時における障害物除去の実施基準は次による。

(1) 除去の対象

災害によって、土砂、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれ、それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるもので、次に該当するものに対して行う。

ア 自らの資力で障害物の除去ができないとき

イ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

ウ 通常は当該災害により住家に直接被害を受けたもの

(2) 方法

障害物の除去は、現物給付をもって実施するものである。現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ及び機械器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく、住み得る状態にするということである。

(3) 費用の限度

救助の程度、方法、期間は救助法による。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

第3項 市民や地域が実施する対策

共助の精神に基づき、地域の障害物を撤去し、良好な通行に寄与する。

第18節 防疫計画

第1項 計画の主旨

災害発生時における防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症発生の未然防止に万全を期する。

第2項 市が実施する対策（環境対策部、福祉医療対策部、避難所対策部）

1 実施責任者

被災地の防疫についての計画の樹立及び実施は、市が行う。

ただし、ここで言う防疫計画とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条の規定するものではなく、防疫作業の実施手順等とする。

2 防疫体制の確立

市は、県が作成した防疫計画等に基づき県鈴鹿保健所と連絡を密にし、管内発生状況の把握、感染防止のための広報啓発、その他防疫措置について協力するとともに、薬剤の確保、消毒用機材の確保に努める。

3 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

また、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすため、一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。

4 臨時予防接種の実施

県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

5 保健活動

（1）保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。
要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

（2）栄養・食生活支援

ア 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

（ア）高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等の避難行動要支援者に対する栄養相談・指導を行う。

（イ）避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。

（ウ）避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行う。

イ 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

6 ペット対策

鈴亀地区獣医師会（三重県獣医師会鈴鹿支部）の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

第3項 市民が実施する対策

1 健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がける。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておき、避難時に携行する。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

また、ペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。

4 感染症対策

各自でマスクや消毒液の準備をする等、感染症予防対策を実施する。

第19節 廃棄物処理計画

第1項 計画の主旨

被災地のごみの収集及びし尿のくみ取り等の廃棄物処理業務を適切に行い、生活環境の保全と公衆衛生の維持に万全を期する。

第2項 市が実施する対策（環境対策部）

1 実施責任者

被災地における廃棄物処理計画の策定及び実施は、市が行う。

2 ごみ・し尿の収集と処理

（1）ごみ処理

ア 処理体制

市は、被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況、仮設処理施設の設置・運用状況、広域処理等を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して広く啓発し、適切な集積や分別の協力依頼を行う。

処理機材、人員等については、可能な限り市の現有体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を行う。

また、特に甚大な被害を受けた場合、機材、人員等において処理に支障が生ずる時には、その程度に応じて近隣市町、県あるいは、民間団体、民間企業に応援を要請する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

なお、基本法第86条の5第4項に基づき環境大臣により廃棄物処理特例地域として指定を受けた際は、定められた廃棄物処理特例基準に基づき処理する。

資料編16－5 防災に関する協定一覧

資料編16－17 三重県災害等廃棄物処理応援協定

イ 処理の方法

ごみの処理は、一般廃棄物処理基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項に基づく基準）（基本法第86条の5第5項に基づく廃棄物処理特例基準を含む）に基づき、生活環境保全上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努める。

（2）し尿処理

ア 処理体制

市は、し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、仮設トイレ等が設置される避難所のくみ取りについては、貯留容量を超えることがないように配慮する。（し尿の発生量は、一人一日当たり1.7リットルを目安とする。）

また、人員、機材が不足する場合には、ごみ処理に準ずる。

イ 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて、生活環境保全上支障のない方法を併用する。

3 災害がれき等の処理

(1) 処理体制

災害廃棄物処理計画に基づき、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置等を行うとともに、「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、適正かつ迅速に処理を行う。また、甚大な被害が発生した際は、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。道路通行上支障のあるもの、有害なものを優先的に収集・運搬、処理・処分を行う。

4 貴重品・思い出の品の対応

津波堆積物、災害がれき等の撤去の際に発見した位牌、写真その他の思い出の品については、発見場所や品目等の情報をリスト化する等、収集・保管方法及び所有者に引き渡す機会の設定等、収集・保管・引き渡しの体制を検討する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 生活ごみ等処理

- (1) 避難所での生活ごみ等の分別について、市の指示を遵守する。
- (2) 家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市の指示する分別方法や排出場所等に協力する。
- (3) 便乗ごみの排出、不法投棄、ごみの野外焼却等、不適正な処理を決して行わない。

2 し尿処理

- (1) 避難所等での簡易トイレやマンホールトイレ等の使用について、市の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

第20節 文教対策計画

第1項 計画の主旨

文教施設の被災又は児童・生徒等の被災により、通常の教育が行えない場合及び文化財が被害を受けた場合の応急対策は本計画による。

第2項 市が実施する対策（避難所対策部、建築対策部）

1 実施責任者

（1）教育施設の確保、教職員の確保

市立学校、市立幼稚園 …………… 市教育委員会

県立学校、県立学校以外の県の教育機関 …………… 県教育委員会

私立学校、私立幼稚園 …………… 私立学校設置者

（2）教科書、学用品等の給与

市長（救助法適用後は知事の委任による市長）所轄のもとに教育委員会、学校長が協力して行う。

2 文教施設の応急対策

被災施設の状況を速やかに把握するため、被害調査班を編成し、関係機関と密接な連絡のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

（1）市立学校施設の危険度判定を行う。

（2）校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

（3）校舎の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内体育館等を利用し、事情によっては二部授業等を行う。

（4）校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館及び公会堂、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。

（5）上記の措置は、学校（園）長が教育委員会と協議のうえ決定するものとし、応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。

（6）被害を受けた学校については、理科室、保健室等に保管している薬品、器具について安全点検を行う。

（7）学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、学校（園）長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

（8）施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、市教育委員会は県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

3 被災児童・生徒の保健管理

- (1) 被災児童・生徒の心の相談を行うため、保健室等におけるカウンセリング体制の確立を図る。
- (2) 学校の設置者は応急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が応急措置にあたる。
- (3) 被災地域の児童・生徒に対しては、早急に健康診断、検便等を行うとともに、感染症の予防と健康保持に努める。

4 教職員の確保

- (1) 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会、市教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用などを行う。
- (2) 教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。
- (3) 学校再開に向けた業務、児童生徒等の心のケア等を自力で行えない場合、県と調整の上、「三重県災害時学校支援チーム」の派遣を要請し、支援を受ける。

5 学用品の給与

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童・生徒に対し、学用品の必要量を確保し、被災児童・生徒又は臨時授業所に急送する。

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童・生徒に対し被害の実情に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市長（救助法が適用された場合は知事の委任による市長）が行う。

6 学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、学校及び市営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

7 救助法が適用された場合

救助法適用時の学用品の給与基準は次に定めるものとする。

(1) 対象者

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき

損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）

(2) 学用品の給与

被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 費用及び期間

救助の程度、方法、期間等は、救助法による。

資料編 16-1 災害救助法による救助の程度と期間

8 私立小中学校及び幼稚園への対応

- (1) 私立小中学校及び幼稚園（以下「私立学校等」という。）は、市立学校及び幼稚園（以下「市立学校等」という。）に準じた応急教育対策を講じるよう努める。
- (2) 市は、私立学校等及び県災害対策本部と連携し、私立学校等の被害状況を収集するとともに、私立学校等に対して必要な情報の伝達を行う。
- (3) 市は、「2 文教施設の応急対応」のうち、私立学校等施設の危険度判定の実施及び私立学校施設が使用不可能な場合の使用可能な市施設等の貸与又は市立学校等への児童生徒の受入について、私立学校等又は県災害対策本部の要請により、対策を講じるよう努める。

9 国・県・市指定の文化財の保護

(1) 被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果について速やかに市教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国（文化庁）に報告する。

市指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会に報告する。

(2) 応急対応

国・県・市指定等文化財が被害を受けたとき、県は必要に応じて、国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市教育委員会は県教育委員会の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

資料編 16-19 市内指定文化財一覧

第21節 ボランティアの受入計画

第1項 計画の主旨

参加したボランティアの善意が効果的に活かされるよう、行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループをはじめとした多様な支援主体との連携により、ボランティアの円滑な受入体制を確立する。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部）

1 実施責任者

ボランティアの要請は、本部（福祉医療対策部）において行うこととする。ただし、災害の程度、規模等により、その実施機関において、その地域内で要員の確保ができないときは、災害を免れた市町に応援するよう県に要請する。

2 ボランティア受入体制

災害発生時におけるボランティア等の支援活動が円滑に行われるよう、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等が相互に連携して、次の事項により対応する。

（1）災害ボランティアセンターの設置

本部（福祉医療対策部）は、「鈴鹿市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定」に基づき、市社会福祉協議会に対して、災害ボランティアセンターの設置を要請する。また、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要に応じて、現地事務所の設置場所を検討する。

（2）みえ災害ボランティア支援センターとの連携

本部（福祉医療対策部）において、ボランティアの要請が不可能なとき又は不足するときは、県地方部に応援の調整を要請する。

災害ボランティアセンターは、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、ボランティア（一般、専門職）募集の広報活動等を行い、市内外からのボランティア（一般、専門職）を円滑に受け入れる。

（3）三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）の要請

避難所等において、要配慮者に対するニーズ等の調査、福祉避難所への誘導、相談支援、避難所環境の整備へのアドバイス、生活上の支援などを行うことにより、要配慮者の生活機能の低下や要介護度の重度化など、二次被害の防止を図ることを目的に、県に対し、三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）の派遣を要請する。

第3項 防災関係機関等が実施する対策

1 災害ボランティアセンターの設置及び運営

市社会福祉協議会は、本部（福祉医療対策部）の要請を受け、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動を行う団体又は個人を円滑に受け入れる。

(1) 災害ボランティアセンターの機能

災害ボランティアセンターは、災害救援ボランティア活動に関する一元的な活動拠点として機能する。

ア 被災地におけるボランティアニーズの収集・集約

イ ボランティア活動のコーディネート

ウ ボランティアの受入れ、被災地での活動支援

エ その他ボランティア（一般、専門職）活動に関する庶務

オ みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整

カ 三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）との連携調整

2 ボランティアの活動内容

ボランティア等に対して、次の活動に関して協力依頼する。

(1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達

(2) 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配付、高齢者等避難行動要支援者の介護等）

(3) 在宅者の支援（高齢者等避難行動要支援者の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）

(4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）

(5) その他被災者の生活支援に必要な活動

第4項 市民や地域が実施する対策

1 被災状況の把握とボランティアの要請

自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

2 災害ボランティアセンター現地事務所の運営支援

被災状況に応じて、現地事務所の運営を支援するため、ボランティアニーズの把握、情報提供等に協力する。

3 ボランティアの受入支援

現地事務所や災害支援団体と連携して、ボランティアの受入れに協力する。

4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第22節 輸送計画

第1項 計画の主旨

災害発生時に際し、被災者、災害応急対策の実施に必要な人員、救助物資及び応急対策用資材の輸送を迅速、確実に行うため、車両、船舶等及びこれに要する労務を確保し、その有効適切な利用により、作業の万全を期す。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部、消防対策部、産業物資対策部、環境対策部、土木対策部、上下水道対策部）

1 実施機関

災害輸送は、市が実施するものとし、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行うものとする。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

2 輸送の対象

（1）第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信・電気・ガス・上下水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資

（2）第2段階

- ア 上記（1）の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- エ 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員及び物資
- オ 感染防止資機材

（3）第3段階

- ア （2）の続行
- イ 災害復旧に要する人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 輸送車両等の確保

（1）調達車両等

車両等の確保は、概ね次の順序による。

- ア 市が所有する車両等
- イ 防災関係機関が所有する車両等

ウ 自動車運送事業者の車両等

(2) 陸上輸送

ア 輸送・配車計画

本部各部は、各部保有の車両を使用するにあたり、あらかじめ各部で保有する車両等の数及び種別を掌握し、輸送・配車計画を作成しておく。

イ 輸送車両の要請

各部の保有する車両等で輸送力の確保ができない場合は、総務管理部に車両の調達を要請する。

総務管理部は、集中管理車両に不足を生じる場合は、県、自動車運送事業者等に車両の確保を要請する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

ウ 車両燃料の確保

本部は三重県石油業協同組合鈴鹿支部等の協力により、災害輸送車両の燃料の確保に努める。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

エ 輸送記録

輸送関係者は、車両の使用、その他輸送に関する記録を整備し、保存しておく。

(3) 鉄道輸送

鉄道の利用については、必要の都度、鉄道事業者等関係機関と連絡して処理する。

(4) 海上輸送

船舶による輸送は、白子港を拠点とし、港湾事情を考慮に入れ、県災対本部、港湾管理者、鈴鹿市漁業協同組合等関係機関に協力要請を行う。

(5) 空中輸送

ア 県防災ヘリコプターの応援要請

陸上輸送の途絶等に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をする。

資料編 16-2 三重県防災ヘリコプター緊急運航要請書

イ 受入体制の構築

ヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、飛行場外離着陸場の確保等受入体制を整える。

資料編 9-3 臨時ヘリポート一覧表

(6) 費用の基準

自動車輸送事業者による輸送あるいは車両の借上げは、市域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）による。

4 緊急通行車両の確認

(1) 災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。

(2) 事前届出についての事務は、警察署交通課において受付し、警察本部交通規制課において行う。

(3) 災害時においては、事前届出済証を携行している車両の使用者に対し、緊急通行車両確認証明書及び標章を交付する。

(4) 車両の使用者の申請により、知事又は公安委員会は当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。

5 資機材の配備

災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

6 救助法が適用された場合

応急措置のための輸送

(1) 範囲

応急救助のための輸送費として支出できるものは、次に掲げる場合の移送又は輸送である。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 救済用物資の輸送

カ 遺体の搜索

キ 遺体の処理（埋葬を除く。）

(2) 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

資料16-1 災害救助法による救助の程度と期間

7 国によるプッシュ型支援が実施された際の受入れ施設（総務管理部、産業物資対策部）

国により支援物資等が配送されるプッシュ型支援が開始された際は、「AGF 鈴鹿体育館」及び「西部体育館」を市物資拠点として受入れ先とする。なお、物資拠点での運営等については、民間物流事業者等に対して運営協力を依頼するほか、新物資システム（B-PLo）等を活用し、県に対しても応援要請を実施する。

なお、配分予定数等については、第14節「衣料・生活必需品供給計画」による。

8 国土交通省による「くしの歯作戦」への対応

国土交通省による「くしの歯作戦」の実行によって、道路の啓開を実施する。その際の連絡手段、啓開された道路を使用する団体等との連絡手段も確保しておく。

9 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集

緊急輸送ルート等の道路情報が不透明なことにより支援物資の輸送が停滞しないよう、新物資システム（B-PLo）等を活用し、緊急輸送ルートや重要物流道路、第1～3次緊急輸送道路（詳細は下記のとおり）等と基幹収容避難所や災害時給水拠点、物資拠点等を結ぶ災害ネットワーク道路の迅速な情報収集及び道路啓開を行うた

めの体制の検討を行う。

(1) 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

ア 広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路

イ 広域幹線道路である一般国道（指定区間）

ウ 防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路

エ 第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記ア、イ、ウを連絡、補完する道路

※ア、イのうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、広域防災拠点等）を連絡する道路

ア 第1次緊急輸送道路と防災拠点である市町庁舎、市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点を連絡する道路

(3) 第3次緊急輸送道路

その他の道路

ア 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路

イ 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅及び南海トラフ地震の活動・物資搬送拠点を連絡する道路

資料編9-5 災害ネットワーク道路等 路線一覧

第3項 市民や地域が実施する対策

＜自動車運転者がとるべき行動＞

1 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動を取らなければならない。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所

(2) 速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。

(3) 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第23節 公共施設・ライフライン施設応急対策計画

第1項 計画の主旨

公共施設や道路、河川等の公共土木施設、電気、電話、水道等のライフライン施設が災害により被害を受けた場合には市民生活の大きな混乱の原因となり、また、応急対策上も障害となる。

このため、これら施設の管理者は相互連携を深め、緊急点検を実施し被害状況を把握することで二次災害を防止し、被害の軽減及び拡大の防止のために迅速な応急復旧体制を整備する。

第2項 市が実施する対策

1 公共土木施設

(1) 道路、橋りょう（土木対策部）

緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や市民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

ア 収集した情報に基づき速やかに応急復旧計画を策定する。この際、復旧のための優先順位を明らかにする。

イ 道路上への倒壊及び落下物等、通行の支障となる障害物等を速やかに除去する。

ウ 被害箇所については早期に仮工事を実施して、交通を確保する。

エ 速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上で、危険箇所を施設利用者に周知する。

(2) 漁港施設（産業物資対策部）

災害の発生により漁港の各施設が被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、これらの施設の機能を維持するために、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、危険箇所を施設利用者に周知する。

(3) 河川、海岸（土木対策部・産業物資対策部）

河川及び海岸の堤防並びに護岸については、被災後、速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除する。

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、危険箇所を施設利用者に周知する。

(4) 下水道施設等（上下水道対策部）

発災後、管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認を行う。施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るために、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、当該施設が処理不能となった場合には、下水排除の制限を行う。

2 水道（上下水道対策部）

(1) 被害状況の把握等

発災後、水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。また、応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

(2) 施設の応急復旧計画

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、他のライフライン事業者との連携を図りながら早期の復旧に努める。復旧の基本方針は次のとおりとする。

ア 給水効果の大きい主要な施設から復旧するとともに、上下水道一体の復旧に留意する。

イ 配水幹線、配水本管の早期復旧により、市内一円で管路による応急給水体制が取れるよう復旧工事を実施する。

ウ 早期復旧が可能な施設から工事を実施する。

エ 施設の運転、相互融通等の制御方法を考慮し、復旧工事を実施する。

オ 基幹的な病院、高齢者や障がい者の施設、災害時において重要な役割を担う施設の復旧を考慮する。

なお、緊急に復旧するための工事及び資機材の調達等に関して、鈴鹿管工事協同組合と協定を締結している。

資料編 16-16 水道災害に関する協定

(3) 広域応援

広域応援が必要な場合は、「鈴鹿市上下水道局災害時等行動マニュアル（水道編）」に基づき応援要請を行う。

資料編 16-16 水道災害に関する協定

資料編 6-2 水道応急復旧指定業者

3 資機材の配備（各担当部）

防災関係機関は、災害が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

第3項 防災関係機関等が実施する対策

1 電気事業者の実施する対策

(1) 災害対策本部等を設置し、関係部署や関係機関等への情報伝達体制を確保し、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。また、災害によって停電が発生した場合、利用者に対する広報活動を行う。

(2) 被害状況を勘案して復旧方針を立て、早期復旧を図る。

(3) 電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。

(4) 強風等により電気設備が被災し、停電が発生した際は、市災害対策本部に対して被災状況や復旧の見込み時期等に関する目安を情報共有する。

2 都市ガス事業者の実施する対策

(1) 災害対策本部等を設置し、関係部署や関係機関等への情報伝達体制を確保し、ガ

スによる二次災害を防止するため、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。また、災害によって被害が発生した場合、利用者に対する広報活動を行う。

- (2) 被害状況を勘案して復旧方針を立て、早期復旧を図る。
- (3) 早期にガス供給施設を復旧させるため、被災箇所に安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、供給可能な地域からのガス供給に努める。

3 LPガス販売事業者の実施する対策

- (1) 関係機関等との連絡体制を確保し、ガス貯蔵施設等の被害状況を速やかに把握する。
- (2) 被害状況を勘案して復旧方針を立て、早期復旧を図る。
- (3) 被災箇所に安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、早期のガス供給に努める。

4 固定通信事業者の実施する対策

- (1) 各交換機等通信設備の運用状態及び、対象地域に対する電力設備の運用状態を把握する。
- (2) 災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。
- (3) 災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、被災地区の復旧状況に対応する。

5 移動通信事業者の実施する対策

- (1) 災害対策本部等を設置し、関係部署及び関係機関等への情報伝達体制の確保、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。災害によって通信障害が発生した場合は、広範囲にわたっての広報活動を行う。
- (2) 災害時に優先的に通信を確保する必要がある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。
- (3) 被害状況を勘案して復旧方針を立て、早期復旧を図る。
- (4) 大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

6 鉄道事業者の実施する対策

- (1) 災害時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。
- (2) 災害対策本部等を設置し、関係部署及び関係機関等への情報伝達体制を確保し、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。利用客に被害範囲や被害の状況等を案内し、負傷者がいる場合は、応急手当や乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- (3) 運転不能線区の輸送については、代替輸送の確保を図る。
- (4) 復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。
- (5) 運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て周知を図る。

7 一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）の実施する対策

- (1) 災害時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

- (2) 災害対策本部等を設置し、関係部署及び関係機関等への情報伝達体制を確保し、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。利用客に被害範囲や被害の状況等を案内し、負傷者がいる場合は、応急手当や乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- (3) 運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て周知を図る。
- (4) 災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行う。

8 三重県石油商業組合の実施する対策

- (1) 石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じる。
- (2) 関係機関との連絡体制を確保する。
- (3) 各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。

第24節 危険物施設等災害応急対策計画

第1項 計画の主旨

災害が発生した場合、市内に存在する危険物施設、火薬類施設、ガス施設等において石油類（液化ガスを含む。）、火薬類、農薬、医薬品、放射性物質、工業用触媒等の物質の漏えい、火災、爆発が発生し、又は発生するおそれのあるため、二次災害を防止し又は軽減するための応急措置について、県計画に基づくもののほか、本計画による。

第2項 市等が実施する対策（消防対策部）

1 危険物製造所等施設

- (1) 危険時に際して、製造所等の所有者、管理者又は占有者及び事故を発見した者は、消防法の定めるところにより直ちに関係機関に通報する。
- (2) 市長は、緊急措置として製造所等の修理改造、移転及び使用停止並びに危険物の除去を命じ、必要があると認めるときは収去することができる。

2 火薬類保管施設

危険時に際して、火薬類の所有者、管理者又は占有者は、「火薬類取締法」に定める措置をとるとともに警察官、消防吏員、消防団員、及び必要に応じ海上保安官に通報し、通報を受けた警察官等は、直ちに市長及び知事に通報する。

3 ガス施設等

- (1) 危険時に際して、ガス事業所、高圧ガス製造所・貯蔵所・販売所及びプロパンガス販売所等の事業者（以下、「ガス事業者等」という。）は、経済産業大臣（中部近畿産業保安監督部長）、知事、市長、警察官、消防職員及び必要に応じ海上保安官に通報する。

なお、移動中における事故発生等に際しては、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りのガス販売事業者等の協力を得る。

- (2) 災害発生防止の緊急措置として、市長は次の措置をとる。

- ア 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請（基本法第58条）
- イ 警戒区域を指定し、立入制限、禁止及び退去（同法第63条）
- ウ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限（同法第64条）

- (3) 災害応急対策

ア 発見、通報と住民の安全

市長、消防関係機関、警察官又はガス事業者等は、ガス漏れ等の通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動するとともに相互に連絡し、速やかに危険区域の住民に周知し、住民等の生命の安全を図る。

イ ガス漏れの初期応急措置

ガス事業者等は、事故現場に急行し、ガス漏れ箇所を速やかに確認するとともにガスを遮断するため、バルブを締め切る等の処置によりガス噴出を停止させ、二次災害を防止する。

ウ 作業の識別

ガス事業者等は、事故現場に急行する場合においては、ガス事業者等であることを識別できる腕章等を着用する。

エ 火気規制、立入り規制

市長及び消防職員は、ガス事業者等と協議の上、事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域を設定し、区域内の火気の禁止及び立入規制について、住民等に周知徹底させる。

オ 交通規制

警察官は、ガス事業者等と協議の上、事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域への立入規制の実効をあげる。

カ 避難の指示及び場所

危険のおそれがある場合に市長は、区域内住民等に避難すべき理由を周知させ、風向・土地の高低を考慮し直ちに安全な場所へ避難誘導する。

4 資機材の配備（各担当部等）

防災関係機関は、災害が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

第25節 災害警備計画

第1項 計画の主旨

災害の警備実施においては、実施計画に基づき災害情報の収集、災害警報の周知、避難、交通規制、犯罪の予防その他所要の措置を講じて、公共の安全と秩序の維持に当たる。

第2項 防災関係機関等が実施する対策（警察）

1 活動方針

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める。
- (2) 住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

2 警察の任務

- (1) 災害情報の収集・連絡等
- (2) 救出救助活動
- (3) 避難誘導
- (4) 緊急交通路の確保
- (5) 身元確認等
- (6) 二次災害の防止
- (7) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (8) 社会秩序の維持
- (9) 被災者等への情報伝達活動
- (10) 相談活動
- (11) ボランティア活動の支援

3 災害警備体制の確立

- (1) 職員の招集・参集
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定められたところにより、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。
- (2) 災害警備本部の設置
警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

4 警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときに、警察署長は警備体制を解除する。

第3項 市が実施する対策

県警察（所轄警察署）との緊密な連携の下に災害応急対策を実施する。

第4項 市民や地域が実施する対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第26節 自衛隊災害派遣要請計画

第1項 計画の主旨

災害時に市民の人命、財産を保護するため災害応急対策上、自衛隊の支援を必要とする場合は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、この計画により自衛隊に対し災害派遣を要請する。

第2項 市が実施する対策（総務管理部）

1 災害派遣要請の基準

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

2 災害派遣要請の手続

(1) 派遣要請の要求

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要求書に次の事項を記入し、鈴鹿地域防災総合事務所長を経由して知事（災害対策推進課）に提出する。

ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

また、市長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じ直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。

ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 連絡場所及び連絡者

オ その他参考となるべき事項

※ 緊急時派遣要請先電話番号

県防災対策部災害対策推進課（平日の夜間及び土、日、祝日も同じ）		059-224-2189
三重県防災行政無線	地上系無線電話	8-*651~653
	衛星系無線電話	7-101-651~653

陸上自衛隊第33普通科連隊長	一般電話（久居）	059-255-3133
三重県防災行政無線	地上系無線電話	8-841-**-11
	衛星系無線電話	7-841-11

資料編 16-3 自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

（2）防災派遣に引き続き災害派遣を必要とする場合は、知事に上記派遣要請を行う。

3 災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。（自衛隊法第83条第2項ただし書）

この場合、市長は、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通報することができる。

4 派遣部隊の活動内容

- （1）被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- （2）避難の援助（誘導、輸送）
- （3）遭難者等の搜索救助
- （4）水防活動
- （5）消防活動
- （6）道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- （7）応急医療、救護及び防疫
- （8）人員及び物資の緊急輸送
- （9）炊飯及び給水の支援
- （10）救助物資の無償貸付又は譲与
- （11）危険物の保安及び除去等

5 派遣部隊の受入体制

市長は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、知事と連絡を密にし、次の事項について配慮する。

- （1）派遣部隊との連絡窓口及び責任者の決定
- （2）作業計画及び資機材の準備
- （3）宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- （4）住民の協力
- （5）派遣部隊の誘導

6 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、知事その他関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、知事に対し災害派遣部隊の撤収要請を行う。

7 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊が活動した市の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定める。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理
- (4) 県・市・町が管理する有料道路の通行料

航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱要領

市が災害時に航空機による救助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入れのためのヘリポートの取扱については、次のとおりとする。

1 航空機派遣要請の受入れ準備

- (1) 派遣要請を行う場合は、県防災計画の要請手続によるほか、使用ヘリポート名（特別の場合を除き資料編9-3に記載されているヘリポートを使用する。）着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県（災害対策推進課）に連絡を行う。
- (2) ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておく。
- (3) あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10mのH印の設置を行い、上空より降下場所選定に備えておく。
- (4) 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行う。
- (5) 着陸場と市役所及びその他重要箇所と通信連絡を確保しておく。

2 ヘリポートの取扱について

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておく。そのため、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県（災害対策推進課）にその概要（略図添付）を報告する。

- (1) 面積を変更した場合
- (2) 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合
- (3) 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合
- (4) 既設建物、電話等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
- (5) グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

第27節 三重県防災ヘリコプター応援要請計画

第1項 計画の主旨

市長は知事に対して防災ヘリコプターの応援要請を「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」の定めるところにより行う。

第2項 市が実施する対策（総務管理部）

1 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当し、市長が防災ヘリの活動を必要と判断したとき、知事に対して応援要請をする。

- (1) 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 当市の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 応援要請方法

知事（災害対策推進課）に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要事項

※ 緊急時応援要請連絡先

消防保安課 防災航空隊（平日の夜間及び土、日、祝日も同じ）

TEL 059-235-2555

FAX 059-235-2557

地上系無線電話 8-145-**-11

災害対策推進課 三重県防災行政無線 地上系無線電話 8-*-651～653

衛星系無線電話 7-101-651～653

資料編 16-2 三重県防災ヘリコプター緊急運航要請書

第28節 災害義援金・義援物資の受入計画

第1項 計画の主旨

罹災設備その他に対する義援金品等の受入れ、保管輸送及び配分は、本計画による。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部、産業物資対策部）

1 実施機関

災害義援金品等の受入れ、輸送及び配分は、三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、県、市、その他各種団体が共同し、あるいは協力して行う。

2 受入れ

市内に大規模災害が発生した場合、市は関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県本部に報告するとともに報道機関を通じて公表する。

3 義援物資の集積

実施機関は災害の規模及び災害発生の地域等に応じ、義援物資の集積場所を指定するなど、集積方法を定め物資を集積、引継ぐ。

4 保管

義援金及び見舞金（有価証券を含む。）については、本部において一括とりまとめ保管し、義援品等については、各関係機関において保管する。

5 配分、輸送

被災地域の状況、義援金品等の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分及び輸送する。

なお、災害義援金については、県に設置される三重県災害義援金配分委員会の決定に基づき各市町へ配分されるため、速やかに市独自の災害義援金配分委員会を設置し、市が独自に募集する義援金と併せ対象となる被災世帯に対し配分する。

6 費用

義援金品等の受入れ及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担する。

第3項 市民が実施する対策

市民は、可能な範囲で災害義援金・義援物資による被災地及び被災者支援に協力するよう努める。

第29節 救助活動に関する計画

第1項 計画の主旨

大規模災害が発生した場合、救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部、消防対策部）

1 救助活動

- (1) 被災者の救出は、本部において迅速に実施するのを原則とする。ただし、市の機能では十分な救出活動が行えないときは、県、警察及び隣接市町村と緊密な連絡をとり、万全を期する。
- (2) 救助活動は、救命処置を必要とする要救護者及び自力脱出不能者を優先することを原則とし、それ以外の場合は、地域住民や自主防災組織、消防団等の活動に対して、適宜応援する。
- (3) 医療機関その他の関係機関が活動するまでの間、被災地に仮救護所を設置し、疾病者に対し応急処置を実施する。

2 応援要請

市の救助力が不足すると判断した場合には、知事に対して隣接市町、緊急消防援助隊、警察、自衛隊等の応援を求める。

- (1) あらかじめ、消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。
- (2) 近隣市町の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内全ての市町及び協定書に記載のある応援隊に応援出動を要請する。
- (3) 傷病者のうち、重篤患者の緊急搬送及び遠隔地への搬送が必要な場合、市長は、知事に対し、防災ヘリコプターの出動を要請する。
- (4) 市長は、本市の消防力及び県内消防相互応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、知事に対して緊急消防援助隊の受援出動を要請する。なお、知事に連絡ができない場合は、消防庁長官に対して直接要請する。

3 資材の調達等

市は、必要に応じて、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。

4 活動拠点等の確保

応援出動を要請した際の救助関係機関が部隊を展開、宿営等を行う拠点となる施設・空地等を確保する。

5 惨事ストレス対策

救助活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3項 防災関係機関等が実施する対策

1 警察

警察は、市から救助活動の応援要請があった場合、又は、警察自身が必要と判断した場合には、速やかに救助活動を実施する。

2 自衛隊

自衛隊は、知事の災害派遣要請に基づき、救助活動等を実施する。

3 海上保安部

海上保安部は、災害等により発生した海難救助等を行う。

4 資機材の調達等

救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

第4項 市民や地域が実施する対策

大規模災害が発生した場合には、被害が広域において同時多発し、輸送路も麻痺しやすいことから、自衛隊、海上保安部、警察及び消防機関等の救助機関が被災地に赴くのに時間を要することとなるため、被災地の地域住民や自主防災組織、消防団等は、救助機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救助活動と応急手当の実施に努め、救出した被災者を至近の医療機関等まで搬送する。

第30節 突発的災害への応急対策計画

第1項 計画の主旨

関係機関等から収集した情報を分析し、局地的大雨・竜巻・雪害等の突発的災害の発生を予測するとともに、その可能性等に応じて、必要な応急対策を講じる。

第2項 市が実施する対策（危機管理班、総務管理部、避難所対策部、環境対策部、産業物資対策部、土木対策部）

1 局地的大雨対策

（1）県や防災関係機関との情報共有

災害の発生が予想される早い段階から、県や防災関係機関と情報を共有し、避難指示等の発令時期の検討や河川施設の操作等、必要な防災対策を講じる。

（2）市民等への注意喚起

局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない等、市民一人ひとりの安全確保行動が重要となるため、第3項に記す内容等を市民・事業者等へ周知するよう努める。

2 竜巻等突風対策

（1）住民への注意喚起

気象台が発表する竜巻注意情報を受信した場合は、適切な方法で住民へ情報を伝達するとともに、市民・事業者等へ周知するよう努める。

（2）避難所の開設及び運営

竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

（3）災害がれき処理

市災害廃棄物処理対策計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響の大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

（4）道路の応急復旧

竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

3 雪害対策

（1）市民等への注意喚起

気象台から大雪警報等が発表されるなど、深刻な降雪被害が想定される場合は、適切な方法で市民・事業者等へその情報を伝達し、注意を促すとともに、第3項に記す内容等を市民・事業者等へ周知するよう努める。

（2）道路除雪

主要な幹線道路について、優先的な除排雪の実施に努める。

（3）適切な道路管理と交通対策

道路管理者、警察その他の関係機関は、大雪による車両滞留を防止するため、情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。

車両滞留が発生した場合には、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、直ちに放置車両対策を行うなど、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するための必要な措置を講ずる。また、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、県や道路管理者等の関係機関と連携の上、滞留車両の乗員に対し、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援を行うよう努める。

(4) 防災関係機関との協力

迅速かつ的確な応急対策措置を実施するため、他の防災関係機関等と除雪実施状況、雪害発生時の道路情報を相互に伝達し、密接な連携・協力体制を確保する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 局地的大雨対策

(1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）を覚知した場合や、気象庁が発表する「警報・注意報」「降水短時間予報」「高解像度降水ナウキャスト」などの防災気象情報や「すずか減災プロジェクト」により、局地的大雨が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、不要不急の外出を避け、川・崖・低地などの危険な場所に近づかないなどの予防措置を講ずるとともに、その危険性に鑑み、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

(2) 局地的大雨からの避難対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に局地的大雨が発生した場合、その危険性に鑑み、早めに安全な避難所等への避難行動を取る。

また、夜間や避難路の状況が不明であるなど、避難所等への避難が危険と判断した場合は、高層階への垂直避難や、高層階の山とは反対側の部屋への避難、近隣のより安全な住居・施設等への避難など、想定される災害事象に応じ、適切な対策を講ずる。

(3) 建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数が利用する地階を有する建築物の管理者は、局地的大雨による浸水の危険性に鑑み、利用者や従業員等の上層階への避難誘導など、適切な対策を講ずる。

2 竜巻等突風対策

(1) 竜巻等突風に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、竜巻等突風局地的大雨の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、<気圧の変化で>耳に異常を感じる）を覚知した場合や、気象庁が発表する「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの防災気象情報により、竜巻等突風が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、その危険性に鑑み、危険物の飛散防止等の対策を講ずるとともに、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

(2) 竜巻等突風からの避難・防護対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺

に竜巻等突風が発生した場合、その危険性に鑑み、次のような避難行動を取る。

①屋内での退避行動

- ・窓やドア、外壁から離れる。
- ・家の一階で中心部に近い、窓の無い部屋（トイレ等）や地下室に駆け込む。
- ・浴槽や机の下等の頑丈な物の陰に入り、両腕で頭と首を守る。

②屋外での退避行動

- ・コンクリート製等の頑丈な屋内に駆け込む。
- ・駆け込める屋内がない場合は、頑丈な構造物の側にうずくまるなど、側溝等に伏せる。
- ・車庫や物置、プレハブを退避場所にしない。

3 雪害対策

（1）大雪に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、津地方気象台が発表する大雪注意報・警報や、12時間ならびに24時間降雪量などから大雪の危険性が高まっている場合は、不要不急の外出を避けるよう努める。また、車で外出する場合は、スタッドレスタイヤを装着又はタイヤチェーンを携行・装着する。

（2）雪害からの防護対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等の屋根などが雪の重みで崩れるなど、雪の固まりが落雪する等によって、通行人がけがをするなどの事故を防止するため、建物周辺の安全確保や除雪等の適切な防護措置を講ずる。

なお、除雪を行う場合は、安全な服装・装備により2人以上で作業を行うよう努める。

第31節 財政金融計画

第1項 計画の主旨

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国、県、市及び各関係機関等がそれぞれの立場において分任して、それに要する費用はそれぞれの機関が負担するが、これにより市財政に混乱を生じさせるおそれがある場合は、法令に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずるものとする。

第2項 市等が実施する対策（総務管理部、国、県）

1 費用の負担者

（1）災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担する。

（注）法令に特別の定めがある場合

ア 救助法 第21条

イ 水防法 第44条

ウ 基本法 第94条、第95条

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第62条

（2）応援に要した費用

他の地方公共団体等の応援を受けた場合、市は当該応援に要した費用を負担する。ただし、当該費用を支弁するいとまがない場合は、一時繰替え支弁を求める。

（3）知事の指示に基づいて市長が実施した費用

知事の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうちで指示又は応援を受けた市に負担させることが困難又は不適当なもので災害対策基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担する。

2 国が負担又は補助する範囲

（1）災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

（2）非常災害対策本部長、緊急災害対策本部長又は特定災害対策本部長の指示に基づく応急措置に対する費用

非常災害対策本部長、緊急災害対策本部長又は特定災害対策本部長の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用のうち、市に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、

国がその全部又は一部を補助する。なお、補助率については、応急措置内容等によりその都度決定される。

(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定されている事業に対し援助する。

3 起債の特例

災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、次の場合において激甚災害が発生したとき、その発生した日に属する年度に限り地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とする。

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生じる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

第4章 災害復旧・復興計画

災害予防計画に基づき諸施策を実行し、災害の発生を未然に防止することは市防災計画上絶えず努力を傾注していかなければならない事項である。

しかし、災害は時としてその時点における人智を上回る破壊力をもち、人的・物的な被害を与えることを想定しなければならない。

その際、市の総力を結集し、速やかに被災者の救援、救護に取り組み、また同時に二次、三次災害の関連発生を防止するための災害応急対策を講じる必要がある。災害の広がり収まり、住民等の日常生活に平穏さが回復した後には、被災した公共施設について原形復旧を実施し、被害の状況を十分検討して、将来における災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良等を行う。

第1節 復興体制の構築と方針の策定

第1項 計画の主旨

特定大規模災害となる甚大な被害を受けた場合、速やかに「市災害復興本部（仮称）」を設置し、復興事業を推進する。

第2項 市が実施する対策

1 復興体制の構築

（1）市災害復興本部（仮称）等の設置に向けた検討

特定大規模災害が発生した場合、大規模災害からの復興に関する法律に基づく必要な支援措置を受けるための「市復興計画（仮称）」の策定を始めとする、市の総合的な復興対策を指揮する「市災害復興本部（仮称）」を設置し、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。復興体制の構築に当たっては、必要に応じて復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用して他の地方公共団体に技術職員の派遣を求めることも検討する。

2 復興計画の事前検討

（1）復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、大規模災害からの復興に関する法律に基づく「市復興計画（仮称）」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等にかかる事前検討に努める。

（2）個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための「市事前復興計画（仮称）」を策定するよう検討する。策定の際には、次の事項に留意する。

ア 市民意向の尊重

市が主体となり県と連携して、市民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

イ 女性及び避難行動要支援者の参画促進

市は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、高齢者、障がい者等避難行動要支援者についても、参画を促進するよう努める。

第2節 公共施設災害復旧事業計画

第1項 計画の主旨

公共施設の災害復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行う。また、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧に当たり、できるだけ早く当該事業の推進を図るよう配慮する。

第2項 市が実施する対策（各担当部）

市長は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画は概ね次の計画とする。

なお、計画の策定に当たっては、関係機関は連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、「市復興計画（仮称）」との整合を図りながら策定する。

- （1）公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第98号)）
- （2）農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)）
- （3）都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）
- （4）水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法(昭和32年法律第177号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)）
- （5）社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、売春防止法(昭和31年法律第118号)）
- （6）公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)）
- （7）公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法(昭和26年法律第193号)）
- （8）公立医療施設災害復旧事業計画（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)）
- （9）その他災害復旧事業計画公共土木施設

第3節 中小企業振興計画

市（産業物資対策部）は、市内の商工業者が、災害により経営の状態が著しく悪化し、自己資金による再建が困難となった場合は、融資に関する援助指導に協力し、ひいては、市経済活動の回復を図る。

第4節 農林漁業経営安定計画

1 (株)日本政策金融公庫資金（産業物資対策部）

被災農家、林家、漁家の経営の回復のため、農林漁業セーフティネット資金等の融資制度を利用するよう指導、助言するものとし、市域における農林漁業の生産力の維持増進に努める。

2 天災融資法による災害経営資金（産業物資対策部）

災害により農林漁業者等が被害を受けた場合、国県及び市が金融機関等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するものである。

なお、貸付限度、償還期限等については、天災の都度、政令で指定する。

第5節 被災者の生活確保計画

第1項 計画の主旨

大規模災害の発生は、多数の死傷者を生じることにとどまらず、家屋の倒壊、焼失などによる住家喪失、環境破壊などをもたらし、多くの住民等を混乱状態におとし入れることとなる。

災害を受けた地域の民生活動を安定させるため、被災者情報を収集し、世帯更生資金、母子福祉資金の貸付、被災者に対する職業のあっ旋、租税の徴収猶予及び減免、簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金者に対する非常払渡し、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等に関する対策を講じる。

第2項 市が実施する対策

1 被災者情報の収集と対応（福祉医療対策部）

（1）被害認定調査の実施

住家の被災状況を把握するため、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づく被害認定方法を用いて、関係部署と連携し、住家の被害認定調査を実施する。

また、被害状況により、現地調査が行えない場合や、倒壊・流出等の住家の集中が想定される場合等は、航空写真等を用いて調査を実施する。

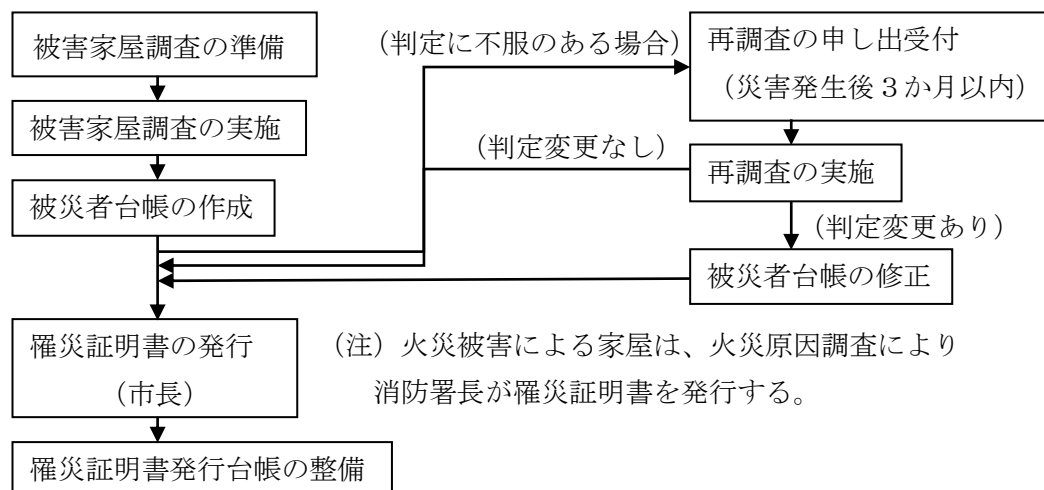
資料編16-5 防災に関する協定一覧

（2）被災者支援システムの活用

災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理することができる被災者支援システムを活用する。

（3）罹災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定・罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。



2 災害弔慰金、災害援護資金（福祉医療対策部、総務管理部）

大規模災害により死亡し、障害のある状態となり、又は住居等に被害を受けた遺族等に対して、市は次の施策を実施する。

（1）災害弔慰金の支給

災害により死亡した者1人当たり

ア その者が主として生計を維持していた場合	500万円
イ その他の場合	250万円

（2）災害障害見舞金の支給

ア 災害により障害の状態となった者が主として生計を維持していた場合

250万円

イ その他の場合

125万円

（3）災害援護資金の貸付

住居、家財の被害の程度に応じて、150万円～350万円の貸付を行う。

（貸付利率は年1.5%。ただし、保証人を立てる場合又は据置期間中は無利子）

3 生業資金等の貸付（福祉医療対策部）

（1）救助法による生業資金の貸付

被災者のうち、生活困窮者等に対する事業資金その他の小額融資は本計画による。

ア 対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、生業の手段を失った世帯で次の各号に該当する者に対して行う。

（ア）小資本で生業を営んでいた者であること。

（イ）蓄積資金を有しないこと。

（ウ）主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。

（エ）生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力がある者であること。

イ 貸付世帯数

生業資金の貸付世帯数は、市の全壊（焼）又は流出世帯数の25/100の範囲内とし、応急仮設住宅に準じて承認を受ける。

ウ 貸付限度額	生業費	30,000円
	就職支度費	15,000円

（2）生活福祉資金の貸付

ア 実施主体 県社会福祉協議会

イ 貸付対象者 居住する地域、所得等の貸付要件を満たす方

ウ 貸付金の種類

（ア）緊急小口資金（災害時特例）

（イ）生活福祉資金（本則貸付）

（3）母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20歳未満の者）を扶養している者及

び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を区別とする。

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書（市に備付）に関係書類を添付して、市を経由して県に提出する。

ウ 貸付金の種類

- (ア) 事業開始資金
- (イ) 事業継続資金
- (ウ) 住宅資金
- (エ) 技能習得資金
- (オ) 生活資金
- (カ) 就職支度資金
- (キ) 修学資金
- (ク) 転宅資金
- (ケ) 就学支度資金
- (コ) 修業資金
- (サ) 医療介護資金
- (シ) 結婚資金
- (ス) 特例児童扶養資金

(4) 恩給担保貸付金

ア 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書（㈱日本政策金融公庫に備付）に証書及び貸付証明書を添付して、㈱日本政策金融公庫に提出する。

イ 貸付金の限度、期間等

貸付額 恩給年額の3年分以内の額、ただし、最高限度額は250万円までとする。

償還期限 3年以内

利率 年1.1%

4 被災者に対する職業あっ旋等（産業物資対策部）

(1) 通勤地域における適職求人の開拓

ア 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。

イ 復旧までの間の生活保護を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

(2) 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

ア 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。

イ 収容場所に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

(3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用により雇用保険求職者給付を行う。

5 租税の徴収猶予及び減免等（福祉医療対策部）

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って被災者の生活の安定を図る。

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から2月以内に限り当該期限を延長することができる。

イ 災害被災者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定に基づく、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被災者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収若しくは還付に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによる。

(2) 県税の減免及び期限延長

ア 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

イ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付又は納入期限及び申請又は申告に係る書類の提出期限を延長する。

(3) 市税の減免等の措置

市においては、被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、鈴鹿市税条例（昭和25年鈴鹿市条例第77号）の定めるところにしたがって必要な措置をする。

6 郵便貯金及び簡易保険の非常取扱等

(1) 郵便貯金等の貯金者に対する非常払渡

救助法が適用された区域内に対し、郵便局において非常払渡を取り扱う。

(2) 簡易保険の非常取扱

保険証書、印章がなくても本人と確認ができれば、保険金等の即時払を行うほか、保険料の払い込み猶予時間の延伸等を行う。

(3) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

救助法第2条に規定する被災者であって、同法第23条第1項第1号に掲げる救

助又は、同項第3号に掲げる救助を受ける者については、郵便法の規定により郵便葉書及び郵便書簡の無償交付を受けられる。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

7 公営住宅の建設及び独立行政法人 住宅金融支援機構資金のあっ旋（建築対策部）

災害によって住居が滅失、焼失又は倒壊等をした被災者に対する住宅対策として、市及び県は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失、焼失又は倒壊の被害を受けた住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

8 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保（各担当部）

防災に関係ある機関は、災害復旧に当たって被災者の生活必需物資の確保に努め、また災害復旧用資材の調達、輸送等に努める。

9 各種生活再建支援に関する制度の周知（各担当部）

被災者の生活再建を早期に実現するため、各種支援制度に関する情報の一覧表や生活再建に関するハンドブックを作成・配布し、制度周知に努める。

第6節 激甚災害の指定

第1項 計画の主旨

激甚災害制度は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日（法律第151号）」に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼす災害に対して、地方財政の負担の緩和、被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要であると認められる場合に、その災害を激甚災害として政令で指定し、合わせてその災害に対して適用すべき特例措置を指定するものである。

災害発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合に、市長は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、県と連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

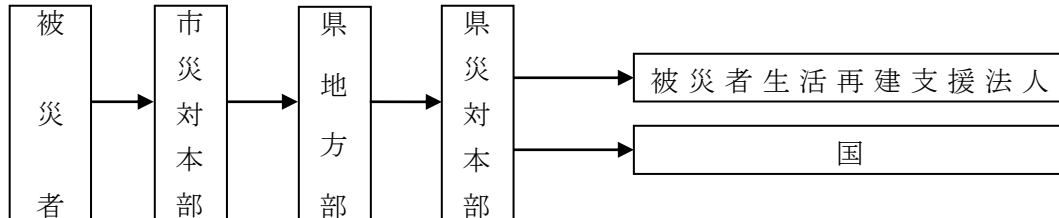
第2項 市が実施する対策（総務管理部、各担当部）

- （1）激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告を行う。
- （2）県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- （3）激甚災害の指定を受ける必要があると認めた場合、県と連携を図りながら、指定の促進に努める。

第7節 被災者生活再建支援制度

第1項 計画の主旨

被災者生活再建支援法に基づき自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、基金を活用して支援金を支給する。



第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部）

市は、被災者支援相談窓口等をイスのサンケイホール鈴鹿に設置し、関係機関の協力を得ながら被災者に適切な支援を行う。また、被災者が手続きで混乱しないよう、ワンストップ窓口を設置する体制を整える。

資料編16-5 防災に関する協定一覧

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- (3) 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

2 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯、大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。また、中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借 (公営住宅以外)	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借 (公営住宅以外)	50	50	100

第2部 風水害等対策編
第4章 災害復旧・復興計画

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借（公営住宅以外）	—	25	25

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借（公営住宅以外）	—	18.75	18.75

3 支援金の支給申請

(1) 申請時の添付書面

- ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票 等
- イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

(2) 申請期間

- ア 基礎支援金：災害発生日から13月以内
- イ 加算支援金：災害発生日から37月以内

第3部 地震・津波対策編

第1章 総 則

第1節 目 的

第1項 計画の目的

この計画は、基本法第42条の規定に基づいて、鈴鹿市防災会議が作成する計画であり、市域の災害予防・減災対策、災害応急対策、復旧・復興計画及び南海トラフ地震に対する対策を定め、行政、防災関係機関及び市民による防災活動を総合的に実施することにより、地震や津波による被害の軽減（減災）を図り、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、社会秩序の維持と公共の福祉に資することを目的とする。

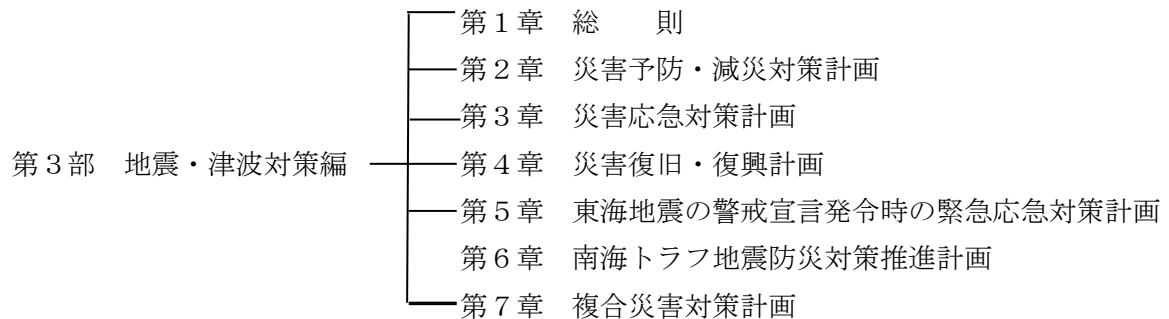
第2項 計画の基本方針

この計画は、市、防災関係機関、事業者、地域、市民の総合力で地震・津波対策に取り組むことを基本方針とする。

そのために、市や県等の防災関係機関が実施する災害予防・減災対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を推進することと併せて、事業者、地域、市民等が果たすべき責務、役割を明確にし、「自助」、「共助」、「公助」の有機的な連携を図れる体制作りを目指す。

第2節 構成

地震・津波対策編の構成は次のとおりとする。



第1章 総 則	計画の目的や、市、防災関係機関、市民等の防災上の責務や役割、想定される地震・津波災害の被害等を記載。
第2章 災害予防・減災対策計画	発災時の被害の防止及び軽減を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平常時において地震・津波災害に備えて行うべき「自助・共助・公助」の防災対策を記載。
第3章 災害応急対策計画	発災時において、市災害対策本部や防災関係機関、市民等が取り組むべき対策を記載。
第4章 災害復旧・復興対策	被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策及び被災者の生活再建や地域の復興を適切に進めるための考え方等について記載。
第5章 東海地震の警戒宣言発令時の緊急応急対策計画	東海地震にかかる地震防災対策強化地域について、警戒宣言等が発令された場合に地震発生までに行う緊急対策について記載。
第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に関する津波避難対策の推進に関する基本的な方針などの事項を記載。
第7章 複合災害対策計画	地震及び風水害などによる複合災害の発生に備え、必要な体制を確立するための事項などを記載。

第3節 防災関係機関の業務大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市及び本市の区域内の防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱については、第2部風水害等対策編を準用する。

第4節 本市における既往地震

過去の地震と被害

No.	発生年月日	地域（地震名）	震 央	規 模	被害の内容（鈴鹿市の震度）
1	1498. 9. 20 (明応 7)	東海道全般 (明応地震)	東 海 道 沖	8. 2 ～8. 4M	紀伊から房総に至る海岸と甲斐にわたる大地震。伊勢志摩で津波による被害大。 <u>本市の被害不明</u> 。
2	1605. 2. 3 (慶長 9)	東海・南海・西 海諸道 (慶長地震)	南 海 道 沖 房総沖	7. 9M	2つの地震が同時発生した。 房総、東海、南海から西海諸道にわたる地震。伊勢で津波による被害大。 <u>本市の被害不明</u> 。
3	1707. 10. 28 (宝永 4)	五畿七道 (宝永地震)	南 海 道 沖	8. 4M	東海から四国沖にわたるわが国最大級の地震。津、四日市で各 500 戸以上の家屋被害が発生。熊野で津波による被害大。 <u>本市の被害不明</u> 。 (震度 6)
4	1819. 8. 2 (文政 2)	伊勢・美濃・近 江	近 江 八 幡	7. 1 ～ 7. 4M	内陸地震で、近江八幡、桑名近辺で被害大。 <u>神戸では櫓の、壁落ち、塀等の破損</u> 。(震度 5)
5	1854. 7. 9 (嘉永 7)	伊賀・伊勢・大 和及び隣国 (安政地震)	山城	7. 1 ～ 7. 4M	内陸地震で、伊賀上野、四日市、奈良大和郡山付近で被害大。鈴鹿川の <u>土堤に裂け目、沈下の被害</u> 。 <u>勢洲神戸で潰家 180 戸、半壊 140 戸、死者 46 人</u> 。 (震度 5)
6	1854. 12. 23 (安政 1)	東海・東山・南 東諸道 (安政東海 地震)	東 海 道 沖	8. 4M	関東から近畿にわたる地震。甲府・松本でも被害大。伊勢志摩で津波の被害大。北は長島町から南は二見町にわたって海岸低地に沿って被害。 <u>本市の被害不明</u> 。(震度 6)
7	1891. 10. 28 (明治 24)	愛知県・岐阜県 (濃尾地震)	岐阜	8. 4M	仙台以北を除き日本中で有感。 愛知・岐阜で被害大。県内で 1、300 戸の家屋被害。 <u>本市の被害不明</u> (震度 6)
8	1899. 3. 7 (明治 32)	奈良・三重・和 歌山県	奈良	7. 0M	奈良・三重・和歌山に被害。木ノ本、尾鷲に被害大。 <u>白子、神戸に被害の記録があるが内容は不明</u> 。(震度 4)

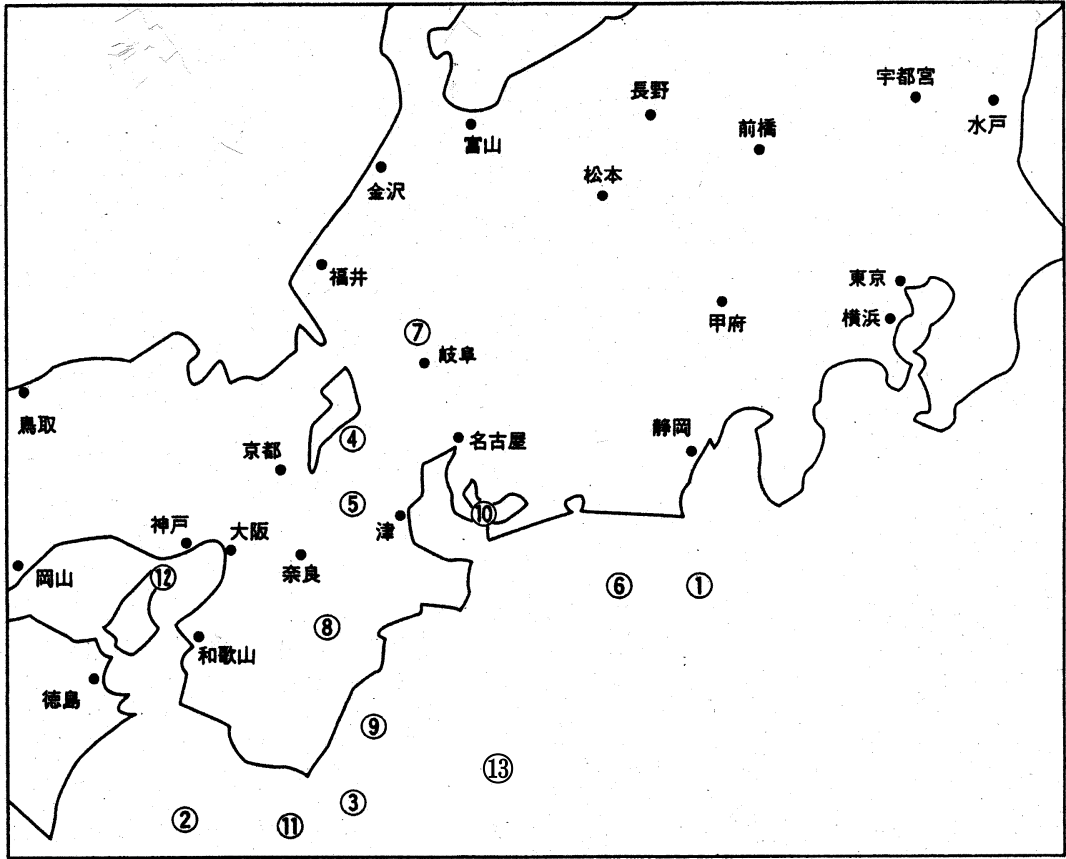
第3部 地震・津波対策編

第1章 総則

9	1944. 12. 7 (昭和 19)	三重・愛知・岐阜・静岡・和歌山・奈良 (東南海地震)	熊野灘	7.9M	三重・愛知・岐阜・静岡に被害大。 <u>本市に死者4名、全壊家屋26戸、半壊家屋111戸、津波の高さ1m程度。</u> (震度5)
10	1945. 1. 13 (昭和 20)	愛知県南部 (三河地震)	三河湾	6.8M	愛知県南部に被害大。三河湾内に津波が発生し、高いところで1m程度。 <u>本市の被害不明</u> (震度4～5)
11	1946. 12. 21 (昭和 21)	中部・中国・四国・九州 (南海地震)	紀伊半島沖	8.0M	中部地方から九州に被害。伊勢・松阪・津に被害集中。 <u>本市の被害不明。</u> (震度4)
12	1995. 1. 17 (平成 7)	兵庫県・大阪府・京都府 (兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災))	淡路島北端部	7.2M	兵庫・大阪・京都に被害。特に兵庫に被害集中。 <u>本市の被害なし。</u> (震度4)
13	2004. 9. 5 (平成 16)	三重 (紀伊半島沖地震)	紀伊半島沖	7.1M	特に被害なし。 <u>本市の被害なし。</u> (震度4)
14	2007. 4. 15 (平成 19)	三重(三重県中部を震源とする地震)	三重県中部	5.4M	<u>重傷1名、軽傷6名、家屋被害(住家)7棟(一部損壊)、公共施設7件(一部損壊)、ブロック塀2箇所、停電4、300戸</u> <u>市内の広範囲でにぎり水</u> (震度5弱)
15	2011. 3. 11 (平成 23)	東北地方から関東地方 (平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災))	三陸沖	9.0M	岩手・宮城・福島を中心に津波による甚大な被害。 県内で軽傷1名、床上浸水2棟、非住家被害9棟。四日市港に津波最大波0.5m。 <u>本市の被害なし。</u> (震度3)

※「日本被害地震総覧 599-2012」 (宇佐美 龍夫著) より

地震の震央



※⑮は三陸沖

第5節 地震の想定

第1項 基本的な考え方

市に被害を及ぼす地震は、過去の記録からみると内陸を震源とするもの（直下型地震）とプレートの境界面で発生する地震がある。

そこで、平成26年3月に発表された「三重県地震被害想定調査」をもとに、本市に大きな被害をもたらすであろうと想定される、養老―桑名―四日市断層帯等の陸域の活断層を震源とする地震（内陸直下型地震）と、歴史的に、概ね100年から150年間隔でこの地域で繰り返し発生している「過去最大クラス」の南海トラフ地震が発生した場合を想定し、具体的な計画を行うものとする。

なお、発生の確率は極めて低いものの、科学的根拠に基づき考えられる「理論上最大クラス」の南海トラフ地震の考え方は、津波避難の目標として扱うものとする。

第2項 地震の想定

1 陸域の活断層を震源とする地震

（1）養老―桑名―四日市断層帯

- ア 震源域 三重県北勢地域
- イ 市の震度 震度7
- ウ 津波 津波の恐れはない

（2）布引山地東縁断層帯（東部）

- ア 震源域 三重県北勢地域～中勢地域
- イ 市の震度 震度7
- ウ 津波 津波の恐れはない

（3）頓宮断層

- ア 震源域 滋賀県南部～伊賀地域
- イ 市の震度 震度5強
- ウ 津波 津波の恐れはない

2 プレート境界（海溝）型地震

（1）過去最大クラスの南海トラフ地震（東海・東南海・南海地震3連動）

※「三重県南海トラフ地震被害想定」（令和8年3月）による

- ア 震源域 南海トラフ周辺
- イ 市の震度 震度6強
- ウ 沿岸津波到達時間 約68分

※沿岸で1mの水位変動が発生するまでの最短の時間

（2）東海地震（M8.0）

- ア 震源域 駿河湾及びその南方沖（平成13年中央防災会議モデル）
- イ 市の震度 震度5弱

第3項 陸域の活断層を震源とする地震による被害の想定

陸域の活断層を震源とする地震による被害想定は「三重県地震被害想定調査」（平成26年3月）によるが、本市において予想される陸域の活断層を震源とする地震による被害の概要は次のとおりである。

1 人的被害

(1) 死傷者数

養老－桑名－四日市断層帯 死傷者数				
			建物倒壊	火災
			うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	
死者数	合計約 900	900	60	20
重傷者数	合計約 1,500	1,500	200	—
軽傷者数	合計約 4,600	4,600	900	10
布引山地東縁断層帯（東部） 死傷者数				
			建物倒壊	火災
			うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	
死者数	合計約 900	900	60	20
重傷者数	合計約 1,500	1,500	200	—
軽傷者数	合計約 4,400	4,400	900	10
頓宮断層 死傷者数				
			建物倒壊	火災
			うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	
死者数	—	—	—	—
重傷者数	—	—	—	—
軽傷者数	合計約 50	50	40	—

※冬・深夜発災時

2 建物被害

(1) 全壊・焼失棟数等

養老－桑名－四日市断層帯 全壊・焼失棟数				
	揺れ	液状化	急傾斜地	火災
合計 約 16,000	16,000	100	10	600
布引山地東縁断層帯（東部） 全壊・焼失棟数				
	揺れ	液状化	急傾斜地	火災
合計 約 16,000	15,000	100	10	600
頓宮断層 全壊・焼失棟数				
	揺れ	液状化	急傾斜地	火災
合計 約 80	10	60	—	—

※冬・夕方発災時

第4項 南海トラフ地震（過去最大クラス）による被害の想定

プレート境界（海溝）型地震による被害想定は「三重県地震被害想定調査」（平成26年3月）及び「三重県南海トラフ地震被害想定」（令和8年3月）によるが、本市において予想される南海トラフ地震（過去最大クラス）による被害の概要は次のとおりである。

なお、以下の「1 人的被害」及び「2 建物被害」については、令和8年3月に公表された「三重県南海トラフ地震被害想定」から引用し、それ以外の被害想定については平成26年3月に公表された「三重県地震被害想定調査」による。

1 人的被害

南海トラフ地震（過去最大クラス）	
死者数	約 200
うち建物倒壊等	約 30
うち津波	約 100
うち急傾斜地崩壊等	—
うち火災	—
うちブロック塀・ 自動販売機転倒 及び屋外落下物	—
重傷者数	約 100
軽傷者数	約 800
建物倒壊等による 自力脱出困難者数	約 200
津波被害による要救助者数	約 60
津波被害による要捜索者数	約 200

※ 津波からの早期避難率が低い場合、冬・深夜発災時

2 建物被害

南海トラフ地震（過去最大クラス）											
全壊・焼失棟数（棟）						半壊棟数（棟）					
合計	揺れ	液状化	津波	急傾 斜地	火災	合計	揺れ	液状化	津波	急傾 斜地	火災
約 1,000	約 800	約 100	約 80	—	約 10	約 6,900	約 4,000	約 600	約 2,300	約 10	—

※ 冬・夕方発災時

3 ライフライン関係

（1）水道断水人口及び断水率

給水人口	断水率（％）				断水人口（人）			
	直後	1日後	1週間後	1ヵ月後	直後	1日後	1週間後	1ヵ月後
202,000	100	97	64	0	201,000	197,000	130,000	—

(2) 下水道機能支障人口

処理人口	機能支障率 (%)				機能支障人口 (人)			
	直後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	直後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
95,000	4	81	0	0	4,000	77,000	200	—

(3) 停電率及び停電件数

需要家数	停電率 (%)			停電件数 (軒)		
	直後	1 日後	1 週間後	直後	1 日後	1 週間後
114,000	89	80	0	101,000	92,000	100

(4) 固定電話の不通回線率・不通回線数

回線数	不通回線率 (%)				不通回線数			
	直後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	直後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
39,000	89	81	1	1	35,000	31,000	400	400

(5) 携帯電話の停波基地局率

停波基地局率 (%)		
直後	1 日後	1 週間後
1	81	1

(6) 都市ガスの停止率・復旧対象戸数

需要家数	供給停止率 (%)				復旧対象戸数			
	直後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	直後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
4,800	—	—	—	—	—	—	—	—

4 廃棄物に係る想定結果

(1) 災害廃棄物 (瓦礫)

災害廃棄物等発生量 (千トン)			災害廃棄物等発生量 (千m ³)		
災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
60	200～400	200～400	50	200～300	200～300

(2) 一般廃棄物 (生活ごみ) [t/月]

発災～3 ヶ月後		3 ヶ月後～半年		半年～1 年後		発災後 1 年間計		
家庭 ごみ	粗大 ごみ	家庭 ごみ	粗大 ごみ	家庭 ごみ	粗大 ごみ	家庭 ごみ	粗大 ごみ	計
4,800	1,800	4,700	800	4,700	600	57,000	12,000	69,000

5 生活支障等に係る想定結果

(1) 避難者数（冬夕発災）

1 日後			1 週間後			1 ヶ月後		
避難者数			避難者数			避難者数		
	避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外
約 18,000	約 12,000	約 6,300	約 35,000	約 19,000	約 17,000	約 3,900	約 1,200	約 2,700

※帰宅困難者数は最大約 13,000 人

(2) 給水不足量

給水不足量（トン）			
本市のみで対応した場合		余剰量の半分を抛出した場合	
1～3 日目の計	4～7 日目の計	1～3 日目の計	4～7 日目の計
769	11,594	768	11,594

(3) 食料不足量

食料不足量（食）			
本市のみで対応した場合		余剰量の半分を抛出した場合	
1～3 日目の計	4～7 日目の計	1～3 日目の計	4～7 日目の計
103,967	222,625	102,176	222,625

6 経済被害

(1) 直接的経済被害（三重県全体）

被害項目		資産等の被害（兆円）
民間	住宅	3.94
	オフィスビル等	1.78
	家財	1.55
	その他償却資産	0.38
	在庫資産	0.24
ライフライン	水道	0.03
	下水道	0.11
	電力	0.10
	通信	0.16
	都市ガス	0.00
交通	道路	0.25
	鉄道	0.09
	港湾	0.06
漁港		0.14
養殖魚介類		0.01
農地		0.16
その他公共土木		0.09
計		9.08

(2) 間接的経済被害（三重県全体）

産業種別	生産・サービスの低下による影響（兆円）
農林水産業	0.09
鉱業	0.02
製造業	0.74
建設	0.14
公益事業（電気・ガス・水道）	0.11
商業	0.10
金融・保険・不動産	0.37
運輸	0.10
情報通信	0.09
公務等	0.05
サービス	0.26
その他	0.06
計	2.12

第6節 地震に関する調査研究

地震に関する総合的、計画的な防災対策を推進するためには、災害要因の研究、被害想定等を行い、社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要とされる。

そのため、県や地域等との連絡を密にし、次の事項の調査研究に努めるものとする。

- 1 過去の地震記録
- 2 地盤構造に関する調査
- 3 地震時の地盤性状に関する記録
- 4 建築物及び土木構造物の耐震性
- 5 地震時の出火延焼
- 6 人的被害及び避難
- 7 地すべり、土石流、崖くずれ、ため池等
- 8 避難所の安全
- 9 地震時における情報連絡体制
- 10 情報伝達手段
- 11 地盤の液状化

第2章 災害予防・減災対策計画

第1節 都市の防災化

第1項 計画の主旨

大規模地震が発生しても建築物の倒壊や火災が発生せず、津波からの避難行動に支障をきたすことのない街づくりが、住民等の生命を守ることを優先した都市構造の基本である。また、災害からの応急対策を迅速かつ確実に実施するためにも、都市の防災化は非常に重要である。

このため、都市計画を策定する際に、都市機能の充実と併せて、都市の防災化について十分考慮し、都市基盤整備の段階において、建築物の耐震化や不燃化、緑地等の確保による空間形成、避難路の確保、防災拠点の整備等を計画的に推進する。

第2項 市が実施する対策

1 災害に強い都市計画（都市整備部、消防本部）

本市の都市計画は、「都市計画法」に基づいて定められており、都市計画区域内で特に都市の防災化に関するものが、防火・準防火地域である。本市では、商業集積が大きい白子地区と牧田地区を準防火地域に指定し、市街地での火災の延焼防止に努めている。これらの地域では、一定規模以上の建築物は、建築基準法によって耐火性能を高めた建築物とすることが定められている。また、その他の建築物、工作物についても一定の不燃化措置が義務づけられている。

（1）都市の防災計画（都市整備部）

本市の都市計画の基本的な方針として、「鈴鹿市都市マスタープラン」があるが、東日本大震災以降、防災の視点をとりいれた都市づくりが求められている。市民の意見を反映した、社会情勢の変化に対応したまちづくりの基本方針の策定を引き続き進める。

2 建築物の防災対策（危機管理部、都市整備部、消防本部）

昭和56年5月31日以前の耐震基準（旧耐震基準）で建てられた建築物の多くは、大規模地震が発生した場合に損傷や倒壊する可能性も十分考えられる。また、建築物の被害は建築物そのものの物的被害のほか、火災の発生原因、倒壊した建築物の下敷きになるなど、人的被害が増大する危険性をはらんでいる。その被害の累積は都市機能全体に影響を及ぼすこととなる。

これらの被害を最小限にとどめるため「鈴鹿市耐震改修促進計画」に基づき建築物の耐震化を進め、建築物の防災対策を推進する。

また、同計画に基づき、第1次緊急輸送道路の通行障害既存不適格建築物の耐震診断の実施を促進する。

（1）既存建築物の防災対策（危機管理部、都市整備部）

一般建築物の耐震性は建築基準法によって規定されているが、旧耐震基準で建て

られた建築物については十分な耐震性を有していないおそれがあり、地震時に大きな被害が発生することが予測されるため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震化を進める。

特に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた建築物の耐震化を促進する。

また、不特定多数の住民等が利用する建築物については「建築基準法」に基づく特定建築物の定期報告制度等により、防火設備、避難路等の安全性の確保について指導を行う。

(2) 公共建築物の防災対策（各担当部）

大規模地震発生時に応急活動の拠点となる公共施設については、必要に応じて耐震診断、耐震補強のほか、天井、壁等の非構造部材や照明、空調等の設備機器の落下、窓ガラス破損等の安全対策を実施し、災害時においてもその機能を維持できるように努める。このため、ライフライン系の機能障害に対するバックアップ設備についても考慮し整備することを推進する。

3 防災空間の確保（都市整備部）

公園・緑地は市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場であるとともに、大規模火災発生時は延焼遮断帯としての機能を果たすものである。また、大地震時には、避難場所、避難経路、給水給食拠点等の役目も併せ持つ防災上重要な空間である。このため、今後も引き続き防災空間を確保するため施設の整備拡充に努める。

また、低層の木造住宅が密集し、オープンスペースの不足している市街地は、災害に関して脆弱であり、ひとたび火災が発生した場合は、甚大な被害を受ける可能性が高いため、道路の拡幅、公園等の公共施設の整備を行い、防災空間の確保に努める。

(1) 木造住宅密集市街地の防災対策

木造住宅が密集している地域は、地震発生時の建築物倒壊や火災により、大きな被害が想定される。また、近年では管理不全の空き家も多くなっていることから、建築物の建替えや除却の促進に努める。

4 津波防災のまちづくり（危機管理部、都市整備部、土木部、産業振興部）

本市は、南海トラフ地震に伴う津波災害に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域として、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「特別強化地域」に指定されている。そのため、同法に基づく「津波避難対策緊急事業計画」の策定を検討するなど、津波避難対策の具体的な計画の策定を推進する。

(1) 津波対策計画の充実

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、三重県が平成25年度に発表した津波浸水予測図を踏まえ、津波被害の軽減を図るためのまちづくりを推進する。そのため、同法に基づく「推進計画」の策定を検討し、津波災害に強い都市形成を総合的に推進する。

(2) 避難路の整備

津波発生時の避難方法は、徒歩による高台や津波浸水予測区域外への避難を原則とする。そのため、地域の地理条件に応じた避難経路の整備に努める。

(3) 津波避難計画づくりの促進

三重県によって作成された、「地域における津波避難計画の作り方」「個人の津波避難計画(My まっぷラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「My まっぷラン+ (プラス)」等を活用した地域独自の津波避難計画づくりの促進を図る。

第2節 公共施設・ライフライン施設の安全対策計画

第1項 計画の主旨

地震等自然災害時の公共施設の被害は、物的な損害にとどまらず、地震直後の避難行動、消防活動、医療活動に大きな影響を及ぼす。また、ライフラインの被害は、市民生活に大きな影響を与える。このような被害をできるだけ防止するため、関係機関は次の対策を講じる。

第2項 市が実施する対策

1 災害対策本部の代替施設の検討（危機管理部）

平成28年（2016年）熊本地震では、災害対策本部となる市庁舎等が被災したことにより、災害対策本部としての機能を消失し、応急対応に支障が生じた。

本市においても、災害対策本部となる市役所本館、あるいは、通信機器等が被災し利用が不可能となったことを想定し、災害対策本部の代替施設の運用を検討する。

2 災害対策支部の代替施設の検討（危機管理部）

浸水リスクが高い津波浸水予測区域にある災害対策支部について災害時の代替施設の運用を検討する。

3 道路施設（土木部）

道路施設は、災害直後は避難者の避難路や消防活動、救助活動の救援路として、応急復旧活動期には救助物資や復旧資材の輸送路として重要である。

また、火災発生時には、広幅員道路は延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、道路施設の地震対策を進めるに当たっては、事前の道路整備計画の中でその安全性の向上を図る。

さらに、落石等の危険箇所の把握に努め、これらの箇所については、危険頻度及び区間重要度等を総合的に判断し、特に緊急度の高いものから災害防除事業に努めるほか、道路パトロール、維持修繕等により構造を強化し、交通の円滑化を図る。

（1）都市計画街路の整備

防災の観点から次のア～ウの路線について、整備に努める。また、その整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成を図る。

ア 広域避難場所や主要な都市施設に連絡する道路

イ 災害応急対策活動の拠点となる施設周辺の道路

ウ 火災の延焼遮断効果が期待できる道路

（2）災害ネットワーク道路の整備

県・緊急輸送道路と市の主要な防災拠点施設をむすぶ避難、緊急輸送上重要な災害ネットワーク道路の整備に努める。

（3）啓開路線の指定

地震後の避難、消火、輸送などの応急対策活動を円滑に進めるために、道路が被害を受けた場合、あるいは放置車両などで閉塞した場合に優先的に啓開すべき以下

の既存道路を啓開道路として指定する。

- ア 重要物流道路
- イ 広域避難場所や主要な都市施設に連絡する路線、緊急輸送道路
- ウ 配水池・送水場へ連絡する路線
- エ 緊急輸送拠点へ連絡する道路
- オ 救急指定病院等の医療機関周辺路線
- カ 災害ネットワーク道路（緊急輸送道路と市の主要な防災拠点施設をむすぶ道路）

資料編9-4 災害ネットワーク道路等 路線一覧

（4）啓開路線等の安全性の向上

- ア 予想される道路被害と路線の重要性を総合的に考慮し、耐震補強を推進し、被害の軽減に努めるとともに、代替路線についても考慮する。
- イ 地震時に直接的な被害を受けなくても、車両の放置などによって道路の有効幅員が狭められ、結果的に機能を発揮できなくなるおそれがある。そのため、地震発生時にドライバーがとるべき行動について周知徹底を図る。
- ウ 横断歩道橋は、倒壊した場合は道路を閉塞し、避難、火災、救援等が著しく阻害されるため、維持管理に留意する。

（5）橋りょうの安全性確保

鉄道や幹線道路と立体交差している跨線橋、跨道橋、また、緊急輸送道路や防災上重要な路線上にある橋りょうから優先的に耐震補強工事を実施する。

（6）その他

自転車及び歩行者道についても整備に努める。

4 河川施設（土木部）

- （1）本市の河川は、一級河川を始めとし、二級河川、準用河川、末端水路まで至るが、堤防損壊に起因する浸水を未然に防止するため、改修効果の大きい箇所又は緊急度の高い箇所から改修に努める。
- （2）災害に起因する堤防及び水門の損壊等による浸水被害を回避するため、堤防、水門等の構造強化を図る。
- （3）河川水を緊急時の消火・生活用水として確保するため水へのアクセスを確保する河川整備を図る。

5 海岸の対策（土木部、産業振興部）

市内海岸の主要部は、昭和34年の伊勢湾台風に伴う伊勢湾等高潮対策事業として整備されたが、年月の経過により、地盤沈下、海浜の侵食等により機能低下が生じているため、これらの施設管理者に要望し整備促進を図る。

6 漁港（産業振興部）

漁港は、震災発生後の緊急物資の輸送基地として位置づけ、緊急輸送を確保するため必要な施設整備を図る。

7 水道・下水道施設

（1）水道施設（上下水道局）

災害による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の構造強化、

応急給水・応急復旧体制を図り、非常時の協力体制、防災用資機材の整備、管理図書の整備等に努める。

また、地震による被害を最小限にとどめるため、耐震管及び耐震性継手の採用や老朽管の解消を図り、施設の防災性の強化に努める。

(2) 下水道施設等（土木部、上下水道局）

下水道施設等の機能を最小限維持するとともに、施設の被害を抑え、早期の機能回復を図るため、管理図書の整備、下水の応急処理、非常時の協力体制等の整備に努める。

8 液状化による災害の予防対策（危機管理部、各担当部）

液状化現象は、地震時に地下水を含んだ砂層が液状化になってしまう現象で、地表付近で発生した場合には、地表面への噴砂、噴水現象として観察される。この結果、土木構造物は地盤が流動してしまうために崩壊し、建築物は支持力を失って傾いたり倒壊したりする。「鈴鹿市液状化マップ作成業務委託報告書」（平成15年）によれば、本市では地盤の悪い河川沿い及び海岸寄りの低地で液状化現象が発生する可能性があるとされている。

今後は、こうした情報提供を行うとともに、構造物の安全対策についての調査研究に努める。

9 不特定多数の者が出入りする施設（各担当部）

市が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設、博物館、資料館、図書館、等の管理上の措置は概ね次のとおりとする。

(1) 地震・津波等各種情報等の入場者等への伝達

（施設が海岸近くにある場合や、強い、あるいは長くゆっくりとした地震を感じた時は、津波警報発表前でも来場者等に情報を伝達）

(2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(4) 出火防止措置

(5) 必要に応じ水、食料の備蓄

(6) 消防用設備の点検・整備

(7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

(8) 学校にあっては、当該学校等に保護を必要とする生徒がいる場合、これらのものに対する保護措置

(9) 社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等移動することが不可能、または困難な者への安全確保に必要な措置

10 災害応急対策の実施上重要な施設（防災危機管理課、総務部）

(1) 本部またはその支部が置かれる庁舎等の管理者は、6に掲げる措置をとるほか次に掲げる措置を講じる。

ア 非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(三重県から緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付を受けておく等)

エ 燃料の確保

11 廃棄物処理施設（環境部）

災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、民間企業も含めた応援体制の整備を推進する。また、災害により発生した廃棄物等は一時的に集約しておくための仮置場の候補地を「鈴鹿市災害廃棄物処理計画」にて選定しておく。

12 災害応急対策に必要な資機材の確保（各担当部）

応急対策の諸活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、緊急用機材の整備に努める。
また、市内の関係業者の保有量の把握、他市との応援連絡体制の確立に努める。

13 ライフライン企業等への災害復旧活動用地の提供（危機管理部）

災害によって被災したガス、電力施設、通信施設等の早期復旧を図るため、ライフライン企業等の災害復旧活動用地の確保に努める。

14 災害からライフラインを守る事前伐採事業の実施（産業振興部）

県やライフライン事業者と連携し、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な侵入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等を行う。

15 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用し、備蓄倉庫の整備などの防災対策の推進に努める。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

第3項 企業が実施する対策

1 ライフライン施設の対策

(1) ガス（ガス事業者）

ガス事業者は、災害派発生時における二次災害防止のため、緊急措置体制の整備を図る。

(2) 電力施設（電力事業者）

電力施設に関しては、地震時において電力施設被害を最小限にとどめる設備の実現、停電した場合の早急な復旧のための事前の対策に努める。

ア 電力供給設備の耐震性確保

電力供給施設は、ほとんどが耐震設計されているが、既往災害例を考慮し、さらに各施設の耐震化を図る。

イ 送配電系統の対策

送配電系統の多重化を進め、1系統に障害が発生し、送配電が不能になった場合でも他系統に切り替える事によって電力供給が確保できるよう対策をとる。

ウ 緊急用資機材、人材の確保

災害時に備え緊急用資機材を備蓄しておくほか、これら資機材が不足する場合を考慮して、平常時から外部団体及び民間機関等に対し、あらかじめ非常時の資機材の補給に関する依頼をしておく。また、復旧要員についても、職員のほか、

非常時に要員が不足する場合に備えて、外部団体に対して応援の養成を行える体制を確保しておく。

エ 市との事前連携に関する確認

地震による大規模停電が発生した際の市との連絡窓口を毎年確認し、被災後の状況や復旧見込み等について、速やかに情報共有を図れる体制を整備する。

オ 長期停電への対策

県・市と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、県内一般配送電事業者と連携体制について協議しておく。

(3) 電話等通信施設（通信事業者、放送事業者）

通信施設に関しては、地震時においても途絶しにくい設備の実現と同時に、非被災地から殺到する通信に対する対処にも努める。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

ア 通信施設の耐震性確保

電話局等の施設は、そのほとんどが耐震設計されているが、既往災害例を考慮し、更に各施設の耐震化を図る。

イ 回線系統の対策

回線系統の多重化を進め、1系統に障害が発生し、通信が不能になった場合でも他系統に切り替えることによって迂回通信が確保できるよう対策を講じる。

ウ 優先回路の設定

地震発生時には市外から多数の電話が殺到する可能性が高い。この場合には、回線の輻輳を防ぐため、規制が行われる。この際に防災機関が使用する緊急電話や、一般市民から防災機関への緊急通信については優先的に電話回線が使用できるよう、防災関係機関が災害発生時に使用する電話については、災害時に規制が行われない優先回路とする。

エ 緊急通信回路開設用機器の確保

電話回線が使用不能になった場合にでも、通信を確保するための手段として、無線電話回線開設用の衛星通信設備、移動交換機などの諸設備を配備する。

オ 緊急用資機材、人材の確保

災害時に備え緊急用資機材を備蓄しておくほか、これら資機材が不足する場合を考慮して、平常時から外部団体及び民間機関等に対し、あらかじめ非常時の資機材の補給に関する依頼をしておく。また、復旧要員についても、職員のほか、非常時に要員が不足する場合に備えて、全国からの応援体制を確保しておく。

(4) LPガス（LPガス事業者）

地震発生時における災害防止のため、次の対策を実施する。

ア LPガス供給設備の耐震性の強化

(ア) 容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。

(イ) 耐震性機器の設置を促進する。

イ 緊急措置体制の整備

- (ア) 各支部内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
- (イ) 青年委員会による緊急動員体制を整備する。

ウ LPガス需給家への啓発活動の推進

地震発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

(5) 共通事項

ライフライン施設の管理者は、災害復旧に係る道路占用工事について、事態の緊急性を鑑み、手続きを簡略化する等、事前に道路管理者と協議するよう努める。

2 鉄道機関（鉄道事業者）

列車運転の安全確保に必要な路線及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し、施設の維持改良に努めるとともに、地震等自然災害に対処するため、次の整備を図る。

(1) 鉄道施設の耐震補強

新設建造物は、関係基準に従い設計し、その他については、関係官庁から新しい基準が出され、強化対策が必要となれば、計画的に強化を図る。

(2) 地震計の整備

沿線主要箇所の整備及び点検の強化を図る。

(3) 情報連絡設備の整備

防災情報システム導入による運転保安の強化を図る。

(4) 復旧体制の整備

- ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- イ 復旧用資材の配置及び整備

(5) 震災に対する訓練の実施と知識の普及及びマニュアルの充実

3 バス機関等（一般乗合旅客自動車運送事業者）

一般乗合旅客自動車運送事業者は、地震等自然災害に対処するため、次の整備を図る。

(1) 復旧体制の整備

- ア 災害要請に基づく派遣体制並びに乗務員の確保と車庫及び輸送に直接関係する建築物、保安施設、無線局の管理
- イ 震災に対する訓練の実施と知識の普及及びマニュアルの充実

(2) 情報連絡施設の整備強化

第3節 地盤災害防止計画

第1項 計画の主旨

地震による土石流、地すべり、がけ崩れ、地割れ、液状化、擁壁の倒壊等の災害が発生しないよう、住民への周知、適正な土地利用及び予防措置の指導、防災体制の整備等の対策を講じる。

第2項 市が実施する対策

1 現状

市域には、県が調査した山腹崩壊危険地区6箇所、崩壊土砂流出危険地区14箇所、県が平成25年度から令和6年度にかけて指定した土砂災害警戒区域238箇所がある。

土砂災害警戒区域等については、県により緊急施工の必要にある箇所から砂防工事等が実施され、危険区域内における有害行為の制限、防災措置の指導・勧告等がなされている。

また、これら危険箇所における警戒避難体制の確立等総合的な土砂災害対策が推進されている。

資料編2 防災上注意すべき自然的社会的条件

2 土砂災害の防止（危機管理部、産業振興部、土木部）

- (1) 急傾斜地崩壊等による災害予防のため、関係住民に対して、土砂災害警戒区域等の周知徹底を図る。また、がけ崩れ等を誘発するような危険行為を行わないよう指導するとともに、関係者自らがけ地等を観察して現状を把握するよう奨励する。
- (2) 必要に応じパトロール等を実施して、土砂災害警戒区域等について実態の把握に努め、被害の未然防止を図る。
- (3) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定された区域については、区域毎に警戒避難体制を整備する。
- (4) 警戒避難体制の整備に当たっては、災害情報の収集と伝達の円滑化を推進するため三重県土砂災害情報提供システムを活用する。

〔警戒避難体制の内容〕

- ア 避難所の設置
- イ 避難指示等の発令時期決定方法
- ウ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
- エ 避難誘導責任者
- オ 避難所の位置及び避難指示等の住民への周知
- カ 崩落危険箇所の把握
- キ 崩落危険箇所のパトロール
- ク その他必要事項

資料編2-11 土砂災害警戒区域

3 農業用ため池改修事業（産業振興部）

市域の農業用ため池は、水田の水源として重要な役割を果たしているが、老朽化が進んでいるものもあるため、緊急度が高い農業用ため池から耐震化や統廃合等の改修工事を実施する。

また、平成30年7月豪雨では、防災重点農業用ため池ではない小規模な農業用ため池で被害が発生したことから、国（農林水産省）により「防災重点農業用ため池」の具体的な基準が設定されたため、本市においても国の基準に基づき「防災重点農業用ため池」の見直しを実施した。

なお、ソフト対策として、「ため池ハザードマップ」を市公式ウェブサイト等で公表しているため、引き続き同マップの周知を図る。

資料編2-1 防災重点農業用ため池

資料編2-2 その他の農業用ため池

4 液状化対策（危機管理部、総務部、産業振興部、土木部、都市整備部）

- （1）地震時に発生する地盤の液状化対策については、地震災害対策の重要な事項であるため、地盤の液状化危険度調査を実施して危険地域の把握を行う。
- （2）危険地域内における公共工事については、液状化対策に十分配慮した施工を行う。
- （3）液状化危険地域については、市の広報やホームページ、関係窓口等において公表して、市民等に液状化対策の周知、啓発に努める。
- （4）個人住宅等の小規模建築物について、建築確認申請窓口等における住民等への啓発や、液状化対策に有効な基礎構造等についての周知等に努める。

5 宅地災害の防止（都市整備部）

がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、三重県宅地開発事業の基準に関する条例、鈴鹿市開発事業指導要綱等により、安全かつ良好な宅地の確保を図る。

- （1）宅地造成工事については、都市計画区域及びその他の地域に区分して、それぞれ一定規模以上の面積について、災害防止に重点をおいた技術基準に基づき、審査のうえ許可及び完了検査を実施する。
- （2）地域住民及び宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、県が毎年5月を宅地防災月間と定め、期間中は市・県合同で防災パトロールを行い、現地で適切な指導を行う。

また、宅地災害が発生する恐れがある場合には、県が改善指導などの措置を行う。

（3）がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域又は建築基準法第40条の適用区域に存在する危険な不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努める。

（4）被災宅地危険度判定体制の整備及び制度の周知

震災時に被災宅地危険度判定活動が円滑に行えるよう、県及び三重県建築物震後対策推進協議会と連携してその体制づくり及び制度の周知に努める。

資料編8-3 被災宅地危険度判定の判定拠点開設予定箇所

6 避難行動要支援者関連施設の土砂災害対策（危機管理部、こども政策部、健康福祉

部、土木部)

土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を含む土砂災害警戒区域等について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施するよう県に要請する。

7 土砂災害警戒区域に所在する配慮を要する者が利用する施設における警戒避難体制の整備（危機管理部、健康福祉部、こども政策部、教育委員会）

土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒区域内に所在する社会福祉施設、学校、医療施設などの配慮を要する者が利用する施設のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある（同法に基づく避難確保計画作成対象施設となった）場合については、予め施設の名称及び所在地をリスト化する。また、対象となる施設が避難確保計画を作成した際は、同計画に基づく避難訓練結果の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行うよう努める。

資料編2－13 土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成対象施設

第4節 建築物等災害予防計画

第1項 計画の主旨

地震から命を守るための防災対策として、建築物の耐震化や家具固定など、建築物の防災対策を実施する。

特に、防災上重要な公共施設については優先的に耐震性を強化することで避難所整備の有効な施策となる。

また、民間施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導するなど耐震性の強化を促進する。建築物の耐震化については、鈴鹿市耐震改修促進計画に基づき実施する。

第2項 市が実施する対策

1 対象となる建築物

(1) 公共建築物（各担当部）

災害時において、中枢拠点（消防署・消防団施設など）、情報拠点、医療救護拠点、避難収容拠点（学校等文教施設）など応急活動の中心となる公共建築物については、災害発生時に倒壊しないだけでなく、防災拠点としての機能が確保できるよう、設備の確保及び耐震対策に努める。

耐震性確保を図るため、建築物耐震診断基準に基づき耐震性能を調査し、大地震時に十分な耐震性を有していないと判断された場合には、耐震補強工事等必要な措置を講じる。

また、天井、壁等の非構造部材や照明、空調等の設備機器の落下、窓ガラス破損等の安全対策に努める。

(2) 一般建築物（危機管理部、都市整備部）

病院、社会福祉施設、学校、劇場等の不特定多数の住民が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として耐震改修促進計画で指定された道路沿道の建築物については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく耐震診断及び耐震改修の促進を指導する。また「建築基準法」に基づく定期報告制度などを活用し、防火設備、避難路等の安全性の確保について指導を行う。特に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた建築物の耐震化を促進する。

また、住宅等の小規模な建築物の耐震化を進めるため、専門家との協働による住民への働きかけを実施する。耐震診断や耐震補強の助成制度を設けるほか、木造住宅の無料耐震診断制度の周知活動や耐震相談会の実施など、耐震化に関する支援を行う。

(3) 窓ガラス等の落下防止対策（都市整備部）

地震時に建築物の窓ガラス、看板等の落下による危険を防止するため、道路に面した建築物を中心に、落下物が発生するおそれのある建築物の所有者又は管理者に

対して防止対策の啓発を行う。

(4) ブロック塀、石垣等対策（都市整備部）

ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性についての普及啓発を行うとともに、除却工事に対する補助制度の紹介などを行う。

特に、緊急輸送道路、災害ネットワーク道路、小中学校が指定する通学路の沿道又は避難地に隣接するブロック塀については、避難路等の安全性の確保について指導を行うとともに、補助制度により安全性の確保の支援を行う。

2 技術者の養成（都市整備部）

既存建築物の耐震診断、耐震改修を推進するため、関係団体が開催する建築士等に対する講習会を支援する。

3 被災建築物応急危険度判定制度の整備（都市整備部）

余震による建築物の倒壊や落下物による二次被害の防止を図るための被災建築物応急危険度判定を実施するために設けられる実施本部及び被災地あるいはその周辺に設置する判定拠点となる施設をあらかじめ選定する。また、判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う、応急危険度判定コーディネーターの確保に努める。併せて被災建築物応急危険度判定活動が円滑に行えるよう、マニュアル等の整備などの体制づくりに努める。

資料編 8－2 被災建築物応急危険度判定の判定拠点開設予定箇所

資料編 15－1 公共施設耐震対策状況

4 応急仮設住宅供給体制の整備（都市整備部）

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き室の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 建築物の耐震化

昭和56年以前に建てられた建築物については、耐震性が脆弱な建築物が多く存在することから、建築物の所有者は耐震診断や耐震改修を行うよう努める。

2 ブロック塀の倒壊防止

ブロック塀の所有者は、日頃から維持管理に努め、危険性のあるブロック塀については、撤去、補強又は生け垣等への変更を行うよう努める。

3 家具の転倒防止

建築物の耐震性が十分に確保されていても、家具の転倒による屋内での被害の発生を防止するため、家具の転倒防止に努める。

第5節 地震火災の予防計画

第1項 計画の主旨

地震等自然災害発生時には、火気器具の転倒、落下などによる火災が、同時に多数の地点で発生することが想定される。

また、道路の損壊や転倒物が道路を閉塞して消火活動が阻害され、大火災となる可能性も高くなる。

このような地震火災による被害を防止するため、次の対策を講じる。

資料編3-1 消防水利状況

第2項 市が実施する対策

1 出火予防対策（危機管理部、消防本部）

地震火災の特徴としては、地震の発生から1時間以内に同時に多数の地点で出火することが挙げられる。したがって、避難開始までに十分な出火予防対策を図りつつ、延焼に至らないための初期消火活動が重要であり、この点を重視して予防対策を行う。

（1）一般家庭に対する指導

ア 防火思想の普及

地震及び地震火災発生時の各家庭での行動、特に「地震時の火の始末」について、パンフレットや各種講習会等を通じて普及に努める。

イ 初期消火の推進

家庭における初期消火設備の必要性を広報し、家庭における消火器等の設置を推進する。

また、防災訓練等の機会を利用して、実際に消火器を使った初期消火の方法を習得させる。同時に住民の安全を考慮して、初期消火活動の限界についても指導する。

ウ 電気火災対策の推進

地震時には、電気に起因する火災が多数発生していることを踏まえ、その予防を図るため、感震ブレーカーの設置を推進し、各地域の実情に即した普及に係る取り組みを促進・支援するように努める。

また、感震ブレーカーの普及推進に関する具体的な計画の策定を目指し、感震ブレーカーの普及を効果的に進めるため、防災機関や消防機関のみならず、関係部局、関係事業者等と連携し、普及推進体制を構築するよう努める。

（2）自主防災組織の育成・指導

地域での防火思想の普及と初期消火の推進を図るため、自主防災組織の育成・指導に努めるとともに、地域住民が発災直後に円滑な初期消火を行うための資機材を整備する。

（3）消防団の育成・指導

消防団は地域防災の要であり、的確な防災活動を遂行するために必要な消防団員

の確保に努めるとともに、入団促進、イメージアップ活動を行う。

また、火災発生時において効果的な活動ができるよう訓練指導を行う。

(4) 防火管理者の育成・指導

防火管理者制度は、自主管理体制の確立の点から重要な制度であり、各種の防火管理者講習会、広報誌等を通じて防火管理者の育成・指導に努める。また、防火管理者が作成する消防計画や防火対象物関係者が実施する消防訓練がより実態に即したものとなるよう指導する。

(5) 自衛消防力の強化育成

火災に対する初期消防体制の万全を期するため、事業所における防火管理者制度の徹底と結びつけて、自衛消防組織の指導育成を行うとともに、各地区の自治会が組織する自主的消防・防災組織に対して積極的に指導育成を行い、災害に強いまちづくりを目指す。

(6) 予防査察指導の強化

消防法に基づき、必要に応じて全ての事業所、不特定多数の者を収容する施設及び危険物施設等に対して火災予防のための立入検査を行う際に、地震時の防火安全対策について、関係者に指導する。その際、消防関係法令に適合しないものについては速やかに是正するよう指導する。

2 延焼予防対策（消防本部）

(1) 消防力の強化

地震火災対策推進のため、消防署、消防団の車両等の整備強化を図る。また、地震時には水道管の破損等によって消火栓の使用が不能になる場合も考えられるため、耐震性防火水槽を市内全域に計画的に整備するとともに、プール等の貯水施設についても常時使用が可能となる措置を図る。

さらに河川等、自然の水利を取水し、非常時には消火用水として利用できるよう調査改修し、維持管理に努める。

(2) 地震発生時の対策

地震時における広域的な火災防御活動及び住民救出活動の効果的な実施を図るため、次の事項について対策を検討する。

- ア 消防職員、消防団員等の緊急参集体制の整備
- イ 地震時においても使用可能な水利の確保
- ウ 倒壊家屋からの住民の救出及び避難行動要支援者の救助体制の確立
- エ 火災の早期覚知、通報体制の確立
- オ 地震時に特に大きな被害が予想される地区の把握

3 空中消火

火災の発生状況によっては、陸上における消火活動では鎮圧できないことが予想されるため、三重県防災ヘリコプターを活用するほか、陸上自衛隊の支援を受け、空中消火活動の実施を要請する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 出火予防対策

家庭における初期消火の重要性を理解し、消火器や感震ブレーカー等を設置する。

また、地域ぐるみの消防訓練、防災訓練等に積極的に参加し、実際に消火器を使った初期消火の方法を体験することから、初期消火に関する知識、技術を習得する。
併せて、初期消火活動の限界についても理解する。

第6節 危険物施設等災害予防計画

第1項 計画の主旨

危険物、ガス、毒劇物及び火薬類は、その取扱を誤ると、火災、爆発、中毒等の特殊な災害の要因となり、災害を誘発する恐れがあるため、危険物等の施設管理者、所有者又は占有者は、災害の予防についてその責務を十分認識するとともに、防災関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

第2項 市等が実施する対策

危険物施設

1 危険物製造所等に対する指導（消防本部）

消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下、「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、また、特定危険物施設に対しては、予防規程の作成及び施設保安員制度、自衛消防組織の確立について指導し、法令基準に適合するよう維持管理されているか、その確認を行う。

また、関係法令に基づく構造、設備基準の遵守及び、設置地盤に応じた施設の耐震化、耐浪の促進等、その都度災害予防上必要な指導を行う。

2 危険物輸送車両に対する指導（消防本部）

消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者、運転者に対し移送及び運搬並びに取扱基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、警察の協力を得て、必要に応じ路上取締りを実施し運転者への直接指導を行う。

3 保安教育の実施（消防本部）

危険物製造所等の施設管理者、所有者又は占有者（以下、「管理者等」という。）は、取扱者に対し、保安教育訓練を実施し安全管理の徹底を図る。消防機関は管理者等が行う保安教育、訓練について、必要な助言指導を行う。

L Pガス、都市ガス

L Pガス及び都市ガス（以下、「ガス」という。）による災害を防止し、公共の安全を確保するため、防災関係機関、L Pガス販売事業者、都市ガス事業者及び取扱者（以下、「ガス事業者等」という。）並びにガス消費者の保安体制を確立するとともに、火災、爆発等の災害予防に万全を期する。

1 保安、防災体制の確立（消防本部）

「高圧ガス保安法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく取扱について技術上の基準に適合するよう関係事業者に対し指導するとともに、消防法の規定による届出を励行させ災害の防止と公共安全の確保に努めるほか、関係事業所の指導と技術上の基準適合を維持するため、製造、販売、貯蔵、消費設備等各場に対する立入検査を実施し、違反施設に対しては、法令に適合させるよう指導する。

2 土木工事におけるガス埋設管の安全対策（土木部等）

（1）道路管理者及び警察機関は、ガス管等の埋設されている道路について、道路法に基づく道路の占有許可を与える際には、当該申請者に対し、次の事項について、指示又は条件を付する。

ア 地下埋設物の管理者と十分協議のうえ、工事施工箇所の地下埋設物の位置を確認できる図面を提出すること。

イ 掘削の際は、工事による地盤沈下、崩壊予防並びに地下埋設物を防護するための十分な対策を講ずること。

ウ 地下埋設物に影響のある掘削は人力により施工すること。

エ 工事着工の前日までに鈴鹿市消防署等関係機関及び地下埋設物の管理者に工事予定期間を了知させるとともに、危険防止について協議し指導助言を受けること。

オ 工事箇所についての通行止め、迂回路、危険箇所等の標識を要所に設置すること。

カ 工事の施工を下請させる場合において、元請者は、上記事項を十分周知徹底させること。

3 緊急時の対応

ガスの供給停止は、原則としてガス事業者が行うものとするが、ガス漏れ等の現場に、消防又は警察機関がガス事業者よりも先に到達した場合等で、消防又は警察機関がガス災害の発生を防止するため、緊急やむを得ないと認める場合は、消防又は警察機関がガスの供給遮断を行う。

高圧ガス

工事等において、取り扱われている高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、県は各施設の把握に努め、火災、爆発等の災害予防に万全を期する。

毒物劇物

災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等不測の事態に備えて、次の事項の徹底を図る。

- （1）毒物及び劇物危険防止規定の策定
- （2）定期点検及び補修の実施
- （3）安全教育及び訓練の実施
- （4）事故対策組織の確立

第3項 危険物施設等を管理する事業者が実施する対策

危険物施設

1 危険物所有等所の予防対策

管理者等は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

(1) 火災、爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災、爆発防止のための必要な措置を講じる。

(2) 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に実施できるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な措置を講じる。

また、関係法令に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、設置地盤の状況をよく調査し、施設の耐震化、耐浪の促進に努める。

(4) 保安体制の整備、確立

管理者等は、緊急時における保安体制の整備と市、消防機関等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

(5) 従事者に対する教育訓練

管理者等は、定期的にあるいは必要が生じた際は、その都度教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

資料編 12-1 危険物施設地区別状況、

資料編 12-2 市内主要危険物施設状況

LPガス、都市ガス

1 資料の提供

(1) ガス事業者は、集合供給施設及び大型企業、地階、中高層建築物等並びに不特定多数の者が出入りする建築物で、関係機関が必要と認める場所におけるガス導管及び遮断装置の設置状況及び場所を示す図面並びに保安規定、その細則、その他の資料で防災活動上必要なものを、必要とする関係機関に提出する。

(2) 各関係機関は、ガス漏えい防除に必要な施設及び資機材等の資料を相互に交換する。

2 ガス供給施設の安全対策

(1) ガス事業者等は、防災上必要と認める箇所にガス遮断装置を設置する。

(2) ガス共同供給施設を有する防火対象物の管理者は、ガスが滞留する恐れのある場所に、漏えいした場合、これを検知し、警報する設備を設置するよう努める。

3 ガス供給施設等の管理の徹底

- (1) ガス事業者等は、ガス供給施設の点検を定期的を実施し、施設の管理を徹底する。
また、関係法令に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、設置地盤の状況をよく調査し、施設の耐震化、耐浪を促進に努める。
- (2) ガス事業者等は、ガスの消費施設の点検を定期的に行うとともに、消費者に対し保安指導を行う。
- (3) 各関係機関は、平素からガス災害対策上必要最小限度の資機材を確保しておく。
 - ア 可燃性ガス検知器、可燃性ガス測定器
 - イ 酸素、有毒ガス測定器
 - ウ 空気呼吸器
 - エ 耐熱服
 - オ 放水台座
 - カ エアーソー
 - キ 防爆型懐中電灯
 - ク その他必要な災害対策用資機材

4 土木工事におけるガス埋設管の安全対策

- (1) ガス事業者等は、工事中の巡回点検、指導を強化するとともに、必要に応じ安全点検を行うこと。
- (2) ガス事業者等は、事故発生に備え、緊急車の配置とガス検知器等の防災資機材を常時整備すること。
- (3) 大口ガス消費者は、責任者を定めガス使用開始時及び終了時に、必ず設備の点検を行うよう努める。

5 緊急時の対応

- (1) 電気事業者は、消防及び警察機関との協議により、ガス漏れ現場等の電源を速やかに遮断する。
- (2) 大口ガス消費者は、ガス漏れ等の異常時における避難誘導及びガス事業者等への通報訓練等を行う。
- (3) 二次災害の抑止活動
ガス遮断後のガス供給再開は、二次災害発生の防止を図るため、ガス事業者が行う。

6 ガス消費者に対する啓発

ガス事業者等は、ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため、ガスが漏れいした場合等危険防止のための必要な措置を記した広報パンフレットを配布し、必要な啓発を行う。

第4項 市民が実施する対策

ガス消費者は、安全装置付きガス器具を設置するよう努めるとともに、ガス器具を使用する場所に、ガス漏れ警報器を設置するよう努める。

第7節 文教対策計画

第1項 計画の趣旨

災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員 の生命、身体 の安全並びに学校その他の教育機関の土地・建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）、設備を災害から防護するため、管理者は、次に掲げる事項について必要な計画を策定しその推進を図る。

第2項 市が実施する対策（文化スポーツ部、教育委員会）

1 防災上必要な組織の整備、安全教育

地震発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、文教施設では平常時から地震に備え、教職員等の任務の分担及び相互の連携等についての組織を整備する。

また、児童生徒等に対して三重県教育委員会が作成した「防災ノート」を利用した授業などを実施し、防災上必要な安全教育（ホームルーム活動等）や研修を行うとともに防災意識の向上に努める。

公民館講座等においても、防災関係講座を開催するなど市民の防災意識向上に努める。

2 防災上必要な計画及び訓練

教職員及び児童生徒等の防災に対する意識の向上を図るとともに、地震発生時に迅速かつ適切な行動が取れるよう避難等に関する防災計画をあらかじめ定め、定期的な訓練に努めるとともに、津波浸水予測区域内の文教施設においては、津波避難訓練を実施し、訓練後は、津波避難訓練結果を検証し、避難経路等を改善するよう努める。

文教施設における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会、生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

なお、津波浸水予測区域外の文教施設においても、啓発・訓練等により、津波に関する知識の習得を図るよう努める。

3 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

4 施設等の安全確保（教育委員会、文化スポーツ部）

文教施設、設備等を災害から防護し、児童生徒や利用者等の安全を図るため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、改修工事等により改善を図る。

また、文教施設は、災害時に避難場所として使用するため、十分な安全性の確保に努める。

5 文化財の安全確保（文化スポーツ部）

貴重な文化財を災害から防護するため、保管設備の安全確認を定期的に行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。文化財の所有者または管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たり、災害からの防護措置に努める。

また、古文書等の貴重な資料については、その所在を計画的に調査し、災害等に対応できるよう記録しておくとともに、災害前の文化財の状況を詳細に記録しておくため、映像、及び写真等の確保に努める。

資料編 16－19 市内指定文化財一覧

6 児童生徒の安否確認の手段の検討（教育委員会）

非常時における児童生徒の保護者との連絡手段を検討する。また、災害時における家庭訪問に関するルールや実施方法を検討するとともに、児童生徒が避難所に避難した場合の情報収集の方法について検討し、保護者との共有に努める。

第3項 市民や地域が実施する対策

古文書等文化財の所有者または管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たるものとし、災害からの防護措置に努める。

第8節 通信整備計画

第1項 計画の主旨

地震が発生した場合、防災関係機関相互の連絡や地域住民に地震や津波に関する正確な情報を、迅速に収集伝達することが災害対策を行う上での基本となる。しかし、地震発生時には、電話などの有線通信網は被害を受けて不通になることや、直接被害を受けなくても通信の殺到のため輻輳^{ふくそう}によって機能を果たせなくなる恐れが想定される。災害時においても、通信を確保するため、防災行政無線システム(Jアラート：全国瞬時警報システムを含む)等をはじめ、多様な通信手段の整備に努め、通信体制の強化を図る。

また、整備したシステムは適切な運用管理を行い、必要に応じ定期的な訓練を行う。

第2項 市が実施する対策

1 防災行政無線（危機管理部）

防災行政無線は、停電時や一般の電話回線が不通になった際も情報共有・情報伝達が可能なことから、災害時においても確実に利用できるよう、定期的に保守点検や訓練を行う。

なお、本市では以下の防災行政無線を配備している。

(1) 三重県防災行政無線

三重県は県全域に衛星系・地上系の2系統の防災行政無線網を設置・運用しており、本市には端末固定局として2局（鈴鹿市・鈴鹿消防）が設置されている。

(2) 鈴鹿市防災行政無線

デジタル移動系無線システムを市の各部署、防災関係機関及び生活関連機関に配備し、運用する。

また、直接市民に情報伝達を行うため、デジタル同報系無線システム（モーターサイレンを含む）を運用する。

なお、両システム（モーターサイレンを除く）は停電時にも対応できるよう整備を行った。

資料編 16-11 鈴鹿市防災行政用無線局管理運用規程

資料編 16-21 モーターサイレン設置場所一覧

2 その他の行政無線（上下水道局、消防本部）

防災行政無線のほか、市では日常業務に使用する無線設備として消防救急デジタル無線、鈴鹿市上下水道無線を整備している。

消防救急デジタル無線は、高機能消防指令システムとの連携をしている。

これらの設備は、災害発生時において有線通信系統が不通になった場合に、災害に関する通信のために使用する。

また、災害が発生した場合に、消防団が円滑な消防活動を行うための無線を整備している。

資料編 16-12 鈴鹿市消防無線局一覧

資料編 16-13 鈴鹿市署活系アナログ無線 識別信号

3 アマチュア無線（危機管理部）

災害時に有線通信系統、無線通信系統が使用できなくなった場合または使用することが困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規程に基づく非常無線通信の活用を図る。

このため、平成18年4月28日に締結した「アマチュア無線による災害時応援協定」に基づき、災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿に協力を求め、非常無線通信体制の整備に努める。

4 電話回線の優先使用（総務部）

災害時の電話回線の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（基本法第79条）を確保するため、NTT西日本株式会社三重支店とあらかじめ協議を行い、使用手続を定める。

5 防災情報伝達手段の整備（各部）

市民に迅速的確に災害情報を提供するため、インターネット、メール、携帯電話、ケーブルテレビ、コミュニティFM等情報媒体の活用を普及・推進する。

また、市職員は災害対応に迅速に対応できるよう、参集メール等に登録を行い、管理者は登録状況を管理し、定期的に訓練メールを配信する。

なお、避難所等においては、Wi-Fi設備等のインターネット環境の整備に努める。その情報取得方法の一つとして、地域BWA（ブロードバンド・ワイヤレス・アクセス）事業者と協力して整備を行い、地域BWAに対応する無線LAN端末を設置するように努める。

6 要配慮者への配慮（危機管理部、総務部、健康福祉部）

高齢者、障がい者、日本語が理解できない外国人等の要配慮者にも配慮した、わかりやすい情報伝達、収集の手段及び体制の整備を図る。

7 特設公衆電話の設置（危機管理部）

避難所における避難者の連絡手段を確保するため、避難所となる施設に対し、西日本電信電話株式会社三重支店と協力し、特設公衆電話を設置するように努める。

資料編 16-22 災害時特設公衆電話設置箇所一覧

8 DONET（地震・津波観測監視システム）の活用（危機管理部）

津波の到達時間、津波高、津波浸水予測等を迅速的確に情報を得るため、県が地震・津波対策の一環として実施するDONET（地震・津波観測監視システム）の活用を図る。

第3項 市民が実施する対策

市民は、複数の情報媒体から防災情報を取得できるよう準備に努める。災害時には、市や関係機関に対して被災現場の状況を連絡するように努める。（電話、メール、すずか減災プロジェクトへの投稿等）

第9節 備蓄資材・機材等の整備計画

第1項 計画の主旨

地震時における救助活動、被災者の救援救護活動を行うために必要な物資は、発災直後の物資確保の困難性及び道路障害による輸送の困難性を考慮し、一定数量を市内各所に分散備蓄する。

非常食料、生活物資の備蓄については、「鈴鹿市備蓄計画（令和5年度策定）」に基づいて、対策を実施する。

なお、備蓄の整備は、過去最大クラスの南海トラフ地震の被害想定を基に、基幹収容避難所への効果的な分散備蓄に努めるほか、津波浸水等を考慮し、備蓄物資の保管場所及び再配置等の内容を考慮して実施する。

また、地域や市民においても食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努める。

第2項 市が実施する対策

1 備蓄資材・機材等の点検整備（各担当部）

それぞれの資機材等は、下記の点検責任者が平常時から点検整備を行い、不足するものについては、迅速に補充等、整備する。

対象となる資材・機材の種類	点検責任者
飲料水の応急給水に必要な機械器具	経営企画課
医療（助産）・救護に必要な応急処置資材	地域医療推進課
防疫に必要な薬品器具	環境政策課
地震・津波又は火災に必要な資材器具	消防課
災害対策本部及び支部等の自家用発電機	管財課・地域協働課

各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画を作成し、実施する。

点検、整備は次の事項に留意し実施する。

（1）資機材等

数量の確認、不良品の取替え、薬剤等の効果測定など

（2）機械類

不良箇所の有無及び故障の整備、不良部品の取替え、機能試験の実施など

2 非常食料、生活物資の備蓄（危機管理部、上下水道局）

市は、感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄物資の数量目標が設定された「鈴鹿市備蓄計画（令和5年度策定）」をもとに、企業等の協力を得ながら、あらかじめ調達体制を構築しておく。

また、年に1回、備蓄状況を公表する。

なお、物資や機材等の管理は、「新物資システム（B-PLo）」等を活用して行う。

（1）非常食料の備蓄

過去最大クラスの南海トラフ地震の発生から1日後の避難所への避難者数12、

000人を想定し、企業等との協力や国によるプッシュ型支援が開始されるまでの発災後2日間分の非常食（1人1日あたり1、200キロカロリー分）及び乳幼児用のミルクを備蓄する。なお、非常食は津波浸水予測区域外の基幹収容避難所（津波対応収容避難所等（第3部第2章第10節参照））に備蓄するよう努める。

（2）生活物資の備蓄

生活物資として、紙おむつ、生理用品、非常用トイレ（マンホールトイレ、簡易トイレ、トイレ処理袋等）、非常用照明、発電機等を災害時に収容避難所となる小・中学校を中心として市庁舎防災備蓄倉庫、公民館、AGF鈴鹿体育館防災倉庫、武道館等に分散備蓄を行う。なお、毛布については、非常食と同様、津波浸水予測区域外の基幹収容避難所（津波対応収容避難所等（第3部第2章第10節参照））に備蓄する。

※津波浸水予測区域内の小学校6校については、風水害等を考慮し、毛布の備蓄を1校あたり100枚程度とする。

資料編3-2 備蓄資材

（3）飲料水の確保

災害時の飲料水については、小中学校等の受水槽、飲料水兼用耐震性貯水槽、送水場などの施設及び防災協定等により飲料水を確保する。

また、大規模災害時において貯水された水を直接取水できる緊急取水拠点施設の位置等に関する広報等を実施する。

（4）生活用水の確保

トイレ等に使用できる生活用水については、小・中学校等に設置された防災井戸を維持管理するほか、設置場所や使用方法などの周知を図る。

また、災害時協力井戸登録制度の周知を図り、市民の協力を得られる体制を構築する。

3 備蓄に関する啓発（危機管理部、上下水道局）

市は、市民等が各家庭において最低3日分の非常用の食料、飲料水、生活用品の備蓄をするよう、啓発を行う。また、循環備蓄（ローリングストック）の方法や実用性についても周知を図る。

4 多様なニーズへの対応（危機管理部、産業物資対策部）

地震災害時には多種多様な支援物資が送付されることもあることから、ニーズ把握のための手段等を検討する。

5 大規模停電を想定した資機材等の整備（危機管理部）

地震時には、市内の広範囲で大規模停電の発生が想定されるため、非常用発電機等のほか、非常用ポータブル電源の配備に努める。また、津波浸水予測区域から多くの避難者が避難することが想定される「津波対応収容避難所」については、停電時電源切替装置の整備に努める。

資料編16-23 停電時電源切替装置設置箇所一覧

第3項 市民や地域が実施する対策

1 個人での備蓄

市民は、「自らの身は自らで守る」という防災の原則に基づき、最低3日分の食料(そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルト食品、缶詰など)及び飲料水(缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど)を、非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。

2 事業所における備蓄

事業所や企業等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民等も考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。

第10節 避難対策計画

第1項 計画の主旨

市は、関係機関と協力し、帰宅困難者や要配慮者に配慮して、避難場所及び避難路を整備するとともに、これらの施設等の周知など、総合的な安全性の向上を図る。また、災害時に市民の避難誘導が迅速に行えるよう努める。

第2項 市が実施する対策

避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、日本語が理解できない外国人等の要配慮者や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。

また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き室の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう整備を図る。

1 避難場所等の指定（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、こども政策部、産業振興部、都市整備部、教育委員会）

市は、警察署及び他の防災関係機関と協議して、避難場所をあらかじめ指定しておく。指定にあたっては、基本法第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所（洪水や津波等の災害種別ごとに市町が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所）及び指定避難所（基本法第49条の7第1項の規定に基づき、市町が指定する、規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所）の指定を行う。

また、南海トラフ地震（過去最大クラス）の被害想定に基づき、本市の収容避難所の位置付けを明確化し、役割に応じた収容避難所の整備方針の策定し、収容避難所の機能強化を図る。

なお、避難所の指定後は避難所等を表示した案内図、案内板等を設置し、市民や来訪者等に対する周知を行うほか、防災マップの配布や広報活動等を適時実施し、避難場所の周知徹底を図る。

※参考 南海トラフ地震（過去最大クラス）発生時における最大避難者数

	発災1日後	発災7日後
避難所における避難者数	揺れや津波等により住居を失った者 12,000人	左記に、断水による生活困窮者を加えた者 19,000人

出典：平成25年度三重県地震被害想定調査結果

（1）避難場所の種類

ア 緊急避難所

緊急に避難しなければならない場合に、一時的に避難する近くの施設

（地域の自治会等で管理し、緊急時にすぐに開放できる集会所等の施設）

- イ 収容避難所（基本法第49条の7に基づく指定避難所）
災害により住居を失った方などが長期的に避難する施設（官公庁が所有する施設で、ある程度の人員を長期間収容できる施設）
- ウ 避難地（基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所）
地震や火災などの場合に一時的に避難する公園、広場等
- エ 教育関係緊急避難予定場所
児童・生徒の登下校中に地震が発生した場合に避難する施設で、緊急避難所、収容避難所、避難地の中から指定する。
また、児童・生徒と保護者の間で避難先等の情報を共有する。
- オ 福祉避難所（旧名称：二次避難所）
収容避難所での生活が困難な高齢者や障がい者の方など、特別な配慮が必要な者が避難する施設
- カ 津波避難ビル（基本法49条の4に基づく指定緊急避難場所）
津波を伴う地震が発生した場合、津波から一時的に避難するための施設
（津波の逃げ遅れ等から身を守るため、地域住民等が一時的又は緊急に避難するための高台又は建築物）

資料編 16－5 防災に関する協定一覧

（2）収容避難所の位置付け

ア 基幹収容避難所

収容避難所のうち、小・中学校全校の体育館及び市立武道館の41施設を基幹収容避難所として位置付ける。

なお、基幹収容避難所のうち、12施設（旭が丘小学校・稲生小学校・一ノ宮小学校・箕田小学校・玉垣小学校・旧天名小学校・天栄小学校・白子中学校・神戸中学校・千代崎中学校・天栄中学校、及び市立武道館）を津波対応収容避難所とし、避難者が多数発生することを想定し、屋内運動場（体育館）等に停電時電源切替装置の整備、ガソリン及びLPガスの使用可能な可搬型非常用発電機等の配備を実施するとともに、非常食、生活物資、防災資機材の充実を図る。

イ 公民館

公民館31施設を基幹収容避難所での長期避難生活が困難な避難行動要支援者等を収容する避難所として位置付ける。

ウ その他の収容避難所

基幹収容避難所や公民館等が被災したことにより開設が不可能となった場合や、想定を超える多数の避難者が発生した際に開設する施設として位置付ける。

資料編 4 避難場所等

（3）避難場所の留意事項

- ア 公園、広場等のような、相当な広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽があること。
- イ 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建築物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。

ウ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品のないこと。

エ 地割れ、崩落等のない土質の土地及び安全性や耐火性のある建築物であること。

オ 延焼の危険があるとき、又は収容人員の安全度を越えたときは、更に別の場所へ避難移動できること。

カ 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。

キ 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。

ク 仮設テントの設置に配慮すること。

(4) 収容避難所の留意事項

ア 長期にわたる避難を想定し選定すること。

また、学校については空き教室などを活用し、平時から防災施設としての整備を図っておくこと。

イ 施設の管理者不在時の開設体制を事前に取り決めておくこと。

ウ 高齢者や障がい者等避難行動要支援者に配慮した、福祉避難所の確保について検討及び指定等をしておくこと。

エ 授乳室や男女別の物干し場、更衣室の臨時の設置等、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や避難行動要支援者等に配慮したスロープ等の環境整備に配慮するとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図っておくこと。

オ 男女のニーズなど多様な視点に立った整備を図ること。

カ やさしい日本語やピクトグラム（視覚記号）を利用し、日本語が十分に理解できない外国人避難者に配慮した情報伝達体制の整備を図ること。

キ 収容避難所の備蓄物及び防災資機材については、収容避難所の開設頻度や想定避難者数等を考慮の上、基幹収容避難所及び公民館から優先的かつ計画的に整備を図ること。

ク 感染症対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすため、一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。

ケ 良好な生活環境を維持するため、あらかじめ施設の区割り等のマニュアルの作成に努めること。

(5) 津波一時避難場所（津波避難ビル）の留意事項

ア 津波浸水予測区域内に立地し、頑丈で高さのある施設を把握しておくこと。

イ 津波浸水予測区域外への避難行動が遅れ、逃げ遅れた人向けに、公共及び民間の施設をあらかじめ指定しておくこと。

ウ 逃げ遅れた人の多数は、障がい者、足の不自由な傷病人等の避難行動要支援者を想定し、その支援体制が整備されるように努めること。

エ 津波避難ビルにおける外付け階段等の高さ、幅、構造に留意し、あらかじめ、車椅子の規格幅が適するか把握に努めること。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

オ スロープ等がある場合、勾配や総延長から、津波避難ビルに適するか否か検討

を図ること、またその場合の対策に努めること。

カ 津波避難ビルに避難した場合は、火災による危険がない限り、津波警報が解除されるまで移動しないよう、周知を図ること。

2 避難場所等、避難路の整備（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、こども政策部、産業振興部、土木部、都市整備部、教育委員会）

市は、災害により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域における、公園、緑地、広場その他の公共空間を避難場所として、また、それらの避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路等を避難路として、市の公共施設等総合管理計画と整合を図って整備を検討する。

収容避難所の整備にあたっては、暑さ・寒さ対策のための空調設備等の導入、断水時に備えた生活用水の確保に努めるとともに、スフィア基準を踏まえて1人あたり3.5㎡以上の居住スペースの確保や、発災時からの簡易ベッドやパーティションの設置、衛生的なトイレ環境の整備、温かい食事の提供や入浴機会の確保のための体制整備に努める。

基幹収容避難所及び公民館については、多数の避難者を受け入れることから、生活確保のための水、食料などの非常食の他、停電対策、感染症対策等の防災資機材を備蓄する。

なお、多くの避難者の発生が予想される津波浸水予測区域に隣接する津波対応収容避難所については、避難所生活の要となる電力を確保するための設備等を整備する。

3 令和5年度までに実施した収容避難所（小中学校）の整備内容

（1）飲料水対策

ア 受水槽の改良（非常時には直接取り出せるよう改良）

イ 車載式布製水槽の配備（飲料水の輸送に利用する。）

（2）生活用水対策

ア 防災井戸の新設（トイレ用水等に使用する。）

資料編3-3 緊急取水拠点等一覧（飲料水）

資料編3-4 緊急取水拠点等一覧（生活用水）

（3）災害備蓄室（備蓄倉庫）の設置

空き教室を活用、又は倉庫の設置（食料・毛布・非常用トイレ等を備蓄）

（4）停電対策（非常用照明と発電機、停電時電源切替システム（エレクピース）を配備）

資料編3-2 備蓄資材

資料編16-23 停電時電源切替装置 設置箇所一覧

（5）その他（資材運搬用リヤカー、避難所用防犯ブザー、担架等を配備）

4 津波浸水区域内に所在する小学校、中学校における備蓄物資に関する対策（危機管理部、教育委員会）

津波浸水予測区域内にある小学校、中学校の備蓄倉庫は、津波等による浸水の影響を受けない適切な場所に移設するように努める。

5 避難標識等の設置（危機管理部、都市整備部、土木部）

市内主要地点、緊急避難所、収容避難所、大規模避難地の入口等に案内板、表示板を整備し、平常時からの住民意識の向上、災害時の避難誘導を図る。

また、津波浸水予測区域内において、各管理者と協議して道路や施設に津波警戒標高表示板を設置及び維持管理する。

6 避難指示基準の策定（危機管理部）

地震災害に伴う避難指示を行うことを想定し、「鈴鹿市避難情報等の判断・伝達マニュアル」を整備し、適宜見直しを行う。

7 避難誘導體制の整備（危機管理部、健康福祉部）

避難に当たっては、高齢者、障がい者、日本語が理解できない外国人、乳幼児、病人等の要配慮者を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の協力が必要となることから、あらかじめ協力を要請しておく。

帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所を指定するとともに、鉄道事業者、警察署、事業所、自主防災組織等と協力して帰宅困難者誘導體制の構築を図る。

また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図る。

8 避難所運営（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部）

避難所の円滑な運営を図るため、避難行動要支援者等に配慮した具体的な避難所運営方法を定め、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。

また、地域に対しては避難所運営マニュアルづくりが促進されるよう助言等支援を行うよう努める。

9 車中避難者に関する対応の検討（危機管理部）

ショッピングセンター駐車場や公共施設等の広場では、車中避難者が発生し、狭い車内での長期避難が原因となり健康状態の悪化が想定されるため、三重県避難所運営マニュアル策定指針を参考に、車中避難者の把握や支援等の方法について検討する。

10 優先開設される避難所に関する周知（危機管理部）

大規模地震災害においては、余震等による建物崩壊等の二次災害を防止することを目的とし、主に基幹収容避難所と公民館等が優先的に市職員や建築士等により建築物の安全点検が実施される。その後、安全確認がとれた施設から開設されるため、優先開設される避難所に関する周知を防災マップや防災研修会を通じて周知する。また、津波発生時においては、津波浸水予測区域内の収容避難所など、開設されない避難所があることも併せて周知する。

11 指定管理者に対する事前協議（各担当部）

避難所となる施設等の管理を指定管理者に委託している部は、災害発生時に施設が避難所として使用されることを想定し、災害時における連絡方法や施設の開設等について事前に協議する。

12 避難所運営委員会に関する事前周知及び訓練（危機管理部、地域振興部）

地域内の住民が主体的かつ円滑に避難所の開設及び運営を行うため、運営委員会の必要性について地域づくり協議会等に対して周知を図る他、避難所運営委員会の運営訓練等の実施を支援する。

13 避難所外避難者対策（危機管理部）

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所における避難所外避難者対策を推進する。

14 感染症対策（危機管理部）

地域の実情に応じた避難所運営における感染防止対策等を講じるよう努める。

また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難場所として活用することを検討する。

15 広域避難の実施

避難先を市内の避難所とすることが困難であり、かつ、避難者の生命又は身体を災害から保護するため当該避難者を一定期間他の市町に滞在させる必要があるときは、その受入れについて避難先の市町と協議する。

また、三重県を通じて他の都道府県の市町村から広域避難の受入協議を求められた場合、被災者の受入について協議する。

なお、避難者の受入れを他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を県に要求する。

16 避難者の大規模移送（危機管理部）

避難者の大規模な移送が必要であり、市にて措置できない場合は、三重県へ要請し、災害時における緊急・救援輸送に関する協定（三重県にて締結）に基づき、（公社）三重県バス協会の協力を得るなどにより、避難者の移送を行う。

17 原子力災害時における広域避難者の受入れ（危機管理部）

原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定書に基づき、広域避難の受入れ要請があった際には、避難所を開設する。

18 その他（各担当部）

他の自治体に避難する被災者に対して必要な情報や支援サービスの提供ができる体制の整備を図る。

第3項 市民や地域が実施する対策

地域の防災研修会や防災訓練等に積極的に参加し、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「My まっぷラン+（プラス）」や、防災マップ、津波ハザードマップ、液状化危険度マップ等を参考に避難場所や避難ルートを地域自らが複数設定の上、平常時から避難訓練等を実施し、確認しておく。

また、共助の観点から避難者や地域住民が助け合って避難所生活ができるよう避難所の運営について話し合いを行う。

特に留意すべき内容は次のとおりである。

- （１）各地域において、地区防災計画を策定することに努める。
- （２）避難所での円滑な運営を図るため、地域特性に応じ、あらかじめ具体的な避難所運営方法等を記載した避難所運営マニュアルの策定に努める。
- （３）要配慮者の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。
- （４）要配慮者が参加できる避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。

- (5) 要配慮者及びその家族は、地域活動（防災訓練など）に積極的に参加し、災害時において場合によっては、手助けが必要な状況を理解してもらえるよう、関係構築、交流に努める。
- (6) 避難行動要支援者は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住民等地域支援者及び支援団体等へ必要な情報を提供し、市へ個別避難計画登録申出を行う。
- (7) あらかじめ、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所の位置、現況の避難経路を確認し、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。
- (8) 平常時から、最低3日分の食料品と水を用意する。
- (9) 日本語が十分に理解できない外国人等への情報提供方法等について決めておく。
- (10) 各自でマスクや消毒液等を備蓄するなど、感染症予防用品を用意する。

第11節 防災知識の普及計画

第1項 計画の主旨

地震被害を軽減するためには、市民一人ひとりが、自助「自らの身の安全は自らで守る」という自覚をもって地震の揺れや津波から命を守り、共助「地域の中で助け合うこと」が必要であることから、防災意識の高い人づくりを進め、地域の防災力・減災力を高める。

第2項 市が実施する対策

1 市民に対する啓発（危機管理部、政策経営部、地域振興部、健康福祉部、こども政策部、消防本部）

災害発生時における被害を軽減し、防災応急対策活動を円滑に行うため、市民、地域に対し、避難生活支援に関する知見やノウハウなど防災上必要な知識を普及し、平常時からの備えと地震発生時の的確な行動等、地震防災に関する正しい知識と情報を提供する。

また、防災知識の普及啓発に当たっては、高齢者、障がい者、日本語が理解できない外国人、乳幼児等の要配慮者に対する配慮や、防災対策への女性の参画について、市民の理解を深めるように努める。

（1）方法

- ア 広報紙やウェブサイト等に対し防災関係記事の掲載
- イ 防災パンフレット・防災マップの配布
- ウ 防災ビデオの上映
- エ 防災講演会（研修会）等の開催
- オ テレビ・コミュニティFM・新聞等の報道機関の利用
- カ 防災ギャラリーの活用（市役所本館1階ロビー）
- キ 防災コーナーの活用（鈴鹿市河川防災センター等）
- ク SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

（2）内容

- ア 南海トラフ地震等に関する基礎知識
- イ 出火の防止及び初期消火に関する知識
- ウ 津波浸水予測区域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- エ 避難指示等の市が発信する情報の入手方法と取るべき行動
- オ 防災関係機関の防災対策概要
- カ 近隣の人々と協力して行う防災活動（共助）
- キ 避難方法、避難場所、避難生活に関する知識
- ク 平常時における備えと心構え
- ケ 家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策
- コ 住宅等の耐震診断と耐震改修

- サ 非常食、身の回り品の備蓄
- シ 過去の災害による教訓
- ス 地区防災計画の策定支援
- セ 避難所運営ゲーム（HUG）等を通じた避難所運営マニュアルの策定支援
- ソ 「My まっぷラン+（プラス）」の作成に向けた普及・啓発
- タ 自動車へのこまめな満タン給油・充電
- チ 防災アプリ（CNSコネクト等）の活用

2 児童・生徒等に対する教育（危機管理部、教育委員会）

地震災害に関する基礎的知識及び災害予防、災害時の行動等の防災知識を児童生徒等に身に付けさせるために、防災教育を充実させ、学校教育等を通じて、防災教育の重要性の徹底を図るとともに、家庭において学校での学習内容の共有化を図る。

（1）方法

- ア 三重県教育委員会が作成した「防災ノート」を利用した総合的な学習
- イ 防災ビデオ等の上映
- ウ 避難訓練、災害図上訓練の実施
- エ タウンウォッチング

（2）内容

- ア 地震、津波等に関する基礎知識
- イ 日頃の備えと心構え
- ウ 災害時の行動
- エ 危険箇所の確認
- オ 避難行動要支援者に関する知識

3 社会福祉施設等に対する教育（危機管理部、健康福祉部、こども政策部）

社会福祉施設等の職員等に対して、地震災害に関する基礎的知識の習得する機会を設け、災害時においても適切な対応が出来るよう、啓発を行う。

4 指定管理者に対する教育（危機管理部、各担当部）

指定管理者の施設の職員等に対して、地震災害に関する基礎的知識の習得する機会を設け、災害時においても適切な対応が出来るよう、啓発を行う。

5 市職員に対する啓発（危機管理部、総務部）

市職員に対して、地震発生時の応急対策に万全を期するため、研修会、講演会等により防災教育を行う。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう、災害時の行動マニュアル等を作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

その他、実際の災害対応の検証を行い、情報の共有化と災害対応能力の向上に努める。

（1）方法

- ア 研修会等の職場研修
- イ 日常業務を通じての取組
- ウ 防災パンフレットの配布

- エ 防災講演会（研修会）の開催
- オ 災害図上訓練の実施
- カ 災害対応の検証

(2) 内容

- ア 南海トラフ地震及び津波に関する知識
- イ 市防災計画の内容
- ウ 市の地震防災対策の現状と課題
- エ 地震が発生した場合に具体的に取り組むべき行動に関する知識
- オ 職員の責務と役割

6 収容避難所の施設管理者等に対する教育（都市整備部）

収容避難所の施設管理者等に対して、地震発生時の避難所安全点検を迅速、的確に行えるよう研修を行う。また、避難所安全点検マニュアル等を作成し、その内容について周知を図る。

7 個人備蓄の促進に関する啓発（危機管理部、地域振興部、健康福祉部、こども政策部、上下水道局）

地震発生からしばらくの間、水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により、飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されているため、飲料水をはじめとする生活用水、食料、感染症対策用品、生活必需品等を最低3日分、可能な限り1週間分程度個人において備蓄しておくよう市民に広報する。

特に、特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品については供給が困難となる場合が想定されることから、各家庭の事情に応じた備蓄をしておくよう市民に広報する。

また、市の非常用物資の備蓄計画についても広報し周知を図る。

8 企業に対する啓発（危機管理部、産業振興部）

- (1) 企業の防災体制の構築や、事業継続計画（BCP）の策定について周知を図るほか、地域の防災訓練への参加を促進する。

また、地震の発生に伴う帰宅困難時に備え、事業所等においても備蓄に努めるよう広報を行う。

- (2) 市、商工会議所が連携し、中小企業等に対し、防災・減災対策の普及啓発を行い、事業継続力強化計画の策定を支援する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 防災研修会の開催

防災意識の向上を図るため、地域において防災研修会等の啓発の機会を設けるように努める。

2 防災講演会（研修会）への積極的な参加

地震災害に備え、市等が実施する防災講演会等へ積極的に参加し防災知識の習得に努める。

3 災害教訓の伝承

過去の地震災害から得られた教訓を伝承することにより、世代を越えた防災知識の向上に努める。

第12節 防災訓練計画

第1項 計画の主旨

地震や津波の被害を未然に防止し又は最小限に止めるためには、市をはじめ各防災関係機関及び市民が連携して防災活動を行うことが必要となるため、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した総合防災訓練を実施する。

また、地域の防災力を高めるため、市民や自主防災組織による防災訓練の実施を促進する。

第2項 市が実施する対策

訓練を実施する際には、男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、日本語が理解できない外国人等の要配慮者や女性、自主防災組織、企業、ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。

1 総合防災訓練（危機管理部、各担当部、消防本部）

南海トラフ地震等の大規模地震を想定して、市対策本部各班、各防災関係機関及び市民の参加のもとに、災害発生状況、津波警報、避難状況、避難者情報等の情報収集伝達、本部運営、消火、水防、水門等の閉鎖、津波避難誘導、救助、災害警備、応急復旧など様々な訓練を合同で実施する。

2 地域地震防災訓練（危機管理部、各担当部、消防本部）

市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び地域の防災力の強化を図るため、当該地域の特性を考慮し、多数の市民の参加による、初期消火、救助、津波避難誘導、避難所運営等の訓練を実施する。

3 市職員を対象とした防災訓練（危機管理部、総務部）

訓練を通じて災害時に主体性を持って迅速に行動できる職員や災害対応の専門的な知見を有する職員の育成に努める。

（1）非常通信訓練

災害により有線通信系に支障が生じた場合を想定して、無線通信訓練を実施する。

（2）安否確認訓練

ア 地震発生時、津波警報発表時に迅速な応急対策を実施するためには、職員の早期参集が重要であるため、職員メールアンケート機能を用いて、非常参集訓練を実施して参集方法、連絡体制、災害情報の収集方法等の定着を図る。

イ 避難者や住民等の安否に関する情報を迅速かつ的確に収集・整理するため、「安否情報システム（総務省消防庁）」を活用した訓練を実施する。

（3）災害図上訓練

地震被害を想定したうえで、図上訓練を実施する。訓練に際しては、参加者の意思決定と役割・行動の検証を図る。

応急対応の進め方をシミュレーションすることにより、職員の対応能力や本部機能の充実強化を図る。

(4) 津波警報等の情報収集、伝達訓練

津波警報発表時を想定したうえで、情報収集・伝達の訓練を行い、職員の対応能力や本部機能の充実強化を図る。

3 防災訓練の検証（危機管理部、各担当部、消防本部）

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じ、災害対応力を高める。

4 Jアラート受信訓練（危機管理部、消防本部）

国のJアラート受信訓練の際に、同報系無線、コミュニティFM、庁内放送を利用した放送訓練を行う。

また、地震災害を想定した緊急地震速報を受信した際の行動訓練が実施された際は、津波避難を想定した訓練を同時に実施するよう努める。

5 市民が実施する防災訓練への支援（危機管理部、消防本部）

自主防災組織、自治会及び防災ボランティアグループ等地域の団体が主体となって実施する防災訓練について、協力を行う。

6 土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成施設に対する防災訓練支援

（危機管理部、健康福祉部、こども政策部、教育委員会）

土砂災害防止法に基づき、避難確保計画の作成が義務付けられた施設については、同計画に基づく訓練の実施が義務付けられていることから、訓練に対する支援を実施する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 地域の防災訓練

自主防災組織、自治会、地域づくり協議会及び防災ボランティアグループ等地域の団体が主体となって、当該地域の特性を考慮し、近隣多数の市民の参加による、初期消火、救助、津波避難誘導、避難所運営等の訓練を実施する。

また、訓練には、避難行動要支援者等や女性が参画するよう努める。

2 事業所等の防災訓練

高層建築物、大規模店舗、娯楽施設、宿泊施設、病院、工場等事業所及び施設を管理し、又は運営するものは、災害の拡大を防止するため、定期的に通報・連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救急・救助訓練等を内容とした防災訓練の実施に努める。

第4項 防災関係機関が実施する対策

1 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、地震等自然災害時にその機能が十分発揮できるよう、市が行う防災訓練に協力するほか、固有の防災活動に応じた情報伝達、消火、救出救助、避難誘導、水防、動員配備等の訓練を適宜実施し、機能の向上に努める。

第13節 避難行動要支援者（要配慮者等）対策計画

第1項 計画の主旨

近年では、大規模地震災害時における情報の入手や自力での避難が困難な高齢者、障がい者等の避難行動要支援者対策の推進が迫られている。避難行動要支援者の被害を最小限にとどめるため、市は、国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月災害時要援護者の避難対策に関する検討会）、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）を基に全体計画を策定する。さらに、個人情報に配慮しつつ避難行動要支援者の情報を市内で共有・把握するとともに、平時から地域において避難行動要支援者を支援する体制整備に努める。

第2項 避難行動要支援者の定義

国において、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者（「要配慮者」）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人（自ら避難することが困難な人）を「避難行動要支援者」とすることとされた。

第3項 市が実施する対策

市は、関連部門が把握している避難行動要支援者に関する情報を、災害時に活用することを旨とする。また、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織などに対して、避難支援に関する情報を提供できる体制の整備に取り組む。

1 高齢者、障がい者等に対する防災対策に対する対策（危機管理部、健康福祉部、消防本部）

市は、基本法及び鈴鹿市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に関する要綱（令和6年9月12日告示第184号）の規定に基づき、市内に居住する高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者について、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に努める。

（1）避難行動要支援者名簿の作成

市は、基本法第49条の10及び鈴鹿市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に関する要綱第4条の規定に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿を整備する。

ア 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次に掲げる者（社会福祉施設又は医療機関等に長期入所し、又は長期入院している者を除く。）とする。

（ア） 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定（第5号ア（イ）において「要介護認定」という。）を受けている者のうち、その要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者

（イ） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体

障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害程度等級が1級又は2級である者

- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、その障害程度等級が1級又は2級である者
- (エ) 三重県療育手帳制度実施要綱（昭和63年障第117号）第4条に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、その障がい程度が最重度（A1）又は重度（A2）である者
- (オ) 名簿への登録を希望する者であって次のいずれかに該当するもの（前各号に掲げる者を除く。）
 - a 単身の世帯に属する者であって次のいずれかに該当するもの
 - (a) 70歳以上の者
 - (b) 要介護認定を受けている者又は介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
 - (c) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (d) 療育手帳の交付を受けている者
 - b 次のいずれかに該当する世帯（aの世帯を除く。）に属する者
 - (a) 75歳以上の者のみで構成される世帯
 - (b) 70歳以上の者のみで構成される世帯（（a）に掲げる世帯を除き、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5に該当する者を含む世帯に限る。）
 - c 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付を受けている者
- (カ) 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると市長が認めるもの

イ 名簿情報

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
 - (イ) 生年月日
 - (ウ) 性別
 - (エ) 住所又は居所
 - (オ) 電話番号その他の連絡先
 - (カ) 避難支援等を必要とする事由
 - (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- ウ 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

市は、定期的に避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管する。

(2) 個別避難計画の作成

市は、名簿情報その他の市が保有する情報を基に、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに計画を作成するものとする。ただし、計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

ア 計画情報

計画には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(ア) 名簿情報に掲げる事項

(イ) 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

(ウ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(エ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

(3) 名簿情報等の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、自治会、自主防災組織、民生委員又は児童委員、消防署、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署その他の避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者に対し、名簿情報及び計画情報を提供するものとする。ただし、名簿情報等を提供することについて当該名簿情報等に係る避難行動要支援者（計画情報を提供する場合にあっては、避難行動要支援者及び避難支援等実施者）の同意が得られない場合は、この限りでない。

なお、基本法第49条の11の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報等を提供することができる。

(4) 名簿情報等の管理

名簿情報等の提供を受けたものは、名簿情報等の漏えい、紛失、毀損及び改ざんの防止その他の名簿情報等の適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 避難支援等の目的以外の目的のために名簿情報等を自ら利用し、又は第三者に提供しないこと。

イ 名簿情報等を市の許可なく複製しないこと。

ウ 名簿情報等を施錠可能な場所等で厳重に管理すること。

エ 名簿情報等被提供者が法人その他の団体である場合にあっては、当該団体において名簿情報等を管理する者を定めること。この場合において、その任を後任の者に引き継ぐときは、適切に名簿情報等を引き継ぐこと。

(5) 緊急警報システム等の整備

市は、避難行動要支援者の対応能力を考慮した緊急警報システム（FAXによる緊急警報システム等）の充実に努めるとともに、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に避難が行えるよう、地域ぐるみの避難誘導システムの確

立に努める。

(6) 社会福祉施設対策

市は、社会福祉施設の管理者に対して、危険箇所及び危険区域、避難場所、避難情報の発令基準等の提供に努める。

(7) 避難対策及び生活支援

市は、避難所において、避難行動要支援者が安心して生活ができるよう、支援体制の整備に努める。

ア 避難計画や避難所運営マニュアルの策定

イ 避難所の指定

ウ 福祉避難所としての、社会福祉施設等との協定締結

(8) 応援協力体制の整備

市は、災害時の避難行動要支援者に対する救援活動等を円滑に実施するため、平常時から医療機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉施設、居宅介護支援事業所、近隣住民やボランティア組織、三重県災害派遣福祉チーム（DWAT）、国及び他の地方公共団体、企業等との応援協力体制の確立に努め、人員体制に不足がある場合は、三重県に対し応援職員の派遣について要請を行う。

(9) 防災教育・防災訓練の実施

市は、社会福祉施設、障がい者団体、近隣住民等の協力を得て避難行動要支援者が自らの災害対応能力を高めるために、避難行動要支援者の特性に合わせた防災教育や防災訓練の充実を図る。

(10) 停電時における医療機器の電源の確保

市は、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

2 その他の要配慮者（妊産婦、乳幼児、外国人等）に対する防災対策（危機管理部、地域振興部、こども政策部、健康福祉部、消防本部）

市及び防災関係機関等は、妊産婦、乳幼児、傷病者や言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人のほか本市への旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

(1) 地域全体で収容避難所等でのこれらの者への支援システムや救助体制の整備に努める。

(2) 妊産婦や乳幼児等を持つ保護者が安心して避難生活を送れるよう、専用の避難スペースの確保に努めるとともに、妊産婦及び新生児は、保健上配慮を要するため、医療機関等と連携し、適切な対応に努める。

(3) 保育所及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）施設・設備の被害を予防し、児童の安全を確保する。また、災害発生時に適切な行動がとれるよう、避難訓練等を定期的実施する。

(4) 避難場所等の誘導標識等を簡明かつ効果的なものとし、やさしい日本語の活用や多言語化の対応を推進する。

(5) 日本語の理解が十分でなかったり、日本の生活習慣に慣れていないため災害時の

行動に不安のある外国人が存在することから、外国人を対象とした防災教育や防災訓練の実施、普及に努める。

- (6) 外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。また、多言語での情報提供、相談等の実施や、みえ災害時多言語支援センター、国際交流関係団体、NPO等の協力を得て通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。
- (7) 市は、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について、あらかじめ関係事業者(企業等)と協議する。

3 土砂災害防止法（平成12年5月8日法律第57号）に基づく対策（危機管理部、健康福祉部、こども政策部、消防本部）

土砂災害（特別）警戒区域内における対策

- (1) 土砂災害警戒情報等の伝達
三重県と津地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報等は、市町村及び報道機関等を通じて住民等へ伝達される。
- (2) 避難確保事項
土砂災害の危険性が高まった場合の避難計画については、第3章第11節避難計画及び風水害等対策編第3章第10節避難計画による。
- (3) 避難確保計画作成対象施設
土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は、**資料編2-13** 土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成対象施設とする。市は、施設管理者等が作成する避難確保計画及びその計画に基づく避難訓練の結果の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行う。
なお、当該施設の利用者への洪水予報等の伝達方法は、(1)に準ずる。

第4項 社会福祉施設等が実施する対策

1 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常召集体制等の確立に努める。

また、市、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入居者及び利用者（以下「入居者等」という。）の実態に応じた体制づくりに努める。

2 施設の防災対策

施設等管理者は、施設全体の防災対策の強化を図るよう努める。

3 緊急連絡体制の整備

施設等管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化に資するため、緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の実施

施設等管理者は、社会福祉施設の入居者等の災害対応能力を高めるために、個々の特性に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

5 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、3日間程度の間に必要な食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

6 福祉避難所としての役割

市との間で福祉避難所としての協定に対応するよう努める。

7 避難確保計画の作成

資料編 2－1 3 土砂災害防止法に基づく避難確保計画作成対象施設は、次の（１）及び（２）の措置をとらなければならない。

（１）計画の作成等

国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（２）訓練の実施

計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

第5項 市民や地域が実施する対策

1 平常時からの準備

- （１）災害時における避難行動要支援者の避難誘導及び安否確認については、近隣住民等避難支援等実施者の協力が不可欠となることから、平常時から避難行動要支援者の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。
- （２）大規模地震災害発生時に、地域で円滑な避難所運営を図るため、平常時から避難行動要支援者が参加した避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。
- （３）地域特性に応じた避難所運営マニュアルを策定し、避難所生活を円滑にするための基本的かつ必要最小限度の内容を、地域で取り決める。
- （４）避難行動要支援者及びその家族は、平常時から地域活動（防災訓練など）に積極的に参加し、災害時に手助けが必要な状況を理解してもらえよう、地域住民等との関係構築、交流に努める。
- （５）避難行動要支援者は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住民等避難支援等実施者及び支援団体等避難支援等関係者へ必要な情報を提供し、市へ個別避難計画登録申出を行う。
- （６）避難行動要支援者やその家族は、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所等の位置を確認し、避難経路をあらかじめ把握する。

- (7) 災害は、家族全員が揃っているときに起こるとは限らないため、避難行動要支援者については、あらかじめ、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。
- (8) 平常時から、各自で最低3日分の食料品と水を用意する。
- (9) 各自でマスクや消毒液等、感染症予防用品を用意する。

2 災害発生時の対応

- (1) 地域において、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者がいることを理解し、状況に応じて声をかけて、一緒に避難する。
- (2) 避難場所等における避難行動要支援者への対応については、地域支援者や地域担当スタッフを決めて必要な支援に取り組むことに努める。
- (3) 収容避難所において、段差の少ない場所やトイレに近い場所に、高齢者や障がい者を配置したり、集団で過ごすことが苦手な人や妊産婦等のためのスペースを確保するなど避難行動要支援者の特性に応じた対応を行う。
- (4) 内臓機能、聴覚、音声・言語機能に疾患のある人など外見からは障がいのあることがわからない場合があるため、その対応に留意する。
- (5) 視覚障害者や聴覚障害者への配慮として、情報提供時に、読んで知らせる、放送で知らせる、掲示して知らせるなどを心がける。
- (6) 食料や生活物資の配布において、避難行動要支援者に配慮して配布する。また、避難していない避難行動要支援者がいるときは、自宅に取り残されていないか等協力して安否の確認を行う。

第14節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化計画

第1項 計画の主旨

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自助・共助の精神のもと、活動を行う消防団と自主防災組織の存在は、人的、物的被害を軽減するうえで、非常に重要である。特に発災直後の行政の防災活動が十分に機能しない状況下での救出、初期消火活動や応急手当等々の災害対応は、消防団や自主防災組織に負うところが大きい。

また、平常時には、地域で防災知識の啓発活動を行うための組織としての役割も大きい。このため、市は自主防災組織の組織化や消防団及び自主防災組織の育成指導に努めるとともに、防災資機材等の整備を図る。

第2項 市が実施する対策

1 自主防災組織の結成促進（危機管理部、消防本部）

自主防災組織の未結成地域に対し、自主防災組織の立ち上げを推進するよう働きかける。

また、自主防災組織は、自治会を母体として組織化を行うが、その際、自治会の規模、防火水槽又は自然水利等の状況、その他地域の実情を考慮して結成単位を指導する。

（1）組織の編成

自主防災組織は、災害予防活動や災害応急活動を迅速かつ効率的に行うため、原則として30名から40名程度の隊員とし、情報班、救出救護班、消火班等を編成するよう指導する。また、その際、女性の参画に努めるよう働きかける。

（2）活動内容

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 情報の収集、伝達
- エ 出火防止の徹底と初期消火活動
- オ 救出、救護の活動
- カ 自主避難及び誘導活動
- キ 防災資機材等の備蓄管理
- ク 避難行動要支援者への配慮や避難対策
- ケ 避難所の運営

2 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進（危機管理部、消防本部）

地域の自主防災体制を強化するため、必要な助成等を講じることにより自主防災組織の育成を推進する。

（1）自主防災組織への財政支援等

自主防災組織の活動に必要な防災資機材の整備や、隊員の防災士制度等の資格取得について、県とともに助成を行い積極的な支援に努める。

また、自主防災組織の活動に積極的に協力するとともに、県が実施する自主防災組織のリーダー研修等を利用して組織の中核となるリーダーを育成する。

(2) 自主防災組織の活動計画への支援

自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画の作成を支援する。

(3) 自主防災組織への協力・参画の促進

自主防災組織と連携し、地域住民に対して自主防災組織への参画、活動への協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

資料編 13-2 自主防災組織

3 消防団活動の活性化（消防本部）

地域住民の消防団活動への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、市消防への協力や消防訓練、地域行事等への参加を通じて消防団が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、消防団に必要な消防施設等の整備を図り、組織の活性化に向けた支援を行う。

また、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、情報の共有や他地域の消防団との交流を図る。

(1) 消防団による地域防災力の向上

地域防災力の向上を図るため、消防訓練において消防団が自主防災組織を指導し、地域の自主防災体制の強化を図るとともに、災害時に、消防団と自主防災組織が緊密に連携できる地盤を築く。

(2) 団員の確保

平常時の自主防災組織に対する防災訓練の指導や、災害時の対応を行う人員を確保するため、自治会等の協力を得ながら、団員数の確保・維持に努める。

(3) 団員の知識及び技術の向上

消防団の災害対応能力を向上するため、研修及び訓練を実施し、消防団の充実強化を図る。

(4) 消防施設、消防車両及び資機材等の整備

地域防災力の要となる消防団の充実強化に必要な消防施設、消防車両及び資機材等の整備を図る。

4 事業所等の自衛消防組織の育成（消防本部）

消防本部は、事業所の自衛消防組織等の設置について推進する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 自主防災組織や消防団の活動への参画

市民は地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団へ加入することや両組織が実施する訓練、研修に積極的に参画するよう努める。

また、市職員は、業務に支障のない範囲で、これらの地域活動に積極的に参加する。

第15節 医療・救護計画

第1項 計画の主旨

災害時の医療救護需要は、極めて大量、広域的に発生し、かつ即応体制が要求されるため、これに対応する応急医療体制の整備、医療品等の確保及び救護活動等について計画しておく。

第2項 市が実施する対策

1 医療体制の整備（健康福祉部）

（1）初期医療体制の整備

救護所の設置、救護班の編成、各避難所での救護所の位置を施設管理者と協議の上、事前に定める他、出動について鈴鹿市医師会と協議して「医師会マニュアル」に沿った初期医療体制の整備を進めるとともに、自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定めておく。

救護班の編成等については、第3章災害応急対策計画の第16節医療（助産）救護計画に定める。

資料編7—3 鈴鹿市医師会災害時対応マニュアル

（2）後方医療体制等の整備

ア 医療機関の情報ネットワークの構築

災害時に傷病者等の診察の可否、収容の可否等の医療情報を迅速かつ正確に把握、提供できるような情報ネットワークの整備に努め、医療機関の情報通信手段の多重化を図る。

イ 災害時の医療機関相互の役割分担や連携体制の整備

構築された情報ネットワークを活用し、同時多数の人命救助、医療救護を可能とするため、適切な治療の優先度を判断（トリアージ）し、その負傷の度合いに応じた医療機関への搬送など、医療機関相互の連携体制及び役割分担を整備する。

ウ 後方医療機関への搬送

手術等を要する負傷者を後方医療機関へ迅速に搬送するため、ヘリコプターを有効に活用するとともに、他市との相互受入体制を構築する。

2 医療品等の確保・供給体制の整備（健康福祉部）

災害時の医療活動が円滑かつ迅速に実施されるよう関係機関は、医療品等の確保と供給に努める。医療品等の確保と供給については、第3章災害応急対策計画の第16節医療（助産）救護計画に定めるところによる。

3 トリアージ訓練等の実施

医師会等と連携のうえ、地震防災訓練や総合防災訓練にて大規模地震災害を想定した実践的なトリアージ訓練等を実施し、大規模地震災害時においても適切かつ迅速に対応できるよう備える。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 災害時の医療に関する事前対策

平常時から災害時の地域の医療体制を把握するとともに、各々の病状に応じた医薬品等を備蓄するよう努める。特に慢性疾患のある患者は、各家庭において病状に応じた医薬品等の確保に努める。

また、大規模災害時の混乱時においても適切な医薬品支援を受けられるよう、「お薬手帳（電子版含む）」などを非常持ち出し品として備える。

第16節 ボランティア対策計画

第1項 計画の主旨

災害時は各種救護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される。行政として、ボランティア活動の領域と役割に留意しつつ、ボランティアの善意が活かされ、活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境整備を図るとともに、行政、ボランティア関係機関、ボランティアグループをはじめとした多様な支援主体と相互の協力の体制を構築する。

第2項 市が実施する対策

1 活動環境の整備（危機管理部、健康福祉部、地域振興部）

災害時において、効果的なボランティア活動を助長するために、市及び関係団体とボランティア間の情報システムの構築を行うとともに、関係機関及び関係団体と連携して、活動拠点の整備を推進する。

2 人材等の育成（危機管理部、健康福祉部、地域振興部）

災害時において、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県及び鈴鹿市社会福祉協議会と連携して日常活動においてボランティア登録及び災害ボランティアコーディネーターの育成等による団体の組織化、相互交流を図ることが重要である。

- (1) 市民のボランティア登録や、実践的・活動的な企業ボランティアの育成を促進する。そのため、関係団体が実施するボランティア養成講座等の支援を行い、研修制度の充実を図るとともに、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献の一つとして位置付けられるよう努める。
- (2) 災害ボランティアセンターの運営を担う人材育成を支援し、専門性を持ったボランティアの確保を推進するとともに、ボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの育成を行い、人員の充足を促進する。

3 協力体制の構築（危機管理部、環境部、健康福祉部、地域振興部）

- (1) 災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアセンターの設置・運営に関して関係団体と協力体制を構築する。

平常時から行政、ボランティア関係団体、ボランティアグループ等が研修等を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、ボランティアの受入れや効果的な活用のためのコーディネートに関する役割分担やボランティアセンターの設置予定場所の明確化など、協力体制の構築を図る。また、ボランティア間のネットワーク化を支援する。

- (2) 災害時において、被災住宅からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を、市及び鈴鹿市社会福祉協議会、ボランティア関係団体等との間で構築するよう努める。

また、災害廃棄物の分別・排出方法等について、市民やボランティア関係団体等に対し周知し、ボランティア活動の環境整備に努める。

資料編 16-20 鈴鹿市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定

第3項 市民や地域が実施する対策

1 企業の対策

企業の社会活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

2 市民の対策

災害ボランティア等への協力やボランティア活動への参画に努める。

第17節 津波災害予防計画

第1項 計画の主旨

南海トラフ地震等が発生した場合、津波が襲来するおそれがあることから、沿岸地では津波に対する警戒や迅速かつ適切な避難が必要である。

したがって、津波警報等の情報伝達体制の整備及び沿岸地域住民に対する津波防災警戒意識の普及を図る。

第2項 市が実施する対策

1 情報伝達体制の確立（危機管理部、産業振興部、消防本部）

津波浸水予測区域における津波警報時の情報伝達手段としては、防災スピーカー、モーターサイレン、緊急速報メール（エリアメール）、等多くの手段を使用する。また、迅速な避難行動がとれるよう、住民等に対して避難経路、避難場所等の周知を行う。

さらに、海岸や港湾の施設や管理者に対し、津波フラッグを用いた伝達を行うなど、レジャー客、漁業関係者等への情報伝達体制を確立させる。

資料編16-21 モーターサイレン設置場所一覧

2 海岸保全事業等の推進及び防潮扉等の開閉（産業振興部、土木部）

海岸保全施設の施設管理者は、津波により生ずる被害の発生を防止し、または軽減するため必要な保全施設の補強や整備を行う。また、防潮堤扉、水門、樋門等を迅速かつ的確に開閉するために、日常の維持管理を行う。

3 海面監視体制の確立（土木部）

強い地震（震度4程度以上）を感じたときには、津波警報等が発表されるまでに津波が襲来するおそれがあるため、気象庁の地震情報で津波が予想されないと発表される又は、津波に関するその他の情報で0.2m未満の海面変動の予想が発表されるまで少なくとも30分間は安全な地点で海面を監視する体制を確立しておく。

4 津波防災警戒意識の普及（危機管理部、産業振興部、消防本部）

津波警戒に対する次の内容の普及を図るとともに、県が示した津波浸水予測図に基づくハザードマップの配布、三重県避難誘導標識設置指針に基づく案内板の設置等の推進を図り、市民や観光客等に避難場所、避難経路等の周知を行う。

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をコミュニティFM、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (4) 津波注意報でも、海水浴や堤防釣りは危険なので行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- (6) 津波警報、注意報が発表されたら、漁協等を通じ船舶無線等により直ちに伝達し、

早急に避難させる。

- (7) 海水浴場等で津波警報等の発表があった場合、津波フラッグを用いた情報の伝達を行う。ただしその場合は、伝達の実施者の安全を確保した上で行う。

5 津波避難ビルに関する補助制度の利用促進（危機管理部）

津波浸水予測区域内の民間施設の津波避難ビルの指定増加を図るため、民間が所有する頑丈で高さのある建築物について、津波時の一時避難施設となるような改修工事や建築工事に対する補助制度の周知を図り、所有者等に改修等の機運を高めるよう働きかける。

6 津波に関する調査研究（危機管理部）

津波に関する総合的、計画的な防災対策を推進するためには、災害要因の研究、被害想定等を行い、社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要となるので、市においても県等と連絡を密にし、次の事項の調査研究に努める。

- (1) 過去の津波記録
- (2) 津波避難に関する調査
- (3) 津波避難ビル等に関する調査
- (4) 津波発生時における情報連絡体制
- (5) 遠地津波発生時の対応
- (6) 防災教育に関する研究
- (7) 浸水リスクが高い津波浸水予測区域にある災害対策支部の代替施設の検討

第3項 市民や地域が実施する対策

1 情報取得手段の確保

津波警報等の情報を取得するため、地震の直後はコミュニティFMやテレビ、インターネット、携帯電話など、情報取得手段を多重的に確保するよう努める。

2 避難経路や集合場所の確認

平常時から家庭や地域で津波発生時における避難場所や避難経路等を市が配布する津波ハザードマップなどで確認しておき、即座に行動できるよう備える。

第18節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1項 計画の主旨

「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業5箇年計画に係る事業の推進について定める。

第2項 市が実施する対策（危機管理部、各担当部）

- 1 避難地、避難路の整備
- 2 消防用施設の整備
- 3 公立の小学校及び中学校の改築又は補強
- 4 津波発生時における円滑な避難確保のための海岸保全施設又は河川管理施設の整備
- 5 不特定多数の者が利用する公的建造物の補強
- 6 飲料確保のための貯水槽の整備
- 7 地域防災拠点施設の整備
- 8 防災行政無線の整備
- 9 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の整備
- 10 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第19節 災害廃棄物処理対策計画

第1項 計画の主旨

東日本大震災では、津波堆積物を含む膨大な量の災害廃棄物が発生し、その迅速かつ円滑な処理が、被災地の復旧・復興には極めて重要であることが改めて認識された。

この教訓を生かし、広域的な大規模災害が発生した場合においても、迅速かつ円滑に廃棄物処理が行われるよう、あらかじめ災害時の処理システムを検討し、整備しておくことが必要である。

第2項 市が実施する対策

1 災害廃棄物処理計画の管理（環境部）

災害時に発生する廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、早期復旧に資するため、「鈴鹿市災害廃棄物処理計画（平成26年度策定）」を適切に管理し、必要が生じた際は適宜修正を行う。

なお、当該計画には、発災直後の初動体制、一次及び二次仮置場管理運営手法、具体的な処理方法をはじめ、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記する。

特に、津波発生時には大量の堆積物等が発生するため、津波による被害を考慮した仮置場の選定に努める。

2 教育・訓練（環境部）

災害廃棄物処理計画の実効性を保つため、計画の内容について平常時から担当職員を対象とする教育を行なうとともに、災害時の対応訓練を行う。訓練終了後に検証を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて計画の改善措置を講じる。

3 広域的な協力体制の整備（環境部）

（1）三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための支援活動及び受援活動について、県と市町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき推進する。

（2）協力支援体制の整備

災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体、民間企業との協力体制の整備を推進すると共に、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の活用を検討する。

（3）仮置場の候補地の選定

災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物等を一時的に集積するための仮置場候補地を選定するよう努める。

第20節 地区防災計画

第1項 計画の主旨

平成25年の基本法の一部改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設された。

市は、関係機関と協力し、基本法第42条第3項に基づく市民等が策定する地区防災計画などの策定の支援を行う。

また、地域の事情に応じた災害に対する事前の備えや発災時の対応等を記した地区防災計画を地域住民が策定することにより、地域における防災・減災力の向上に努める。

第2項 市が実施する対策（危機管理部、地域振興部）

1 地区防災計画の策定に対する支援

- (1) 地域が地区防災計画を策定する際は、市が積極的に策定作業に参加し、地域住民に対し適切な助言を行い、地区防災計画の策定を支援する。
- (2) 地区内に居住する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、日本語が理解できない外国人等の要配慮者を支援する対策が計画に盛り込まれるよう、助言を行う。
- (3) 地域が地区防災計画を策定した際は、市防災計画に定めるため、市防災会議に提案するよう、あらかじめ地域に対し促す。
- (4) 防災への取組の必要性を掲げている地域づくり協議会が多くあるため、地域自らの防災力の向上に向け、地域づくり協議会と連携し地区防災計画の策定を支援する。

2 現在の策定状況

現在、減災を進める一環で、地域コミュニティを単位とする住民同士で地区防災計画を策定した地区が11地区ある他、策定に向けて協議を進めている地区及びその他の地域においても策定への取組が広がるよう支援する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 地区防災計画の策定

自助、共助による防災活動の推進の観点から、地区居住者等が中心となり自発的に行う防災活動に関する事項を定めた計画として、地域コミュニティにおける更なる共助の促進に寄与する「地区防災計画」の策定に努める。

なお、策定にあたって、国の定める「地区防災計画ガイドライン」を参考とし、市等からの助言が必要な場合は、適時防災危機管理課と協議を行う。

2 活動体制の整備等

地区防災計画を策定するための活動体制として、地域づくり協議会、町内会・自治会、小学校区、マンション単位等の自主防災組織、その他防災関連の地域住民によって構成されたNPO、事業者等が考えられる。

地区内で自主的な活動体制を整備するためには、その体制を取りまとめる会長をお

くほか副会長等活動に参加するメンバーの仕事の分担を具体的に決め、班を編成しておくことが有用となる。

また、大規模災害の発生時には周辺地域等、広範囲で被害が発生することが想定され、近隣の地区居住者等、自主防災組織、消防団、地域活動団体等と連携することが重要である。これを実現させるには、平常時から情報交換、人的交流、防災まちづくりの共同実施等を行い、友好な関係を築くとともに、いざというときの応援要請の在り方等連携方法についてあらかじめ決めておくことが重要となる。

特に、大規模災害時には火災が同時に発生し、市や常備消防の対応だけでは限界があるため、消防団との連携が重要となる。平常時から、地区居住者等が防災活動の体制を維持し、防災知識や技術を身に付けるためのアドバイザーとして、消防団との交流を図り、地域を守る組織として協力し合うことが、共助力の向上として重要となる。

3 市防災計画への規定

地区防災計画が策定された際は、市防災会議に提案し、市防災計画に規定するよう努める。

第21節 受援・応援体制の整備計画

第1項 計画の主旨

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際は、関係機関や応援協定団体の支援を受けること又は支援を行うこととなる。発災直後においても各種受援・応援が可能な体制の整備、情報共有のあり方、執務スペース、活動拠点、宿泊場所の環境確保を目指す。

第2項 市が実施する対策（危機管理部、総務部）

1 市町間の応援・受援に係る計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく訓練の実施及び協力に努める。

2 県外市区町との災害時連携体制の構築

- (1) 県外の市区町と締結している災害時応援協定がより有益なものとなるよう、定期的に対策会議を開催し応援及び受援に関する事項を定める。
- (2) 協定締結市区町との訓練を実施し、発災時における応援及び受援体制の確認を行う。
- (3) 被災市区町村応援職員確保システムを活用した受援体制構築の検討を行う。

3 広域一時滞在への協力

基本法第86条の8及び第86条の9に基づき、広域一時滞在の協議等に参加する。

4 国によるプッシュ型支援が実施された際の受入れ施設の指定

大規模な地震災害が発生し大きな被害が予想される場合は、支援を要請しなくても、国により支援物資等が配送されるプッシュ型支援が発災後96時間を目安に開始されるため、「AGF鈴鹿体育館」及び「西部体育館」を受入れ先として指定する。

資料編16-4 相互応援協定等締結市区町一覧（県内市町除く）

5 プッシュ型支援に関する受援計画の策定

前号で定めた受入れ施設において、円滑な受援を実現するため、具体的な受入れ方法や各避難所等への配送方法等の指針を定めた計画の策定を進める。

なお、計画策定の際は、県や応援協定団体等との連絡調整を密に図り、実践的な計画となるよう努める。

6 新物資システム（B-PLo）の活用

新物資システム（B-PLo）を用いて、備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の調達を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

7 防災関係機関の受援拠点の整備

防災関係機関からの応援が円滑に受けられるよう、「桜の森公園」を、警察・自衛隊等による応援部隊の展開場所や宿営場所となる進出拠点に位置付ける。

8 応援協定団体の受援体制の整備

本市は多数の団体と災害時応援協定を締結していることから、各種団体による救援活動拠点等の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

なお、応援協定団体による物資や食料等の受入れ先（市物資拠点）については、「A G F 鈴鹿体育館」と「西部体育館」を位置付け、受入れに必要な資機材の確保や設備の整備に努めるとともに、物流関係事業者等と防災協定を締結し、民間の施設等を活用できるよう努める。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

9 三重県広域受援計画への対応

上記の各種受援体制を確保するために、三重県広域受援計画と整合した市の受援計画を策定に取り組む。

10 応急対策職員派遣制度（被災市区町村応援職員確保システム）の活用

県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に、被災市区町村応援職員確保システムを用いて被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣要請する。

11 復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用

復興体制の構築に当たっては、必要に応じて復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用して他の地方公共団体に技術職員の派遣を要請する。

12 応援時の留意事項

被災地に応援職員を派遣する際は、県と協力して応援職員の活動拠点の確保、女性職員が安心して活動できる環境の確保、確実に業務の引継ぎができる方法の検討、派遣体制などをあらかじめ検討するように努める。

第2節 被災者の生活再建に関する事前計画

第1項 計画の主旨

過去の震災では、被災者が災害発生後に環境の変化による健康状態の悪化や生活の困窮により死亡する「災害関連死」が問題となっている。これを防ぐため、本計画では南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際においても、早期の被災者生活再建を実現するための必要な事項を定める。

なお、発災後の具体的な被災者生活再建支援制度の実施内容等については、第4章「災害復旧・復興計画」による。

第2項 市が実施する対策（各担当部）

1 被災者支援体制の整備

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。また、イスのサンケイホール鈴鹿を活用した、被災者生活再建支援のワンストップ窓口の実施や、自治体応援職員支援事務室の整備を行う。

2 鈴鹿市被災者生活再建支援ハンドブック（仮称）の事前整備

被災者生活再建支援制度については、国、県、各種団体により多種多様な支援制度が設けられているため、災害発生後に被災者が各種生活再建支援制度を一覧可能となるよう、被災者支援に関するハンドブックを事前整備のうえ、発災後に速やかに提供できる体制を整えるよう努める。

3 被災者生活再建支援制度の事前周知

生活再建に関する制度を地域の民生委員及び児童委員等に対して事前に周知を図ることにより、発災後に平常時から支援している市民等へ制度紹介可能となる体制を整える。

4 救助法の特別基準に関する事前協議

救助法では、「災害救助事務取扱要領（内閣府）」に基づき事務を実施することが基本となるが、同要領以外の基準についても法に基づく救助の一部として認められる（特別基準が適用される）場合があるため、特別基準について救助法の実施主体となる県と事前協議し、発災後においても救助の実施に躊躇がなくなるよう体制の整備を進める。

5 被災者生活再建支援に関連する防災協定締結団体との事前協議

本市が防災協定を締結している、被災者生活再建支援に関連する企業・団体等と、事前に具体的な支援内容を協議し、発災時においても早急な応援を実現できる体制を整える。

また、併せて各協定を担当する所属を検討・決定し、平常時及び発災時の連絡窓口の確保を図る。

6 被災者支援システムの活用

被災者生活再建支援を円滑に行うため、情報の集約や罹災証明の発効等を行う際に被災者支援システムを活用する。

第3章 災害応急対策計画

大規模災害の発生のおそれのある場合及び大規模災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、その体制について具体的かつ明確に定める。

第1節 組織計画

第1項 計画の主旨

地震等の自然災害は、突然に発生し、交通、通信の途絶が予想されるので防災関係機関は迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、その体制について具体的かつ明確に定める。

第2項 市等が実施する対策

1 組織計画（危機管理班）

組織計画は、第1部第3章第2節第3項の防災組織による。

2 防災関係民間団体の協力（各担当部）

その所掌事務に関係する民間団体等に対し、本市が行う災害応急対策に積極的な協力が得られるよう、協力体制の確立に努める。

第2節 災害通信計画

第1項 計画の主旨

市及び防災関係機関は、地震災害に関する情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等重要通信を確保するため、通信施設の適切な利用を図る。

災害時における迅速、的確な情報の収集及び伝達を図るための通信手段の確保については、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、電話・電報施設の優先利用、警察通信設備、非常無線、公共放送等を利用し、防災関係機関相互の有機的な災害応急対策活動の円滑な遂行を図る。

第2項 市等が実施する対策

1 通信手段の利用方法等

(1) 電話による通話（総務管理部）

市及び関係機関は、通信設備の優先利用について、西日本電信電話株式会社三重支店とあらかじめ協議し、使用手続きを決めておく。

ア 直通電話

交換機による通信の運用中は、I P 電話による電話や内線が利用できる。また、交換機が使用不可の場合は、防災危機管理課に設置されている直通回線（2回線）を利用する。内線電話から外線が利用できない場合は、庁内交換機を経由しない直通電話で通信を行う。

イ 災害時優先電話

災害のため通話が集中して外線が利用できない場合は、災害時優先電話及び庁舎内の公衆電話で通信を行う。

ウ 電話回線の優先使用

災害時の電話回線の優先利用及び優先使用（基本法第79条）を確保するため、NTT 西日本株式会社三重支店とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定める。

(2) 三重県防災行政無線による通信（危機管理班）

三重県は県全域に衛星系・地上系の2系統の防災行政無線網を設置・運用しており、本市には端末固定局として2局（鈴鹿市・鈴鹿消防本部）が設置されている。

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体の団体相互間で防災対策に関する通信を行う。

(3) 鈴鹿市防災行政無線による通信（危機管理班）

デジタル移動系無線システムを市の各部署、防災関係機関及び生活関連機関に整備しており、防災対策に関する通信を行う。

(4) その他の行政無線等（上下水道対策部、消防対策部）

防災行政無線のほか、市では日常業務に使用する無線設備として鈴鹿市消防救急無線を整備しており、防災対策に関する通信を行う。

なお、上下水道対策部についてはI P 無線を利用する。

(5) 地域BWAを利用した通信（総務管理部、避難所対策部）

（株）ケーブルネット鈴鹿が整備した地域BWAによるインターネット網を活用し、IP通信等を実施する。

(6) 特設公衆電話の設置（避難所対策部）

避難所における避難者の連絡手段を確保するため、NTT 西日本株式会社三重支店と協力し、特設公衆電話を開設する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

資料編 16-22 災害時特設公衆電話設置箇所一覧

2 無線車の事前配備（危機管理班、総務管理部）

地震災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶又は輻輳のおそれあるときは、被害状況等を把握するため、無線車を災害現地に派遣し、災害状況報告並びに本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるよう努める。

3 通信設備の応急復旧（防災関係機関）

(1) 専用通信

地震の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市、警察本部、气象台、国土交通省、海上保安部、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに中部電力パワーグリッド株式会社、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家用発電用施設、電池等）、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行っておくことが必要である。

ウ 混信等の対策

災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現場に配備し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう務める。

エ 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施、発災時に備えるように務める。

(2) 公衆通信

西日本電信電話株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等の災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

第3項 市民や地域が実施する対策

市民は、防災情報を複数から入手できるよう努力し、それぞれが最善の防災行動を取り減災に努める。

アマチュア無線による災害時応援協定に基づき、市に防災情報を提供するため必要に応じて、市と災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿は協議を行う。

災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿からの申し出により可能な範囲で、市内の相当無線技士に当会の周知を行い、より詳細な情報が収集できるよう協力する。

第3節 災害情報収集・伝達計画

第1項 計画の主旨

地震災害の応急対策活動を迅速、的確に行うには、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を早く、正確に収集し、関係機関へ連絡することが重要である。

したがって、災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合には、速やかに全情報を把握する。

第2項 市が実施する対策

1 情報収集・連絡手段（危機管理班、総務管理部、各担当部）

（1）情報の収集・連絡

コールセンター及び各部は、それぞれの所掌の災害等の情報を職員の現場派遣や無人航空機の活用も含めて可能な限りの手段を講じて収集する。参集途上の職員は、周囲の被害状況を把握し、参集後班長に対し報告する。

各部は、収集した情報を総務管理部総務班に報告する。また、各班はあらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調査について責任を持つ。

さらに、必要に応じて、国の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）も適切に活用する。

資料編16-5 防災に関する協定一覧

（2）情報の連絡手段

各部は、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話、メール等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡する。

（3）災害対策業務の記録

危機管理班は、災害対策業務に関する情報をコールセンター及び各部等から集約し、災害対応終了後に記録する。

（4）住民等の被害情報・安否情報の収集・伝達

ア 広域災害が発生した場合は、住民等の避難情報、安否情報等に関する照会に対し速やかに回答するため、「安否情報システム（総務省消防庁）」を活用し、住民等の避難情報や安否情報等を収集・整理し、他の被災自治体や警察、消防及び三重県等の防災関係機関と情報共有を行う。

イ 現在地や避難所から、安否登録及び安否確認ができる防災アプリ（CNSコネクト等）の活用の周知を図る。

ウ 被災者台帳支援システムを活用する。

被災者生活再建支援を円滑に行うため、情報の集約や罹災証明の発効等を行う際に被災者支援システムを活用する。

2 通信ボランティアの活用（総務管理部）

（1）大規模な地震災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線や、インターネット利用者（すずか減災プロジェクト）等といった通信ボランティアの

協力を得ることとする。

(2) ボランティアの募集

ア アマチュア無線家のボランティア募集は災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿等の協力を得て行う。

イ インターネット利用者等のボランティア活用は、ウェブサイトや商用ネットの掲示板を通じて協力を促す。

3 被害状況等の報告（総務管理部）

地域内に災害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領、火災・災害等即報要領に基づき、県にその状況を報告するものとするが、県と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する。

その他、風水害等対策編第3章第4節を準用する。

第4節 災害広報計画

第1項 計画の主旨

住民の安全の確保、混乱の防止、民心の安定を図り、円滑な災害応急対策を実施するため、防災行政無線、テレビ、コミュニティFM、新聞、広報車、インターネットを利用したウェブサイト、電子メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や防災アプリ等のあらゆる広報手段を活用して迅速かつ適切な広報を行う。

第2項 市が実施する対策（総務管理部）

1 広報内容

市民等への広報内容の主なものは、次のとおりとする。

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象予報及び警報、津波・地震に関する情報
- (3) 二次災害の危険性に関する情報
- (4) 主要道路情報
- (5) 公共交通機関の状況
- (6) 電気、上下水道、ガス等公益事業施設の状況
- (7) 医療救護所の開設状況
- (8) 医療機関の状況
- (9) 給食、給水の実施状況
- (10) 衣料、生活必需品等の供給状況
- (11) 河川、港湾、橋梁等土木施設の状況（災害状況、復旧状況等）
- (12) 避難所に関する情報
- (13) 被災者の安否に関する情報
- (14) 公衆浴場の情報
- (15) 市民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のために必要な情報

2 広報手段

- (1) 市をはじめ各防災関係機関は、あらゆる広報媒体を利用して広報を行うとともに、高齢者、聴覚障害者、視覚障害者、日本語が理解できない外国人等の要配慮者に配慮した情報伝達に努める。
- (2) 広報の伝達について、消防団、警察及び自衛隊等に協力を求める。
- (3) 報道機関は、極めて広範囲にかつ迅速に報道することができるので、災害復旧に関する情報は迅速に報道機関に対しても発表する。また、報道機関が行う独自の取材活動についても、積極的に協力する。
- (4) 市をはじめ各防災関係機関は、生命の危険にさらされない範囲で、「すずか減災プロジェクト」を含む、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用して自ら災害情報の発信を心掛け、市内の情報共有に努める。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

3 広聴活動

住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口（コールセンター）を設置する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 情報の受信

住民は、自らの命を守る適切な行動をとるために、市、県等が行っている災害情報のメール配信サービスへの登録に努めるほか、災害時にはテレビ、コミュニティFM等を利用して多重的かつ積極的に情報を受け取るよう心掛ける。

2 情報の発信

住民は、生命の危険にさらされない範囲で、「すずか減災プロジェクト」を含む、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や防災アプリ（CNSコネクト、みえ防災ナビ等）等を利用して自ら災害情報の発信を心掛け、市内の情報共有に努める。

第5節 消防・救急計画

第1項 計画の主旨

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、住民や自主防災組織等は、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、市にあっては、消火活動はもとより、住民の避難時における安全確保、的確な救急・救助活動など、住民の生命・身体の保護を優先した活動を展開する。

第2項 市が実施する対策（消防対策部）

1 消防活動

消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

2 救急活動

- (1) 医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。
- (2) 多数の傷病者が発生し、他市町村の応援を必要とする場合は、消防活動同様、協定等に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。
- (3) 平常時において、住民に対し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急体制の強化を図る。

3 津波対策活動

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。ただし、津波の襲来時間を考慮し、率先避難者となり、決して逃げ遅れることのないよう行動する。

- (1) 津波警報等の情報等の的確な収集・把握
- (2) 津波からの避難誘導として海浜にある者及び海岸付近等の住民等に対し、急いで海浜等から退避し、安全な場所へ避難するよう呼びかける。
- (3) 土のう等による応急浸水対策
- (4) 救助、救急等

4 資機材の配備

大地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

5 応援要請

火災発生時において消防用水の確保が困難な場合に、「火災時における消防用水の確保に関する協定書」により鈴鹿生コンクリート販売協同組合に応援を要請する。

また、消防及び救急活動において、災害の規模が大きく他市町村の応援を必要とす

る場合に、消防組織法第39条に基づく「三重県内消防相互応援協定」及び基本法第67条、68条の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

災害の状況により、県内の応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

資料編 16-15 三重県内消防相互応援協定

6 活動拠点等の確保

応援出動を要請した際の救助関係機関が部隊を展開、宿営等を行う拠点となる施設・空地等を確保する。

7 惨事ストレス対策

消防及び救急活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 初期消火活動

発災直後にあっては、道路交通網等の寸断が予測されることから、消防機関が被災地に赴くのに時間を要することになるため、住民や自主防災組織、消防団等は、消防機関が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

2 初期救急活動

被災地の住民や自主防災組織、消防団等は、救急機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

第6節 水防活動計画

第1項 計画の主旨

地震発生時には、港湾、河川、ため池等の護岸・堤防の損壊、津波による海岸堤防の損壊、山腹の崩壊などによるせきとめ、溢流、氾濫などによって水害が生じることが予想される。

このため、地震後の水防活動としては、港湾、河川、海岸堤防、ため池等その損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早急に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずる。

水防活動に関する震災時における応急対策は、「鈴鹿市水防計画」に準拠して、次の事項を実施する。

第2項 市が実施する対策

1 監視、警戒体制（危機管理班、福祉医療対策部、土木対策部、産業物資対策部、消防対策部）

（1）巡視

水防管理者、水防団長は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸堤防等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡して必要な措置を求める。

（2）非常警戒

水防管理者は地震動又は津波等により水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、現在工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防等の施設管理者に連絡するとともに、水防作業を開始する。

（3）水門、えん堤、ため池等の操作

河川、海岸、港湾又は漁港等の管理者（操作責任者）は、津波予報の発表を知り、又は東海地震予知情報等の通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行う。

また、地震が発生した場合は直ちに、水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

ただし、津波等により操作員の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難を優先する。

資料編 2－1 防災重点農業用ため池

資料編 2－2 その他の農業用ため池

（4）災害発生直前の対策

水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に避難行動要支援者が利用

する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じる。

2 資機材の配備（総務管理部、産業物資対策部、土木対策部、消防対策部）

大地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

3 応急復旧（土木対策部、産業物資対策部、消防対策部）

堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う。

資料編 16－5 防災に関する協定一覧

第7節 津波対策計画

第1項 計画の主旨

この計画は、津波の予報が発表され、又は津波のおそれがある場合の対策に関する計画とする。

第2項 市が実施する対策

気象庁から発表される津波警報等は、全国瞬時警報システム（Jアラート）により自動的に防災行政無線が起動し伝達される。併せて市長は、津波警報等を防災行政無線、サイレン、メール等、様々な手段を用いて市民等に伝達する。

特に、津波の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達する。

1 津波による避難の指示の対象地域

地震発生時において、津波による避難の指示の対象となる地域は、県が作成した津波浸水予測図の範囲とする。

2 津波に対する警戒態勢（総務管理部、産業物資対策部、土木対策部、消防対策部）

- (1) 市長は、気象庁より津波注意報が発表されたときのほか、相当規模の地震（震度4程度以上）が発生したとき又は弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたとき若しくは異常な海象を知ったときは、必要に応じて消防機関等の協力を得て、海浜にある者及び海岸付近等の住民等に対し、急いで海浜等から退避し、津波の浸水の恐れがない安全な場所へ避難するよう指示する。
- (2) 各担当部は、津波の来襲に備えて、水門等の閉扉、潮位の測定を行うなど警戒にあたるとともに、逐次潮位を市長に報告する。
- (3) 市長は、津波警報が発表されたときは、海浜にある者、海岸付近の住民及び津波浸水予測図により津波による被害が生じる恐れがあると認められる地域の住民等に対し、急いで海浜等から退避し、安全な場所へ避難するよう指示する。
- (4) 市は安全な地点から海面の状態を監視する体制を整備する。また、津波浸水予測区域内で活動する者は、津波避難の広報を行いつつ、支部員も避難し、安全を確保する。

資料編 11-1 警報・注意報の種類と発表の基準

第3項 市民や地域が実施する対策

海浜にある者、海岸付近の住民等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するとともに、可能な限りコミュニティFM、テレビ等を利用して自ら災害情報を収集する。

地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、同様の措置をとる。

また、異常現象を発見したものは、速やかに防災関係機関に通報する。

(1) 津波避難の原則

津波避難の行動時の原則は、次のとおりである。

- ア できるだけ、津波浸水予測区域外や津波浸水リスクの少ない高台や内陸を目指す。
- イ 避難する時間がない場合、逃げ遅れた場合においては、近くの津波避難ビルを目指す。

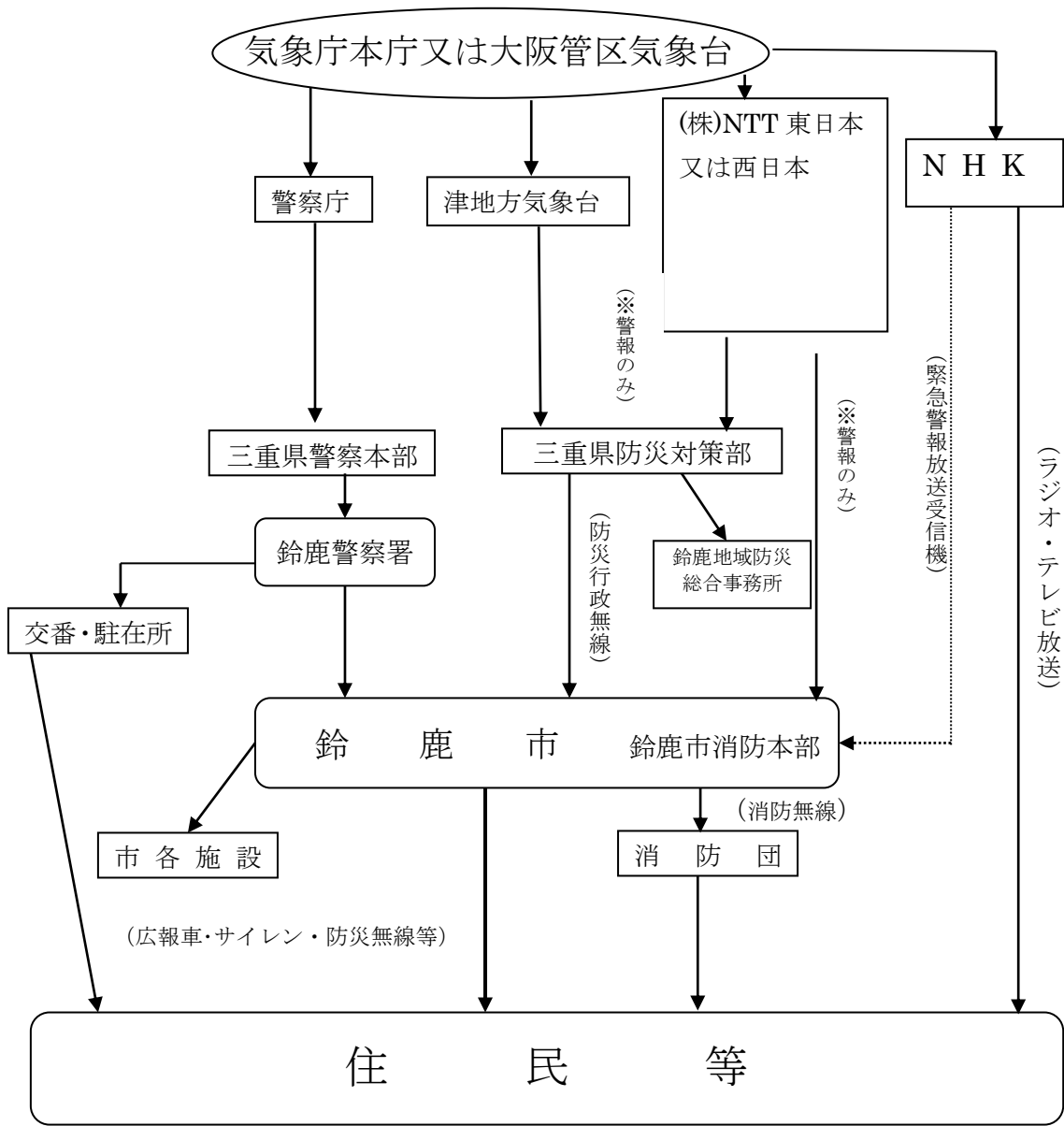
資料編 4－4 津波避難ビル（指定緊急避難場所）

- ウ 自動車での避難は交通渋滞を招くため、できるだけ徒歩で避難する。ただし、地域の実情によりやむを得ず自動車を利用せざるを得ない場合は、道路容量等の限界量があることを認識した上で、あらかじめ地域で自動車利用のルールや避難経路、駐車場所等について話し合い、共通認識を持つよう努める。

(2) 避難誘導

- ア 自主防災組織又は住民等
住民等は、互いの安全を確認し、自主性をもち主体的に避難する。
避難する場合は、地域の避難行動要支援者の安否を確認し、避難支援を行う。
- イ 学校、幼稚園、保育所、事業所等
各施設の責任者・管理者は、児童・生徒・園児、従業員等の避難誘導を行う。
- ウ 社会福祉施設・病院
施設の責任者・管理者は、入所者等の避難誘導を行う。
- エ 駅、大型商業施設等
施設の責任者・管理者は、利用者等の避難誘導を行う。
- オ 公共交通機関
公共交通機関の乗務員は、乗客の避難誘導を行う。

津波予報等の伝達系統図



(注) 船舶には、海上保安部を経由して伝達される。

第8節 交通応急対策計画

第1項 計画の主旨

南海トラフ地震発生後は、市内で甚大な被害が想定されるため、防災活動の拠点となる広域防災拠点施設等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。

また、津波災害が想定される場合の沿岸部からの避難路確保のための交通規制等を的確に行う。

第2項 市及び防災関係機関が実施する対策

1 重要物流道路の確保（土木対策部、道路管理者）

救援物資等の安定的な輸送を確保するため、国が物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定したため、災害時において、国及び県等の関係機関と密接に情報共有を図り、重要物流道路の確保を行う。

2 緊急輸送道路等の確保（土木対策部、消防対策部、道路管理者）

（1）緊急時における通行可能連絡路線の検討

地震災害時には道路管理者は、道路交通の状況等について速やかに調査を実施し、道路の破損、決壊、橋りょうの損壊その他交通に支障を及ぼす箇所を早急に把握するとともに、平常から橋りょうの位置、構造等について十分に調査し、有事に迅速かつ適切な対策が実施できるようにする。

（2）路上放置車両や立ち往生車両等に対する措置（土木対策部、消防対策部、道路管理者）

消防吏員は通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、路上放置車両等の移動等の措置を行うことができる。

ただし消防吏員の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

また、道路管理者は、三重県公安委員会より、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があり、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等の要請を受けた際は、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

資料編 16－5 防災に関する協定一覧

3 交通規制（土木対策部、道路管理者、警察）

（1）災害により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、その安全と緊急輸送道路等を確保するため、速やかに通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行う。この場合、道路管理者と警察関係機関は密接なる連絡のもとに、適切な処置をとる。

（2）交通規制を行うときは、その内容を立看板、報道機関等を利用して一般に周知させる。

(3) 実施

ア 道路管理者等

(ア) 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合

(イ) 道路に関する工事のため、必要と認める場合

イ 警察官

(ア) 災害対策に従事する者及び必要物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認める場合

(イ) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、交通の危険が生じるおそれがある場合

4 道路交通状況の調査（土木対策部、道路管理者）

(1) 地震災害の発生により道路状況を調査する必要があるときは、直ちに道路パトロールを行う。

(2) 道路交通状況の調査について必要がある場合は、県及び自衛隊の応援を得て上空からヘリコプターにより調査する。

(3) 道路交通状況の調査結果は、災害対策本部や関係機関に円滑に情報共有できるような仕組みを検討する。

5 緊急通行車両の取り扱い（警察、県）

緊急通行車両の確認は、警察及び災害時に設置される交通検問所又は、知事において行う。

6 その他の交通規制（警察、土木対策部、道路管理者）

広域交通規制以外の災害時における交通規制については、道路交通法第6条（混雑緩和の措置）及び第8条（通行の禁止及び制限）又は道路法の規定に基づき措置する。

なお、地震発生時における通行規制は、県防災計画地震・津波対策編に定める方法による。

7 海上交通の確保（海上保安部、港湾管理者）

海上の交通安全を確保するため、次の活動を行う。

(1) 海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

(2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

(3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(4) 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(5) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

- (6) 軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 大地震発生時の行動

車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は以下の行動を講じるとともに、原則として徒歩で避難することを地域等で共有を図る。

- (1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止する。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。
- (4) やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しない。
- (5) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策活動の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

第9節 障害物の除去計画

第1項 計画の主旨

災害のため排出された土砂、流木等の障害により、住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合、障害物を除去して住民の生活を安定させ、又は交通路を確保して、必要物資の輸送を円滑に行う等の応急対策を講ずる。

第2項 市が実施する対策（土木対策部、道路管理者、河川管理者、環境対策部）

1 実施機関

- (1) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行う。
- (2) 救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた市長が行う。
- (3) その他、山（崖）崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市が行う。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、概ね次のとおりとする。

- (1) 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 河川はん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置の実施のため、除去を必要とする場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

- (1) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように実施する。
- (3) 実施者は、除去すべき廃棄物等は、できる限りの分別排出とリサイクルに努める。

4 堆積土砂排除事業について（環境対策部・土木対策部）

国土交通省と環境省が連携し、宅地内やまちなかに堆積した廃棄物や土砂を一括して撤去できるスキームを活用し、市町村が行う土砂等の撤去を促進し、被災者の生活の早期再建を支援する。

(1) 排除対象物

- ア 市が指定した場所に搬出集積された堆積土砂
- イ 市が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂

(2) 対象となる堆積土砂量

市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩落等により堆積した土砂の総量が30,000m³以上であるもの、又は2,000m³以上の一団をなす堆積土砂、又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量が2,000m³以上であ

るもの。ここでいう「30,000m³」「2,000m³」は、本事業が対象とするいわゆる宅地内だけの堆積土砂量ではなく、他の補助制度等により処理されるものも含んだ市街地全体の堆積土砂量のことである。

5 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するが、概ね次の場所に集積又は保管する。

- (1) 集積するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他集積に適当な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

6 障害物除去に関する応援及び協力

- (1) 市は、障害物の除去について、県に対し応援又は協力の要請をすることができる。
- (2) ボランティア窓口との作業の連携（仮置き場までの輸送等）

7 救助法が適用された場合

救助法適用時における障害物除去の実施基準は次による。

(1) 除去の対象

災害によって、土砂、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれ、それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるもので、次に該当するものに対して行う。

- ア 自らの資力で障害物の除去ができないとき
- イ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。
- ウ 通常は当該災害により住家に直接被害を受けたもの

(2) 方法

障害物の除去は、現物給付をもって実施するものである。現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ及び機械器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく、住み得る状態にするということである。

(3) 費用の限度

救助の程度、方法、期間は救助法による。

資料編 16-1 災害救助法による救助の程度と期間

第3項 市民や地域が実施する対策

共助の精神に基づき、地域の障害物を撤去し、良好な通行に寄与する。

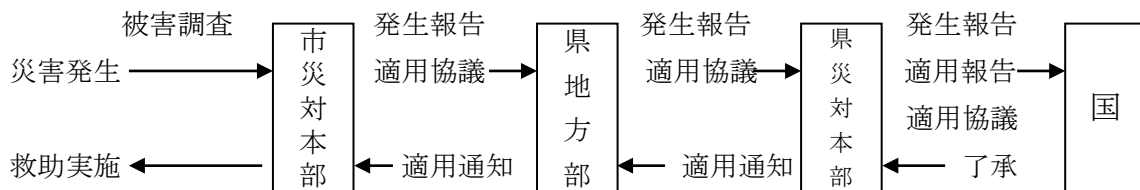
第10節 災害救助法の適用計画

第1項 計画の主旨

市長が自ら実施する災害応急措置のうち、一定規模以上の災害に際しての救助活動については、救助法の適用を受け、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第2項 市が実施する対策

各部の情報伝達活動



1 実施責任者

救助法の適用に基づく応急救助活動は、国の責任において知事が実施する。ただし、災害の事態が切迫して救助法に基づく知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長は知事の補助執行機関として、また、知事の職権の一部を委任された場合（救助法第13条）は委任された救助事項について、市長は実施責任者となって応急救助活動を実施する。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、市域に原則として同一原因による災害があり、被害が救助法に定める一定規模以上の被害が生じた場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに適用される。

(1) 適用基準（救助法施行令第1条）

- ア 住家の滅失した世帯の数が、100世帯数以上に達したとき。（施行令第1条第1項第1号 市町村別適用基準に定められた数）
- イ 滅失世帯数が100世帯に達しないが、県の区域内の滅失世帯数が1、500世帯以上で、市の区域内の滅失世帯数が50世帯数以上に達したとき。（施行令第1条第1項第2号市町村別適用基準に定められた数）
- ウ 滅失世帯数がア又はイの基準に達しないが、県の区域内の滅失世帯数が7、000世帯に達した場合で、市の区域内の滅失世帯数が多数であるとき。（施行令第1条第1項第3号）
- エ 災害が隔絶した地域に発生し、被災者の救護が著しく困難であり、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。（施行令第1条第1項第3号）
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。（施行令第1条第1項第4号）

(2) 被災世帯の算定基準

ア 住家の滅失等の認定

「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づく被害認定方法を用いる。

イ 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

3 救助法の適用手続（総務管理部、産業物資対策部）

- （1）市長は、市域における災害の程度が救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- （2）救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認めるときは、市長が直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

4 救助の種類と実施権限の委任

（1）救助法による救助の種類

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 福祉サービスの提供
- キ 被災した住宅の応急修理
- ク 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ケ 学用品の給与
- コ 埋葬
- サ 遺体の捜索及び処理
- シ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- （2）（1）のアのうち、応急仮設住宅の供与及びエ以外の救助の実施については、あらかじめ市長に委任されており、また、知事が災害発生の都度、市長に委任した救助については、市長が実施責任者となる。
- （3）（1）のクにいう生業資金の貸付等については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていない。これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。

5 救助の程度、方法及び期間等

救助法による救助の程度、方法及び期間については次のとおり。

資料編 16-1 災害救助法による救助の程度と期間

第11節 避難計画

第1項 計画の主旨

地震・津波災害時における人的被害を軽減するため、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、必要に応じて避難のための措置をとる。また、避難者及び住居の場所を失った者を一時的に収容するための避難所等に関して定める。

第2項 市が実施する対策

1 自主避難の促進（危機管理班、避難所対策部）

市は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域の住民に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な事前避難や、不測の事態時の緊急避難の実施を促進する。ただし、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等の避難に関する情報の正しい意味の理解を広める。

2 避難の指示等の実施（危機管理班、総務管理部）

地震災害時、同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を地震に伴う災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための立退きの指示を行う。また、避難指示の他、必要に応じて高齢者等避難を伝達し、適切な避難誘導を実施する。避難指示等の発令に際しては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言を活用する。

なお、津波の発生及びおそれがある場合は、「鈴鹿市避難情報等の判断・伝達マニュアル」を基にし、避難指示を発令する。

実施責任者	種 別	要 件	根 拠
市長	災害全般	地震等自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは避難を指示する。この場合、市長は速やかにその旨を知事に報告する。	基本法第60条
		【警戒レベル3】 高齢者等避難 高齢者、障がい者等の避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を必要に応じて伝達する。	

実施責任者	種 別	要 件	根 拠
		【警戒レベル4】 避難指示 指定避難所等への立退き避難を基本とするが、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」も併せて促す。	
警 察 官	災 害 全 般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難を指示する。この場合、速やかにその旨を市長に報告する。	基本法第61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災的危険な事態がある場合に避難を命ずる。	警察官職務執行法第4条
消 防 長 又 は 消 防 署 長	危 険 物、 ガ ス 等 の 漏 洩、流 出	危険物等の漏洩等の事故現場において、火災警戒区域を設定して、その区域から退去、出入の禁止、制限、火の使用を禁止する。	消防法第23条の2
消 防 吏 員 消 防 団 員	火 災	火災現場において、消防警戒区域を設定して、その区域からの撤去を命じ、出入を禁止し若しくは制限する。	消防法第28条
知 事 知事の命を 受けた職員 水防管理者	洪 水	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。	水防法第29条
知 事 知事の命を 受けた職員	地 す べ り	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。	地すべり等防止法第25条
自 衛 官	災 害 全 般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に避難を指示する。(警職法の準用)	自衛隊法第94条

3 避難の指示内容及びその周知（危機管理班、総務管理部、消防対策部）

(1) 避難指示等の内容

避難指示等は、次の内容を明示して行う。

- 要避難対象地域
- 避難先
- 避難理由
- 避難経路
- 避難時の注意事項等

(2) 避難の周知徹底

避難指示者等は避難のため、立退きを指示したとき、「高齢者等避難」を発令した

とき又はその指示等を承知したときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知、連絡し、その周知徹底を図る。

ア 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難のための立退きを指示し又は「高齢者等避難」を発令し、あるいは指示等を承知したときは、関係機関に通知又は連絡する。

(ア) 県に対する報告

指示者等、避難理由、指示等の日時、避難先等を知事に報告する。

(イ) 関係機関への連絡

次の機関のうち必要なものに連絡する。

- a 県の関係機関及び警察署
- b 避難場所の管理者
- c 隣接市町

イ 住民等に対する周知

(ア) 事前処理

市長及び関係機関は、避難のための立退きの万全を図るため、避難場所及び避難経路等をあらかじめ住民に周知徹底させておく。

(イ) 指示等の周知徹底

市長は、避難の指示をしたとき、「高齢者等避難」を発令したとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法でその周知徹底を図る。

- a 広報車による巡回周知
- b 同報防災無線による周知
- c 市ウェブサイト、CATV、コミュニティFM、Yahoo!防災速報、緊急速報メール（エリアメール）等による周知
- d 三重県防災ヘリコプターによる周知

市長は、避難の周知につき必要と認められる場合は、県本部に対し、三重県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

e 放送等による周知

市長は、避難の周知につき必要と認められる場合は、県本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

市長が県本部を通して放送機関へ放送を依頼した場合、県本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民に徹底すべく放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

f 高齢者、障がい者、日本語が理解できない外国人等の要配慮者に対する避難情報の提供を図る。

(ウ) 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

警鐘	乱 打		
余韻防止付き サイレン信号	1分 ——	1分 ——	1分 ——
	5秒	5秒	

信号に当たっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

(エ) 津波到達時間を考慮した情報伝達

津波警報等に基づく避難指示等の伝達等にあたっては、防災担当にあたる者の安全が確保されるよう、予想される津波到達時間を考慮して行動する。

4 避難方法（総務管理部、福祉医療対策部、消防対策部）

(1) 避難の順序

避難立退きの誘導に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を優先して行う。

また、避難行動要支援者の情報把握については、個別避難計画を参考に民生委員や地域住民、社会福祉施設等関係機関と連携した状況確認や避難誘導を行う。

(2) 移送の方法

ア 避難立退きに当たっての移送及び輸送は、原則、避難者が個々に行う。

イ ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、市において車両等によって行うことができる。

ウ 必要に応じて誘導用ロープを使用して安全を図る。

(3) 広域災害による大規模移送

被災者が広域で大規模な立退き移送を要し、市において措置できないときは、市は県地方部をとおして、県本部に避難者移送の要請をする。

なお、事態が急迫しているときは、市は、直接隣接市町村、警察署等に連絡して実施する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きに当たっての携帯品を必要に応じ最小限に制限をし、円滑な立退きについて適宜の指導をする。

5 避難所の開設及び運営（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部、建築対策部）

震災のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため避難所を開設する。

開設にあたっては、必要に応じて避難所となる公共施設の緊急点検、巡視等を実施し、当該建築物の被災状況の把握に努める。

また、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達・確保を行うため、職員の派遣を行う。

資料編 16－5 防災に関する協定一覧

(1) 避難者

災害により、住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等となったり、交通機関の停滞などにより帰宅困難となったりするなど災害によって現に被害を受けた者や、避難

指示の対象となる者など被害を受けるおそれがあるため避難した者を収容する。

(2) 設置の方法

ア 避難場所は学校、公民館、地区集会所等の既存建物を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは、テント等を借り上げて野外に仮設する。また、高齢者、障がい者、妊産婦、日本語が理解できない外国人等の要配慮者に配慮して、多様性を考慮した避難場所の確保に努める。

イ 地震災害の様相が深刻で、市内に避難場所を設置することができないときには、基本法第86条の8及び三重県市町災害時応援協定に基づき、県を通じ、隣接市町に受入を要請する。

ウ 避難所を設置したときは、その旨を公表の上、市職員を配置し、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

市民等が市の指示に基づかず親戚や縁者等の住家に集まって避難所と称しても避難所として指定することはできない。

エ 地震による宅地地盤・擁壁等から生ずる二次災害を軽減・防止するため、必要に応じて県と連携し、避難所の被災宅地危険度判定を実施する。

(3) 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、知事に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

(4) 運営管理

避難所の運営及び管理にあたっては、次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、住民が主体的かつ円滑に避難所の開設及び運営を行うため、地域住民、施設管理者、避難所派遣職員（救助施設班）等で避難所運営委員会を組織するとともに、必要に応じて、県、他の市町村、NPO、ボランティア等に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別等の避難者の多様なニーズに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

イ 避難所の運営は男女ともに参画するとともに、男女のニーズなどの多様な視点等、男女双方の視点等に配慮した避難者ニーズの把握に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

エ 避難所における感染症（新型コロナウイルス感染症等）対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすため、一人あたりの占有スペースの確保、ゾーン分け等の対策のほか、避難者の受付での体調確認や検温、体調不良者の隔離、保健師・看護師職員による見守り等を行うよう努める。

オ 感染症対策用品収納箱（避難所派遣職員用、避難所を開設する避難者用）の設置や、感染症対策資機材等の確保を行う。

- カ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- キ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉避難所となる福祉施設等への入所、三重県災害派遣福祉チーム（DWA T）やホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。
- ク 避難者の住宅については、速やかに被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、必要に応じて応急修理を施すなどして、自宅の安全性が確認できた避難者の帰宅を促進する。
- ケ 被災者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅や目的外利用による公営住宅の迅速な提供、賃貸型応急住宅供給への協力により転居を促し、避難所の開設期間の短期化に努めることを基本とする。
- コ 帰宅困難者については、交通情報等の迅速な提供により早期の帰宅を促す。
- サ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
- シ 屋内運動場（体育館）に多数の避難者を収容できない場合や、避難行動要支援者等への対応のため、校舎を二次開設することが必要となった場合は、施設管理者及び避難所運営委員会等と協議の上、校舎を開放する。

資料編4 避難場所等

（5）開設の期間

- ア 救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長を行うことができる。
- イ 避難者の減少等により、避難所を閉鎖又は縮小する場合は、施設管理者及び避難所運営委員会等と協議を行い、避難所の閉鎖や避難スペースの縮小、又は他の避難所への避難者を移送し、避難所の集約等を実施する。
- ウ 一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をなしたあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指導し、できる限り短期間にとどめる。

（6）費用の限度

救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は、救助の程度、方法、期間については次のとおりである。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

（7）船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、市は、県本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

（8）避難行動要支援者への対応

- 市は、避難所で生活する高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対し、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。
- ア 地域包括支援センターや民生委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。
- イ 保健師やケアマネージャーなどによる家族への支援活動を行う。

(9) 避難場所の指定

市が避難のための立退きを指示したときは避難所、避難地等避難場所を指定する。
ただし、市は当該避難場所が万一被災し、又は当該避難場所に至る避難経路が遮断された場合には、新たな避難場所を指定し、又は輸送することに努める。

資料編4 避難場所等

第3項 防災関係機関等が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 市町長が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁）

震災が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の避難の必要が認められる事態において、市長が避難指示を行うことができないと認められるとき又は市長から要求があったときは、海上保安官は、自ら避難を指示する。この場合は、海上保安官は、速やかにその旨を市長に報告する。（基本法第61条）

(2) 自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。（自衛隊法第94条）

2 避難指示等の市民への広報（放送機関）

市長からの要請に基づき、県本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民に避難指示等を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

第4項 市民や地域が実施する対策

1 避難所における地域住民及び避難者の協力

(1) 住民及び避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に積極的に協力する。

(2) 避難行動要支援者への支援

避難所の運営にあたっては、避難行動要支援者の生活が安全になされるよう配慮するものとし、健常な避難者はその運営に配慮、協力する。

(3) 早期退出への協力

市が避難指示等を解除後、自宅の安全が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

2 津波からの自衛措置

(1) 住民の協力による避難行動の促進

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部住民は、津波警報等が発表されるなど、津波の危険を認知した場合、又は津波警報等の発表前でも大規模な地震が発生し、停電等で情報が入手できない場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。

また、避難に際しては徒歩で避難することを原則とする。ただし、避難行動要支

援者の避難等、やむを得ないケースについて、津波避難計画等で地域の合意形成がなされている場合については、自家用車等での避難を行う。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域において、津波警報等が発表されるなどした場合、地域の津波避難計画に沿って、可能な範囲で避難行動要支援者の避難支援に努める。避難行動要支援者の個別の避難計画を策定している地域にあっては、計画に沿った支援に努める。

第12節 応急住宅対策計画

第1項 計画の主旨

大地震の発生により、住宅の倒壊等を生じた場合、多数の住民が住居を失うこととなるため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理の実施又は、既存公営住宅等の活用によって、被災住民の住居の確保を図る。

また、被災した建築物が余震等により倒壊の危険性が生じた場合、多くの住民が二次災害のおそれに直面するため、地震後速やかに専門家（応急危険度判定士（ボランティア））を現地に派遣し、被災した建築物が使用できるか、余震等により倒壊しないかどうかの技術的な危険度を判定することにより、被災建築物の倒壊や落下物に伴う二次災害を未然に防止するため、応急危険度判定制度の普及に努める。

なお、本計画中の「2 応急仮設住宅の建設」「3 被災住宅の応急修理」の計画については、救助法適用時の基準によるものであるが、救助法が適用されない場合にも必要に応じて本計画に準じて実施する。

第2項 市が実施する対策（建築対策部）

1 実施体制

- (1) 住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握する。また、住宅相談窓口等を設置し、被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

資料編 16－5 防災に関する協定一覧

- (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として市長が行う。ただし、救助法が適用された場合には知事が行う。その場合においても、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは市長が行う。
- (3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にかかる建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施する。
- (4) 災害時における被災者用の住居として、利用可能な公営住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

2 応急仮設住宅の建設

地震災害のため住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住居を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設し、一時的な居住の安定を図る。

(1) 設置戸数

市の全壊（焼）流出世帯数の30／100の範囲内で、必要戸数を設置する。

なお、実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。

(2) 設置場所

市において決定する。なお、応急仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。

(3) 規模等

規模、規格、構造、単価等の面で市町間の格差が生じ、被災者に不公平感を与えないよう県と調整を行う。

(4) 避難行動要支援者に配慮した応急仮設住宅

応急仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した住宅の建設を考慮する。

(5) 入居基準

- ア 住宅が全壊（焼）流出した世帯であること。
- イ 居住する住宅がない世帯であること。
- ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。
- エ 上記該当者が、被災者の3割を超える場合は、生活能力が低く、かつ住居の必要性の高い者。

(注) ウに該当する者の例

- (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない寡婦及びひとり親世帯
- (エ) 特定の資産のない高齢者及び身体障がい者
- (オ) 特定の資産のない勤労者
- (カ) 特定の資産のない小企業経営者
- (キ) 前各号に準ずる経済的弱者

(6) 建設期間

地震等自然災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。市は、災害発生の日から7日以内に建設場所及び入居該当者について県に報告する。

(7) 費用の限度

救助の程度、方法、期間等は、救助法による。

資料編 16-1 災害救助法による救助の程度と期間

(8) 供与期間

建設工事が完了した日から最長で2年3か月以内（救助法及び建築基準法に基づく）とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

(9) ペット対策

飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て、応急仮設住宅に隣接してペットの管理場所の確保に努める。

3 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理について、県建設労働組合等の業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

(1) 対象者

地震災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者。

(2) 対象世帯数

- ア 市の半壊又は半焼世帯数の30/100の範囲内。ただし、必要があると認められる場合は、救助法適用市町村の半壊、半焼世帯数の合計数の30/100の範囲内で、市町村相互間において修理戸数の融通をすることができる。
- イ 特別の事情があるときは、内閣総理大臣の承認を受けて対象世帯数の限度を引

き上げることができる。

(3) 費用の限度

救助の程度、方法、期間等は救助法による。

資料編 16-1 災害救助法による救助の程度と期間

(4) 期間

地震等自然災害発生の日から1か月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

4 公営住宅や民間賃貸住宅の活用

市営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。また、県営住宅や民間賃貸住宅などの空き情報を収集し、応急仮設住宅として活用できるか確認して、住宅が滅失した被災者のうち自らの資力では住居を確保することができない者に対し情報提供を行う。これら住居への入居は、特別な配慮を要する避難者を優先させる。

5 被災建築物応急危険度判定の実施

大地震により多くの建築物が被災した場合、その後に発生する余震などによる人命にかかわる二次的災害を防止することを目的に被災建築物応急危険度判定を実施し、判定を行った結果を、建築物の見やすい場所に表示することで、居住者や付近を通行する歩行者に対して、被災建築物の危険性について情報提供を行う。

判定実施本部が設置され、当該判定を行う場合、速やかに実施本部体制を確立し、判定実施計画を策定するとともに、支援本部が開設される三重県へ応急危険度判定士の派遣を要請する。

また、当該判定の実施に当たり、判定業務を執り行うための拠点施設（判定拠点）を開設し、判定士の移動手段の確保、宿泊所の手配など判定士の受入れ体制を整備する。

6 被災宅地危険度判定の実施

市長は、区域内において震災により、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、被災宅地危険度判定が必要と判断した場合は、当該危険度判定の実施を決定する。その際は、被災宅地危険度判定拠点（サテライト共）の施設の位置づけを行う。

市長は、判定実施を決定したときは、本部内に判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被害者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて判定士の派遣など判定支援を知事に要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して危険度を判定し、宅地に判定結果を標示して、所有者、使用者、付近を通行する人及び近隣住民等に注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。

第13節 食料供給計画

第1項 計画の主旨

大規模地震の発生に伴う家屋の倒壊、焼失等は、地域住民の食料、自炊手段を奪うだけでなく、食料の供給、販売機能の混乱や停止を招き、住民の不安を増大させることとなる。

したがって、被災者（旅行者、帰宅困難者等を含む）及び応急対策活動従事者等に対する迅速な食料の応急供給を行うため、これら給食活動の実施体制、食料の調達等を迅速かつ的確に行う。

第2項 市が実施する対策

1 食料の供与（総務管理部、避難所対策部、産業物資対策部）

震災時における主食等の供給及び炊き出し等の食料の応急供給については、県と常に連絡を保ち、必要な場合は新物資システム（B-PLo）等を用いて県へ協力を要請し、市長が実施する。

市長は、災害対策用応急食料として、パン、インスタント・レトルト食品等の供給を必要とする場合に備え、これらの食料品を取り扱う小売業者との連絡調整に努める。

市長は、調達した物資を受け入れるため、物資拠点を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

市長は、震災時における主食等食料の供給が不可能であると判断した場合は、県へ供給申請を行う。

なお、食料の応急供給に当たっては、農林水産省で定めている「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」及び県で定めている「災害時又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡実施要領」に基づき行う。

また、救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて市長が実施する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

（1）供給対象者

被災者（旅行者、帰宅困難者等を含む）及び救助作業、急迫した災害の防止あるいは緊急復旧作業の従事者

（2）供給品目

米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン及び麦製品等

（3）供給数量

市長が認めた数量

※ 応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。また、糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。

【食料の供給手順】

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給手順を参考に備蓄を活用した食料の供給に努めるとともに不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給し、又は応急給食を実施する。

食料の供給は概ね以下の手順を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

- ・発災～24時間以内：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の備蓄食
- ・発災24時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- ・発災48時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- ・発災72時間後～：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

2 炊き出しの実施（総務管理部、避難所対策部）

炊き出しは、本部及び住民、ボランティア、自衛隊等の協力により避難所及び避難所に近い適当な場所又は給食施設等既存の施設において行うほか、市長が必要と認めるときは、米飯提供業者に依頼して実施する。

資料編16-5 防災に関する協定一覧

資料編8-1 炊出し予定箇所

3 自炊支援（産業物資対策部）

避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

第3項 防災関係機関等が実施する対策

市との協定や要請に基づき、食料の供給を行うこと。

なお、国によるプッシュ型支援が実施された際の本市分の食料及び育児用調整粉乳の配送予定数量については、以下に掲げるとおり。

- (1) 食料：739.8千食
- (2) 乳児用粉ミルク：286kg

※三重県広域受援計画に基づく

資料編16-5 防災に関する協定等一覧

第4項 市民や地域が実施する対策

発災直後は、物資等の流通機能の低下が見込まれるため、3日間程度の間に必要な食料は、自らの備蓄でまかなえるよう各家庭で食料の確保に努める。

第14節 給水計画

第1項 計画の主旨

大規模地震発生時には、水道施設が損壊することが想定されるため、被災地区の住民に対する飲料水等の供給と水道施設の応急復旧を本計画により行う。

第2項 市が実施する対策

1 応急給水計画（避難所対策部、上下水道対策部）

（1）被災地域が小規模で限定的な場合

ア 給水方法

収容避難所（学校・公民館等）、医療機関、緊急避難所（集会所等）などを給水拠点とし、供給する水は水道水とする。

イ 運搬給水の実施

被災地域において、水道水を確保することが困難な場合は、配水池、送水場、飲料水兼用耐震性貯水槽等から次の機器を用いて運搬給水する。

〔給水車、ポリタンク、非常用給水袋、布製水槽〕

（2）被災地域が大規模で広域的な場合（上下水道対策部が運搬給水できない場合）

ア 水道施設からの直接取水

（ア）配水池及び送水場等の貯水施設（緊急取水拠点施設）から直接取水する。

（イ）給水状況に応じて、AGF鈴鹿体育館耐震性貯水槽を活用する。ただし、開栓は上下水道対策部で実施し、運搬給水は地域の住民や支援団体等で行う。

（ウ）貯水施設からの取出しは上下水道対策部が行う。

イ 運搬給水の実施

（ア）配水池及び送水場等の貯水施設から収容避難所等への運搬給水は、可能な限り住民自らが行う。

（イ）運搬方法は次のとおりとする。

a 各小学校に備蓄されている布製水槽（500リットル）をトラック等の車両に搭載する。

資料編3-2 備蓄資材

b 被災地付近の配水池や送水場で直接給水を受け、収容避難所である小学校等にて応急給水を行う。

c 被災を受けなかった地域の住民で運搬給水が可能な者は、可能な限り上記の運搬給水を援助する。

d ボランティア等から援助申出があった場合は、給水拠点での協力を依頼する。

e 広域応援が必要な場合は、他の自治体等へ応援要請を行う。

資料編16-16 水道災害に関する協定

ウ 仮設給水栓の設置

被害のない配水管や復旧した配水管に、臨時に仮設給水栓を設置し、応急給水

を実施する。

※応急給水は、被災直後は1人1日3リットルを目標とし、主に運搬給水により実施する。

2 水及び給水資機材の確保（総務管理部、上下水道対策部、避難所対策部）

（1）個人備蓄の推進

市は、飲料水をはじめとする生活用水を、個人において準備しておくよう市民に広報する。（発災後3日間分程度）

また、給水拠点から自宅までの「水の運搬のための容器」の備蓄についても同様とする。

（2）飲料水の確保

ア 水道施設

配水池及び送水場、飲料水兼用耐震性貯水槽の貯留水とする。

イ 協定を締結している施設

協定を締結している事業者の飲料水用地下水及びウォーターサーバー用ボトル等の飲料水とする。

資料編16-5 防災に関する協定一覧

ウ 収容避難所施設（各小学校など）

受水槽の設置されている小学校等の貯留水とする。

資料編3-3 緊急取水拠点等一覧（飲料水）

（3）生活用水（トイレ用水等）の確保

水道水が不足する場合は、井戸水（個人や企業、団体等が所有）、自然水（川、ため池等の水）、プール等の水を活用する。なお、各小中学校に設置された防災井戸も利用する。

また、災害時協力井戸登録制度を活用し、住民が所有する井戸を、災害時に生活用水として周辺住民に無料で開放するよう登録者に対し伝達する。

資料編3-4 緊急取水拠点等一覧（生活用水）

（4）給水資機材の確保

市は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、給水にあたる。

資料編3-2 備蓄資材

（5）給水困難地域、避難行動要支援者への給水

道路途絶地域や避難行動要支援者への給水は、自主防災組織、自治会、ボランティア等に協力を要請し、給水拠点からの給水を依頼する。

3 救助法が適用になった場合

（1）対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

（2）供給期間

災害発生の日から7日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）

（3）費用

1人1日3リットルの飲料水を供給するため必要な諸費用とする。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

4 その他

応急復旧計画は、「第23節 公共施設・ライフライン施設応急対策計画」に記載

第3項 市民や地域が実施する対策

- 1 地震発生後、3日分程度は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭で飲料水や生活用水の確保に努める。
また、給水を受けるための「水の運搬のための容器」の備蓄も行う。
- 2 協力できる市民は、配水池や送水場で直接給水を受け、収容避難所である小学校等にて応急給水を行う。
- 3 道路途絶地域や避難行動要支援者への給水に関して、自主防災組織、自治会、ボランティア等と協力し、給水拠点からの給水を行う。
- 4 災害時協力井戸の登録者は周辺住民に対し登録井戸を開放する。

第15節 衣料・生活必需品供給計画

第1項 計画の主旨

被災者に対する生活必需物資の需給動向の把握、応急調達及び配分等は、本計画により実施する。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、産業物資対策部）

1 実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与については、市長が実施する。

ただし、市において、その供給が不可能であると判断した場合は県に供給を要請し、県は生活必需品の確保を行い市に供給する。また、救助法が適用された場合は、物資の確保及び集積地までの輸送は県が行う。また、大規模災害により第一集積地の拠点が設置された場合においては、第一集積地の拠点からの輸送は市において行う。各世帯に対する割当及び支給は、知事の補助機関として市長が実施する。

なお、生活必需品等の供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない物資を喪失又は棄損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

2 物資の調達・輸送

- (1) 市は、感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。なお、地域内において調達が不能となったときは、新物資システム（B-PLo）を活用し、県に協力を求める。

資料編16-5 防災に関する協定一覧

- (2) 市は、地域内において輸送が不能となったときは、県に協力を求める。

3 災害支給品目等

支給品目等は、被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、感染防止資機材及び光熱材料等について現物をもって行う。

4 個人備蓄の持ち出し

市は、被災直後に最低限必要となる衣料等の生活必需品を非常持出品として、個人で持ち出すよう、住民等に広報する。

5 救援物資の受入・配分

- (1) 災害の規模及び災害発生の地域等に応じ、指定する場所に物資を集積し、配分を行う。
- (2) 救援物資等の配分に当たっては、各配分段階において、必ず受払の記録及び受領書を整備しておく。

6 所要人員の確保

災害の規模に応じ、各部に応援、派遣を要請し、又は作業員を雇上げる。

7 救助法が適用になった場合

(1) 対象者

全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給（貸）与品目

- ア 寝 具：毛布、ふとん、シーツ、タオルケット等
- イ 外 衣：作業衣、婦人服、子供服、長靴、子供靴、運動靴等
- ウ 肌 着：肌着、靴下等
- エ 身の回り品：タオル、バスタオル、手ぬぐい等
- オ 炊事用具：なべ、やかん、包丁、まないた、バケツ等
- カ 食 器：茶碗、汁碗、皿、箸等
- キ 日 用 品：石けん、洗剤、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉、軍手、携帯ラジ
オ、老眼鏡、雨具、ウェットティッシュ、ティッシュペーパー、
トイレットペーパー、ゴミ袋、ビニールカーペット、ブルーシー
ト等
- ク 光 熱 材 料：マッチ、ローソク、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセッ
トコンロ用ボンベ、固形燃料等
- ケ 薬 品 雑 貨：哺乳びん、ミルク、紙おむつ、生理用品、虫除けスプレー等
- コ 感染防止資機材：マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等
- サ 防寒用品：電気ストーブ、セラミックヒーター、電気カーペット等
- シ 熱中症対策用品：扇風機
- ス そ の 他：特に必要と認めるもの

(3) 給（貸）与の方法

原則として、物資の確保及び輸送（市まで）は県において行うが、それ以後の措置は産業物資対策部において行う。ただし、緊急の場合は、市長が生活必需品を購入し、配分することができる。

(4) 給（貸）与の期間及び費用の限度

- ア 給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）
- イ 給（貸）与のため支出できる費用は、救助法による。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

8 国によるプッシュ型支援が実施された際の計画及び配分予定数

三重県広域受援計画では、発災後4日目～7日目を目安に国によるプッシュ型支援物資が県物資拠点（中勢拠点）から市物資拠点（AGF鈴鹿体育館及び西部体育館）へ配送する計画であるため、市物資拠点に配送された後、速やかに避難所等へ配送する。

なお、国によるプッシュ型支援が実施された際の本市分の生活必需品等の数量については、以下に掲げるとおり。

- (1) 毛布：57,570枚

- (2) 乳児・小児用おむつ：50,085枚
- (3) 大人用おむつ：10,040枚
- (4) トイレ：940,846回分
- (5) トイレト紙：45,183巻
- (6) 生理用品：61,497枚

第3項 市民や地域が実施する対策

発災後は、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれるため、3日間程度の間に必要な物資等を、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、生活必需品等の不足について、地域内での住民間で融通し合うよう努める。

第16節 医療（助産）救護計画

第1項 計画の主旨

地震・津波災害のためその地域の医療機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施は本計画による。

なお、本計画で「2 医療及び助産の対象者」「6 医療等の範囲」「7 費用の支弁」の計画については、救助法適用時の基準によるものであるが、救助法は適用されない場合にも必要に応じて本計画に準じて実施する。

資料編 16-1 災害救助法による救助の程度と期間

第2項 市等が実施する対策

1 実施責任者

災害時における被災者への医療及び助産については、救助法が適用された場合の実施は知事（救助法第13条の規定により権限の委任を受けた市長を含む。）が、また、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、市独自の応急対策として市長が実施する。

2 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象者として実施する。

（1）医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

（2）助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者

3 医療救護活動（福祉医療対策部、鈴鹿市医師会等）

大規模地震発生時においては、鈴鹿市医師会が定めた災害時対応マニュアル（以下「医師会マニュアル」という。）に基づき、鈴鹿市医師会、県職員及び市職員（福祉医療対策部）が連携した医療救護活動を実施することを基本とする。

なお、医師会マニュアルでは、急性期（災害発生～48時間あるいは72時間）と亜急性期（48時間後～2週間程度）に分けられており、活動時期に応じて対応等が定められている。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

（1）災害医療対策本部の設置

大規模地震災害が発生した場合、電話等による連絡が不可能である場合が想定されるため、市長から救護班の派遣要請が無くても、マニュアルに定めた基準に達した、または達した可能性がある場合は、医師会マニュアルに基づき鈴鹿市保健センター内に災害医療対策本部を設置する。また、救護班についても、市長が派遣要請をしたものとみなす。なお、市災害対策本部等との連絡については、移動系防災行政無線を利

用する。なお、災害医療対策本部の位置及び構成員については以下のとおりとする。

災害医療対策本部 → 鈴鹿市保健センター（西条五丁目118-3）

災害医療対策本部長 → 鈴鹿市医師会長

災害医療対策本部員 → 鈴鹿市医師会副会長、災害医療担当理事、鈴鹿市医師会職員、県職員、県地方部災害医療コーディネーター、福祉医療対策部職員

（2）救護班の編成等

応急的医療救護活動を実施するため市災害対策本部長の要請に基づき市医師会が次のとおり医師会マニュアルに定めた救護班を編成する。

ア 救護班の編成等

医師及び看護師若干名と市担当職員で編成する。

1区→神戸を中心とした地区

2区→牧田を中心とした地区

3区→白子を中心とした地区

イ 救護所設置予定の収容避難所等

医師会マニュアルに基づき、収容避難所及び一部の病院を中心に救護所の設置を予定するが、災害地域、災害状況に応じて臨時に適当な場所に救護所を設置することもある。

なお、救護所では検視を実施しない。

1区：鈴鹿市応急診療所、神戸中学校、一ノ宮小学校

2区：深伊沢小学校、加佐登小学校、平田野中学校、牧田小学校、明生小学校

3区：千代崎中学校、玉垣小学校、旭が丘小学校、白子中学校、稲生小学校、天栄中学校、鈴鹿市武道館

ウ 救護班員の携行資材

救護班員は、原則として医師会マニュアルに定められた持ち物を携行する。

資料編7-2 鈴鹿市医師会救護活動要領

（3）医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、医師会マニュアルに基づき概ね次の方法による。

ア 救護班の派遣による方法（救護所の場合）

被災地の現地において、医療の必要があるときは、市長は、それぞれ必要な救護班を派遣する。なお、この場合、救護班は必要に応じて医療施設を利用して実施することができる。

（ア）救護班員となる者は予め定められた派遣先となる救護所において医療活動を行い、傷病者の傷病の種類、軽重、緩急を判定（トリアージ）し、輸送区分及び搬送先を指示し、病者を輸送機関へ引き継ぐ。なお、救護所への移動途中で遭遇した負傷者等はトリアージと簡単な処置を行い、住民等の協力を得て救護所等へ搬送する。

（イ）避難所の設置が長期間と見込まれるとき、又は必要のあるときは、引き続き

救護所にて診療を行う他、救護所の設置されていない避難所については、巡回検診を実施し、避難者の健康管理等の長期的ケア等を行う。その期間は、周辺医療機関において医療行為が可能となるまでとし、撤去に当たっては、県地方部災害医療コーディネーター、市医師会と行政（県災対本部、県地方部、市災対本部）とが協議して決定する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

イ 医療機関による方法

市長は、救護班が到着するまでの間又は被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、医療機関の代表者と協議して、平常時の取扱に準じて実施することができる。

ウ 移送収容

救護班又は被災地の医療機関で治療できない重症の患者は、被災地に近い適当な医療施設へ移送し、医療を実施する。

資料編 7-2 鈴鹿市医師会救護活動要領

4 負傷者の搬送（消防対策部）

消防機関は、市長から要請のあったとき、若しくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、第3章第22節「輸送計画」により応急的に措置する。

また、市長は、緊急性があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

5 医療情報の収集・伝達（総務管理部、福祉医療対策部、消防対策部）

三重県広域災害・救急医療情報システム等を活用し、救護所や医療機関の医療状況等を把握し、医療救護活動に対する迅速で的確な医療情報の提供を行う。また、必要に応じて、災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿等に協力を求め、非常無線通信も活用する。

6 医療等の範囲

救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と期間は、概ね次のとおりとする。

（1）医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

（2）助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿及びガーゼその他衛生材料の支給

(3) 期間

ア 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内とする。(ただし、内閣総理大臣の承認により延長あり)

イ 助産救助の実施は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者に対して分べんした日から7日以内とする。(ただし、内閣総理大臣の承認により延長あり)

資料編 16-1 災害救助法による救助の程度と期間

7 費用の支弁

市長が対策を実施する責務を有する災害については、市が負担するものとする。ただし、救助法が適用された災害については、法の定めるところにより県が支弁する。

会社、工場、企業体等が第一原因者で発生した災害又は事故については、当該施設の事業主又は管理者が負担する。

※原則、救助法では、救護班及び日本赤十字社の救護班以外の者が任意で行った医療活動については、法による実費弁償の対象とならない他、使用した医薬品、衛生材料の実費を支出することも認められないため注意する。

8 医薬品・衛生材料等の確保（福祉医療対策部）

(1) 医薬品・衛生材料等の確保

ア 災害時における医療に必要な医薬品及び衛生材料等が円滑に供給できるよう、関係機関及び鈴鹿市医師会は緊急時における医薬品、衛生材料等の確保に努める。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

イ 輸血用血液製剤は、三重県赤十字血液センターに備蓄する。

ウ ガスえそウマ抗毒素は、県が備蓄する。

(2) 医薬品・衛生材料等の供給と技術援助

災害時医療が円滑かつ迅速に実施されるため関係機関は、救急医療期間の要請により医薬品、衛生材料等の供給に当たるとともに、職能に応じ技術援助に協力する。

市が行う災害時の医療及び助産に必要な医薬品等については、あらかじめ備蓄して使用するものとし、この数量が不足するときは、薬局へ発注し、又は県が備蓄している医薬品等の使用を県へ要請するなどし、必要に応じて支給する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

大地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

第3項 防災関係機関等が実施する対策

1 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、地震災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法による。

(1) 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。

(2) 患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の

医療機関等に協力を求める。

- (3) 救護班の編成協力機関は、災害発生直後において、市長からの派遣要請を待たなくとも、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。
- (4) 救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時派遣できる体制を整えておく。
- (5) 小児・周産期支援について、必要に応じ、三重県へ小児・周産期リエゾンの要請を行う。

第4項 市民や地域が実施する対策

1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間を受診できないことを想定し、各々の病状に応じた「食事と水分」、「薬」を自ら適切に管理し、摂取する。

また、避難先等で適切な医薬品の提供等を受けるため、「お薬手帳」等の写しを持って避難する。

第17節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1項 計画の主旨

地震災害による行方不明者等の搜索及び遺体の見分、処理及び埋葬等の実施は、本計画の定めるところによる。

第2項 市が実施する対策

1 行方不明者等の搜索（消防対策部）

（1）搜索の基本

災害により行方不明者及び安否不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、搜索の実施を行うこと。

ア 行方不明者及び安否不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品、携帯電話の位置情報等

イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者及び安否不明者が発生した地域及び数

（2）搜索の実施

行方不明者等の搜索は、本部において消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な車、舟艇その他機械器具等を借上げて実施する。ただし、本部において実施できないときは、他機関から応援を得て実施する。

ア 搜索に当たる各実施機関は、情報を共有化するとともに、迅速かつ効率的に搜索活動が行えるよう、共通地図を事前に準備し活用する。

イ 多数の行方不明者が発生した場合においては、本部員、消防団員により搜索班を編成し、行方不明者の搜索及び遺体の収容を行う。

ウ 本部は、必要に応じて自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して、搜索班への協力を要請する。

エ 搜索班員は、行方不明者または、遺体を発見した場合は、次の措置をとること。

（ア）発見時において生存している場合は、DMA T又は救護班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。

（イ）遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察に通報するとともに、遺体及び発見場所を保存する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

（3）応援の要請等

本部において、被災その他の条件により実施できないとき又は遺体が流失等により他市町村にあると認められるとき等にあつては、次の方法で応援を要請する。

ア 本部は、県地方部（医療保健部）に遺体搜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接搜索応援の要請をする。

イ 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 遺体が埋設し、又は漂着していると思われる場所
- (イ) 遺体数、氏名、性別、年齢、容貌、特徴及び持物等
- (ウ) 応援を求めたい人数又は車、舟艇器具等
- (エ) その他必要な事項

(4) 救助法が適用された場合

救助法適用時の遺体搜索の実施基準は、次による。

ア 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

イ 費用

遺体搜索のため支出できる費用は、車、舟艇、その他搜索のための機械器具等の借上費、修繕費、燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

なお、輸送費及び賃金職員雇上費は、遺体搜索費から分離し、「輸送費」、「賃金職員雇上費」として、各々一括計上する。

2 遺体収容所の設置・運営（環境対策部）

(1) 遺体収容所の開設

警察と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視・検案場所や遺体安置所等を開けた遺体収容所を開設する。

(2) 遺体保存用資材・人員の確保

遺体を一時保存するために必要な棺・ドライアイス等の資材並びに納棺作業や遺体の移送等に必要な人員の調達について、協力協定団体（民間葬祭業者）に要請する。ただし、市において資材等の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

資料編 16-5 防災に関する協定等一覧

(3) 遺体の収容、処理

市は、鈴鹿警察署と連携し、遺体を指定された遺体収容所に収容する。

また、警察又は日本赤十字社三重県支部等により洗浄、縫合及び消毒等の処置及び検視・検案等が行われた遺体について、遺体の一時保存のため、協力協定団体（民間葬祭業者）から派遣された人員等に、納棺及びドライアイス等による腐敗防止処理を依頼する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

(4) 遺体の身元調査

警察等と協力して、身元不明遺体の身元調査や遺族等（引取人）の発見に努める。

(5) 遺体等の引渡し

身元が判明した遺体及び所持金品を遺族等（引取人）へ引き渡す。遺体処理台帳等に必要事項を記載する。

3 遺体の埋火葬（環境対策部）

(1) 埋火葬の許可

死亡届を受理し、埋火葬許可証又は特例許可証を発行する。

(2) 火葬の実施

ア 市による埋火葬

救助法が適用された場合、災害による混乱期等のため遺族等による埋火葬が困難な遺体は、市が埋火葬を実施し、埋葬台帳等を作成する。

なお、身元が判明しない遺体の埋火葬は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に従って行う。

イ 火葬場の確保

斎苑で使用する燃料（火葬炉の白灯油、自家発電機の軽油等）の調達について、協力協定団体に要請する。ただし、市において資材や人員の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

また、斎苑が被災して使用できなくなった場合や、斎苑の火葬能力を超える遺体の火葬が必要になった場合は、県内外の火葬場の利用を県に要請する。

ウ 遺骨等の保管と引渡し

市が火葬した遺骨及び遺留品は、遺骨遺留品保管所で保管し、遺族等（引取人）が判明し次第、引渡し。

4 事務処理（環境対策部）

(1) 遺体の捜索・処理・埋葬等の期間延長申請

災害救助法が適用された場合の遺体の捜索期間、処理期間及び埋葬・火葬期間は、原則として、災害発生の日から10日以内である。11日目以降もこれらの作業を行う必要がある場合は、期間内（10日以内）に次の事項を明らかにし、県へ期間延長の申請を行う。

ア 延長する期間

イ 期間延長を必要とする地域

ウ 期間延長をする理由（具体的に）

エ その他（期間を延長することによって捜索される行方不明者の数、処理される遺体数、埋葬・火葬される遺体数等）

(2) 遺体照会窓口、火葬手続き等相談窓口の設置

市民等からの遺体の照会に対して情報提供する窓口や、遺族等（引取人）からの火葬手続き等に関する問い合わせに対応するための相談窓口を設置する。

(3) 費用弁済・求償

ア 民間企業等への費用弁済

民間企業等に協力を求めた人材や物品の調達等に要した費用について弁済する。

イ 県への費用求償

救助法が適用された場合は、災害救助法第18条に定めるところにより、支弁した費用について県に求償する。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

(4) 災害時における安否不明者・行方不明者・死者の個人情報の取扱い

三重県の「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の個人情報公表方針」を準用する。

第18節 防疫計画

第1項 計画の主旨

地震災害発生時における防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症発生の未然防止に万全を期する。

第2項 市が実施する対策（環境対策部、福祉医療対策部、避難所対策部）

1 実施責任者

被災地の防疫についての計画の樹立及び実施は、市が行う。

ただし、ここで言う防疫計画とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条の規定するものではなく、防疫作業の実施手順等とする。

2 防疫体制の確立

市は、県が作成した防疫計画等に基づき県鈴鹿保健所と連絡を密にし、管内発生状況の把握、感染防止のための広報啓発、その他防疫措置について協力するとともに、薬剤の確保、消毒用機材の確保に努める。

3 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

また、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすため、一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。

4 臨時予防接種の実施

県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

5 保健活動

（1）保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。
要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

（2）栄養・食生活支援

ア 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

（ア）高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等の避難行動要支援者に対する栄養相談・指導を行う。

（イ）避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。

（ウ）避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行う。

イ 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

6 ペット対策

鈴亀地区獣医師会（三重県獣医師会鈴鹿支部）の助言・協力を得て、避難所に隣接

した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

第3項 市民が実施する対策

1 健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がける。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度を保管しておき、避難時に携行する。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

また、ペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、自らペットを適正に管理する。

第19節 廃棄物処理計画

第1項 計画の主旨

被災地のごみの収集及びし尿のくみ取り等の廃棄物処理業務を適切に行い、生活環境の保全と公衆衛生の維持に万全を期する。

第2項 市が実施する対策（環境対策部）

1 実施責任者

被災地における廃棄物処理計画の策定及び実施は、市が行う。

2 ごみ・し尿の収集と処理

（1）ごみ処理

ア 処理体制

市は、被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況、仮設処理施設の設置・運用状況、広域処理等を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して広く啓発し、適切な集積や分別の協力依頼を行う。

処理機材、人員等については、可能な限り市の現有体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を行う。

また、特に甚大な被害を受けた場合、機材、人員等において処理に支障が生ずる時には、その程度に応じて近隣市町県、あるいは民間団体、民間企業に応援を要請する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

なお、基本法第86条の5第4項に基づき環境大臣により廃棄物処理特例地域として指定を受けた際は、定められた廃棄物処理特例基準に基づき処理する。

資料編16-5 防災に関する協定一覧

資料編16-17 三重県災害等廃棄物処理応援協定

イ 処理の方法

ごみの処理は、一般廃棄物処理基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項に基づく基準）（基本法第86条の5第5項に基づく廃棄物処理特例基準を含む）に基づき、生活環境保全上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するもとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努める。

（2）し尿処理

ア 処理体制

市は、し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、仮設トイレが設置される避難所のくみ取りについては、貯留容量を超えることがないように配慮する。（し尿の発生量は、一人一日当たり1．7リットルを目安とする。）

また、人員、機材が不足する場合には、ごみ処理に準ずる。

イ 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて、生活環境保全上支障のない方法を併用する。

3 災害がれき等・津波堆積物の処理

（1）処理体制

災害廃棄物処理計画に基づき、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置等を行うとともに、「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、適正かつ迅速に処理を行う。また、甚大な被害が発生した際は、県への支援要請の判断を速やかに行う。

（2）処理の方法

災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。道路通行上支障のあるもの、有害なものを優先的に収集・運搬、処理・処分を行う。

4 貴重品・思い出の品の対応

津波堆積物、災害がれき等の撤去の際に発見した位牌、写真その他の思い出の品については、発見場所や品目等の情報をリスト化する等、収集・保管方法及び所有者に引き渡す機会の設定等、収集・保管・引き渡しの体制を検討する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 生活ごみ等処理

- （1）避難所での生活ごみ等の分別について、市の指示を遵守する。
- （2）家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市の指示する分別方法や排出場所等に協力する。
- （3）便乗ごみの排出、不法投棄、ごみの野外焼却等、不適正な処理を決して行わない。

2 し尿処理

- （1）避難所等での簡易トイレやマンホールトイレ等の使用について、市の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

第20節 文教対策計画

第1項 計画の主旨

文教施設の被災又は児童・生徒等の被災により、通常の教育が行えない場合及び文化財が被害を受けた場合の応急対策は本計画による。

第2項 市が実施する対策（避難所対策部、建築対策部）

1 実施責任者

（1）教育施設の確保、教職員の確保

市立学校、市立幼稚園 …………… 市教育委員会

県立学校、県立学校以外の県の教育機関 …………… 県教育委員会

私立学校、私立幼稚園 …………… 私立学校等設置者

（2）教科書、学用品等の給与

市長（救助法適用後は知事の委任による市長）所轄のもとに教育委員会、学校長が協力して行う。

2 文教施設の応急対策

被災施設の状況を速やかに把握するため、被害調査班を編成し、関係機関と密接な連絡のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

（1）市立学校施設の危険度判定を行う。

（2）校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

（3）校舎の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内体育館等を利用し、事情によっては二部授業等を行う。

（4）校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館及び公会堂、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。

（5）上記の措置は、学校（園）長が教育委員会と協議のうえ決定するものとし、応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、ウェブサイト等避難した児童生徒等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。

（6）被害を受けた学校については、理科室、保健室等に保管している薬品、器具について安全点検を行う。

（7）学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、学校（園）長は、の危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

（8）施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、市教育委員会は県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

3 被災児童・生徒の保健管理

（1）被災児童・生徒の心の相談を行うため、保健室等におけるカウンセリング体制の

確立を図る。

- (2) 学校の設置者は応急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が応急措置にあたる。
- (3) 被災地域の児童・生徒に対しては、早急に健康診断、検便等を行うとともに、感染症の予防と健康保持に努める。

4 教職員の確保

- (1) 教職員の人的被害が大きく、育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会、市教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用などを行う。
- (2) 教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。
- (3) 学校再開に向けた業務、童生徒等の心のケア等を自力で行えない場合、県と調整の上、「三重県災害時学校支援チーム」の派遣を要請し、支援を受ける。

5 学用品の給与

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童・生徒に対し、学用品の必要量を確保し、被災児童・生徒又は臨時授業所に急送する。

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童・生徒に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市長（救助法が適用された場合は知事の委任による市長）が行う。

6 学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、学校及び市営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

7 救助法が適用された場合

救助法適用時の学用品の給与基準は次に定めるものとする。

(1) 対象者

震災のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）

(2) 学用品の給与

被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 費用及び期間

救助の程度、方法、期間等は、救助法による。

資料編 16-1 災害救助法による救助の程度と期間

8 私立小中学校及び幼稚園への対応

- (1) 私立小中学校及び幼稚園（以下「私立学校等」という。）は、市立学校及び幼稚園（以下「市立学校等」という。）に準じた応急教育対策を講じるよう努める。
- (2) 市は、私立学校等及び県災害対策本部と連携し、私立学校等の被害状況を収集するとともに、私立学校等に対して必要な情報の伝達を行う。
- (3) 市は、「2 文教施設の応急対応」のうち、私立学校等施設の危険度判定の実施及び私立学校施設が使用不可能な場合の使用可能な市施設等の貸与又は市立学校等への児童生徒の受入について、私立学校等又は県災害対策本部の要請により、対策を講じるよう努める。

9 国・県・市指定の文化財の保護

(1) 被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果について速やかに市教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。

市指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会に報告する。

(2) 応急対応

国・県・市指定等文化財が被害を受けたとき、県は必要に応じて国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市教育委員会は県教育委員会の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

資料編 16-19 市内指定文化財一覧

第21節 ボランティアの受入計画

第1項 計画の主旨

参加したボランティアの善意が効果的に活かされるよう、行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループをはじめとした多様な支援主体との連携により、ボランティアの円滑な受入体制を確立する。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部）

1 実施責任者

ボランティアの要請は、本部（福祉医療対策部）において行うこととする。ただし、災害の程度、規模等により、その実施機関において、その地域内で要員の確保ができないときは、災害を免れた市町に応援するよう県に要請する。

2 ボランティア受入体制

災害発生時におけるボランティア等の支援活動が円滑に行われるよう、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等が相互に連携して、次の事項により対応する。

（1）災害ボランティアセンターの設置

本部（福祉医療対策部）は、「鈴鹿市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定」に基づき、市社会福祉協議会に対して、災害ボランティアセンターの設置を要請する。また、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要に応じて、現地事務所の設置場所を検討する。

（2）みえ災害ボランティア支援センターとの連携

本部（福祉医療対策部）において、ボランティアの要請が不可能なとき又は不足するときは、県地方部に応援の調整を要請する。

災害ボランティアセンターは、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、ボランティア（一般、専門職）募集の広報活動等を行い、市内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

（3）三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）の要請

避難所等において、要配慮者に対するニーズ等の調査、福祉避難所への誘導、相談支援、避難所環境の整備へのアドバイス、生活上の支援などを行うことにより、要配慮者の生活機能の低下や要介護度の重度化など、二次被害の防止を図ることを目的に、県に対し、三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）の派遣を要請する。

第3項 防災関係機関等が実施する対策

1 災害ボランティアセンターの設置及び運営

市社会福祉協議会は、本部（福祉医療対策部）の要請を受け、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動を行う団体又は個人を円滑に受け入れる。

(1) 災害ボランティアセンターの機能

災害ボランティアセンターは、災害救援ボランティア活動に関する一元的な活動拠点として機能する。

ア 被災地におけるボランティアニーズの収集・集約

イ ボランティア活動のコーディネート

ウ ボランティアの受入れ、被災地での活動支援

エ その他ボランティア（一般、専門職）活動に関する庶務

オ みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整

カ DWA Tとの連携調整

2 ボランティアの活動内容

ボランティア等に対して、次の活動に関して協力依頼する。

(1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達

(2) 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配付、高齢者等避難行動要支援者の介護等）

(3) 在宅者の支援（高齢者等避難行動要支援者の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）

(4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）

(5) その他被災者の生活支援に必要な活動

第4項 市民や地域が実施する対策

1 被災状況の把握とボランティアの要請

自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

2 災害ボランティアセンター現地事務所の運営支援

被災状況に応じて、現地事務所の運営を支援するため、ボランティアニーズの把握、情報提供等に協力する。

3 ボランティアの受入支援

現地事務所や災害支援団体と連携して、ボランティアの受入れに協力する。

4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第22節 輸送計画

第1項 計画の主旨

地震発生時に際し、被災者、災害応急対策の実施に必要な人員、救助物資及び応急対策用資材の輸送を迅速、確実に行うため、車両、船舶等及びこれに要する労務を確保し、その有効適切な利用により、作業の万全を期す。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部、消防対策部、産業物資対策部、環境対策部、土木対策部、上下水道対策部）

1 実施機関

災害輸送は、市が実施するものとし、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行うものとする。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

2 輸送の対象

（1）第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信・電気・ガス・上下水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資

（2）第2段階

- ア 上記（1）の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- エ 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員及び物資
- オ 感染防止資機材

（3）第3段階

- ア （2）の続行
- イ 災害復旧に要する人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 輸送車両等の確保

（1）調達車両等

車両等の確保は、概ね次の順序による。

- ア 市が所有する車両等
- イ 防災関係機関が所有する車両等

ウ 自動車運搬事業者の車両等

(2) 陸上輸送

ア 輸送・配車計画

本部各部は、各部保有の車両を使用するにあたり、あらかじめ各部で保有する車両等の数及び種別を掌握し、輸送・配車計画を作成しておく。

イ 輸送車両の要請

各部の保有する車両等で輸送力の確保ができない場合は、総務管理部に車両の調達を要請する。

総務管理部は、集中管理車両に不足を生じる場合は、県、自動車運搬事業者等に車両の確保を要請する。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

ウ 車両燃料の確保

本部は三重県石油業協同組合鈴鹿市支部等の協力により、災害輸送車両の燃料の確保に努める。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧

エ 輸送記録

輸送関係者は、車両の使用、その他輸送に関する記録を整備し、保存しておく。

(3) 鉄道輸送

鉄道の利用については、必要の都度、鉄道事業者等と関係機関と連絡して処理する。

(4) 海上輸送

船舶による輸送は、白子港を拠点とし、港湾事情を考慮に入れ、県災対本部、港湾管理者、鈴鹿市漁業協同組合等関係機関に協力要請を行う。

(5) 空中輸送

ア 県防災ヘリコプターの応援要請

陸上輸送の途絶等に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をする。

資料編 16-2 三重県防災ヘリコプター緊急運航要請書

イ 受入体制の構築

ヘリコプターの運航が安全かつ確実にいえるよう、飛行場外離着陸場の確保等受入体制を整える。

資料編 9-3 臨時ヘリポート一覧表

(6) 費用の基準

自動車運送事業者による輸送あるいは車両の借上げは、市域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）による。

4 緊急通行車両の確認

(1) 災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。

(2) 事前届出についての事務は、警察署交通課において受付し、警察本部交通規制課

において行う。

(3) 災害時においては、事前届出済証を携行している車両の使用者に対し、緊急通行車両確認証明書及び標章を交付する。

(4) 車両の使用者の申請により、知事又は公安委員会は当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。

5 資機材の配備

災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

6 救助法が適用された場合

応急措置のための輸送

(1) 範囲

応急救助のための輸送費として支出できるものは、次に掲げる場合の移送又は輸送である。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 救済用物資の輸送

カ 遺体の搜索

キ 遺体の処理（埋葬を除く。）

(2) 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

資料編 16-1 災害救助法による救助の程度と期間

7 国によるプッシュ型支援が実施された際の受入れ施設（総務管理部、産業物資対策部）

国により支援物資等が配送されるプッシュ型支援が開始された際は、「AGF 鈴鹿体育館」及び「西部体育館」を市物資拠点として受入れ先とする。なお、物資拠点での運営等については、民間物流事業者等に対して運営協力を依頼するほか、新物資システム（B-PLo）等を活用し、県に対しても応援要請を実施する。

なお、配分予定数等については第15節「衣料・生活必需品供給計画」による。

8 国土交通省による「くしの歯作戦」への対応

国土交通省による「くしの歯作戦」の実行によって、道路の啓開を実施する。その際の連絡手段、啓開された道路を使用する団体等との連絡手段も確保しておく。

9 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集

緊急輸送ルート等の道路情報が不透明なことにより支援物資の輸送が停滞しないよう、新物資システム（B-PLo）等を活用し、緊急輸送ルートや重要物流道路、第1～3

次緊急輸送道路（詳細は下記のとおり）等と基幹収容避難所や災害時給水拠点、物資拠点等を結ぶ災害ネットワーク道路の迅速な情報収集、及び、道路啓開を行うための体制の検討を行う。

なお、中勢拠点や各拠点への配送担当物流事業者が所有する倉庫から市物資拠点への緊急輸送ルートについては下表のとおり。

(1) 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

ア 広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路

イ 広域幹線道路である一般国道（指定区間）

ウ 防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路

エ 第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記ア、イ、ウを連絡、補完する道路

※ア、イのうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、広域防災拠点等）を連絡する道路

ア 第1次緊急輸送道路と防災拠点である市町庁舎、市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点を連絡する道路

(3) 第3次緊急輸送道路

その他の道路

ア 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路

イ 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅及び南海トラフ地震の活動・物資搬送拠点を連絡する道路

資料編9-4 災害ネットワーク道路等 路線一覧

表：三重県広域受援計画に基づく市物資拠点への緊急輸送ルート

市物資拠点 名称	所在地	メインルート			代替ルート		
		起点	距離 (km)	ルート	起点	距離 (km)	ルート
AGF 鈴鹿体育館	江島台 一丁目 1-1	中勢拠点	15.4	(市)石薬師 133 号線⇒ (市)石薬師 131 号線⇒ 石薬師 134 号線⇒(県) 鈴鹿宮妻峡線⇒(国)1 号⇒(県)三行庄野線⇒ (県)鈴鹿環状線⇒(県) 四日市鈴鹿環状線⇒ (国)23 号⇒(市)桜ヶ丘 江島線⇒(市)江島台二 丁目 307 号線	中勢拠点	14.8	(市)石薬師 133 号線 ⇒(市)131 号線⇒石 薬師 134 号線⇒(県) 鈴鹿宮妻峡線⇒ (国)1 号⇒(県)神戸 長沢線⇒(市)庄野 42 号線⇒(市)庄野 35 号 線⇒(県)三行庄野線 ⇒(市)加佐登鼓ヶ浦 線⇒(県)上野鈴鹿線 ⇒(国)23 号⇒(市)桜 ヶ丘江島線⇒(市)江 島台二丁目 307 号線
		日本ト ランスシ ティ(株) 亀山物 流セン ター	22.2	(市)小野白木線⇒ (国)1 号⇒(県)三行 庄野線⇒(県)鈴鹿環 状線⇒(県)四日市鈴 鹿環状線⇒(国)23 号 ⇒(市)桜ヶ丘江島線 ⇒(市)江島台二丁目 307 号線	—		
		近物レ ックス(株) 津支店	14.4	(市)あいつ第 2 号線⇒ (市)大里睦合山室町線 ⇒(市)栗真小川高野 尾町線⇒(国)23 号(中 勢 BP)⇒(国)306 号⇒ (国)23 号⇒(市)桜ヶ 丘江島線⇒(市)江島 台二丁目 307 号線	近物レ ックス(株) 津支店	41.4	(市)あいつ第 2 号線 ⇒(市)大里睦合山室 町線⇒(市)栗真小川 高野尾町線⇒(国)23 号(中勢 BP)⇒(県)津 関線⇒芸能 IC⇒(高) 伊勢自動車道⇒(高) 名阪国道⇒亀山 IC⇒ (国)1 号⇒(県)三行 庄野線⇒(県)四日市 鈴鹿環状線⇒(国)23 号⇒(市)桜ヶ丘江島 線⇒(市)江島台二丁 目 307 号線
西部体育館	長澤町 1828-2	中勢拠点	11.9	(市)石薬師 133 号線⇒ (市)131 号線⇒石薬師 134 号線⇒(県)鈴鹿宮 妻峡線⇒(国)1 号⇒ (県)辺法寺加佐登停 車場線⇒(県)神戸長 沢線	—		
		日本ト ランスシ ティ(株) 亀山物 流セン ター	14.0	(市)小野白木線⇒ (国)1 号⇒亀山 IC⇒ (高)東名阪自動車道⇒ 鈴鹿 IC			
		近物レ ックス(株) 津支店	30.0	(市)あいつ第 2 号線⇒ (市)大里睦合山室町線 ⇒(市)栗真小川高野 尾町線⇒(国)23 号(中 勢 BP)⇒(県)津関線⇒ 芸能 IC⇒(高)伊勢自 動車道⇒(高)東名阪 自動車道⇒鈴鹿 IC			

○凡例：(高)自動車専用道路、(国)国道、(県)県道、(市)市道

第3項 市民や地域が実施する対策

＜自動車運転者がとるべき行動＞

1 大地震発生時の行動

大地震発生時に、一般車両が緊急通行車両の通行に支障をきたすことのないよう一般車両の運転者は、以下の行動を講じるとともに、原則としては徒歩で避難する。

- (1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止する。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。
- (4) やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しない。
- (5) 駐車をするときは、避難する人の通行や災害応急対策活動の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動を取らなければならない。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所
 - ウ 速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。
 - エ 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第23節 公共施設・ライフライン施設応急対策計画

第1項 計画の主旨

公共施設や道路、河川等の公共土木施設、電気、電話、水道等のライフライン施設等が地震・津波により被害を受けた場合には市民生活の大きな混乱の原因となり、応急対策上も障害となる。

このため、これら施設の管理者は相互連携を深め、緊急点検を実施し被害状況を把握することで二次災害を防止し、被害の軽減及び拡大の防止のために迅速な応急復旧体制を整備する。

第2項 市が実施する対策

1 公共土木施設

(1) 道路、橋りょう（土木対策部）

緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や市民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

ア 収集した情報に基づき速やかに応急復旧計画を策定する。この際、復旧のための優先順位を明らかにする。

イ 道路上への倒壊及び落下物等、通行の支障となる障害物等を速やかに除去する。

ウ 被害箇所については早期に仮工事を実施して、交通を確保する。

エ 速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上で、危険箇所を施設利用者に周知する。

(2) 漁港施設（産業物資対策部）

地震による津波の発生が予想されることから、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、安全確保を最優先することを前提とした上で、可能な限り速やかな被害情報の収集を図る。

災害の発生により漁港の各施設が被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、これらの施設の機能を維持するために、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、危険箇所を施設利用者に周知する。

(3) 河川、海岸（土木対策部・産業物資対策部）

地震による津波の発生が予想されることから、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、安全確保を最優先することを前提とした上で、可能な限り速やかな被害情報の収集を図る。河川及び海岸の堤防並びに護岸については、被災後、速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除する。

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、危険箇所を施設利用者に周知する。

(4) 下水道施設等（上下水道対策部）

発災後、管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認を行う。施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るために、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、当該施設が処理不能となった場合には、下水排除の制限を行う。

2 水道（上下水道対策部）

（1）被害状況の把握等

発災後、水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。また、応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

（2）施設の応急復旧計画

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、他のライフライン事業者との連携を図りながら早期の復旧に努める。復旧の基本方針は次のとおりとする。

ア 給水効果の大きい主要な施設から復旧するとともに、上下水道一体の復旧に留意する。

イ 配水幹線、配水本管の早期復旧により、市内一円で管路による応急給水体制が取れるよう復旧工事を実施する。

ウ 早期復旧が可能な施設から工事を実施する。

エ 施設の運転、相互融通等の制御方法を考慮し、復旧工事を実施する。

オ 基幹的な病院、高齢者や障がい者の施設、災害時において重要な役割を担う施設の復旧を考慮する。

なお、緊急に復旧するための工事及び資機材の調達等の実施に関して、鈴鹿管工事協同組合と協定を締結している。

資料編 16－16 水道災害に関する協定

（3）広域応援

広域応援が必要な場合は、「鈴鹿市上下水道局災害時等行動マニュアル（水道編）」に基づき応援要請を行う。

資料編 16－16 水道災害に関する協定

資料編 6－2 水道応急復旧指定業者

3 資機材の配備（各担当部）

防災関係機関は、大地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

第3項 防災関係機関等が実施する対策

1 電気事業者の実施する対策

（1）災害対策本部等を設置し、関係部署や関係機関等への情報伝達体制を確保し、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。また、災害によって停電が発生した場合、利用者に対する広報活動を行う。

（2）被害状況を勘案して復旧方針を立て、早期復旧を図る。

（3）電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力

供給を行う。

- (4) 地震の揺れに伴う電線等の断線により停電が発生した際は、市災害対策本部に対して被災状況や復旧の見込み時期等に関する目安を情報共有する。

2 都市ガス事業者の実施する対策

- (1) 災害対策本部等を設置し、関係部署や関係機関等への情報伝達体制を確保し、ガスによる二次災害を防止するため、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。また、災害によって被害が発生した場合、利用者に対する広報活動を行う。
- (2) 被害状況を勘案して復旧方針を立て、早期復旧を図る。
- (3) 早期にガス供給施設を復旧させるため、被災箇所に安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、供給可能な地域からのガス供給に努める。

3 LPガス販売事業者の実施する対策

- (1) 関係機関等との連絡体制を確保し、ガス貯蔵施設等の被害状況を速やかに把握する。
- (2) 被害状況を勘案して復旧方針を立て、早期復旧を図る。
- (3) 被災箇所に安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、早期のガス供給に努める。

4 固定通信事業者の実施する対策

- (1) 各交換機等通信設備の運用状態及び、対象地域に対する電力設備の運用状態を把握する。
- (2) 災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。
- (3) 災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、被災地区の復旧状況に対応する。

5 移動通信事業者の実施する対策

- (1) 災害対策本部等を設置し、関係部署及び関係機関等への情報伝達体制の確保、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。災害によって通信障害が発生した場合は、広範囲にわたっての広報活動を行う。
- (2) 災害時に優先的に通信を確保する必要のある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。
- (3) 被害状況を勘案して復旧方針を立て、早期復旧を図る。
- (4) 大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

6 鉄道事業者の実施する対策

- (1) 地震発生時及び津波警報等発表時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。
- (2) 災害対策本部等を設置し、関係部署や関係機関等への情報伝達体制を確保し、施設・設備の被害状況を把握する。利用客に被害範囲や被害の状況等を案内し、負傷者がいる場合は、応急手当てや乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- (3) 運転不能線区の輸送については、代替輸送の確保を図る。
- (4) 復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。
- (5) 運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機

関の協力を得て周知を図る。

7 一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）の実施する対策

- （1）地震発生時及び津波警報等発表時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。
- （2）災害対策本部等を設置し、関係部署や関係機関への情報伝達体制を確保し、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。利用客に被害範囲や被害の状況等を案内し、負傷者がいる場合は、応急手当や乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- （3）運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て周知を図る。
- （4）災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行う。

8 三重県石油商業組合の実施する対策

- （1）石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じる。
- （2）関係機関との連絡体制を確保する。
- （3）各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。

第24節 危険物施設等災害応急対策計画

第1項 計画の主旨

大規模地震が発生した場合、市内に存在する危険物施設、火薬類施設、ガス施設等において石油類（液化ガスを含む。）、火薬類、農薬、医薬品、放射性物質、工業用触媒等の物質の漏えい、火災、爆発が発生し、又は発生するおそれのあるため、二次災害を防止し又は軽減するための応急措置について、県計画に基づくもののほか、本計画による。

第2項 市等が実施する対策（消防対策部）

1 危険物製造所等施設

- (1) 危険時に際して、製造所等の所有者、管理者又は占有者及び事故を発見した者は、消防法の定めるところにより直ちに関係機関に通報する。
- (2) 市長は、緊急措置として製造所等の修理改造、移転及び使用停止並びに危険物の除去を命じ、必要があると認めるときは収去することができる。

2 火薬類保管施設

危険時に際して、火薬類の所有者、管理者又は占有者は、「火薬類取締法」に定める措置をとるとともに警察官、消防吏員、消防団員、及び必要に応じ海上保安官に通報し、通報を受けた警察官等は、直ちに市長及び知事に通報する。

3 ガス施設等

- (1) 危険時に際して、ガス事業所、高圧ガス製造所・貯蔵所・販売所及びプロパンガス販売所等の事業者は、経済産業大臣（中部近畿産業保安監督部長）、知事、市長、警察官、消防職員及び必要に応じ海上保安官に通報する。

なお、移動中における事故発生等に際しては、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄のガス販売事業者等の協力を得る。

- (2) 災害発生防止の緊急措置として、市長は次の措置をとる。

- ア 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請（基本法第58条）
- イ 警戒区域を指定し、立入制限、禁止及び退去（同法第63条）
- ウ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限（同法第64条）

- (3) 災害応急対策

ア 発見、通報と住民の安全

市長、消防関係機関、警察官又はガス事業者等は、ガス漏れ等の通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動するとともに相互に連絡し、速やかに危険区域の住民に周知し、住民等の生命の安全を図る。

イ ガス漏れの初期応急措置

ガス事業者等は、事故現場に急行し、ガス漏れ箇所を速やかに確認するとともにガスを遮断するため、バルブを締め切る等の処置によりガス噴出を停止させ、二次災害を防止する。

ウ 作業の識別

ガス事業者等は、事故現場に急行する場合においては、ガス事業者等であることを識別できる腕章等を着用する。

エ 火気規制、立入り規制

市長及び消防職員は、ガス事業者等と協議の上、事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域を設定し、区域内の火気の禁止及び立入規制について、住民等に周知徹底させる。

オ 交通規制

警察官は、ガス事業者等と協議の上、事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域への立入規制の実効をあげる。

カ 避難の指示及び場所

危険のおそれがある場合に市長は、区域内住民等に避難すべき理由を周知させ、風向・土地の高低を考慮し直ちに安全な場所へ避難誘導する。

4 資機材の配備（各担当部等）

防災関係機関は、大規模地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

第25節 災害警備計画

第1項 計画の主旨

地震災害の警備実施においては、実施計画に基づき災害情報の収集、災害警報の周知、避難、通規制、犯罪の予防その他所要の措置を講じて、公共の安全と秩序の維持に当たる。

第2項 防災関係機関等が実施する対策（警察）

1 活動方針

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める。
- (2) 住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

2 警察の任務

- (1) 災害情報の収集・連絡等
- (2) 救出救助活動
- (3) 避難誘導
- (4) 緊急交通路の確保
- (5) 身元確認等
- (6) 二次災害の防止
- (7) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (8) 社会秩序の維持
- (9) 被災者等への情報伝達活動
- (10) 相談活動
- (11) ボランティア活動の支援

3 災害警備体制の確立

- (1) 職員の招集・参集
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定められたところにより、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。
- (2) 災害警備本部の設置
警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

4 警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときに、警察署長は警備体制を解除する。

第3項 市が実施する対策

県警察（所轄警察署）との緊密な連携の下に災害応急対策を実施する。

第4項 市民や地域が実施する対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第26節 自衛隊災害派遣要請計画

第1項 計画の主旨

地震等自然災害時に市民の人命、財産を保護するため災害応急対策上、自衛隊の支援を必要とする場合は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、この計画により自衛隊に対し災害派遣を要請する。

第2項 市が実施する対策（総務管理部）

1 災害派遣要請の基準

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

2 災害派遣要請の手続

(1) 派遣要請の要求

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要求書に次の事項を記入し、鈴鹿地域防災総合事務所長を経由して知事（災害対策推進課）に提出する。

ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

また、市長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じ直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。

ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）

イ 派遣を希望とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 連絡場所及び連絡者

オ その他参考となるべき事項

※ 緊急時派遣要請先電話番号

県防災対策部災害対策推進課（平日の夜間及び土、日、祝日も同じ）		
		059-224-2189
三重県防災行政無線	地上系無線電話	8-**-651～653
	衛星系無線電話	7-101-651～653
陸上自衛隊第33普通科連隊長	一般電話（久居）	059-255-3133
三重県防災行政無線	地上系無線電話	8-841-**-11
	衛星系無線電話	7-841-11

資料編16-3 自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

（2）地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣を必要とする場合は、知事に上記派遣要請を行う。

3 災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。（自衛隊法第83条第2項ただし書）

この場合、市長は、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通報することができる。

4 派遣部隊の活動内容

- （1）被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- （2）避難の援助（誘導、輸送）
- （3）遭難者等の搜索救助
- （4）水防活動
- （5）消防活動
- （6）道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- （7）応急医療、救護及び防疫
- （8）人員及び物資の緊急輸送
- （9）炊飯及び給水の支援
- （10）救助物資の無償貸付又は譲与
- （11）危険物の保安及び除去等

5 派遣部隊の受入体制

市長は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、知事と連絡を密にし、次の事項について配慮する。

- （1）派遣部隊との連絡窓口及び責任者の決定
- （2）作業計画及び資機材の準備
- （3）宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- （4）住民の協力

(5) 派遣部隊の誘導

6 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、知事その他関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、知事に対し災害派遣部隊の撤収要請を行う。

7 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊が活動した市の負担とする。ただし、以上の地域にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定める。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼動させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理
- (4) 県・市・町が管理する有料道路の通行料

航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱要領

市が地震災害時に航空機による救助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入れのためのヘリポートの取扱については、次のとおりとする。

1 航空機派遣要請の受入れ準備

- (1) 派遣要請を行う場合は、県防災計画の要請手続によるほか、使用ヘリポート名（特別の場合を除き資料編9-3に記載されているヘリポートを使用する。）着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県（災害対策推進課）に連絡を行う。
- (2) ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておく。
- (3) あらかじめ着陸場の中央に石炭粉で直径10mのH印の設置を行い、上空より降下場所選定に備えておく。
- (4) 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行う。
- (5) 着陸場と市役所及びその他重要箇所と通信連絡を確保しておく。

2 ヘリポートの取扱について

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておく。そのため、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県（災害対策推進課）にその概要（略図添付）を報告する。

- (1) 面積を変更した場合

- (2) 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合
- (3) 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合
- (4) 既設建物、電話施設等が改造され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
- (5) グランド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

第27節 三重県防災ヘリコプター応援要請計画

第1項 計画の主旨

市長は知事に対して防災ヘリコプターの応援要請を「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」の定めるところにより行う。

第2項 市が実施する対策（総務管理部）

1 応援要請の原則

現に地震災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当し、市長が防災ヘリの活動を必要と判断したとき、知事に対して応援要請をする。

- (1) 地震災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 当市の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 応援要請方法

知事（災害対策推進課）に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要事項

※ 緊急時応援要請連絡先

消防保安課 防災航空隊（平日の夜間及び土、日、祝日も同じ）			
	TEL		059-235-2555
	FAX		059-235-2557
	地上系無線電話		8-145-**-11
災害対策推進課 三重県防災行政無線	地上系無線電話		8-*-651～653
	衛星系無線電話		7-101-651～653

資料編 16-2 三重県防災ヘリコプター緊急運航要請書

第28節 災害義援金・義援物資の受入計画

第1項 計画の主旨

罹災設備その他に対する義援金品等の受入れ、保管輸送及び配分は、本計画による。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部、産業物資対策部）

1 実施機関

災害義援金品等の受入れ、輸送及び配分は、三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、県、市、その他各種団体が共同し、あるいは協力して行う。

2 受入れ

市内に大規模地震災害が発生した場合、市は関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県本部に報告するとともに報道機関を通じて公表する。

3 義援物資の集積

実施機関は災害の規模及び災害発生の地域等に応じ、義援物資の集積場所を指定するなど、集積方法を定め物資を集積、引継ぐ。

4 保管

義援金及び見舞金（有価証券を含む。）については、本部において一括とりまとめ保管し、義援品等については、各関係機関において保管する。

5 配分、輸送

被災地域の状況、義援金品等の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分及び輸送する。

なお、災害義援金については、県に設置される三重県災害義援金配分委員会の決定に基づき各市町へ配分されるため、速やかに市独自の災害義援金配分委員会を設置し、市が独自に募集する義援金と併せ対象となる被災世帯に対し配分する。

6 費用

義援金品等の受入れ及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担する。

第3項 市民が実施する対策

市民は、可能な範囲で災害義援金・義援物資による被災地及び被災者支援に協力するよう努める。

第29節 救助活動に関する計画

第1項 計画の主旨

大規模地震災害が発生した場合には、家屋、事業所等が倒壊し、多数の居住者、従業員等が建物等構造物の下敷きになることが予測され、救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たり各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携が必要とされる。

また、被災地の地域住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部、消防対策部）

1 救助活動

- (1) 被災者の救出は、本部において迅速に実施するのを原則とする。ただし市の機能では十分な救出活動が行えないときは、県、警察及び隣接市と緊密な連絡を取り、万全を期する。
- (2) 救助活動は、救命処置を必要とする要救護者及び自力脱出不能者を優先することを原則とし、それ以外の場合は、地域住民や自主防災組織、消防団等の活動に対して、適宜応援する。
- (3) 医療機関その他の関係機関が活動するまでの間、被災地に仮救護所を設置し、傷病者に対し応急処置を実施する。

2 応援要請

市の救助力が不足すると判断した場合には、知事に対して隣接市町、緊急消防援助隊、警察、自衛隊等の応援を求める。

- (1) あらかじめ、消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。
- (2) 近隣市町の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内全ての市町及び協定書に記載のある応援隊の応援出動を要請する。
- (3) 傷病者のうち、重篤患者の緊急搬送及び遠隔地への搬送が必要な場合、市長は、知事に対し、防災ヘリコプターの出動を要請する。
- (4) 市長は、本市の消防力及び県内消防相互応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、知事に対して緊急消防援助隊の受援出動を要請する。なお、知事に連絡ができない場合は、消防庁長官に対して直接要請する。

3 資材の調達等

市は、必要に応じて、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。

4 活動拠点等の確保

応援出動を要請した際の救助関係機関が部隊を展開、宿営等を行う拠点となる施

設・空地等を確保する。

5 惨事ストレス対策

救助活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3項 防災関係機関が実施する対策

1 警察

警察は、市から救助活動の応援要請があった場合、又は、警察自身が必要と判断した場合には、速やかに救助活動等を実施する。

2 自衛隊

自衛隊は、知事の災害派遣要請に基づき、救助活動等を実施する。

3 海上保安部

海上保安部は、災害等により発生した海難救助等を行う。

4 資材の調達等

救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

第4項 市民や地域が実施する対策

大規模地震災害が発生した場合には、被害が広域において同時多発し、輸送路も麻痺しやすいことから、自衛隊、海上保安部、警察及び消防機関等の救助機関が被災地に赴くのに時間を要することとなるため、被災地の地域住民や自主防災組織、消防団等は、救助機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救助活動と応急手当の実施に努め、救出した被災者を至近の医療機関等まで搬送する。

第30節 南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画

第1項 計画の主旨

令和元年5月31日付けで国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が修正されたことに伴い、気象庁では、南海トラフ地震の震源域において異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表する「南海トラフ地震臨時情報」の運用を開始している。

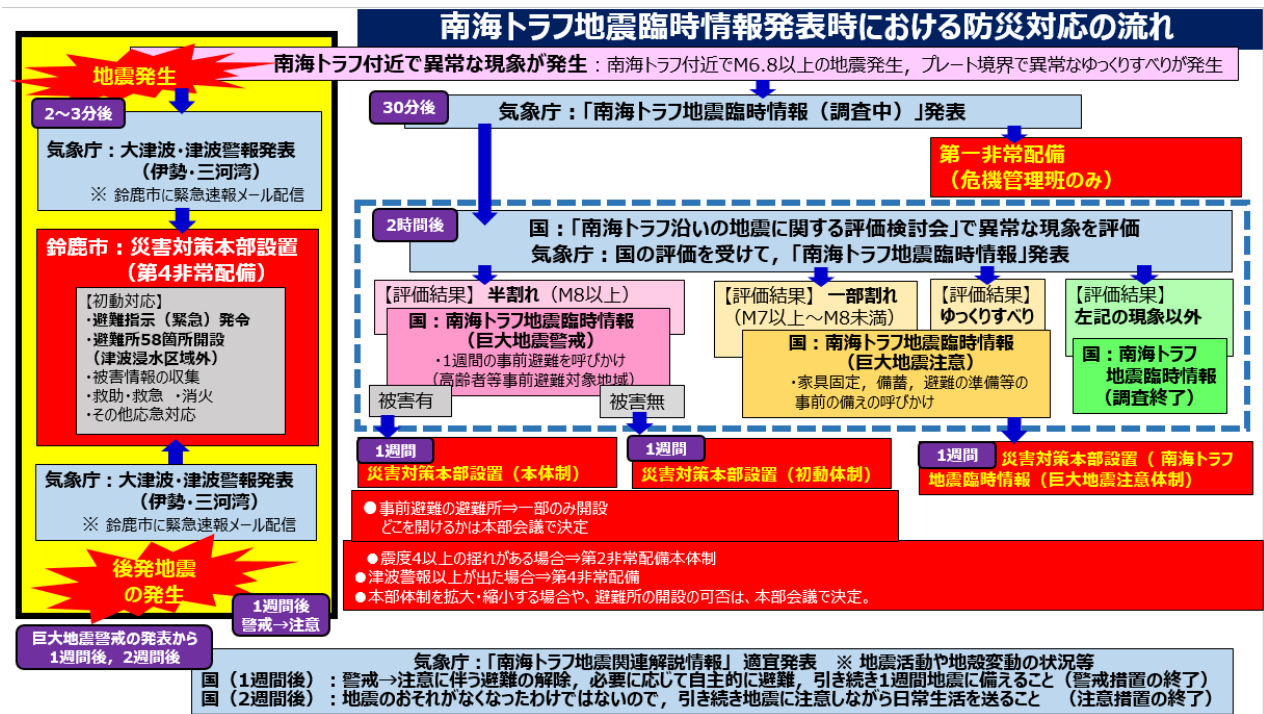
南海トラフ地震臨時情報	状況
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内(注1)でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 (注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」では、県防災計画及び市防災計画において、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の新たな防災対応や住民の避難行動を促進する対策を盛り込むことが示され、地方公共団体、指定公共機関、企業等がとるべき防災対応等を検討し、あらかじめ計画としてとりまとめるために参考となる事項を定め

た国（内閣府）の「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（以下、「国のガイドライン」という。）が令和元年5月31日に公表された。

これに伴い、三重県では、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、「南海トラフ地震準備体制」に移行されることとなったため、本市においても当該情報の対応を行う。

南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の流れ



第2項 市等が実施する対策

1 災害対策本部の設置（危機管理班）

気象庁が、「南海トラフ地震臨時情報」を次のとおり発表した場合、鈴鹿市災害対策本部を設置する。

- (1) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表したとき。

（配備体制：第2非常配備 初動体制又は本体制）

- (2) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表したとき。

（配備体制：第2非常配備（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）体制））

2 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の対応

- (1) 情報収集・連絡体制の確保（危機管理班）

県及び関係機関等との連絡体制を確保し、情報の収集及び共有を行う。市職員への情報伝達は、第1部第3章第2節を準用する。

また、住民からの問合せに対応するため、住民対応窓口（コールセンター）を設置する。

ア 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の内容

イ 日常生活を続けながら、家具・什器等の転倒防止等の建物内の安全確保や水・食料等の備蓄、避難場所や企業BCP等の地震の備えの再確認

ウ 交通、ライフライン、生活関連情報など市民に密接に関係のある事項

- (2) 市が管理又は運営する施設の点検及び利用者への呼びかけ（各担当部）

市民が利用する施設や収容避難所等の防災上重要な施設、設備について、安全点検を行うほか、閉館及び休校等の検討を行う。

利用者がいる場合は、地震発生の可能性や身の安全を確保する旨を呼びかける。

3 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の対応

- (1) 情報収集・連絡体制の確保（危機管理班、総務管理部）

県及び関係機関等との連絡体制を確保し、情報の収集及び共有を行う。市職員への情報伝達は、第1部第3章第2節及び第3部第3章第2節を準用する。

また、住民からの意見、要望、問合せに対応するため、住民対応窓口（コールセンター）を設置する。

- (2) 市民や事業所等への広報（危機管理班、総務管理部）

南海トラフ沿いの地震が発生した場合、本市に大きな被害をもたらすのは強震動と大津波であることを踏まえ、次の事項について、防災スピーカー、ケーブルテレビ、コミュニティFM、電子メール、SNS、市ウェブサイトなど多様な広報手段により呼びかける。

ア 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の内容

イ 津波からの避難が間に合わないおそれのある地域に対し事前避難を行うこと

ウ イ以外の地域については、日常生活を続けながら、家具・什器等の転倒防止等の建物内の安全確保や水・食料等の備蓄、避難場所や企業BCP等の地震の備えの再確認

エ イ以外の地域については、必要に応じて自主的に避難を行うこと

オ 交通、ライフライン、生活関連情報など市民に密接に係る事項

(3) 市が管理又は運営する施設の点検及び利用者への呼びかけ（各担当部）

市民が利用する施設や収容避難所等の防災上重要な施設、設備について、安全点検を行うほか、閉館及び休校等の検討を行う。

利用者がいる場合は、地震発生の可能性や身の安全を確保する旨を呼びかける。

(4) 大規模地震発生後の災害応急対策への備え（各担当部）

市防災計画や要領等について事前に必要な確認を行い、大規模地震が発生した際も円滑に災害応急対応ができるよう備える。

(5) 消防機関等の対応（危機管理班、消防対策部）

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時において、消防機関及び水防団が行う出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。

ア 津波警報等の情報の的確な収集と伝達

イ 津波からの避難が間に合わないおそれのある地域の避難誘導

ウ 津波及び浸水に対し、安全に配慮しながら、「鈴鹿市水防計画」等に準じて行う水防活動についての必要な措置

(6) 道路、橋りょう管理者の対応（土木対策部）

道路、橋りょうの対策については、地震・津波対策編第3章第23節を準用する。

4 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時における事前避難

(1) 事前避難の対象

国のガイドラインでは、南海トラフの想定震源域内の西側の領域（九州～和歌山県）で大規模地震が発生し、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を東側（三重県～静岡県）に発表した場合、後発地震により津波からの避難が間に合わないおそれのある地域（事前避難対象地域）の住民に対し、1週間の事前避難を呼びかけるなどの防災対応を行うことを基本としている。

事前避難対象地域は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時において、全ての住民が1週間の避難行動をとるべき地域である住民事前避難対象地域（陸上において津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域）と、津波からの避難が間に合わないおそれのある高齢者等の避難行動要支援者が1週間の避難行動をとるべき地域である高齢者等事前対象地域を合わせた地域としており、国のガイドラインでは、市町村があらかじめ定めることとしている。

三重県が平成25年度に発表した三重県地震被害想定調査結果によると、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、本市の津波第一波（津波浸水深30cm）到達時間は、白子漁港で約67分、千代崎港で約69分、鈴鹿漁港で約70分と想定されていることから、住民事前避難対象地域は該当しないが、国のガイドラインに示された、歩行困難、身体障がい者、乳幼児、重病人等の避難の移動速度0.5m/秒に基づき、後発地震による津波第一波の到達までに、高齢者等の避難行動要支援者が、津波浸水予測区域外へ徒歩で避難することが困難な距離（1、500m以上）にある地域（町・丁目単位とする。）を、高齢者等事前避難対象地域

とする。

地区名	高齢者等事前避難対象地域（町・丁目）
一ノ宮地区	長太新町二丁目
白子地区	白子本町、白子一丁目・二丁目
栄地区	東磯山一丁目～四丁目、磯山一丁目～三丁目

本市では、南海トラフ地震発生時において、震度6強の揺れが想定されるため、家屋の損傷や家具の転倒、ブロック塀の倒壊等の被害等による津波からの逃げ遅れや土砂災害等を想定し、必要に応じて自主的に避難を行うよう市民に呼びかけるとともに、高齢者等事前避難対象地域に対しては、「鈴鹿市避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、高齢者等避難を発令し、特に事前避難を呼びかける。

（2）事前避難に伴う避難所開設（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部）

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した場合、国のガイドラインでは、住民一人一人が日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認や、知人・親類宅等への事前避難など、個々の状況に応じた防災対応を自ら行うことを基本としているが、一方で、事前避難を行う市民のうち知人・親類宅等への避難が困難な場合を想定し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表から巨大地震警戒対応期間の終了までの1週間、事前避難の避難所を本部会議で決定し、開設する。事前避難の避難所の候補は、市立武道館、小学校7施設（一ノ宮、箕田、玉垣、旭が丘、稻生、旧天名、天栄）、中学校4施設（神戸、千代崎、白子、天栄）、公民館19施設（国府、庄野、加佐登、牧田、石薬師、稻生、飯野、河曲、箕田、玉垣、天名、合川、井田川、久間田、椿、深伊沢、鈴峰、庄内、神戸）とする。

また、滞留旅客等の保護や帰宅支援等の対応、車中泊避難者に対する避難場所の確保、避難所での生活が困難な障がい者や要介護認定者等の避難先として、福祉避難所やデイサービス、ショートステイ等の介護事業施設等を活用するなどについて検討する。

避難所の開設及び運営については、地震・津波対策編第3章第11節を準用する。

（3）大津波警報等発表時の対応

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表に伴い、高齢者等事前避難対象地域に高齢者等避難を発令している場合において、大津波警報又は津波警報が発表された場合は、高齢者等事前避難対象地域を含む津波浸水予測区域に避難指示を発令するものとする。

また、大津波警報又は津波警報が津波注意報へ切り替わった場合は、津波による切迫した危険性の低下を踏まえ、避難指示を解除するものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に伴う警戒対応は継続していることから、高齢者等事前避難対象地域については高齢者等事前避難を発令し、当該地域の住民は、避難場所等から知人宅や開設している指定避難所へ避難する等の対応を呼びかける。

5 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の対応

（1）情報収集・連絡体制の確保（危機管理班、総務管理部）

県及び関係機関等との連絡体制を確保し、情報の収集及び共有を行う。市職員への情報伝達は、第1部第3章第2節を準用する。

また、住民からの意見、要望、問合せに対応するため、住民対応窓口（コールセンター）を設置する。

（2）市民や事業所等への広報（総務管理部）

南海トラフ沿いの地震が発生した場合、本市に大きな被害をもたらすのは強震動と大津波であることを踏まえ、次の事項について、防災スピーカー、ケーブルテレビ、コミュニティFM、電子メール、SNS、市ウェブサイトなど多様な広報手段により呼びかける。

ア 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の内容

イ 日常生活を続けながら、家具・什器等の転倒防止等の建物内の安全確保や水・食料等の備蓄、避難場所や企業BCP等の地震の備えの再確認

ウ すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行うこと

エ 交通、ライフライン、生活関連情報など市民に密接に関係のある事項

（3）市が管理又は運営する施設の点検及び利用者への呼びかけ（各担当部）

市民が利用する施設や収容避難所等の防災上重要な施設、設備について、安全点検を行うほか、閉館及び休校等の検討を行う。

利用者がいる場合は、地震発生の可能性や身の安全を確保する旨を呼びかける。

（4）大規模地震発生後の災害応急対策への備え（各担当部）

市防災計画や要領等について事前に必要な確認を行い、大規模地震が発生した際も円滑に災害応急対応ができるよう備える。

6 災害対策本部の廃止（危機管理班）

次の場合に鈴鹿市災害対策本部を廃止する。

（1）「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表され、市内で被害が確認されなかったとき。

（2）「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の警戒措置、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の注意措置のいずれも解除され、市内で被害が確認されなかったとき。

第3項 防災関係機関が実施する対策

南海トラフ地震臨時情報発表時の対策については、次に掲げるもののほか、国のガイドラインを参考に防災関係機関において検討を行う。

1 ライフライン事業者

後発地震に備えて、必要なライフラインの供給体制を確保する。

2 鉄道事業者及びバス事業者

（1）「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合は、安全性に留意しつつ、行に必要な対応を行い、走行路線に津波の発生により危険が高いと予想

される区間がある場合は、津波への対応に必要な体制をとる。

- (2) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表される前の段階から、臨時情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供を行う。
- (3) 滞留旅客等に対し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の発表を周知するための計画を策定する。

第4項 市民や事業所等が実施する対策

- (1) 市民は、防災スピーカー、ケーブルテレビ、コミュニティFM、電子メール、SNS、市ウェブサイトなど複数の方法により、多重的かつ積極的に「南海トラフ地震臨時情報」や市等から発表される防災情報を入手するよう努め、事前警戒を心掛ける。
- (2) 事業所等は、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合に備えて、あらかじめ事業継続・中止の判断基準及び従業員や利用者の安全確保等の対策を検討する。
- (3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時において、市民や事業所等は、日常生活を続けながら、家具・什器等の転倒防止等の建物内の安全確保や水・食料等の備蓄、企業BCP等の地震の備えの再確認を行うことや、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などを行うなど、個々の状況に応じた防災対応を取るよう努める。
- (4) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時において、高齢者等事前避難対象地域における高齢者等の避難行動要支援者は、市からの避難の呼びかけに基づき、知人・親類宅等や開設された避難所等へ1週間の事前避難を行い、それ以外の市民は、必要に応じて自主的に避難を行うことや、日頃からの地震への備えを再確認するなどの防災対応をとるよう努める。また、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう努める。

さらに、事業所等については、企業BCP等により事前に検討した事業継続・中止の判断基準及び従業員や利用者の安全確保等の対策に基づき、適切な対応をとるよう努める。

第31節 財政金融計画

第1項 計画の主旨

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国、県、市及び各関係機関等がそれぞれの立場において分任して、それに要する費用はそれぞれの機関が負担するが、これにより市財政に混乱を生じさせるおそれがある場合は、法令に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずるものとする。

第2項 市等が実施する対策（総務管理部、国、県）

1 費用の負担者

（1）災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担する。

（注）法令に特別の定めがある場合

ア 救助法 第21条

イ 水防法 第44条

ウ 基本法 第94条、第95条

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第62条

（2）応援に要した費用

他の地方公共団体等の応援を受けた場合、市は当該応援に要した費用を負担する。
ただし、当該費用を支弁するいとまがない場合は、一時繰替え支弁を求める。

（3）知事の指示に基づいて市長が実施した費用

知事の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうちで指示又は応援を受けた市に負担させることが困難又は不適當なもので災害対策基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担する。

2 国が負担又は補助する範囲

（1）災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

（2）非常災害対策本部長、緊急災害対策本部長又は特定災害対策本部長の指示に基づく応急措置に対する費用

非常災害対策本部長、緊急災害対策本部長又は特定災害対策本部長の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用のうち、市に負担させることが困難又は不適當なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。なお、補助率については、応急措置内容等によりその都度決定される。

（3）災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し、「又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定されている事業に対し援助する。

3 起債の特例

災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、次の場合において激甚災害が発生したとき、その発生した日に属する年度に限り地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とする。

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生じる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

第4章 災害復旧・復興計画

地震等自然災害の予防計画に基づき諸施策を実行し、災害の発生を未然に防止することは市防災計画上絶えず努力を傾注していかなければならない事項である。

しかし、大規模地震は時としてその時点における人智を上回る破壊力をもち、人的、物的な被害を与えることを想定しなければならない。

その際、市の総力を結集し、速やかに被災者の救援、救護に取り組み、また同時に二次、三次災害の関連発生を防止するための災害応急対策を講じる必要がある。災害の広がり収まり、住民等の日常生活に平穏さが回復した後には、被災した公共施設について原形復旧を実施し、被害の状況を十分検討して、将来における災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良等を行う。

第1節 復興体制の構築と方針の策定

第1項 計画の主旨

特定大規模災害となる地震・津波による甚大な被害を受けた場合、速やかに「市震災復興本部(仮称)」を設置し、復興事業を推進する。

第2項 市が実施する対策

1 復興体制の構築

(1) 市震災復興本部(仮称)等の設置に向けた検討

特定大規模災害が発生した場合、大規模災害からの復興に関する法律に基づく必要な支援措置を受けるための「市復興計画(仮称)」の策定を始めとする、市の総合的な復興対策を指揮する「市震災復興本部(仮称)」を設置し、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。復興体制の構築に当たっては、必要に応じて復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用して他の地方公共団体に技術職員の派遣を求めることも検討する。

2 復興計画の事前検討

(1) 復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、大規模災害からの復興に関する法律に基づく「市復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等にかかる事前検討に努める。

(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための「市事前復興計画(仮称)」を策定するよう検討する。策定の際には、次の事項に留意する。

ア 市民意向の尊重

市が主体となり県と連携して、市民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

イ 女性及び避難行動要支援者の参画促進

市は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、高齢者、障がい者等避難行動要支援者についても、参画を促進するよう努める。

第2節 公共施設災害復旧事業計画

第1項 計画の主旨

公共施設の災害復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行う。また、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧に当たり、できるだけ早く当該事業の推進を図るよう配慮する。

第2項 市が実施する対策（各担当部）

市長は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画は概ね次の計画とする。

なお、計画の策定に当たっては、関係機関は連携を図りながら被災原因、被災状況等を正確に把握し、「市復興計画（仮称）」との整合を図りながら策定する。

- （1）公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第98号)）
- （2）農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)）
- （3）都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）
- （4）水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法(昭和32年法律第177号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)）
- （5）社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、売春防止法(昭和31年法律第118号)）
- （6）公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)）
- （7）公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法(昭和26年法律第193号)）
- （8）公立医療施設災害復旧事業計画（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)）
- （9）その他災害復旧事業計画公共土木施設

第3節 中小企業振興計画

市（産業物資対策部）は、市内の商工業者が、地震災害により経営の状態が著しく悪化し、自己資金による再建が困難となった場合は、融資に関する援助指導に協力し、ひいては、市経済活動の回復を図る。

第4節 農林漁業経営安定計画

1 (株)日本政策金融公庫資金（産業物資対策部）

被災農家、林家、漁家の経営の回復のため、農林漁業セーフティネット資金等の融資制度を利用するよう指導、助言するものとし、市域における農林漁業の生産力の維持増進に努める。

2 天災融資法による災害経営資金（産業物資対策部）

地震災害により農林漁業者等が被害を受けた場合、国県及び市が金融機関等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するものである。

なお、貸付限度、償還期限等については、天災の都度、政令で指定する。

第5節 被災者の生活確保計画

第1項 計画の主旨

大規模地震の発生は、多数の死傷者を生じることにとどまらず、家屋の倒壊、焼失などによる住家喪失、環境破壊などをもたらし、多くの住民等を混乱状態におとし入れることとなる。

災害を受けた地域の民生活動を安定させるため、被災者情報を収集し、世帯更生資金、母子福祉資金の貸付被災者に対する職業のあっ旋、租税の徴収猶予及び減免、簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金者に対する非常払渡し、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等に関する対策を講じる。

第2項 市が実施する対策

1 被災者情報の収集と対応（福祉医療対策部）

（1）被害認定調査の実施

住家の被災状況を把握するため、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づく被害認定方法を用いて、関係部署と連携し、住家の被害認定調査を実施する。

また、津波等による被害により、現地調査が行えない場合や、倒壊・流出等の住家の集中が想定される場合等は、航空写真等を用いて調査を実施する。

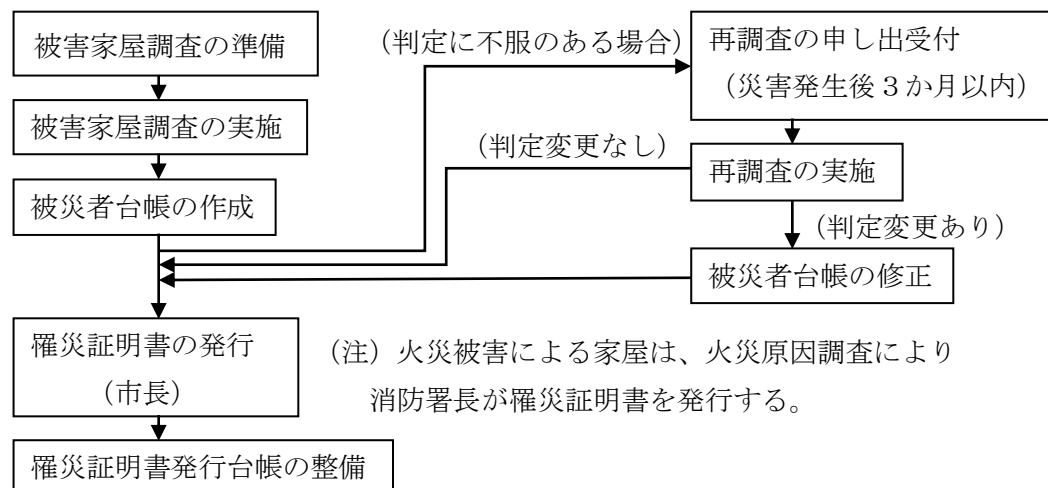
資料編16-5 防災に関する協定一覧

（2）被災者支援システムの活用

災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理することができる被災者支援システムを活用する。

（3）罹災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定・罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。



2 災害弔慰金、災害援護資金（福祉医療対策部、総務管理部）

地震等自然災害により死亡し、障がいのある状態となり、又は住居等に被害を受けた遺族等に対して、市は次の施策を実施する。

（1）災害弔慰金の支給

災害により死亡した者1人当たり

ア その者が主として生計を維持していた場合	500万円
イ その他の場合	250万円

（2）災害障害見舞金の支給

ア 災害により障害の状態となった者が主として生計を維持していた場合

250万円

イ その他の場合

125万円

（3）災害援護資金の貸付

住居、家財の被害の程度に応じて、150万円～350万円の貸付を行う。

（貸付利率は年1.5%。ただし、保証人を立てる場合又は据置期間中は無利子）

3 生業資金等の貸付（福祉医療対策部）

（1）救助法による生業資金の貸付

被災者のうち、生活困窮者等に対する事業資金その他の小額融資は本計画による。

ア 対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、生業の手段を失った世帯で次の各号に該当する者に対して行う。

（ア）小資本で生業を営んでいた者であること。

（イ）蓄積資金を有しないこと。

（ウ）主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。

（エ）生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力がある者であること。

イ 貸付世帯数

生業資金の貸付世帯数は、市の全壊（焼）又は流出世帯数の25/100の範囲内とし、応急仮設住宅に準じて承認を受ける。

ウ 貸付限度額	生業費	30,000円
	就職支度費	15,000円

（2）生活福祉資金の貸付

ア 実施主体 県社会福祉協議会

イ 貸付対象者 居住する地域、所得等の貸付要件を満たす方

ウ 貸付金の種類

（ア）緊急小口資金（災害時特例）

（イ）生活福祉資金（本則貸付）

（3）母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

配偶者のない女子であつて、現に児童（20歳未満の者）を扶養している者及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を区別する。

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書（市に備付）に関係書類を添付して、市を経由して県に提出する。

ウ 貸付金の種類

- （ア）事業開始資金
- （イ）事業継続資金
- （ウ）住宅資金
- （エ）技能習得資金
- （オ）生活資金
- （カ）就職支度資金
- （キ）修学資金
- （ク）転宅資金
- （ケ）就学支度資金
- （コ）修業資金
- （サ）医療介護資金
- （シ）結婚資金
- （ス）特例児童扶養資金

（4）恩給担保貸付金

ア 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書（㈱日本政策金融公庫に備付）に証書及び貸付証明書を添付して、㈱日本政策金融公庫に提出する。

イ 貸付金の限度、期間等

貸付額 恩給年額の3年分以内の額、ただし、最高限度額は250万円までとする。

償還期限 3年以内

利率 年1.1%

4 被災者に対する職業あっ旋等（産業物資対策部）

（1）通勤地域における適職求人の開拓

- ア 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。
- イ 復旧までの間の生活保護を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

（2）巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- ア 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
- イ 収容場所に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

（3）激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用により雇用保険求職者給付を行う。

5 租税の徴収猶予及び減免等（福祉医療対策部）

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行い、被災者の生活の安定を図る。

（1）国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税不服審判所長、税関長、国税局長及び税務署長は、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から2月以内に限り当該期限を延長することができる。

イ 災害被災者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被災者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定に基づき、震災、風水害、雷、火災その他これに類する災害に因る被災者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収若しくは還付に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによる。

（2）県税の減免及び期限延長

ア 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

イ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付又は納入期限及び申請又は申告に係る書類の提出期限を延長する。

（3）市税の減免等の措置

市においては、被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、鈴鹿市税条例（昭和25年鈴鹿市条例第77号）の定めるところにしたがって必要な措置をする。

6 郵便貯金及び簡易保険の非常取扱等

（1）郵便貯金等の貯金者に対する非常払渡

救助法が適用された区域内に対し、郵便局において非常払渡を取り扱う。

（2）簡易保険の非常取扱

保険証書、印章がなくても本人と確認ができれば、保険金等の即時払を行うほか、保険料の払い込み猶予時間の延伸等を行う。

（3）災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

救助法第2条に規定する被災者であって、同法第23条第1項第1号に掲げる救助又は、同項第3号に掲げる救助を受ける者については、郵便法の規定により郵便葉書及び郵便書簡の無償交付を受けられる。

資料編 16－5 防災に関する協定一覧

7 公営住宅の建設及び独立行政法人 住宅金融支援機構資金のあっ旋（建築対策部）

災害によって住居が滅失、焼失又は倒壊等をした被災者に対する住宅対策として、市及び県は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失、焼失又は倒壊の被害を受けた住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

8 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保（各担当部）

防災に関係ある機関は、災害復旧に当たって被災者の生活必需物資の確保及び災害復旧用資材の調達、輸送等に努める。

9 各種生活再建支援に関する制度の周知（各担当部）

被災者の生活再建を早期に実現するため、各種支援制度に関する情報の一覧表や生活再建に関するハンドブックを作成・配布し、制度周知に努める。

第6節 激甚災害の指定

第1項 計画の主旨

激甚災害制度は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日（法律第151号）」に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼす災害に対して、地方財政の負担の緩和、被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要であると認められる場合に、その災害を激甚災害として政令で指定し、合わせてその災害に対して適用すべき特例措置を指定するものである。

地震発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合に、市長は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、県と連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

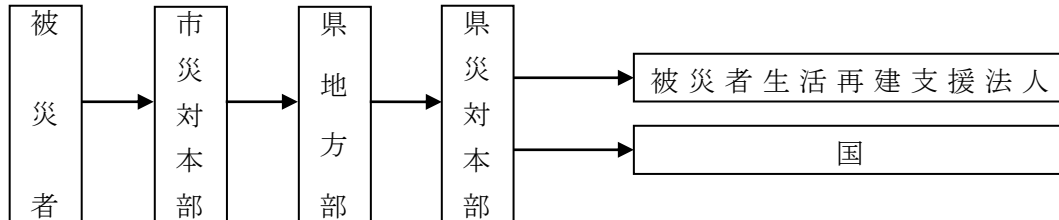
第2項 市が実施する対策（総務管理部、各担当部）

- （1）激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告を行う。
- （2）県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- （3）激甚災害の指定を受ける必要があると認めた場合、県と連携を図りながら、指定の促進に努める。

第7節 被災者生活再建支援制度

第1項 計画の主旨

被災者生活再建支援法に基づき自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、基金を活用して支援金を支給する。



第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部）

市は、被災者支援相談窓口等を市民会館に設置し、関係機関の協力を得ながら被災者に適切な支援を行う。また、被災者が手続きで混乱しないよう、ワンストップ窓口を設置する体制を整える。

資料編16-5 防災に関する協定一覧

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- (3) 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

2 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a全壊世帯、b半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c長期避難世帯、d大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。また、e中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借 (公営住宅以外)	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150

第3部 地震・津波対策編
第4章 災害復旧・復興計画

	賃借（公営住宅以外）	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借（公営住宅以外）	—	25	25

《単数世帯の場合》

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借（公営住宅以外）	—	18.75	18.75

3 支援金の支給申請

（1）申請時の添付書面

- ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票 等
- イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

（2）申請期間

- ア 基礎支援金：災害発生日から13月以内
- イ 加算支援金：災害発生日から37月以内

第5章 東海地震の警戒宣言発令時の緊急応急対策計画

第1節 総 則

第1項 計画の目的

大規模地震対策特別措置法は、大規模地震の発生前の事前措置を行って、地震等自然災害を防止軽減することを目的に、昭和53年6月15日制定され、同法に基づき、東海地域を中心に1都7県263市町村が、平成14年4月24日に地震防災対策強化地域に指定された。

三重県は、東海地震を想定した地震防災対策強化地域には指定されていないが、強化地域の周辺県に位置するとともに、局部的な被害発生が憂慮される。また、東海地震注意情報又は予知情報（警戒宣言）が発せられた場合においては、社会的混乱の発生が懸念される。

市民の生命身体及び財産を地震による災害から保護することを目的として、「東海地震の警戒宣言発令時の緊急応急対策計画」を策定する。

第2項 計画の基本方針

- 1 この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、市及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- 2 この計画は、東海地震の発生が予知されてから、地震発生までの緊急対策を中心に作成する。
- 3 地震発生後の災害対策は「第4章災害応急対策計画」により対処する。
- 4 市及び防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき、東海地震注意情報の発表又は予知情報（警戒宣言）発令に伴う緊急応急対策に万全を期する。
- 5 平成29年11月から、国による東海地震に限定した予知情報等の発表が行われなくなったが、大規模地震対策特別措置法は存続するため、本計画については、関連法の他、上位計画である国の防災基本計画及び三重県地域防災計画の修正状況に応じて変更するものとする。

第2節 組織計画

第1項 計画の主旨

東海地震注意情報が発表された時又は予知情報（警戒宣言）が発せられた時は、地震等自然災害の発生を未然に防御するための活動体制を整備する。

第2項 対策（危機管理班）

1 組織計画

組織計画は、第1部第3章第2節第3項の防災組織による。

第3節 情報伝達計画

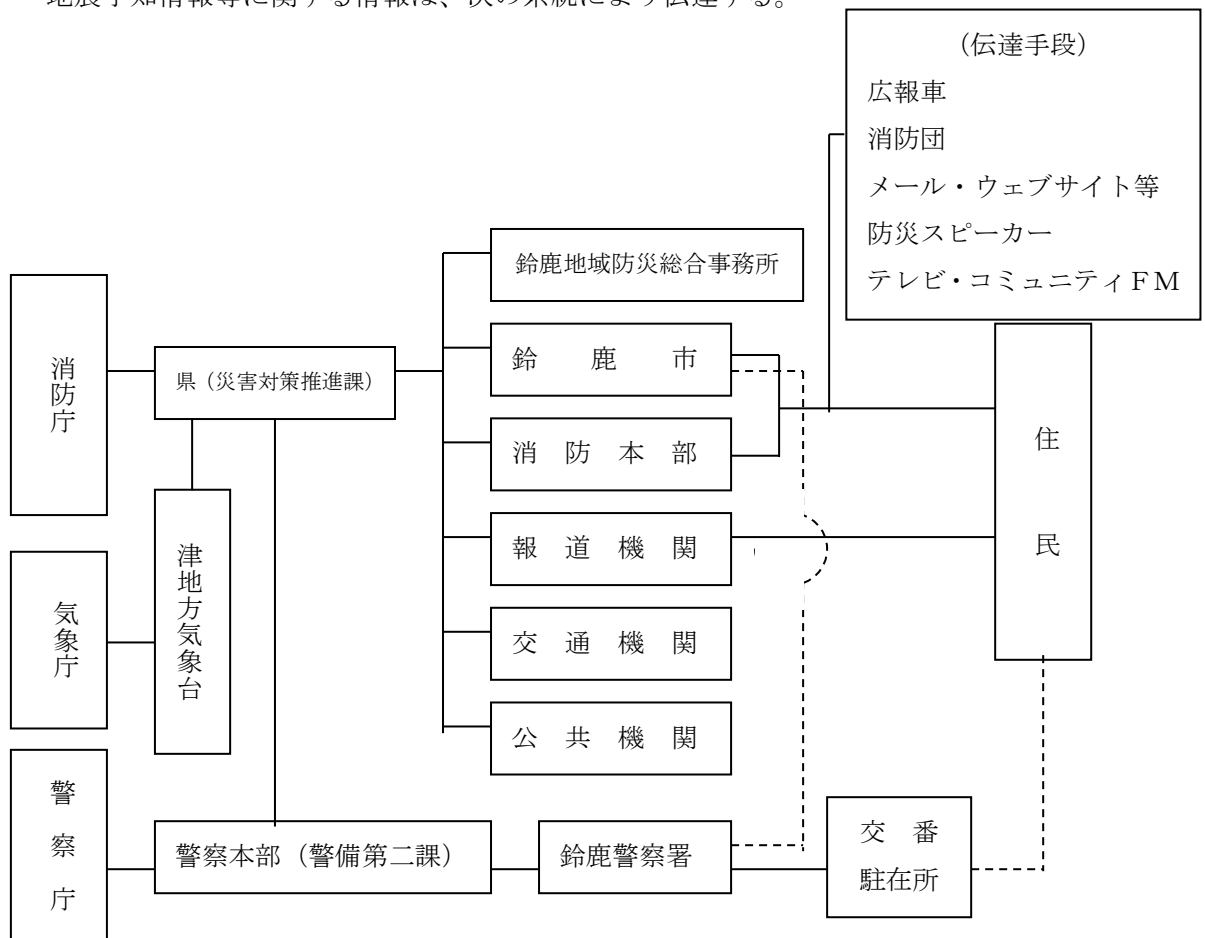
第1項 計画の主旨

東海地震注意情報又は予知情報（警戒宣言）が発せられた場合には、市及び防災関係機関は、警戒宣言及び大規模地震に関する情報等を各機関の連携のもとに正確かつ迅速に伝達する。

第2項 対策（危機管理班、総務管理部）

1 伝達系統（大規模地震対策特別措置法に基づく地震予知情報等の伝達系統）

地震予知情報等に関する情報は、次の系統により伝達する。



2 住民等への伝達

市は、内部伝達組織を整備するとともに、速やかに住民等へ伝達する。

ただし、東海地震注意情報の市から地域住民への伝達については、報道機関の報道開始から行うように努める。

大規模地震の地震災害警戒宣言及び国民に対する呼び掛け（例文）

市民に対する呼び掛け（広報例文）

警戒宣言発令時

「市民のみなさん、こちらは鈴鹿市長です。ただ今（先程）内閣総理大臣から東海地震についての警戒宣言が発令されました。テレビやラジオの報道に十分注意してください。身の回りの安全、火の始末、非常持出品などを確かめてください。あわてないで、冷静に行動してください。」

第4節 広報計画

第1項 計画の主旨

東海地震注意情報の発表及び予知情報（警戒宣言）の発令等に伴う混乱を未然に防止するとともに、これらの正確な情報を住民に周知徹底するため、市及び各防災関係機関は、東海地震予知情報等に関する広報計画を作成しておく。

第2項 市が実施する対策（総務管理部）

1 広報内容

本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ情報広報実施要領に定め、住民生活に密接な関係のある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。広報事項の主なものは次のとおりである。

- (1) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意の喚起
- (2) 地震情報等
- (3) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (4) 民心安定のための住民に対する呼びかけ
- (5) 避難及び避難所の状況
- (6) ボランティア活動に対応するための情報

2 広報手段

地域住民への広報は、報道機関の協力を得て行うとともに、防災行政無線、テレビ、コミュニティFM、新聞、広報車、インターネットを利用したホームページ、電子メールや、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や防災アプリ等のあらゆる広報手段を活用して迅速かつ適切な広報を行う。

また、広報の際には、避難行動要支援者や日本語を理解できない外国人等に対し、多言語表示等の広報手段を活用するよう努める。

3 報道機関の広報

(1) 東海地震に係るテレビの放送

ア 東海地震注意情報のニュースは、中央からテレビ・ラジオを通じて同一の内容で全国放送される。（約2時間）

イ 警戒宣言発令ニュースは、内閣府から中継車で全国放送される。（約10分）

ウ 警戒宣言発令に関するローカルニュースは、各放送局から放送される。（約20分）

エ 警戒宣言に関するニュースは、発令後30分間隔で全国ニュース（約10分）、ローカルニュース（約20分）として、発災（又は解除）まで繰り返し放送される。

第5節 避難計画

第1項 計画の主旨

警戒宣言が発せられた場合、市は地震発生後の火災等の災害から避難を容易にするための事前措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置に努めるとともに、児童・生徒等の安全対策を定めておく。

第2項 市等が実施する対策

避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、日本語が理解できない外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるように努める。

1 市の対策（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部、消防対策部）

- (1) 市は、あらかじめ住民等に対して、警戒宣言発令時にとるべき安全確保について、周知徹底を図る。
- (2) 市は、自治会等を単位として在宅老人、障がい者等の避難行動要支援者の避難に当たって、介護を必要とする者の人数、有無等の把握に努め、発災後の避難に備えておく。
- (3) がけ地崩壊危険地域等の危険地域において、住民等が避難する場合、市は、避難誘導、避難路の確保に努め、混乱が生じ、秩序が乱れるのを未然に防ぐ。
- (4) 児童・生徒の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 児童・生徒が在校中に東海地震注意情報又は予知情報（警戒宣言）が発表された場合には、授業・課外活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - イ 児童・生徒が登下校中に東海地震注意情報又は予知情報（警戒宣言）が発表された場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - ウ 児童・生徒が在宅中に東海地震注意情報又は予知情報（警戒宣言）が発表された場合には、自宅待機として、児童・生徒は登校させない。
- (5) 学校等においては、(4)の原則を踏まえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、地域の実態に即して具体的な対応方法を定めておく。
- (6) 東海地震注意情報又は予知情報（警戒宣言）が発表された場合の学校等における対応の方法については、児童・生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておく。
- (7) 市の施設、設備について、日頃から安全点検を行い東海地震注意情報発表時には災害の発生を防止するため必要な措置をとる。

2 警察の対応

- (1) 警察は、市が行う避難対策に協力し、避難指示等の伝達、避難誘導、避難路の交通規制等必要な措置を講ずる。
- (2) 避難に伴う混乱等危険な事態が発生すると認められるときはこれらを防止するた

め、必要な措置を講ずる。

第6節 消防活動に関する計画

第1項 計画の主旨

警戒宣言が発せられた場合、市は防災計画に基づき、出火の防止に関する活動を行う。

第2項 対策（消防対策部）

- 1 消防職員の非常招集を行うとともに消防車両の積載器具を点検、増強し、警備体制の強化を図る。
- 2 通信施設の確保並びに通信統制の確立を図る。
- 3 正確な情報の収集及び伝達する。
- 4 災害危険地域に事前に消防隊を警戒出動させ、火災の未然防止に努める。
- 5 火災発生の防止、初期消火の予防広報を行う。
- 6 安全避難路の確保及び避難誘導を行う。

第7節 警備対策計画

第1項 計画の主旨

市は、鈴鹿警察署に協力し、市民の生命、身体及び財産の保護に努める。

警察は、警戒宣言が発せられた場合における交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、混乱の防止、交通の確保、犯罪の予防等の警備計画を推進する。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、早急に警戒体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに情報の収集に努め、警備活動を開始する。

第2項 警察が実施する対策

1 警備体制の確立

東海地震注意情報が発表された時点において、次により災害警備本部を設置して、警備体制を確立する。

(1) 災害警備本部の設置

警察署に署長を長とする東海地震注意情報の発表に伴う「警察署災害警備本部」を設置する。

(2) 警備部隊の編成

警察署員をもって所要の部隊を編成する。

2 警戒警備活動重点

(1) 情報の収集・伝達

各種情報の収集・伝達については、管轄区域内の諸般の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、関係機関相互間等の情報の報告・連絡を的確に行う。

(2) 住民等への情報伝達活動

住民等への情報伝達活動は、民心の安定を図るとともに混乱の発生を防止し、地震防災応急対策に係る措置を迅速かつ的確に行う。

(3) 社会秩序の維持

警戒宣言に伴う混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りを行い、社会秩序の維持に当たる。

(4) 交通対策

交通対策は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送を確保する。

(5) 警察施設等の点検及び整備

警察施設の点検及び整備に当たっては、警察庁舎、警察通信施設、交通管制施設等について被災の防止と応急対策の迅速かつ的確な実施を図る。

第8節 ライフライン施設応急対策計画

第1項 計画の主旨

警戒宣言が発せられた場合の飲料水、電気及びガスの供給、通信の確保等の対策を図るとともに、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、市及び各防災関係機関は必要な措置をとる。

第2項 市が実施する対策

1 飲料水の確保

市及び市民は、地震発生後における飲料水を確保するため次の事項に留意する。

(1) 市（上下水道対策部）

- ア 住民に対して、貯水の励行を呼びかける。
- イ 応急給水計画に基づき、応急給水活動の準備を行う。
- ウ 水道施設の安全点検を実施し、防災措置を行う。
- エ 応急復旧体制の準備をする。

(2) 市民

- ア 飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水する。場合によっては、浴槽に水を貯める。

2 電気の供給（電気事業者）

警戒宣言が発せられた場合、電気事業者は地震警戒本部を設置し、要員・資機材等の確保を行う。

3 ガスの供給（ガス事業者）

- (1) ガスの供給は継続する。
- (2) 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を行う。

4 通信の確保（通信事業者）

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、一般通話の激増に伴う回線混雑から防災関係機関の緊急に必要な電話回線を確保するため、一般加入電話等の通話について制限する等の措置を講ずる。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

- (1) あらかじめ指定された防災関係機関の非常緊急通信を優先して接続する。このため必要に応じ一般通話を制限する。

なお、この場合においても、公衆電話からの通話は確保する。

- (2) 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資材、要員を準備する。

第9節 交通対策計画

第1項 計画の主旨

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、県公安委員会及び道路管理者は、相互に協力して適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が円滑に行われるよう、交通の確保を図る。

また、公共輸送機関は、警戒宣言が発せられた場合、各機関の定める計画により、安全の確保を図りつつ、運行の確保に努める。

第2項 防災関係機関が実施する対策

1 警戒宣言発令時における公共輸送機関の対策

(1) 鉄道事業者

旅客のうち、病人等緊急の救護を要する旅客は、直営医療機関又は駅周辺の指定医療機関に收容することとし、その協力体制を確立しておく。

また、駅等で常備している応急医薬品を定期的に整備点検するとともに、救護を要する旅客に対し応急措置が可能な体制を整えておく。

(2) 路線バス（三重交通株式会社）

警戒宣言が発せられた場合のバスの運行については、次のとおりとする。

ア 直ちに停止、乗客の安全確保（避難）し、現状報告を無線、有線の通信手段にて営業所、関係機関と連絡を取り、運行の停止・継続を実施する。

イ 山崩れ、落石、老朽橋りょう等危険な箇所が存在する路線の運行については休止又は制限することもある。

ウ 家屋が密集し、しかも狭隘路の場所については、その場所を避け、迂回する場合もある。

エ 警察、中日本高速道路株式会社、市の講ずる措置並びに指示に従い、運行する。

オ 乗客が集中する場合は、その都度追加車両を運行する。

第10節 食料・生活必需品確保計画

警戒宣言が発せられた場合、市及び防災関係機関、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、食料、生活必需品の確保を図り、民生活動の安定に努める。(総務管理部、産業物資対策部)

資料編3-2 備蓄資材

第11節 医療（助産）救護計画

警戒宣言が発せられたときは、地震発生に備え病院等各医療機関は、それぞれ地震防災
応急対策を実施し被害発生を防止を図るとともに、医療救護機能の維持に努める。また、
本部は、次の措置を要請する。（福祉医療対策部）

- 1 救護班の編成待機
- 2 救急患者の診療体制準備
- 3 医療器材、医薬品の救急調達の準備
- 4 特定（人工透析）医療機関の整備

第12節 公共施設等対策計画

第1項 計画の主旨

市は、あらかじめ消防計画等に警戒宣言が発せられた場合の措置を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合には混乱を防止し、安全を確保するための緊急措置をとるよう要請する。

第2項 対策

1 公共施設（市が管理又は運営する施設）（各担当部）

（1）道路

警戒宣言が発せられた場合、市は直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ工事中の道路における工事の中断の措置をとる。

（2）河川

警戒宣言が発せられた場合、市は直ちに所管する河川等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門、樋門の閉鎖、工事中的場合には中断等の適切な措置を講ずる。

（3）不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置は概ね次のとおりとする。

ア 東海地震予知情報、警戒宣言等の来訪者への伝達

イ 来訪者の避難等の安全確保のための措置

ウ 施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物による危害の予防

エ 出火防止措置

オ 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水

カ 消防用施設等の点検、整備と事前配備

なお、緊急応急対策の実施上重要となる庁舎の管理者は上記のほか、次に掲げる措置をとる。

キ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

ク 無線通信機等通信手段の確保

2 民間施設（事業者に対する指導、要請）

市は、消防法等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、警戒宣言が発せられた場合にとるべき措置等について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合の安全確保、混乱の防止を図るための措置をとるよう要請する。

（1）警戒宣言が発せられた場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。

ア 不特定多数の人の出入りする施設等（映画館等）で、地震発生時にパニックの発生する恐れがある場合は営業を自粛する。

- イ 生活必需品等を取り扱う事業所にあつては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努める。
- (2) 東海地震予知情報、警戒宣言等の顧客、観客、来訪者等への伝達に関する事。
 - (3) 火気使用の自粛等出火防止措置に関する事。
 - (4) 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関する事。
 - (5) 自衛消防組織に関する事。
 - (6) 工事中の建築物等の工事の中断等の措置に関する事。
 - (7) 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物による危害の予防措置に関する事。
 - (8) 施設、消防用設備等の点検に関する事。
 - (9) 警戒宣言に関する防災訓練及び教育に関する事。

第13節 市民のとりべき措置

第1項 計画の主旨

警戒宣言が発せられた場合、市民は家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として、混乱の防止に留意しつつ、地震等自然災害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

第2項 対策

1 家庭における措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。
また、エリアメール、モーターサイレンを含む同報系無線や市が発信するすべての通信手段のほか、消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- (2) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人は、家族とよく話し合い、仕事の分担と段取りを決めて、迅速な行動にかかること。
- (3) とりあえず、身を置く場所を確保し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 火の使用は、自粛すること。
- (5) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- (6) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うこと。
- (7) 身軽で安全な服装に着替えること。
- (8) 収容避難所でのスペースや移動中の重量を考慮し、事前に準備している水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具品を再確認すること。
- (9) 万一のときの脱出口を確保すること。
- (10) 自主防災組織は、配置につくこと。
- (11) 避難時において、自動車(渋滞による逃げ遅れ)や電話(電力の消耗)の使用は、自粛すること。

2 職場における措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場内の防災会議を開き、分担に従い、できるだけ措置をとること。
- (2) とりあえず、身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (3) 火の使用は、自粛すること。
- (4) 消防計画、予防規定などに基づき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- (6) 事前に準備している重要書類等の非常持出品を再確認すること。
- (7) 職場の建物構造や地理的条件に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者(来訪者)の安全確保を第一に考えること。

- (9) 正確な情報を、各種情報媒体で入手すること。
- (10) 近隣の職場どうしで、協力し合うこと。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) 避難するとき

避難のために車両を使用しないこと。

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総 則

第1項 推進計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2項 防災関係機関が地震発生時の応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱については、第2部風水害等対策編第1章第3節を準用する。

第2節 関係者との連携協力の確保

第1項 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う応急対策に必要な物資、資機材の確保については、地震・津波対策編第2章第9節を準用する。
- (2) 市は県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請することができる。

2 人員の配置

市は人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は県等に応援を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、市計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。
- (2) 防災関係機関ごとの具体的な措置内容は、防災関係機関ごとに別に定める。

第2項 他機関に対する応援要請

- 1 市が災害応急対策の実施のために必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりとする。

資料編 16-4 相互応援協定等締結市区町一覧（県内市町除く）

資料編 16-5 防災に関する協定等一覧

- 2 市は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

第3項 帰宅困難者への対応

- 1 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- 2 商業施設、遊園地等において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保の検討を進める。

第3節 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1項 津波からの防護

- 1 市、又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 2 市、又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行うものとする。
 - (1) 堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
 - (5) 防災行政無線の整備等の方針及び計画
- 3 (1)～(5)の計画については、地震・津波対策編第2章を準用する。

第2項 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は地震・津波対策編第3章第7節を準用する。

第3項 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、鈴鹿市避難情報の判断・伝達マニュアルに定める。

第4項 避難対策等

- 1 地震発生時において津波による避難の指示の対象となる地域は、下表のとおりとする。

なお、市は、理論上最大クラスの津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定する。

表 津波による避難指示対象地域

地区名	避難指示対象地域（町・丁目）
白 子	東江島町、中江島町、江島本町、南江島町、白子本町、白子駅前、白子町、白子一～四丁目、寺家町、寺家一～八丁目
稲 生	稲生町、稲生塩屋一・二丁目
一ノ宮	北長太町、南長太町、長太新町一～四丁目、長太旭町一・二丁目、長太旭町四～六丁目、長太栄町二～五丁目
箕 田	中箕田町、下箕田町、下箕田一～四丁目、北堀江町、北堀江一・二丁目、南堀江二丁目
玉 垣	柳町、土師町、岸岡町、東玉垣町、北玉垣町
若 松	北若松町、若松北一～三丁目、若松東一～三丁目、若松中一・二丁目、中若松町、南若松町
栄	東磯山一～四丁目、磯山一～四丁目、磯山町、五祝町、秋永町

※三重県が平成25年度に発表した三重県地震被害想定調査結果による。

- 2 市は1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ周知を図るものとする。
 - (1) 地域の範囲
 - (2) 想定される危険の範囲
 - (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
 - (4) 避難場所に至る経路
 - (5) 避難指示等の伝達方法
 - (6) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
 - (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- 3 市が、収容避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項を定める。
- 4 避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成する。なお、当該計画は地震・津波対策編第2章第10節を準用する。
- 5 地域の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。
- 6 他人の介護等を要する者（避難行動要支援者）に対しては、支援を行う者の避難に

要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

- (1) あらかじめ個別避難計画を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
 - (2) 津波の発生のおそれにより、避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、高齢者、障がい者等避難行動要支援者やその支援者等関係者を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、避難計画等を策定し、市は自主防災組織等を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
 - (3) 地震が発生した場合、個別避難計画を利用するなどして、高齢者、障がい者等の安否確認、被災状況の把握に努める。
 - (4) 援護の必要な者を発見したときは、避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行う。
 - (5) 市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。
- 7 旅行者、日本語が理解できない外国人等に対する避難誘導等の実施体制について、あらかじめ計画を定めることとする。
- 8 避難所における救護上の留意事項は、次のとおりとする。
- (1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食料及び毛布の支給
 - ウ その他必要な措置
 - (2) 市は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
 - ア 流通在庫の引き渡し等の要請
 - イ 県に対し、県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置
- 9 市は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるように、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- 10 市は、地域特性を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難経路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。
- なお、該計画については第2章第10節を準用する。

第5項 消防機関等の活動

消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置については、地震・津波対策編第3章第7節を準用する。

第6項 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

2 電気

電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講ずる。

3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

4 通信

市及び指定公共機関西日本電信電話株式会社等は、津波からの円滑な避難を確保するため、必要な措置を講ずる。

5 放送

指定公共機関日本放送協会津市局は、津波からの円滑な避難を確保するため、必要な措置を講ずる。

第7項 交通

1 道路

市、都道府県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがある場所での交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。

2 海上

海上保安部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講ずる。

3 鉄道

津波の発生により危険度が高いと予想される区間においては、運行の停止その他運行上の措置を講ずる。

第8項 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する施設の管理上の措置は概ね次のとおり。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食糧等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータ等、情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 学校等にあつては以下の措置を行う。

(ア) 当該学校等が、本市の定める避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置を行う

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

イ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者、移動することが不可能、又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部、又はその支部が設置される施設等の管理者は1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材等の確保

第9項 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救出活動の実施体制

市は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

消防団の充実に関する計画については、地震・津波対策編第2章第14節を準用する。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表時における対応計画は、地震・津波対策編第3章第30節を準用する。

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表時における対応計画は、地震・津波対策編第3章第30節を準用する。

第3項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の発表時における対応計画は、地震・津波対策編第3章第30節を準用する。

第5節 防災訓練計画

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関及び地域住民等との連携体制の強化等を目的として、必要に応じて防災訓練を実施する。計画の内容については、地震・津波対策編2章12節を準用する。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災対策上必要な教育及び広報を推進する。計画の内容については、地震・津波対策編2章第11節及び第14節を準用する。

第7節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第3節第4項1で示された津波避難地域において実施する事業は次のとおりとする。

- 1 避難施設の整備事業
- 2 避難経路の整備事業

第7章 複合災害対策計画

第1節 複合災害に備えた対策

第1項 複合災害への対応

令和6年能登半島地震により被害のあった地域においては、復旧・復興に取り組む中、同年9月の記録的な大雨により大規模な被害が再び発生した。本市において、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫していること、気候変動による水害・土砂災害の発生頻度が高まっていることを踏まえると、「同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）」に備えておく必要がある。複合災害は、想定され得る状況が多種多様であり、災害ごとの特性に応じた対応をできる限り円滑に行うことが基本であることから、災害ごとの対策等の充実を図るとともに、想定する複合災害を整理した上で対策を検討する必要がある。

このため、市、県及び防災関係機関は、地震及び風水害などによる複合災害の発生に備え、必要な体制を確立し、対策を講じていく。

1 災害の種類と想定される複合災害のパターン

複合災害は、同時又は連続して2以上の災害が発生するものであり、その災害の組み合わせや発生順序は多種多様であり、無数の組み合わせが存在する。

(1) 災害の種類

- ア 地震・津波災害
- イ 風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- ウ 重大事故等（危険物施設事故、列車事故、大規模火災、林野火災等）

(2) 複合災害のパターン

- ア 大規模地震により、海岸・河川堤防、水門、砂防施設等に甚大な被害が生じ、著しく機能低下するとともに、地盤が脆弱になる。その後、巨大台風が直撃する。
- イ 巨大台風により、海岸・河川堤防、水門、砂防施設等が損傷、機能低下する。その後、巨大地震が発生。
- ウ 巨大地震が発生。その後、復旧・復興活動中に巨大台風が直撃。

第2節 後発災害に備えた事前防災

第1項 市が実施する対策

1 複合災害に関する知識の普及・啓発

複合災害が発生する可能性を認識するとともに、防災関係機関や市民が複合災害に関する正しい知識と危機意識を持ち、防災対策に取り組めるよう、ウェブサイト、SNS等の様々なツールを活用し、普及・啓発活動に努める。

2 訓練の実施

(1) 複合災害を想定した訓練の実施

防災体制の確立と防災業務関係者の対応力を図り、併せて市民の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。訓練の実施については、風水害対策編第2章第11節及び地震・津波対策編第2章第12節を準用する。

(2) 各種計画等の見直し

訓練の結果を踏まえて、地域防災計画等の見直しに努めることとする。

3 防災体制の整備・強化

(1) 防災施設等の整備

単独の災害時には使用できる防災施設・各種拠点も、複合災害発生時には大きな被害を受け使用できない可能性があることに留意し、あらかじめ代替となる複数の防災施設や拠点の確保に努める。

(2) 資源の配分

複合災害時にはそれぞれの災害に対して限られた要員・資機材を配分する必要があることから、平時から訓練等を通じて要員や資機材の配分調整を行うほか、あらかじめ外部からの支援を早期に要請することを定めておく。

(3) 水防体制の整備

先発災害により堤防等が損傷し、復旧に取り組む中、後発災害が発生することで氾濫危険水位等の基準に達しなくても破堤や浸水被害が発生する可能性があることから、目安となる基準を引き下げた運用を検討するよう、日頃から被害拡大防止のための手法や体制の確立に努める。

4 非常時情報通信施設・設備の整備

(1) 情報通信施設・設備の多ルート化及び二重化

先発災害により施設や設備が被害を受け、復旧に取り組む中、後発災害が発生することにより情報通信施設や設備が使用できない場合を想定し、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化や関連設備の二重化等を行うなど、複合災害発生時においても確実に情報収集・連絡体制を確保できるよう努める。

(2) その他

風水害対策編第3章第4節及び地震・津波対策編第3章第3節に準用する。

5 緊急輸送体制の整備

(1) 代替輸送ルートや輸送手段の検討

先発災害による道路損傷や土石流等により緊急輸送道路等が被害を受け、復旧に取り組む中、後発災害が発生することにより緊急輸送道路等が使用できない場合を想定し、あらかじめ代替輸送ルートや複数の輸送手段を検討する。

また、海上輸送や空路輸送等も含めて関係機関と連携し、あらかじめ必要な体制の整備に努める。

(2) その他

風水害対策編第3章第22節及び地震・津波対策編第3章第22節に準用する。

6 災害医療体制の整備

(1) 医療資源の配分

先発災害に多くの医療資源を投入している状況では、後発災害発生時に必要な医療資源を十分に配分できないおそれがあることに留意し、あらかじめ外部からの支援を早期に要請することを定めておく。

(2) その他

風水害対策編第3章第15節及び地震・津波対策編第3章第16節に準用する。

7 避難対策

(1) 代替避難所の確保

単独の災害時には使用できる避難所も、複合災害発生時には大きな被害を受け、使用できない可能性があることに留意し、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路の確保に努める。

また、発災時に速やかに避難所の再配置を行うとともに、避難者を他の安全な避難所へ移動できるよう、取るべき措置をあらかじめ定めておく。

なお、市の避難所の受入れ可能数を事前避難者の数が超過する等、市町域を越える広域避難を実施する必要が生じた場合、県、市が調整し、広域避難を実施する。

(2) その他

風水害対策編第3章第10節及び地震・津波対策編第3章第11節を準用する。

第2項 その他防災関係機関が実施する対策

1 防災体制の整備・強化

(1) 防災施設等の整備

単独の災害時には使用できる防災施設・各種拠点も、複合災害発生時には大きな被害を受け使用できない可能性があることに留意し、あらかじめ代替となる複数の防災施設や拠点の確保に努める。

(2) 資源の配分

複合災害時にはそれぞれの災害に対して限られた要員・資機材を配分する必要があることから、平時から訓練等を通じて要員や資機材の配分調整を行うほか、あらかじめ外部からの支援を早期に要請することを定めておく。

2 非常時情報通信の整備

(1) 情報通信施設・設備の多ルート化及び二重化

先発災害により施設や設備が被害を受け、復旧に取り組む中、後発災害が発生す

ることにより情報通信施設や設備が使用できない場合を想定し、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化や関連設備の二重化等を行うなど、複合災害発生時においても確実に情報収集・連絡体制を確保できるよう努める。

第3項 市民が実施する対策

1 防災対策の推進

複合災害が発生する可能性を認識するとともに、複合災害に関する正しい知識と危機意識を持ち、防災対策に取り組めるよう学習に努める。

また、複合災害では、単独の災害と比べて被害が拡大する可能性が高まることから、あらかじめ本市が提供する洪水ハザードマップや土砂災害警戒区域マップ等を確認するなど、情報収集に努める。

さらに、複合災害に対して、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助を強化するとともに、その備えを定期的に確認するよう努める。

(1) 生活必需品の備蓄

各家庭において、3日分以上の食料、飲料水、簡易トイレ等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の常備等の対策を図り、発災後、支援があるまでの間、自らの命を自らで守るための備えに努める。

(2) 防災気象情報等の活用

複合災害への対処として有効な県や市町が発信する防災関連情報や気象庁が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「高解像度降水ナウキャスト」などの防災気象情報などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、発災時には不要不急の外出を避け、川・崖・低地など危険な場所に近づかないなどの自らの身を守るための行動を学習するよう努める。

(3) 避難対策

あらかじめ避難場所を確認するほか、被災状況に応じて速やかに避難できるよう、自らの命を守るために必要な情報を整理しておく。

第4項 企業・事業所が実施する対策

1 防災対策の推進

各企業・事業所において、複合災害が発生する可能性を認識するとともに、複合災害に関する正しい知識と危機意識を持ち、防災対策に取り組めるよう従業員等に対して教育・啓発の実施に努める。

また、複合災害時に顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産機能の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、災害予防・減災対策に努める。

(1) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄・資機材の確保

事業所等の耐震化、暴風対策や浸水対策等の安全性確保のための取組を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及

び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

(2) 防災気象情報等の活用

複合災害への対処として有効な県や市町が発信する防災関連情報や気象庁が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「高解像度降水ナウキャスト」などの防災気象情報などの活用方法を従業員に周知するよう努める。

また、発災時には不要不急の外出を避け、川・崖・低地など危険な場所に近づかないなどの自らの身を守るための行動を学習するよう従業員に対して周知する。

(3) 避難対策

あらかじめ避難場所を確認するほか、被災状況に応じて速やかに避難するために必要な情報を整理しておくよう、従業員に対して周知する。

第3節 先発災害発生後の対策及び後発災害後の対策

第1項 市が実施する対策

実施する対策は、第2部風水害対策編第3章災害応急対策計画及び第3部地震・津波対策編第3章を準用する。

特に災害発生時には、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し、被害状況を把握するとともに、被害を受けている場合は応急対策を実施するなど、次の災害に備えた対策を実施する。

第2項 その他の防災関係機関が実施する対策

実施する対策は、第2部風水害対策編第3章応急対策計画第2.2節及び第3部地震・津波対策編第3章応急対策計画第2.3節を準用する。

第4節 複合災害からの復旧・復興対策

第1項 市が実施する対策

第2部風水害対策編第4章及び第3部地震・津波対策編第4章に準用する。

第2項 市民が実施する対策

第2部風水害対策編第4章及び第3部地震・津波対策編第4章に準用する。

第3項 企業・事業者が実施する対策

第2部風水害対策編第4章及び第3部地震・津波対策編第4章に準用する。